

令和元年度

**東北食料・農業・農村を巡る情勢
(情勢編)**

令和2年12月

**農林水産省
東北農政局**

「東北食料・農業・農村を巡る情勢」は、東北地域における食料・農業・農村に関する動向、主要施策への取組状況や課題等を取りまとめて公表することにより、これらに理解・関心を深めていただき、各地域での食料・農業・農村分野の様々な取組をさらに進めていただくため、作成しています。

- 本報告の年次は、原則として和暦と西暦を並記しています。法律名や予算の引用が必要となる場合の年次は、和暦を用いています。
- 本報告は、原則として令和2年3月末日までに公表された統計データに加え、東北農政局、他関係機関諸団体が作成している関連の統計表を用いて編集しています。
- 本報告書発行後、数値が概数値から確定値となる等により変わる場合がありますので、利用に当たっては、各種報告書又は農林水産省（東北農政局）のWebサイトで提供している「統計データ」、関係資料をご確認ください。

令和元年度 東北食料・農業・農村を巡る情勢（情勢編） ＜ 目 次 ＞

第1章 自然災害及び東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等

1. 令和元年東日本台風等による被害	
（1）被害状況	3
（令和元年東日本台風は、東北地方の多くの地点で観測史上1位となる大雨）	3
（2）対応策等の取組状況	5
（人的支援等）	5
（支援対策の周知）	5
（3）復旧状況	6
（フォローアップの実施）	6
（農地の復旧・復興は着実に進展）	6
（その他事業の実施状況）	6
2. 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組	7
（1）地震・津波からの復旧・復興に向けた取組	7
ア 被災3県の農地・農業用施設の復旧状況	7
（農地の復旧状況は、岩手県100%、宮城県99.5%、福島県72.5%）	7
イ 直轄災害復旧事業の実施状況	8
（直轄災害復旧事業を実施中の地区は残り3地区）	8
ウ 食料生産地域再生のための先端技術展開事業の成果	10
（岩手県、宮城県及び福島県で平成30(2018)年度から13課題を開始）	10
（2）東京電力福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組	12
ア 農業分野における放射性物質対策	12
（検査、農地除染、営農再開及び被災地産食品の販売促進等の対策を実施）	12
イ 米の安全確保	13
（米の安全確保に向け、きめ細かい検査や作付制限等を実施）	13
ウ 果実の安全確保	14
（放射性物質の低減対策や収穫後の検査等を実施）	14
エ 畜産物の安全確保	15
（基準に沿った飼養管理や放射性物質の移行低減対策等を実施）	15
（3）原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援等	16

ア	水稲作付面積の年次別推移	16
	(市町村等の意向を確認しながら、営農再開に向けて条件整備)	16
イ	原子力被災12市町村の営農再開状況	17
	(<small>みなみそうまし</small> 南相馬市、 <small>ならはまち</small> 檜葉町などで、米の作付けが拡大)	17
ウ	関係機関が連携した営農再開推進チームの取組状況	18
	(被災農業者への個別訪問を実施)	18
(4)	被災地産食品の利用・販売促進に向けた動き	19
	(被災地復興を目的としたイベントや福島県産品の斡旋・販売を実施)	19
(5)	原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動向	20
	(香港、中国、台湾及び韓国等で続く輸入停止措置)	20
3.	新型コロナウイルスへの対応	22
(1)	東北地方における情勢	22
	(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い社会経済や国民生活等に甚大な影響)	22
(2)	東北地方の農業及び食品産業への影響	23
	(農業及び食品産業に様々な影響が発生)	23
(3)	東北農政局の取組	23
	(消費拡大に向けた取組を実施)	23

第2章 食料の安定供給の確保に向けた取組

1.	食料自給率	27
(1)	食料自給率の動向	27
	(東北各県の食料自給率(カロリーベース及び生産額ベース)は、高水準を維持)	27
(2)	食料自給率の向上に向けた取組の展開	28
	(「フード・アクション・ニッポン」により、国産食材の消費を拡大)	28
	(米粉の利用拡大に向けて積極的な取組)	29
2.	食育の推進と日本食文化の維持・継承	30
(1)	食育推進の取組	30
	(211市町村が食育推進計画を作成)	30
(2)	日本食文化の維持・継承	31
	(東北では4地域が <small>セイバー</small> SAVORJAPANに認定)	31
3.	食の安全と消費者の信頼確保	32
(1)	GAP(農業生産工程管理)の取組状況	32
	(GAPの指導員数及び認証取得件数は、前年より大幅に増加)	32
(2)	家畜伝染病への対応	34
	(東北に迫る豚熱発生リスクと各県の対応)	34
(3)	動植物防疫への取組	35

(動植物防疫のための取組支援)	35
(4) 消費者の信頼の確保	36
(食品表示の適正化及び食品トレーサビリティの推進)	36
(米トレーサビリティ法)	37
(5) 食品ロスの削減に向けた取組	38
(令和元(2019)年度フードバンク活動促進情報交換会を開催)	38
4. 卸売市場の動向	39
(管内の卸売市場の取扱実績額は近年減少傾向)	39
5. 6次産業化等の推進	40
(1) 6次産業化の推進	40
(総合化事業計画の認定件数は、376件)	40
(農商工等連携事業計画の認定件数は、76件)	41
(6次産業化における農業生産関連事業の年間総販売金額は福島県が東北1位)	43
(2) 地産地消の取組の推進	44
(190市町村が地産地消促進計画を策定)	44
(3) 地理的表示(GI)保護制度の登録状況	45
(地理的表示保護制度に22産品が登録)	45
(4) 農林水産物・食品の輸出促進	47
(農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組)	47

第3章 強い農業の創造に向けた取組

1. 農業産出額	51
(野菜、米、果実等の増加により、農業産出額は4年連続の増加)	51
(全国第20位までに東北全県がランクイン)	52
(農業産出額全国上位30市町村までに東北の4市がランクイン)	53
(米の農業産出額全国上位20市町村までに東北の12市町村がランクイン)	54
(野菜部門の1位品目はやまのいも、果実部門の1位品目はりんごが最多)	55
2. 農業経営の動向	57
(1) 農業経営体の経営収支	57
(農業経営体の農業所得は4年ぶりに減少、収益性は酪農部門が最も高い水準)	57
(2) 営農類型別の経営状況	58
(1経営体当たりの農業所得は露地野菜作経営、施設野菜作経営で増加)	58
3. 農地利用の状況	59
(1) 農地の状況	59
(耕地面積のうち、田は72%)	59
(田畑計の耕地利用率は83.6%で、前年並み)	62

(荒廃農地面積は、横ばいで推移)	63
(2) 担い手に対する農地の利用集積	64
(担い手に対する農地集積率は、年々上昇)	64
(ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積が大幅に進展)	66
(農地中間管理機構の転貸実績は、青森県、岩手県、福島県で前年度を上回る)	67
(農地中間管理機構の寄与度は、秋田県を中心に全県で全国平均超え)	68
(東北の人・農地プランは3,990地区で実質化)	68
4. 農業経営体等の動向	69
(1) 農業経営体の動向	69
(農業経営体数は減少傾向であるが、大規模経営体は増加)	69
(2) 家族経営体・組織経営体の動向	70
(組織経営体は経営体数、法人化している経営体数ともに増加)	70
(3) 基幹的農業従事者の動向	71
(基幹的農業従事者は年々減少も、平成31(2019)年の49歳以下は前年並み)	71
5. 担い手の育成・確保	72
(1) 認定農業者の動向	72
(認定農業者数は、前年より減少)	72
(2) 集落営農の動向	73
(進む集落営農の法人化)	73
(3) 企業参入の動向	75
(農地のリース方式による企業等の参入は、法改正前の4.3倍)	75
(4) 農地所有適格法人の動向	76
(農地所有適格法人数は、増加の傾向)	76
(5) 新規就農者の動向	77
(新規就農者、各県増加傾向)	77
(6) 後継者確保に向けた取組	78
(農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)事業や農の雇用事業の活用等を推進)	78
6. 女性農業者の活躍	79
(農業女子プロジェクトメンバーの活躍)	79
(農協役員、農業委員に占める女性の割合は、それぞれ8.1%、12.6%)	80
7. スマート農業による生産性向上への取組	81
(スマート農業実証プロジェクトが10地区でスタート)	81
8. 環境保全型農業の推進	82
(エコファーマーの認定件数は、年々減少)	82
9. 経営所得安定対策等の実施状況	83

(1) 畑作物の直接支払交付金	83
(畑作物の直接支払交付金の申請件数は7,684件、作付計画面積は5万4,150ha)	83
(2) 水田活用の直接支払交付金	84
(水田活用の直接支払交付金の申請件数は7万5,363件、作付計画面積は10万7,888ha)	84
(3) 収入減少影響緩和交付金	85
(収入減少影響緩和交付金の申請件数は2万7,698件、申請面積は18万5,230ha)	85
10. 農作業事故の状況	86
(農作業事故件数は、前年より減少)	86
11. 農業を支える農業関連団体	87
(1) 農業協同組合の動向	87
(総合農協数、組合員数は、いずれも減少)	87
(2) 農業委員会の動向	88
(2,491人の農地利用最適化推進委員が委嘱)	88
(3) 農業共済団体の動向	89
(農業共済団体の取組)	89
(4) 農業保険(収入保険・農業共済)の取組について	90
(農業保険(収入保険・農業共済)の取組)	90
(5) 土地改良区(水土里ネット)組織の動向	92
(土地改良区は前年から減少し、381地区)	92

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化に向けた取組

1. 農業生産基盤の整備・保全	95
(1) 国営かんがい排水事業の実施状況	95
(国営かんがい排水事業は、23地区で実施)	95
(2) 国営総合農地防災事業の実施状況	96
(国営総合農地防災事業は、1地区実施中)	96
(3) ため池対策の実施状況	98
(福島県内のため池の放射性物質対策は、交付申請717か所に対して完了421か所)	98
2. 農村の持つ多面的機能の発揮	99
(1) 日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)の実施状況	99
(多面的機能支払交付金の取組面積は、44万2,600ha)	99

(2) 日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金）の実施状況	100
（中山間地域等直接支払交付金の取組面積は、7万200ha）	100
(3) 日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払交付金）の実施状況	101
（環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は、1万8,800ha）	101
3. 野生鳥獣による農作物の被害状況	102
（野生鳥獣による農作物被害額は、13億円）	102
4. 再生可能エネルギー等の利用促進	103
(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の取組状況	103
（18市町村が農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成）	103
(2) バイオマス産業都市の構築状況	104
（11市町村がバイオマス産業都市に選定）	104
(3) 小水力発電の整備状況	105
（小水力発電整備完了施設は29施設、計画・建設中の施設は11施設）	105
5. 農山漁村地域活性化等の取組	106
(1) 農山漁村活性化への取組状況	106
（273地区が農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定）	106
（各地で様々な共生・対流の取組を展開）	107
(2) 棚田地域への取組	108
（東北における「日本の棚田100選」と各県の取組状況）	108
(3) 子ども農山漁村交流プロジェクトへの取組状況	109
（38か所が子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れモデル地域に選定）	109
6. 農業と多様な分野との連携	110
(1) 農福連携の推進	110
（福祉農園の開設・拡充等、11地域の取組への支援を実施中）	110
(2) 農泊への取組	111
（農泊ビジネスの体制構築等を支援）	111

参考1 表彰実績（P.115～127）

参考2 東北農業の概要（P.131～163）

I 東北の農業の概要	131
II 主要農畜産物等の生産動向	133
1. 米	133
（水稻作付面積、収穫量は、前年産より増加）	133
（主食用米の作付面積は、前年産より減少）	136

(飼料用米の作付面積は、前年産よりやや減少)	137
(業務用米の安定供給に向けた積極的な取組)	139
(輸出用米の安定供給に向けた積極的な取組)	140
2. 麦類	141
(小麦の収穫量は、前年産より増加)	141
(六条大麦作付面積、収穫量は、前年産より増加)	143
3. 大豆、そば	144
(大豆作付面積は前年産に引き続き減少、収穫量は、前年産より増加)	144
(そば作付面積、収穫量は前年産より増加)	146
4. 主要野菜	148
(主要野菜作付面積、収穫量は、前年産より減少)	148
5. 主要果樹	149
(収穫量の全国に占める割合の高いおうとう、西洋なし、りんご)	149
6. 花き(切り花類)	150
(切り花類の作付面積、出荷量は、前年産より減少)	150
7. 地域特産農作物	151
(葉たばこの収穫面積、収穫量は、前年産より減少)	151
(ホップの収穫面積は、前年産より減少、収穫量は、前年産より増加)	152
8. 畜産・飼料作物	153
(1) 乳用牛	153
(乳用牛飼養戸数、飼養頭数は、前年より減少)	153
(2) 肉用牛	155
(肉用牛飼養戸数、飼養頭数は、前年より減少)	155
(3) 豚	157
(豚飼養戸数、飼養頭数は、前年より減少)	157
(4) 採卵鶏	159
(採卵鶏飼養戸数、飼養羽数は、前年より減少)	159
(5) ブロイラー	161
(ブロイラー飼養戸数、飼養羽数は、前年より減少)	161
(6) 飼料作物の生産動向	163
(飼料作物作付面積は、前年より減少)	163



第1章

自然災害及び東日本大震災からの 復旧・復興に向けた取組等

第1章 自然災害及び東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等

1. 令和元年東日本台風等による被害

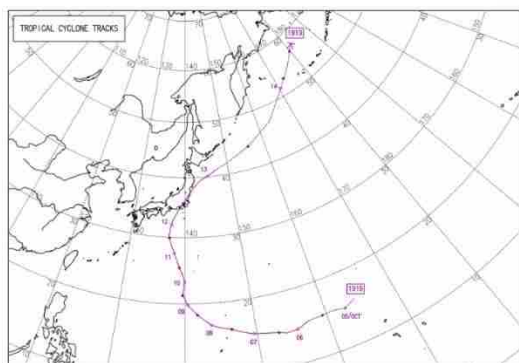
(1) 被害状況

(令和元年東日本台風は、東北地方の多くの地点で観測史上1位となる大雨)

- 令和元年東日本台風（台風第19号）は、福島県、宮城県、岩手県を含む1都12県で大雨特別警報が発表され、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新する等記録的な大雨となりました。10月11日から13日までの総降水量は、東日本を中心に17地点で500mmを超え、宮城県丸森町筆甫で607.5mm、岩手県普代で467mm、福島県川内で453mmなど、10月1か月分の平年値の3～4倍の雨量となりました（図表1-1）。
- また、10月24日～26日にかけて西日本から北日本の太平洋側沿岸に沿って低気圧が進み、この低気圧に向けて南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上にあった台風第21号からも湿った空気が流れ込み、東北地方で大雨となりました。総降水量は、太平洋側を中心に広い範囲で100mmを超え、福島県浪江町では251.5mmの雨量となりました。
- これらの台風に伴う大雨により、河川の氾濫、堤防決壊や越水が発生し、決壊に伴って、宮城県、福島県を中心に農地や果樹園への流出土砂の堆積、ほ場等への稲わらの堆積、ビニールハウスや農業用機械等の損壊や水稻、大豆、野菜、果樹、花きの冠水・水没、収穫物の浸水など甚大な被害が発生しました。
- これによる全国の農林水産関係の被害額は3,446億円（令和2年4月10日現在）、うち東北地方の被害額は、農業関係1,217億円、林業関係277億円、水産関係34億円で合わせて1,528億円となりました（令和2年3月31日現在）（図表1-2）。

図表 1-1 令和元年東日本台風等の経路図及び東北地方の期間降水量

令和元年東日本台風の経路図



令和元年東日本台風は、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、勢力を維持したまま関東地方を北東に進み、13日未明には福島県、明け方には宮城県沖、その後、三陸沖を北東に進み、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧に変わる。

資料：「台風経路図」気象庁ホームページより

東北地方の期間降水量
(10月11日～10月13日)

観測地点	県	市町村	降水量 (mm)
筆甫(ヒツポ)	宮城県	伊具郡丸森町	607.5
譜代(フダイ)	岩手県	下閉伊郡普代村	467.0
川内(カウチ)	福島県	双葉郡川内村	453.0
小本(オホト)	岩手県	下閉伊郡岩泉町	450.0
丸森(マルモリ)	宮城県	伊具郡丸森町	441.0
宮古(ミヤコ)	岩手県	宮古市	417.5
仙台(センダイ)	宮城県	仙台市宮城野区	401.0
鷺倉(サクラ)	福島県	福島市	397.5
雄勝(オウカ)	宮城県	石巻市	391.0
白河(シらか)	福島県	白河市	380.5

資料：アメダス（速報値）

図表 1-2 令和元年東日本台風による農業関係被害額及び被害状況

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
農地・農業用施設	1億4,260万円	13億4,300万円	524億4,043万円	2,384万円	3億2,263万円	527億9,300万円	1,070億6,550万円
農業関係施設		1億9,402万円	61億4,920万円	438万円	1,615万円	1億1,023万円	64億7,398万円
農作物・樹木等		4億0,401万円	36億5,084万円	570万円	9,090万円	22億6,438万円	64億1,583万円
貯蔵収穫農産物			3億9,415万円				3億9,415万円
農業集落排水			4億9,345万円				4億9,345万円
畜産等		3,364万円	6億5,738万円			1,480万円	7億 582万円
県所管施設			1億1,320万円				1億1,320万円
農業関係被害額 計	1億4,260万円	19億7,467万円	638億9,865万円	3,392万円	4億2,968万円	551億8,240万円	1,216億6,193万円

令和2年3月31日現在



浸水した水稲



堆積した土砂や稲わら



冠水したレタス



樹園地(もも)の浸水



りんごの倒木及び落果



田耕地への土砂流入



冠水した農業機械



倒壊した農業用ハウス



農道に土砂や流木が堆積

(2) 対応策等の取組状況

(人的支援等)

- 東北農政局では、10月11日に「東北農政局災害対策本部準備会合」を開催、10月12日には「東北農政局災害対策本部」を設置し、関係県拠点に対し情報収集体制の確保、県庁等へのリエゾン派遣を行いました。
- 10月13日以降、岩手県、宮城県、山形県及び福島県の各県庁、被災市町村へ順次リエゾンを延べ120人派遣し、被害情報の迅速かつ的確な把握に努めました。
- 10月17日以降、被害を受けた農地・農業用施設等の早期復旧のため、宮城県、福島県へ技術職員を延べ1,096人派遣し、技術的助言や指導等を実施しました。
- 10月12日以降、被災市町に排水用ポンプの貸与を14カ所(42台)行いました。

(支援対策の周知)

- 農林水産省において10月25日に被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるよう営農継続に必要な農林水産関係被害への支援対策を決定したことから、10月28日に宮城県仙台市において地方公共団体、農協等の関係者に対する説明会を開催し、当該支援対策を周知しました。
- また、11月7日に被災者の生活・生業の再建に向けて緊急に対応すべき施策として「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」(図表1-3)が取りまとめられたことから、11月11日に宮城県仙台市、11月13日に福島県郡山市において、被災した地方公共団体、農林漁業者に対する説明会を開催し、支援等を周知しました。
- この他、岩手県内の9市町村、宮城県内の21市町及び福島県内8の市町村において、県、市町村、JA、被災農業者等に対する説明会を随時開催し、合計78回の開催で約1500人に対し、支援策の詳細を説明しました。
- 今回の支援策は、従前からの支援に加え、ほ場等に堆積した稲わら等の処理に係る支援や保管中の米が浸水した農家への営農再開支援等、実態に合わせて強化されました。

図表 1-3 生活・生業支援パッケージ（農林漁業者の支援）のポイント

<p>稲作農家に対する支援</p> <p>【堆積した稲わら等の撤去に対する支援】 ・環境省と連携し、ほ場から廃棄物処理まで切れ目のない支援スキームを構築。 ・ほ場等に堆積した稲わら等の撤去に要する経費を支援。</p> <p>【保管中の米が浸水被害を受けた農家への支援】 ・収穫後倉庫に保管していた米が浸水により被害を受けた農家を対象に、営農を再開するために行う土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備等の取組に要する経費を支援。</p> <p>【河川堤防の決壊等により地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農家の継続に対する支援】 ・稲作農業の継続に向け、追加的に行う土づくりやほ場準備のための作業委託費等を支援。</p>	<p>果樹に対する支援</p> <p>【堆積した土砂等の撤去に対する支援】 ・りんご・ももなどの果樹園地に堆積した土砂等の撤去を支援</p> <p>【樹体保護・樹勢回復等に対する支援】 ・浸水被害により樹勢が低下した園地において、次期作に向けた樹体保護・樹勢回復等の取組を支援</p> <p>【植替え等に対する支援】 ・樹体の衰弱が著しい園地については、植替えやその後の幼木管理に要する経費を支援 ・特に、大規模な植替え(経営面積の過半)を行う園地においては、大苗の育成による早期成園化や代替園地での営農等の取組を支援</p>
<p>農地、農業用ハウス・機械、林野、水産関係への支援</p> <p>【農業用機械等の導入支援】 ・農業用ハウス・農業用機械等の導入に要する経費の支援 ・共同利用施設等(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設等)の再建・修繕に要する経費の支援</p> <p>【営農再開に向けた支援】 ・被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的種子・種苗の確保、集出荷施設等の簡易な補修 ・家畜導入、乳房炎の治療・予防管理、畜舎の補修や粗飼料の購入等に要する経費の支援</p> <p>【災害関連資金の特例】 ・運転資金・被災した施設の復旧のための貸付利率の5年間実質無利子化・貸付限度額の引き上げ等</p> <p>【農地・農業用施設等の早期復旧の支援】 ・激甚指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ(農地83%→96%、農業用施設92%→98%) ・机上査定限度額の引上げによる災害査定効率化 ・査定前着工制度の活用による早期復旧の支援</p>	<p>林野関係の被害に対する支援</p> <p>・治山事業や森林整備事業により被災した山林の早期復旧を支援 ・荒廃森林の復旧整備や山地災害発生危険性の高い地区の事前防災・減災対策を計画的に支援 ・被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備に要する経費の支援</p> <p>水産関係の被害に対する支援</p> <p>・漁港施設等の復旧を進めるとともに、防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援 ・荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等の再建・修繕等に要する経費の支援 ・漁場等に堆積・漂流する流木等の漁業者等による回収・処理に要する経費を支援</p>

(3) 復旧状況

(フォローアップの実施)

- 東北地方の中でも特に被害が大きかった市町村の被災農業者に対しては、定期的に営農再開の進捗状況等の聞き取りをするとともに、東北農政局として可能な限り支援するなど、継続的なフォローアップに努めました。

(農地の復旧・復興は着実に進展)

- 宮城県における被災農地（8,857ha）のうち災害復旧事業の対象面積は509ha（6%）であり、そのほとんどが丸森町の農地（469ha）となっています。被害が甚大であった丸森町では、災害査定を簡易な方法で実施したことから、詳細な現地調査を行った上で、復旧工事を行う予定となっています。

また、福島県における被災農地（3,650ha）のうち災害復旧事業の対象面積は419ha（11%）であり、順次、復旧工事を行っています（図表 1-4）。

(その他事業の実施状況)

- 堆積した稲わらの処理については37万m³、保管米の浸水被害対策については108ha、土づくり対策については249haで事業を実施しました（図表 1-4）。
- 農業用機械・ハウス等については強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）、野菜については種子・種苗等の購入費を補助する持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）、果樹については樹園地の消毒等を支援する持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）等の各種支援対策を実施することにより、各被災農業者の営農再開を支援しました。

図表 1-4 営農再開及び復旧状況（令和2（2020）年3月時点）

（農地の復旧状況）

	被災農地	災害復旧対象面積
宮城県	8,857ha	509ha
福島県	3,650ha	419ha

（農地以外の復旧状況）

	堆積した稲わらの処理	保管米の浸水被害	土づくり対策
東北	370,000m ³	108ha	249ha

2. 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

(1) 地震・津波からの復旧・復興に向けた取組

ア 被災3県の農地・農業用施設の復旧状況

(農地の復旧状況は、岩手県 100%、宮城県 99.5%、福島県 72.5%)

- 東日本大震災による津波で被災した農地面積（農地転用等の面積を除く。）のうち営農再開が可能となった農地面積の割合は、令和2(2020)年3月末時点、岩手県では100%、宮城県では99.5%となっていますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、避難指示区域を抱える福島県では72.5%となっています（図表1-5）。
- また、農地・農業用施設等の復旧進捗状況（全体）は、令和2(2020)年3月末時点、農地では93.1%、排水機場では100%、農地海岸堤防では97.6%となっています（図表1-6）。

図表 1-5 農地の復旧（被災3県別、令和2(2020)年3月末時点）

区分	津波被災農地面積 (農地転用等を除く)	営農再開可能面積 (平成31(2019)年 3月末までに復旧)	営農再開可能面積 (令和2(2020)年 3月末時点)	令和2(2020)年3月末 時点での復旧状況 (%)
岩手県	550	550	550	100.0
宮城県	13,710	13,610	13,640	99.5
福島県	4,480	3,040	3,250	72.5

(単位:ha)



資料：東北農政局作成



被災直後の農地



がれき除去



復旧後の農地

図表 1-6 農地・農業用施設等の復旧進捗状況（令和2(2020)年3月末時点）

区分	被災3県の被害状況 (復旧対象)	復旧の進捗状況 (令和2(2020)年 3月末時点)	令和2(2020)年3月末 時点での復旧状況 (%)
農地(ha)	18,740	17,440	93.1
排水機場(箇所)	96	96(うち復旧完了は94)	100.0
農地海岸堤防(地区)	124	121(うち復旧完了は108)	97.6

資料：東北農政局作成

注：1) 農地海岸堤防の被害状況には、福島県の未査定3地区を含む。

2) 復旧の進捗状況とは、農地では営農再開可能となった面積の合計値。排水機場では復旧完了及び復旧工事実施中の箇所の合計値。農地海岸堤防では復旧完了及び復旧工事実施中の地区の合計値。

イ 直轄災害復旧事業の実施状況

(直轄災害復旧事業を実施中の地区は残り3地区)

- 直轄災害復旧事業は、津波被災地区及び地震被災地区各々6地区で行われ、令和2(2020)年3月末までにそれぞれ4地区、5地区が完了しています(図表1-7)。
- これらの事業費は、津波被災地区では1,525億円、地震被災地区では158億円となっています。

図表1-7 農地の復旧・整備 事業実施地区(令和2(2020)年3月末時点)

津波被災地区	番号	地区名	県名	災害内容	事業費(億円)	備考
	①	定川	宮城県	排水機場 排水路等	28	完了
②	仙台東	宮城県	排水機場 排水路等	321	実施中	
			農地復旧	173		
			除塩 区画整理	316		
小計				884		
③	名取川	宮城県	排水機場 排水路等	155	完了	
④	亶理山元	宮城県	排水機場 排水路等	123	完了	
⑤	亶理山元 (農地海岸)	宮城県	堤防工 防潮水門等	163	完了	
⑥	南相馬	福島県	排水機場 排水路	173	実施中	
計					1,525	

地震被災地区	番号	地区名	県名	災害内容	事業費(億円)	備考
	①	迫川上流・ 荒砥沢ダム (再度災害復旧)	宮城県	流入工 排泥工		1 完了
②	迫川上流	宮城県	揚水機場 幹線水路		2 完了	
③	河南	宮城県	排水機場 用水路		5 完了	
④	白河矢吹	福島県	羽鳥ダム(堤体) 付帯施設		33 完了	
⑤	阿武隈川上流	福島県	西郷ダム(堤体) 付帯施設		6 完了	
⑥	請戸川	福島県	大柿ダム(堤体) 幹・支線用水路		110 実施中	
計					158	

資料：東北農政局作成

- 注：1) 国直轄事業とは、国自らが実施する事業のこと
- 2) 事業費は四捨五入した金額のため、小計と計が一致しない場合がある。



資料：東北農政局作成

事業実施地区の例① 「仙台東地区」ほ場整備事業概要と農地整備状況（令和2（2020）年3月末時点）

- 地区内を27の用水ブロックに区切り、工事計画案及び換地計画原案を確定したうえで、順次、工事を実施
- 平成30年度までに大区画化工事が完了した1,900haで効率的な営農が展開



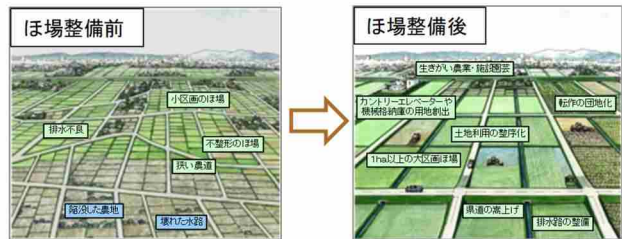
○事業概要

地区面積 : 2,170ha（農地、道路・水路含む）
 主要工事 区画整理 : 1,900ha
 工期（予定） : 平成23年度～令和2年度

・換地区毎に、次のような整備を行う。

換地区別	〈現況の整備状況〉	〈計画（整備方針）〉
高砂換地区	30a区画、パイプライン	→ 90a区画化
七郷換地区	30a区画、開水路	→ 90a区画化、パイプライン化
六郷換地区	10a区画、土水路	→ 1ha区画化、パイプライン化

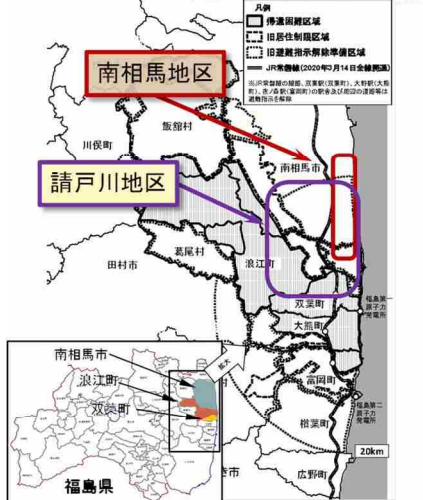
・六郷換地区の整備イメージ図



事業実施地区の例② 福島県内の国直轄災害復旧事業

避難指示区域の概念図

令和2（2020）年3月10日時点



・・・請戸川地区の進め方・・・
 福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画に即して、避難指示区域の見直し等に即した段階的な復旧を進めている

○南相馬地区

- ・自治体からの要請を受け、排水機場を国が自治体に代わり復旧
- ・平成25年度から復旧に着手（排水機場8箇所、排水路3路線）
- ・令和2年3月末で排水機場7箇所が稼働、排水路3路線が復旧済み

被災した排水機場



復旧が完了した排水機場



○請戸川地区

- ・請戸川地区（南相馬市、浪江町、双葉町）の営農再開に向けて、農業用水を安定的に供給するため、農業用施設を復旧
- ・平成25年度から復旧に着手（ダム1基、頭首工5箇所、用水路20路線）
- ・平成29年4月から南相馬市小高区へ、平成30年4月から浪江町（一部）への用水供給が再開



資料：東北農政局作成

ウ 食料生産地域再生のための先端技術展開事業の成果

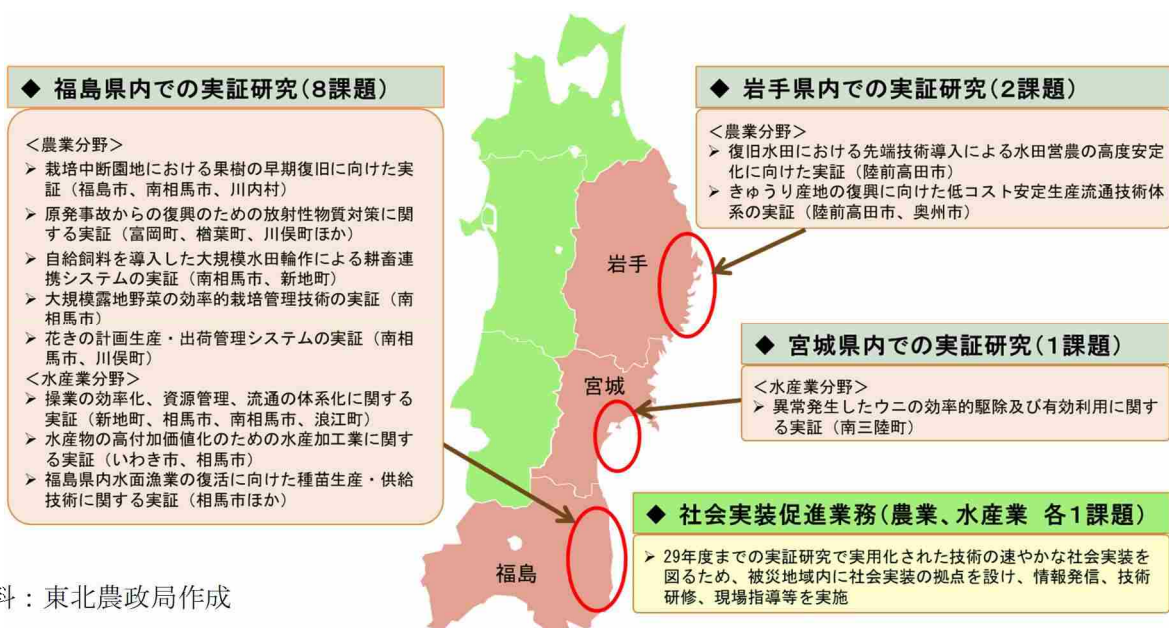
(岩手県、宮城県及び福島県で平成30(2018)年度から13課題を開始)

- 平成23(2011)年度から平成29(2017)年度まで、先端技術を用いて被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業の育成を図るため、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」(略称：先端プロ)を実施しました(図表1-8)。
- 同事業において、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度まで、新たな状況変化に起因する技術的課題を解決するための実証研究(11課題)及び実用化された技術の速やかな社会実装を図るための社会実装促進業務(農業分野と水産業分野で各1課題)を実施しています(図表1-9)。

図表 1-8 食料生産地域再生のための先端技術展開事業(平成25(2013)～29(2017)年度)

◆ 岩手県 ～中山間・冷涼気候地域における高付加価値型の営農技術実証による復興促進支援～ (3課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉄コーティング湛水直播による省力化・低コスト化技術並びに直播適性及び地域適用性の高い品種の導入を実証(陸前高田市) ➢ 地域木材を活用した木骨ハウスの開発、木質資源の活用による低コスト暖房技術等を実証(陸前高田市) ➢ ユズ、リンゴ及びブドウにおいて、生産・加工技術を実証(陸前高田市、大槌町)
◆ 宮城県 ～低コスト大規模営農技術を核とした経営力向上による復興促進支援～ (3課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ ブラウ耕乾田直播や鉄コーティング湛水直播の技術により、大区画圃場に対応水稲-麦-大豆の2年3作体系等を実証(名取市) ➢ トマト及びいちごの大規模施設栽培において、収益率の倍増を可能とする省力・高品質・多収生産技術の体系化等を実証(山元町) ➢ ぶどう品種「シャインマスカット」において、高収益率(倍増以上)を可能とする生産体系等を実証(山元町)
◆ 福島県 ～放射性物質の影響を受けた地域における早期営農再開への支援～ (4課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ トルコギキョウの大規模水耕栽培において、単位面積当たりの所得増加を可能とする生産体系等を実証(いわき市) ➢ 浜通り地域の野菜種苗供給産地の再生に向け、高付加価値苗生産技術を実証(南相馬市) ➢ ナシ・カキ産地の再生に向け、新樹形による早期成園化技術、あんぼ柿の短期生産技術等を実証(福島市、伊達市) ➢ 持続的な酪農経営の再開に向け、放射性物質濃度の低い自給粗飼料の高効率生産体系の構築等の生産・管理技術を実証(福島市)
◆ 水産 (岩手県2課題、宮城県3課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 天然資源への影響を軽減した持続的な漁業・養殖システムの実用化・実証、地域資源を活用した高付加価値型の水産業・水産加工業の実用化・実証(岩手県) ➢ 貝類養殖業の安定化、省コスト・効率化のための実証、サケ科魚類養殖業の安定化、省コスト・効率化のための実証、未利用魚等を活用した水産加工品の開発(宮城県)
◆ 技術・経営診断技術開発
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開発された先端技術の有効性の評価、経営診断技術の開発、オープンラボを拠点とした情報発信を実施(岩手県、宮城県、福島県)

図表 1-9 食料生産地域再生のための先端技術展開事業(平成30(2018)～令和2(2020)年度)



資料：東北農政局作成

社会実装促進業務「農業分野」

社会実装の取組方策

- 岩手県拠点、宮城県拠点、福島県拠点を設け、それぞれにオープンラボを設置し、成果展示、情報発信（ホームページ）、行政機関との調整、事業の進捗を管理する。農研機構東北農研センターは中核拠点として全体を総括する。
- 展示圃を設置運営し、普及組織・JAと連携して、現地セミナー、研修会、実習を行い導入支援する。

岩手県拠点

- 鉄コーティング湛水直播等の省力化技術
(岩手農研・岩手種苗センター)
普及目標: 1,218ha⇒2,000ha (県下全域)
- イブシ・ハウワ被覆による法面管理の省力化技術
(岩手農研・岩手種苗センター)
普及目標: 16,000㎡⇒30,000㎡ (陸前高田市・山田町・岩泉町・岩手町・西和賀町)
- 施設野菜における環境制御技術(岩手農研)
普及目標: 37経営体、5.8ha (陸前高田市・一関市・盛岡市)
- イチゴの長期どり栽培作型(岩手農研)
普及目標: 5経営体(陸前高田市)
- 醸造用ブドウの省力垣根仕立て栽培技術(岩手農研)
普及目標: 5ヶ所 5ha (陸前高田市・釜石市・花巻市・盛岡市)
- 水稲施設等の高度利用によるパプリカの栽培技術(岩手農研) 普及目標: 1経営体(県下全域)
- 露地キュウリと冬春キャベツによる寒冷地高収益の高収益モデル(岩手農研)
普及目標: 2経営体(県下全域)

宮城県拠点

- 大区画圃場におけるプラウ耕乾田直播
(東北農研・宮城農園研)
普及目標: 460ha⇒1,000ha (名取市・岩沼市・石巻市・東松島市)
- 既存施設を活用した水稲の低コスト栽培技術
(古川農試・宮城農園研)
普及目標: 500ha(名取市他)
- イチゴクラウン温度制御(宮城農園研)
普及目標: 4ha (亶理町・山元町・石巻市・東松島市)
- イチゴにおける総合的病害虫管理(IPM)
(宮城農園研)
普及目標: 20ha (亶理町・山元町・石巻市・東松島市)
- キャベツ等露地野菜の安定生産技術(宮城農園研)
普及目標: 10ha (岩沼市・登米市)
- 水稲育苗ハウスの有効利用技術(宮城農園研)
普及目標: 10経営体 (石巻市・東松島市)
- ブドウ「シャインマスカット」栽培技術(宮城農園研)
普及目標: 5ha(亶理町・山元町)

福島県拠点

- 電照栽培技術による小ギク生産
(福島農総センター)
普及目標: 5ha、70戸 (中通り・浜通り)
- トルコギキョウを核とした花きの周年生産技術
(福島農総センター)
普及目標: 夏秋トルコ+低温性花き1.5ha、30戸 周年水耕栽培: 2戸(中通り・浜通り)
- UV-Bランプ利用による病害抑制技術
(福島農総センター)
普及目標: 5ha、10戸(県下全域)
- ナシの早期成園化技術(福島農総センター)
普及目標: 7.5ha、70戸 (中通り・浜通り)
- 性選別精液による定時人工授精技術
(福島農総センター)
普及目標: 100頭、10戸(県下全域)
- 水稲乾田直播栽培技術(福島農総センター)
普及目標: 80ha(中通り・浜通り)

社会実装促進業務「水産業分野」

社会実装の取組方策

- 岩手県拠点、宮城県拠点、福島県拠点を設け、それぞれにオープンラボを設置し、成果展示、情報発信(webページ)、行政機関との調整、事業の進捗を管理する。水産研究・教育機構は全体を総括すると共に各県への支援を行う。
- 社会実装にかかる技術改良を進めながら、普及実用化支援組織及び市町村と連携して、現地報告会や研修会等を行い導入支援する。

岩手県拠点

- アワビ種苗生産効率化技術の普及
(岩手県水産技術センター)
普及目標: アワビ種苗生産施設4カ所導入 (陸前高田市・大船渡市・宮古市)
- アワビ漁獲データに基づいた資源管理技術の普及
(岩手県水産技術センター)
普及目標: 漁協4カ所導入 (大船渡市・宮古市・洋野町)
- 資源有効利用食品の普及
(岩手県水産技術センター)
普及目標: 企業1社導入(釜石市)
- 岩手県で実施した漁業漁村型実証事業成果の普及
(岩手県水産技術センター)

宮城県拠点

- マガキ幼生同定手法、シングルシート生産方法、未産卵一粒カキ・潮間帯干出力カキの養殖技術
(宮城県水産技術総合センター他)
普及目標: 3地区以上導入、8万個以上生産・販売 (石巻市・東松島市・南三陸町)
- 高成長ギンザケ生産技術及び養殖ギンザケの重要疾病の防除対策技術体系
(宮城県水産技術総合センター他)
普及目標: 高成長系稚魚5トン出荷、発眼卵20万粒生産、感染履歴検査を12経営体で実施 (南三陸町他)
- ツノナシオキアミの自己消化酵素を利用した魚味噌製造技術体系
(宮城県水産技術総合センター他)
普及目標: 企業2社導入(気仙沼市)
- 宮城県で実施した漁業漁村型実証事業成果の普及
(宮城県水産技術総合センター)

福島県拠点

- 操業の効率化、資源管理、流通の体系化に関する実証研究
(福島県水産海洋研究センター他)
(相馬地域・いわき地域)
- 水産物の高付加価値化のための水産加工業に関する実証研究
(福島県水産海洋研究センター他)
(相馬地域・いわき地域)
- 福島県内水面漁業の復活に向けた種苗生産・供給技術に関する実証研究
(福島県内水面水産試験場他)
(県内漁業権漁場・内水面養殖業者)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組

ア 農業分野における放射性物質対策

(検査、農地除染、営農再開及び被災地産食品の販売促進等の対策を実施)

- 農業分野における放射性物質関連対策として、農産物の安全確保（放射性セシウム濃度の検査等）、農地の除染・汚染物質対策（技術の開発・実証等）、廃棄物の保管・処理、関連対策（避難区域等における営農再開支援等）及び被災地産食品の利用・販売について、福島県や関係機関と連携しながら推進しています（図表 1-10）。

図表 1-10 農業分野における放射性物質関連対策の概要

農産物の安全確保	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 31年産米の作付等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 31年産米の作付制限等については、「27年産以降の米の作付等に関する方針」（平成27(2015)年2月27日）に基づき設定 ・ 福島県内の関係市町村の意向を踏まえ確定した避難指示区域等における31年産米の「作付制限」、「農地保全・試験栽培」、「作付再開準備」及び「全量生産出荷管理」の対象地域を公表（平成31(2019)年3月6日） ➢ 放射性セシウムの低減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米：カリ施肥による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施 ・ 果樹・茶：粗皮削り、樹体洗浄、剪定・整枝等の徹底を指導 ➢ 農産物の放射性セシウム濃度の検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査に必要な機器を無償貸与により支援 ・ 令和元年度農産物放射性セシウム濃度の検査においては、米、麦、大豆、そば、野菜及び果実について、令和2(2020)年3月31日現在基準値超過なし。野生きのこ・山菜類（乾燥しいたけ、乾燥わらびを除く）で48点の基準値超過（東北管内）。 	 <p>ポルトコンベア式検査機による米の全袋検査</p>  <p>果樹の樹体洗浄の様子</p>  <p>米の作付制限区域の試験ほ場</p>
農地等の除染・汚染物質対策	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地の除染技術の開発・実証(福島県) <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県飯館村、川俣町にて、農地除染技術を工事レベルで実証 ・ 除染した農地で、除染効果確認のため水稲及び野菜類を作付 ・ 水路について、福島県からの要請を受け、除染対象となるよう環境省との協議を進めた結果、除染対象として明確化(平成24(2012)年12月) ・ ため池等農業水利施設の汚染の実態調査・分析を踏まえて技術マニュアルを策定(平成28(2016)年3月〔第2版〕(平成29年3月追補)) ➢ 牧草地の移行低減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 反転耕等により、利用自粛となっている牧草地の移行低減対策を実施 	 <p>表土削り取りの様子</p>  <p>プラウによる反転耕の様子</p>
廃棄物の保管・処理	関連対策
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚染稲わら、たい肥等の保管・処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理・最終処分までの間、汚染稲わら等の一時保管を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難区域等における営農再開支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除染終了後から営農再開までの農地の保全管理、鳥獣被害対策、営農再開に向けた作付実証等を支援（福島県営農再開支援事業） ・ 営農再開等を行うために必要な機械、施設や家畜の導入を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業・福島再生加速化交付金） ➢ 放射性物質の吸収抑制対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援（東日本大震災農業生産対策交付金、福島県営農再開支援事業）
被災地産食品の利用・販売の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「食べて応援しよう！」 ➢ 福島県産農産物のブランド力回復等に係る支援 ➢ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行 	

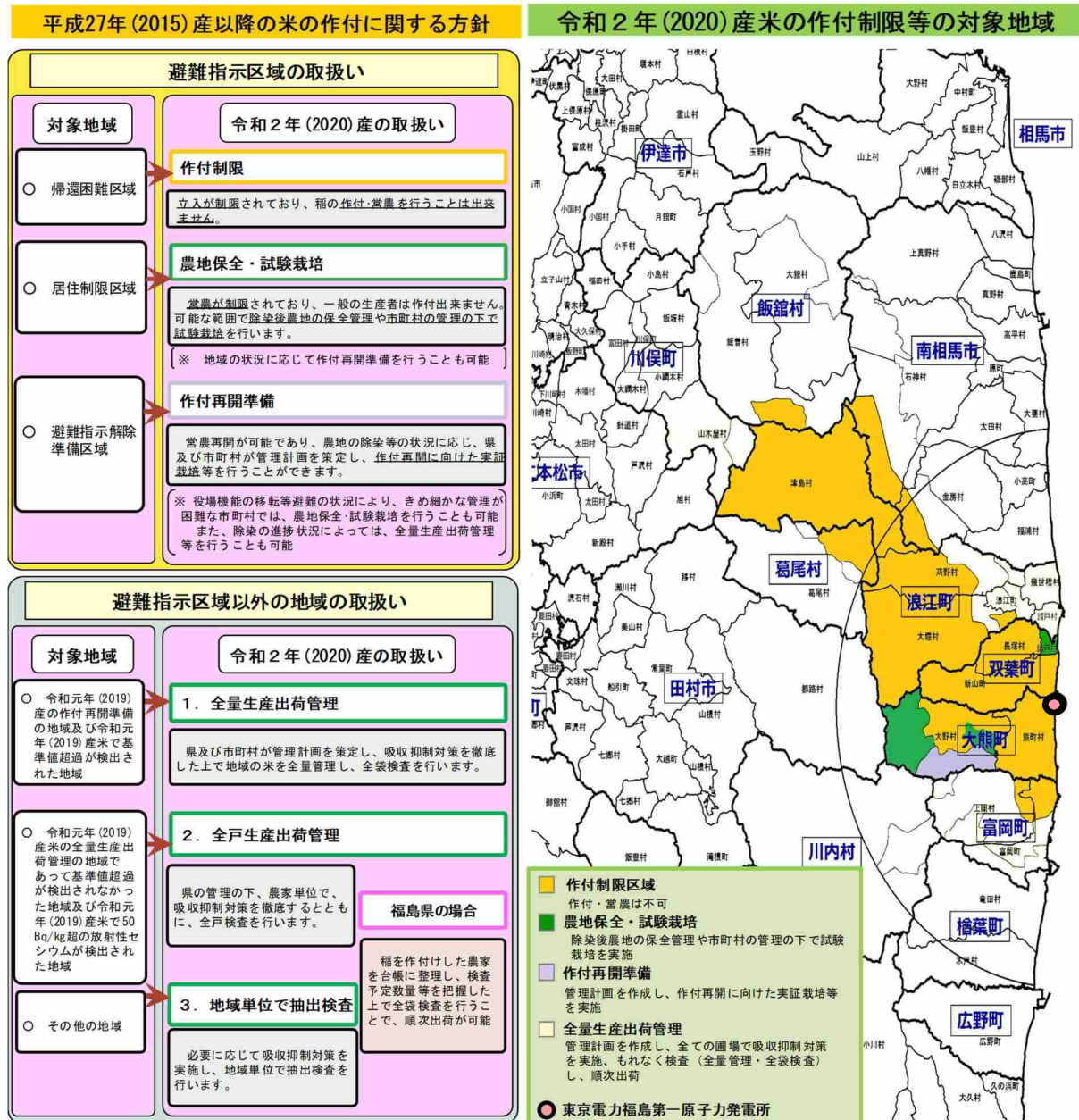
資料：東北農政局作成

イ 米の安全確保

(米の安全確保に向け、きめ細かい検査や作付制限等を実施)

- 米の安全確保に向けて、除染、カリ施肥等による吸収抑制対策とともに、きめ細かい検査により、基準値を超過する米が流通しないよう取り組まれています。
- 令和2(2020)年産の作付制限等は、「27年産以降の米の作付等に関する方針」(平成27(2015)年2月27日)に基づき行われています。
- また、避難指示区域等においては、令和2(2020)年産米の「作付制限」、「農地保全・試験栽培」、「作付再開準備」及び「全量生産出荷管理」の対象地域が公表されています。

図表 1-11 米の安全確保 一米の作付に関する方針、米の作付制限等の対象地域



資料：東北農政局作成

ウ 果実の安全確保

(放射性物質の低減対策や収穫後の検査等を実施)

- 果実の安全確保に向けて、放射性物質の低減対策（粗皮削り、樹体洗浄、剪定・整枝等）とともに、モニタリング検査が継続して行われています。この結果、令和元(2019)年において基準値を超過する果実は発生していません。
- あんぽ柿については、平成23(2011)年及び平成24(2012)年に加工自粛しましたが、GAPの導入、幼果期検査による安全な原料柿の確保やあんぽ柿製品の出荷前の検査により安全性を確保することにより、平成25(2013)年から出荷再開され、出荷量も徐々に回復しておりますが、令和元(2019)年度においては、台風19号の水害等により震災前の約8割に留まりました（図表1-12）。

図表 1-12 果実の安全確保 —放射性物質の低減対策、放射性物質検査—

放射性物質の低減対策の取組

果樹の樹体粗皮削りと高圧洗浄等

果樹については、樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられており、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等により、樹体表面の放射性セシウムを除去



粗皮削り



高圧洗浄



高圧洗浄の前後(かき)

福島あんぽ柿の産地再生の取組 (R2年度出荷目標 1,300t) ※福島県あんぽ柿産地振興協会の取組



幼果期検査による安全な原料柿の確保



2市2町※での加工（GAPに基づいた衛生管理の徹底） ※2市2町：福島市、伊達市、桑折町、国見町



全量非破壊検査



出荷

H23年度の対策
(加工自粛)
1 除染
①樹体洗浄
②強剪定
(樹高切り下ろ)

H24年度の対策
(加工自粛)
1 原材料の汚染状態把握
①全戸の原料柿を検査
②樹体内の移行確認
③強剪定の効果確認
④干し場の除染方法を検討
2 非破壊検査機を活用した検査の予備検討

H25年度以降
(出荷再開)
1 安全な原料柿の確保
①全戸幼果検査の実施により加工再開モデル地区を設定
②加工再開モデル地区の拡大 (H25年度：23地区 ⇒ H28年度：108地区へ)
③平成29年度以降、2市2町全域に拡大。
2 非破壊検査機による製品の全量検査の実施・出荷
①H25年度～H27年度はトレー入り包装製品に限定
②H28年度から個包装製品の出荷再開
3 農業生産工程管理 (GAP) 導入
4 あんぽ柿加工選別包装施設「あんぽ工房みらい」(JAふくしま未来)の整備 (H28年)

出荷量の推移
(平成22年産出荷量1,423t)
平成25年産 200t
平成26年産 500t
平成27年産 907t
平成28年産 1,154t
平成29年産 1,208t
平成30年産 1,314t
令和元年産 1,090t
(震災前の77%)




資料：東北農政局作成

エ 畜産物の安全確保

(基準に沿った飼養管理や放射性物質の移行低減対策等を実施)

- 畜産物の安全確保に向けて、食品中の放射性物質の基準値（食肉 100Bq/kg、牛乳 50Bq/kg）を超えた畜産物が流通しないよう、飼料の暫定許容値が定められ、これに合わせた飼養管理（暫定許容値以下の飼料の給与等）、牧草地の除染や移行低減対策の推進、牧草等のモニタリング調査等が行われています（図表1-13）。
- また、被災3県で除染等が必要だった約3万3,000haの牧草地については、平成30(2018)年8月までに約9割の約3万1,000haの除染等が完了し、急傾斜地や石礫の多い牧草地でも一部除染等が行われています。

図表 1-13 畜産物の安全確保

<p>家畜の飼養管理等の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料中の放射性物質の暫定許容値（牛用飼料は100Bq/kg）以下の飼料のみが利用されるよう、飼料作物や稲わら等のモニタリング調査を実施 ・ 適切な飼養管理の徹底により、安全な畜産物の出荷体制を構築 	<p>放射性物質検査の体制（令和2年3月末時点）</p> <p>牛肉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手、宮城、福島の3県では、出荷に当たり全頭・全戸検査を実施 <p>乳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県では、定期的に検査を実施 <p>「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和2年3月23日 原子力災害対策本部）及び関係各県の出荷・検査方針による なお、牛肉については、一定の要件を満たすものは検査を要しないこととされたことから、全頭検査から抽出検査へ移行の予定</p>
<p>放射性物質の汚染濃度や草地の状況に応じた移行低減対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧草への移行低減を反転耕等により推進 ・ 急傾斜地用の無線トラクターや石礫処理のためのストーンクラッシャーも活用 ・ 除染後に生産された牧草の安全性を確認のうえ、牧草の利用自粛を解除  <p>傾斜地向けの無線トラクターと開発されたローラー</p>  <p>石礫を破砕するストーンクラッシャー</p>	<p>永年生牧草地における除染等の後の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌診断の結果に基づいたカリの施肥を行い、土壌中の交換性カリウムの濃度を30~40mg/100gに維持することが放射性物質の吸収抑制対策として有効 ・ カリの施肥後に生産される牧草のカリウム濃度が高い場合、牛の病気で周産期病（乳熱やダウンー症候群等）やグラスタニー（血液中のマグネシウムの濃度が低下することによる神経症状）の原因となる可能性があることから、牧草中のミネラル濃度の確認や、給与量の調整、飼料の急激な切替えを行わない等の対応が必要

資料：東北農政局作成

(3) 原子力被災12市町村の営農再開に向けた支援等

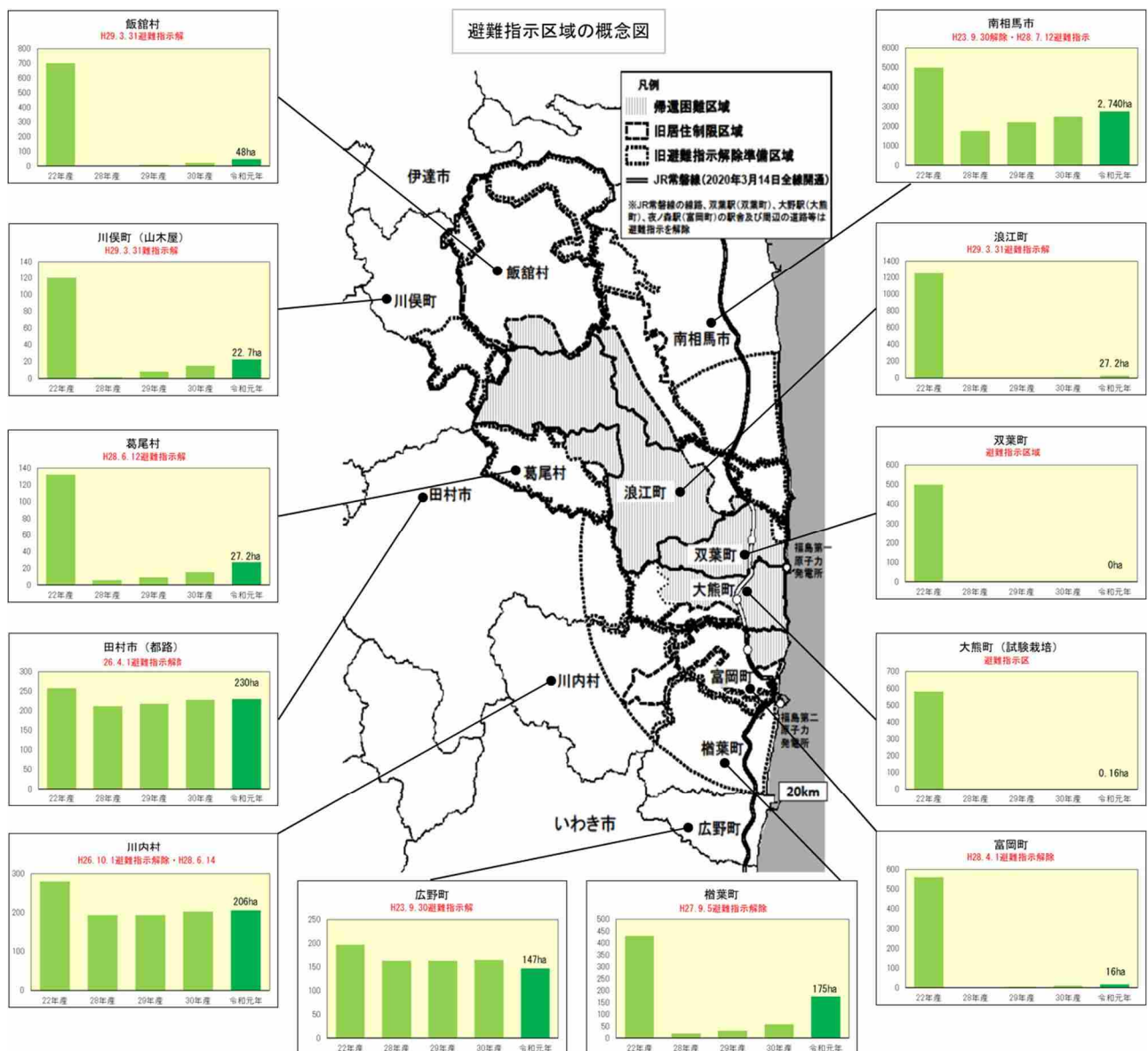
ア 水稲作付面積の年次別推移

(市町村等の意向を確認しながら、営農再開に向けて条件整備)

- 避難指示解除区域等の営農再開に向けて、農地、農業用施設の復旧等が行われています。

また、農業者の帰還の度合いに応じ、営農再開状況にばらつきはあるものの、市町村や農業者の意向を確認しながら、農地の大区画化や集積、施設・機械の整備等、営農再開に向けての支援が行われています(図表1-14)。

図表1-14 被災12市町村における水稲作付面積の年次別推移(営農再開状況)



資料：水稲作付面積については、市町村からの聞き取りを基に東北農政局作成(令和元(2019)年9月末現在)
 注：大熊町の一部の避難指示解除準備区域及び居住制限区域は平成31年4月10日に解除

イ 原子力被災12市町村の営農再開状況

みなみそうまし ならはまち
(南相馬市、檜葉町などで、米の作付けが拡大)

○ このような中で、令和元(2019)年度においては、南相馬市、檜葉町を中心に約3,600ha(※1)まで米の作付けが拡大されました。その他の地域でも、米や花き、野菜等が栽培され、営農再開が進められています(図表1-15)。

※1：南相馬市では市内全域で水稲の作付け制限を実施したことから、水稲の作付面積(3,600ha)には南相馬市全体の水稲作付再開面積を含む(図表1-15※2)。

図表 1-15 避難指示区域見直し後の営農再開状況

市町村名	水稲(令和元(2019)年度の作付面積)	その他の品目(令和元(2019)年度の作付面積、飼養状況)
みなみそうまし 南相馬市 (小高区)	南相馬市全体：約2,740ha(※2) 水稲：102.2ha (主食用50.4ha、飼料用42.2ha、 備蓄7.7ha、酒造用1.9ha)	・大豆 38.4ha ・大麦 7ha ・野菜：たまねぎ 2ha、プロッコリー 15.3ha、うど 1ha等 ・花き：ストック、小菊、トルコギキョウ、りんどう等 27a ・なたね 22ha ・綿花 9a ・飼料作物：牧草、デントコーン 59.1ha(※実証栽培含む) ・畜産：和牛繁殖(1戸)、養豚(1事業者)
たむらし 田村市 みやこ 都路	水稲：230ha (主食用125ha、飼料用45ha、備蓄18ha、 WCS42ha)	・野菜：トマト 90a、ピーマン 30a、いんげん 20a、なす 20a、ふきのとう 30a 等 ・果樹：ギンナン 3ha ・花き：りんどう 30a(1グループ)、小菊 10a ・えごま 30a ・畜産：和牛繁殖(39戸・2事業者)、肉用牛肥育(1事業者)、養豚(1事業者) 養鶏(1事業者)
ひろのまち 広野町	水稲：147ha (主食用104ha、飼料用36ha、備蓄7ha)	・大豆 2.4ha ・小麦 6.2ha ・そば 4.7ha ・野菜：たまねぎ 60a ・果樹：バナナ 8a ・飼料作物：牧草 2.3ha ・畜産：和牛繁殖(1戸)、肉用牛肥育(1事業者)
かわうちむら 川内村	水稲：約206ha (主食用119ha、飼料用86ha、備蓄1ha)	・そば 51ha ・小麦 1ha ・野菜：リーフレタス等 1ha、たらめ 7ha ・果樹：ワイン用ぶどう 3ha、ハウスぶどう 30a、ブルーベリー 50a、くり 1.2ha ・花き：りんどう、トルコギキョウ、小菊等 70a ・えごま 10ha ・飼料作物：牧草 54ha ・畜産：酪農(1戸)、和牛繁殖(8戸)、養豚(1事業者)
ならはまち 檜葉町	水稲：約175ha (主食用104.9ha、飼料用43.2ha、 備蓄23.1ha、WCS2.9ha、輸出用1ha)	・野菜：さつまいも 31ha、たまねぎ 3.9ha ・花き：トルコギキョウ、ストック等 50a ・果樹：ゆず 40a ・飼料作物：牧草 19.4ha ・畜産：和牛繁殖(3戸)、酪農(1戸)
かわらむら 葛尾村	水稲：27.2ha (主食用20.6ha、飼料用米6.6ha)	・そば 4.7ha ・大豆 1.5ha ・えごま 70a ・花き：コショウラン(1事業者)、トルコギキョウ(3戸)、小菊 30a ・飼料作物：デントコーン 15ha(1事業者) ・畜産：和牛繁殖(11戸・2事業者)、肉用牛肥育(1事業者)、 酪農(1事業者)、養鶏(1事業者)、めん羊(1事業者)
とみだのまち 富岡町	水稲：約16ha (主食用15.2ha、飼料用0.8ha)	・そば 50a ・野菜：たまねぎ 3.6ha、たらめ 10a ・果樹：ワイン用ぶどう 60a、オリーブ 10a 等 ・花き：トルコギキョウ・ストック 4a ・飼料作物：子実用とうもろこし 90a、ソルガム 1ha
かわらむら 川俣町 やまきや 山木屋	水稲：22.7ha (主食用22.2ha、飼料用0.5ha)	・そば 7.8ha ・花き：トルコギキョウ 1.9ha(栽培グループ等)、小菊 2ha、アンズリウム 90a ・飼料作物：牧草 47.2ha、デントコーン 42.4ha(1事業者) ・畜産：和牛繁殖(1戸)、養豚(1事業者)、養鶏(1事業者)、 乳用牛育成(1戸)
いいたむら 飯館村	水稲：約48ha (WCS稲を含む)	・そば 12.9ha ・野菜：各種野菜 60a、イチゴ施設栽培 40a(夏秋) ・果樹：ギンナン 60a、ブルーベリー 2a ・花き：カスミソウ等 2.4ha ・飼料作物：牧草 2.4ha ・葉たばこ 60a ・畜産：和牛繁殖(7戸 ※飼養実証1戸含む)、乳用牛育成(1事業者)、 養豚(1事業者)
なみえのまち 浪江町	水稲：27.2ha (主食用25.6ha、飼料用1.6ha)	・大豆 9a ・小豆 6a ・いんげん豆 20a ・野菜：たまねぎ 5.1ha、長ねぎ 30a、 カボチャ 30a、きゅうり 20a、はくさい 10a、パパイア 3a、 たらめ 40a 等 ・果樹：ユズミカン 60a、ぶどう 10a、ブルーベリー 3a ・花き：トルコギキョウ 2.3ha、ストック 2.1ha、花木 1.9ha、小菊 10a、 アスター 7a ・えごま 4.7ha ・オリーブ 1.4ha ・飼料作物：牧草 1.4ha ・景観：ひまわり 2.2ha
おおくまのまち 大熊町	【実証栽培】 水稲：16a	・地力増進：ヘアリーベッチ等 1.5ha ・景観：ひまわり 2ha
ふたばのまち 双葉町		【試験栽培】 ・結球野菜・非結球野菜(キャベツ、ほうれん草等) 6a

資料：市町村からの聞き取りを基に東北農政局作成(令和元(2019)年9月末現在)

注：表は、避難指示区域の見直し時期が早い市町村順に表記(帰還困難区域を除く。)

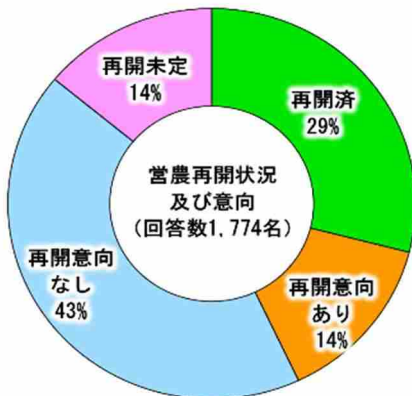
ウ 関係機関が連携した営農再開推進チームの取組状況

(被災農業者への個別訪問を実施)

- 平成29(2017)年4月より、福島相双復興官民合同チーム営農再開グループは被災農業者への個別訪問に取り組んでいます。
- 原子力被災12市町村の農業者を同グループが訪問し農業者の状況及び意向等を確認したところ、「再開済」「再開意向あり」と回答した農業者は43%となっています(図表1-16)。
- また、営農再開済農業者が最も多く挙げた課題は、農業機械・施設・家畜・新規作物等の導入等となっています(図表1-17)。

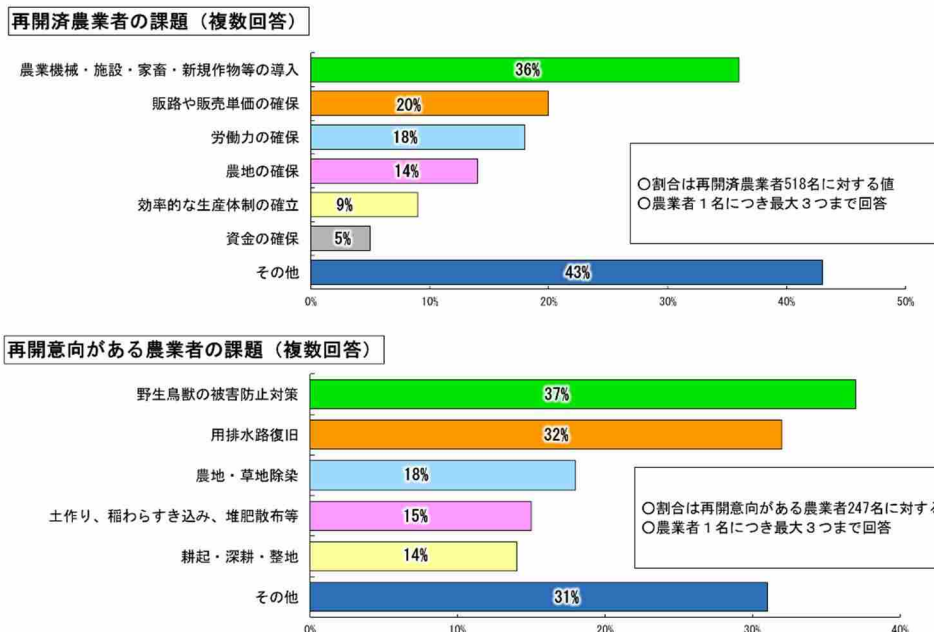
※「福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ」とは
 東北農政局、福島県及び公益社団法人福島相双復興推進機構の3機関が連携して農業者訪問活動や支援を実施するもの

図表 1-16 営農再開状況及び意向(平成29(2017)年4月～令和元(2019)年12月まで)



資料: 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果概要」を基に東北農政局作成

図表 1-17 「再開済」「再開意向あり」と回答した農業者の課題(平成29(2017)年4月～令和元(2019)年12月まで)



資料: 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果概要」を基に東北農政局作成

(4) 被災地産食品の利用・販売促進に向けた動き

(被災地復興を目的としたイベントや福島県産品の斡旋・販売を実施)

東北農政局では「食べて応援しよう！」の取組の一環として、岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者及び食品事業者等が農林水産物や加工食品などを販売する場の提供や被災地復興に理解を深めるイベント「食べて応援しよう！ in 仙台」を平成28(2016)年度から開催しています。第4回の令和元(2019)年度は新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、延期となりました(図表1-18)。

また、福島県産の農林水産物等の風評払拭を目的として、東北農政局等職員に斡旋・販売する「食べて応援しよう！」を実施しています。令和元(2019)年度は相双地域で生産された米を原料に製造された日本酒を斡旋・販売しました(図表1-19)。

※「食べて応援しよう！」とは

被災地域やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・加工食品(被災地産食品)を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動のこと

図表 1-18 食べて応援しよう！ in 仙台 (第3回)



会場の様子



「食の応援大使」みちのく仙台ORI☆姫隊によるステージパフォーマンス

図表 1-19 東北農政局等職員への斡旋・販売産品(平成27(2015)年度から令和元(2019)年度)

- ・りんごジュース及びごぼうチップス
- ・福島県産カタログギフト商品
- ・農業女子プロジェクトメンバーが生産した福島産桃
- ・相双地域で生産された米を原料として製造された日本酒



資料：東北農政局作成

(5) 原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動向

(香港、中国、台湾及び韓国等で続く輸入停止措置)

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、令和元(2019)年度は3の国・地域で完全撤廃、7の国・地域で一部品目の規制緩和がされました。これに伴い、米国向け宮城県及び岩手県産牛肉の輸入停止が解除され、コンゴ民主共和国、ブルネイ及びフィリピン向け輸出の際の証明書等が不要になりました(図表1-20)。
- 原発事故に伴い規制を受けた54の国・地域のうち、令和2(2020)年3月までに34の国で輸入規制が撤廃されましたが、まだ20の国・地域(香港、中国、台湾、韓国等)で規制が継続されています(図表1-21)。
- 輸入停止措置を講じている国・地域は、日本の農林水産物・食品の輸出額の上位を占めています(図表1-22)。

図表 1-20 令和元(2019)年度に輸入規制撤廃又は緩和された品目

撤廃又は緩和の年月	輸出先国・地域	東北地域の規制撤廃又は緩和の主な内容
2019年4月	米国	岩手県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイの輸入停止を解除
5月	フィリピン	福島県産ヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴの輸入停止を放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
6月	コンゴ民主共和国	輸入規制撤廃(放射性物質検査証明書の添付が不要)
7月	UAE	検査報告書の対象品目である福島県産の全ての食品、飼料を水産物、野生鳥獣肉のみに縮小
9月	米国	福島県産ムラソイ、カサゴの輸入停止を解除
10月	マカオ	宮城県産の野菜、果物、乳製品の輸入停止を商工会議所のサイン証明で輸入可能に、食肉、卵、水産物等について放射性物質検査報告書の添付を商工会議所のサイン証明に変更、山形県産の野菜、果物、乳製品等について放射性物質検査報告書の添付が不要
"	ブルネイ	輸入規制撤廃(福島県産の放射性物質検査証明書、福島県産以外の産地証明書の添付が不要)
11月	EU※	福島県産の大豆、宮城県及び岩手県産の水産物を検査証明対象から除外等の検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目を縮小
"	米国	宮城県産アユ(養殖を除く)の輸入停止を解除
2020年1月	シンガポール	福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品の輸入停止を産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
"	米国	岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイの輸入停止を解除
"	フィリピン	輸入規制撤廃(福島県産の放射性物質検査報告書、福島県産以外の産地証明書の添付が不要)
1~2月	インドネシア	水産物、養殖用薬品、エサについて検査証明対象から除外、宮城県及び山形県産を除く加工食品について検査報告書の対象から除外

資料：農林水産省食料産業局「農林水産物・食品の輸出促進について」
(令和2(2020)年3月末現在)

注：スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

図表 1-21 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃（34）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン
事故後の輸入規制を継続（20）	一部都県等を対象に輸入停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（13）	E U及び英国、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦、エジプト、モロッコ
	自国での検査強化（1）	イスラエル

資料：農林水産省食料産業局「農林水産物・食品の輸出促進について」（令和2(2020)年3月末現在）

図表 1-22 原発事故に伴い輸入停止措置等を講じている国・地域

輸出先国・地域	輸出額(2019年) ※括弧内は全輸出額に占める割合	停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,037億円(22.3%)	福島県	野菜、果実、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,537億円(16.9%)	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県	全ての食品、飼料
		新潟県	コメを除く食品、飼料
米国	1,238億円(13.6%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	904億円(9.9%)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	全ての食品(酒類を除く)
韓国	501億円(5.5%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	水産物

資料：農林水産省食料産業局「農林水産物・食品の輸出促進について」（令和2(2020)年3月末現在、輸出実績は2019年確定値）

注：中国は「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」（これらの加工品も含む）について、放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

3. 新型コロナウイルスへの対応

(1) 東北地方における情勢

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い社会経済や国民生活等に甚大な影響)

- 令和元(2019)年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、世界各地に拡大し、令和2(2020)年1月15日に日本国内での初感染者、2月29日には宮城県において東北初となる感染者が確認されました。
- 東北地方においても、政府の決定に従い小中学校等の臨時休校やイベント等の自粛、外国人労働者の入国制限等により、農林水産物の需要減少や生産現場における労働力不足等、農業・食品産業に様々な影響が発生しました。
- このため、東北農政局は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策や、農林水産省が策定した農業者や食品産業事業者等の事業継続に関するガイドラインの周知等を行い、生産基盤の維持・継続と需要の喚起に取り組みました(図表1-23)。

図表 1-23 新型コロナウイルスに関する動き

令和元(2019)年

12月	中華人民共和国湖北省武漢市において、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告
-----	---

令和2(2020)年

1月	15日	国内において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
2月	5日	横浜港に停泊していた豪華客船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客乗員に感染が判明
	13日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ
	18日	「新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部」を設置
	25日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
	27日	政府対策本部「全国の小中高校、特別支援学校の2日から春休みまでの臨時休校」を要請
	29日	宮城県仙台市において新型コロナウイルス感染者を初めて確認(「ダイヤモンド・プリンセス号」乗客)
3月	6日	秋田県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認(「ダイヤモンド・プリンセス号」乗客) 東北農政局に新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置
	7日	福島県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認(「ダイヤモンド・プリンセス号」乗客)
	10日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」取りまとめ
	13日	農林水産省所管業種における「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」取りまとめ・公表
	19日	東北農政局「和牛・牛乳・花いっぱいプロジェクト」を実施
	23日	青森県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
	24日	東京五輪・パラリンピック1年程度延期を決定
	31日	山形県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認

資料：東北農政局作成

(2) 東北地方の農業及び食品産業への影響

(農業及び食品産業に様々な影響が発生)

- 学校給食用牛乳の製造中止
小中学校等の臨時休校に伴い、急きょ、学校給食用に出荷が予定されていた生乳を乳製品に仕向け変更する調整が生産者団体で行われました。このことは、酪農家が受け取る乳代を下げる要因となりました。
- 花き、牛肉、地鶏等の需要減少と価格低迷
 - ・卒入学式や冠婚葬祭の中止に伴い、洋花（ストック、バラ等）を中心に需要が減少したことから価格低下や取扱量が減少しました。
 - ・外出自粛に伴い、首都圏での飲食店での需要が減少したことから枝肉価格及び和子牛価格が大幅に低下しました。また、地鶏も同様に外食需要の減少により在庫量が大幅に増加しました。
- 農泊のキャンセル
農泊地域における宿泊等のキャンセルが発生しました。また、受け入れる農家側も感染への不安が根強く受入れを見合わせるケースも発生しました。
- 観光農園の入園中止
予約がキャンセルとなったり客の受入れを自粛せざるを得ないなど、休園を余儀なくされた観光果樹園が多数発生しました。
- 外国人技能実習生の受入れ停滞による労働力不足
入国制限等により各国からの外国人技能実習生の受入れの見通しが立たなくなったり、日本に戻れない事案が発生し深刻な人手不足となりました。

(3) 東北農政局の取組

(消費拡大に向けた取組を実施)

- 政府による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」
政府は2度にわたり、緊急対応策を決定しました。これを受け農林水産省は、農林漁業者への公庫等による資金繰り支援を行いました。特に、第2弾対策においては、学校給食休止への対応として、農業者及び食品事業者へのきめ細かい各種支援を行うことを決定しました。
- 食料のサプライチェーン全般にわたる事業継続のためのガイドラインの周知
国民への食料の供給を継続的に行うため、令和2(2020)年3月13日に策定された「新型コロナウイルス感染者が発生した際の事業継続に関するガイドライン」の周知を行いました。
- 相談窓口の設置
農業者や食品産業事業者等からの相談に対応するため、令和2(2020)年3月6日、東北農政局企画調整室に「新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口」を設置しました。
- 食品の流通・販売状況の把握
販売小売店舗に対し、買いだめ、買い急ぎ、売惜しみの状況を把握するため、東北農政局の監視職員による巡回を実施しました。
- 「いっぱいプロジェクト」の実施
学校給食の休止やイベントの自粛等の影響で需要が減少した地元産の「和牛」「牛乳」「花」について、消費拡大に向けた取組として「いっぱいプロジェクト」を立ち上げ、令和2(2020)年3月23日～4月3日の間、消費者コーナーにおいて東北各県の銘柄牛や花きの紹介、牛乳・乳製品を使ったレシピ等を特別展示しました。また、仙台合同庁舎玄関フロア等に東北の花を展示したり、東北農政局職員による肉、牛乳・乳製品、花を購入する取組を実施しました(図表1-24)。

表 1-24 いっぱいプロジェクト及び消費者コーナーの特別展示



お腹いっぱい
(各県銘柄牛)

東北農政局 お腹
和牛いっぱいプロジェクト

東北には多くの和牛の銘柄があり、地域の有力な農業となっています

その和牛が、いま大ピンチです
新型コロナウイルス感染症の影響で、お得意様である飲食店やホテルなどの需要が大きく減少しています
インパウンドの減少やイベント自粛も大きく影響しています
行き場を失った和牛肉が在庫となって積み上がっています
価格も農家の再生産が可能な水準を下回っています

消費者の皆さんにお願いです
ご自宅で、東北の和牛肉を楽しんでいただくと助かります
東北の和牛産地の応援をお願いします

和牛の枝肉価格 (去勢・A4 規格)



資料：東北畜産研究所（仙台市）法人、日本食肉流通協会（東京）作成、※更新



も〜ういっぱい
(大きな牛乳パック)

東北農政局 も〜う
牛乳いっぱいプロジェクト

農林水産省 日本の牛乳を飲む「プラスワンプロジェクト」

いま酪農家が困っています

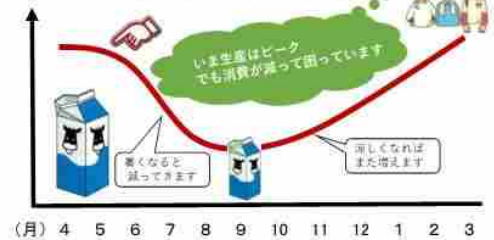
春はいっぱい乳が搾れる季節なのに、新型コロナウイルス感染予防の関係で学校やカフェなどのお休みが続き、消費が大きく減少しています

牛の乳搾りは、牛が病気になるのを防ぐためにも急に止めることはできません

消費者の皆さんにお願いです。
普段より、もう1パック多く牛乳やヨーグルトを買っていただくと、助かります
搾った乳が行き場を失ったりしないよう、応援をお願いします



生乳生産量(搾った乳の量)と季節の関係



(月) 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3



お部屋いっぱい
(葛尾村の胡蝶蘭)

東北農政局
花いっぱいプロジェクト

東北は、全国有数のお花の産地です
その消費量も、全国でトップクラスであり産地の生産を変えています
そのお花の産地が、新型コロナウイルス感染症によりイベントが延期や中止になった影響で、お花の需要が大きく減少し、大打撃を受けています
また、生産現場では行き場を失い出荷することができずに廃棄になるお花がたくさんあり、生産者さんとも丹精込めて育てたお花が誰の目にも触れられないまま捨てられる状況に心を痛めています

消費者の皆さんにお願いです

花には、心を癒す、季節感を醸す、部屋が華やか、心が豊かになるなど様々な魅力・効力があります
職場の机の上や食卓の上、部屋のどこでも、飾るための飾りも何でもいいんです
花を飾ってみませんか？
身近な人に、日頃伝えられない気持ちを花と一緒に伝えるのも素敵なお楽しみです
花を飾ってみませんか？



切り花類の価格推移



資料：自給自足型(日本農業新聞)・(各都道府県)・(各都道府県)・(各都道府県)
※注：グラフの3月の山はお彼岸時期、4月の山は母の日需要のあった時期です

東北地域
ふるさと納税
返礼品カタログ

ふるさとと納税返礼品の紹介
(東北の牛肉・花)

おうちで楽しみながら応援しよう!

東北のふるさと納税
牛肉・花を返礼品とする
市町村の紹介

牛肉や花などで
応援に響け



令和2年5月
農林水産省
東北農政局



第2章

食料の安定供給の確保に向けた取組

第2章 食料の安定供給の確保に向けた取組

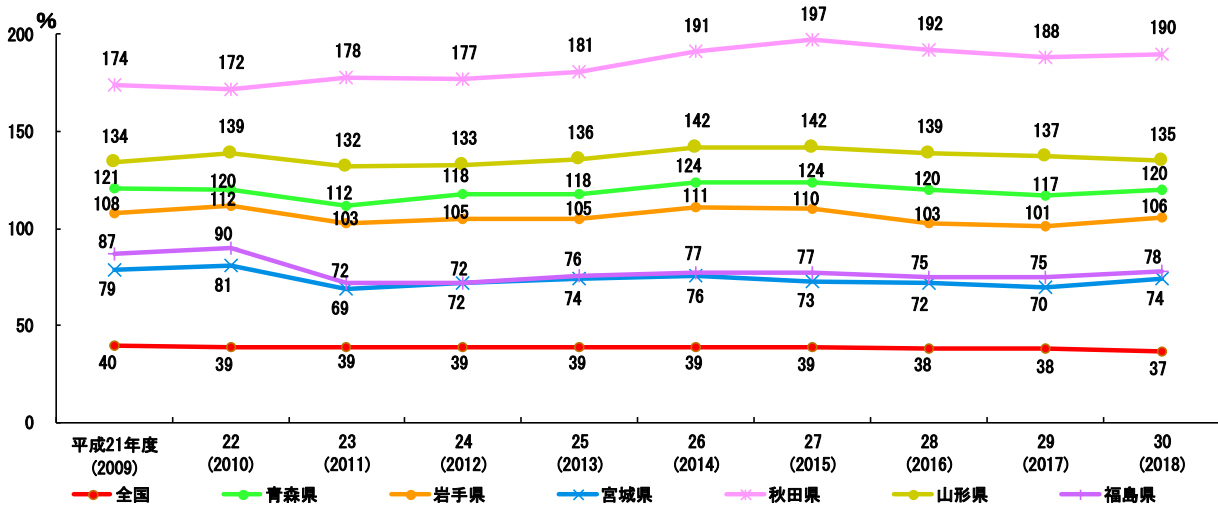
1. 食料自給率

(1) 食料自給率の動向

(東北各県の食料自給率(カロリーベース及び生産額ベース)は、高水準を維持)

- 東北各県の平成30(2018)年度の食料自給率(カロリーベース)は、74~190%と全国(37%)に比べて高い水準にあります(図表2-1)。
- また、東北各県の平成30(2018)年度の食料自給率(生産額ベース)も、92~238%と全国(66%)に比べて高い水準にあります(図表2-2)。

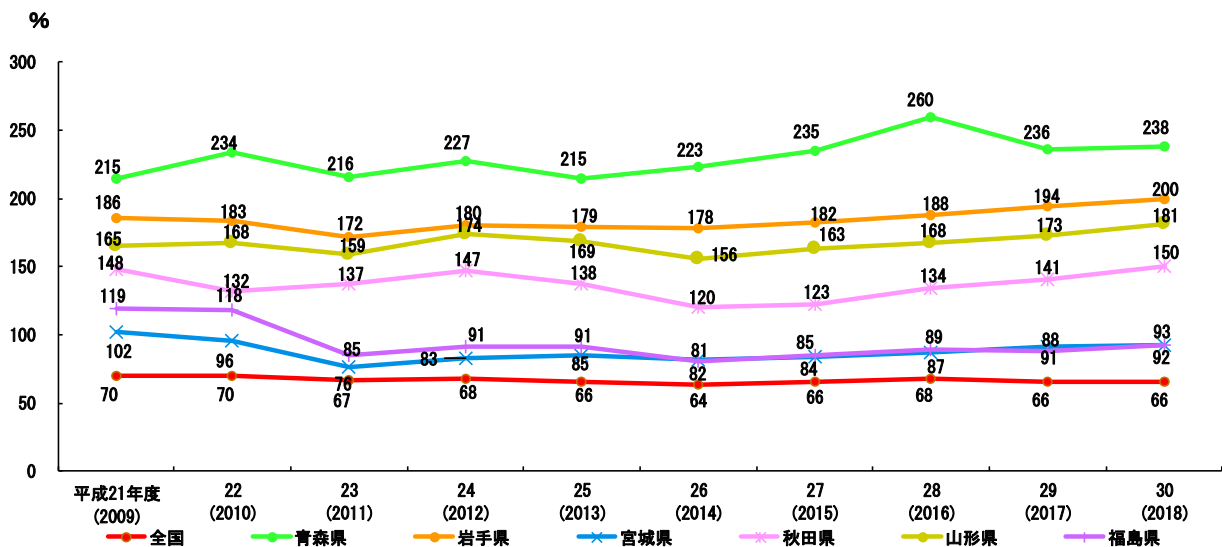
図表2-1 全国及び東北各県の食料自給率(カロリーベース)の推移



資料：農林水産省「都道府県別食料自給率の推移(カロリーベース)」

注：全国の数値について、平成21(2009)～平成30(2018)年度の値は確定値、各県の数値については、平成21(2009)～平成29(2017)年度の値は確定値、平成30(2018)年度の値は概算値

図表2-2 全国及び東北各県の食料自給率(生産額ベース)の推移



資料：農林水産省「都道府県別食料自給率の推移(生産額ベース)」

注：全国の数値について、平成21(2009)～平成30(2018)年度の値は確定値、各県の数値については、平成21(2009)～平成29(2017)年度の値は確定値、平成30(2018)年度の値は概算値

(2) 食料自給率の向上に向けた取組の展開

(「フード・アクション・ニッポン」により、国産食材の消費を拡大)

- 「フード・アクション・ニッポン」は、日本の食を次の世代に残し、創るために、民間企業・団体・行政等が一体となって推進する、国産農林水産物の消費拡大の取り組みです。その中で「フード・アクション・ニッポン アワード」は、国産農林水産物の消費拡大に寄与する事業者・団体等の優れた取り組みを表彰し、全国へ発信することにより、事業者・団体等によるさらなる取り組みを促進することを目的とした表彰制度です。フード・アクション・ニッポン アワード 2019 では、東北管内の 108 の事業者等から 191 製品の応募があり、13 品が「入賞」し、そのうち「受賞」を 2 製品(宮城県 1、福島県 1)、「特別賞」も 2 製品(秋田県 1、福島県 1)が受賞しています(図表 2-3)。

図表 2-3 フード・アクション・ニッポン アワード 2019 受賞製品 特別賞製品



受賞製品 全国 1,491 製品から「入賞」100 製品を選定。その中から大手百貨店、流通、外食事業者、宿泊サービスのトップが「受賞」を選定。

<p>宮城県 伝承牡丹焼「鯖ちくわ」 加工食品</p> <p>宮城学院女子大学 (連名:水野水産株式会社) レトルト加工した石巻産金華さばの中骨を配合した焼ちくわ</p>	<p>福島県 こうじチョコ 加工食品</p> <p>有限会社 仁井田本家 原料はお米と天然水のみ、砂糖・カカオを一切使用していないチョコレート</p>
--	--



選定のポイント

- ・産学連携体制
- ・人気の鯖を活用
- ・ちくわの手軽さ
- ・地域への貢献



選定のポイント

お米も自給自足で、酒蔵のある地域を幸せな場所にしたい思いに共感



特別賞製品 消費者が「入賞」100 製品を試食し気に入った逸品を投票。得票数の多い製品を「特別賞」として選定。

<p>秋田県 栗駒高原竹炭ヨーグルト</p> <p>株式会社栗駒フーズ</p> <p>■ 四国産の竹炭パウダーを使用して作ったデトックスヨーグルト</p>	<p>福島県 湯庵プリン</p> <p>株式会社 森山(ブレーンはちみつとみのり)</p> <p>■ 神様がくれた温泉たまごからつくった蜂蜜ジュレの湯庵プリン</p>
--	--

【審査基準】

- ・国産農林水産物の消費拡大、あるいはその意識の啓発に寄与している
- ・地域の食材・知恵・技術等を活かしている
- ・生産者や産地の情報が明確に伝わるなど、消費者からの信頼を高める工夫がされている
- ・仕入れたい魅力を感じる
- ・ストーリーを感じる
- ・作り手の想いが伝わる
- ・美味しさを期待できる
- ・類似製品にはない新たな工夫が感じられる
- ・審査委員が自社で販売したい製品であるか

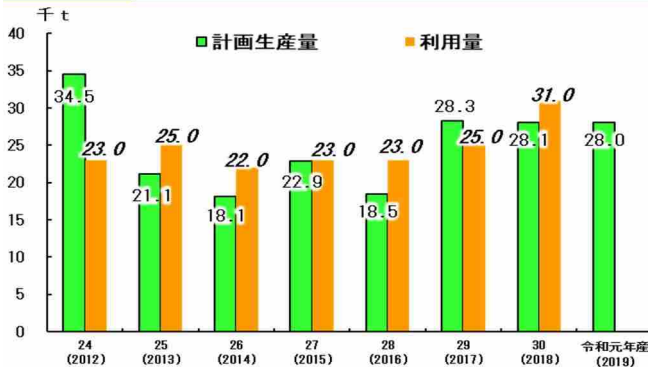
資料：東北農政局作成

(米粉の利用拡大に向けて積極的な取組)

- 食料自給率向上のために期待される米粉用米の生産量は、平成 25 (2013) 年産以降、在庫調整のため減少傾向にありましたが、健康志向への関心の高まりやノングルテン米粉の誕生、米粉の用途別基準の運用を開始したことに加え、アルファ化米粉等の新たな米粉加工品の開発が進み、平成 29 (2017) 年産以降は約 2 万 8,000 t 台で推移しています (図表 2-4)。
- 令和元 (2019) 年度の東北の米粉用米の生産量は 3,699 t となっており、特に大手米粉業者との結び付きが強い秋田県では 2,188 t (全国 4 位)、山形県では 757 t (全国 8 位) となっています (図表 2-5)。
- 東北農政局は、米粉の利用拡大を図ることを目的に、令和元 (2019) 年 7 月、「第 17 回東北米粉利用拡大セミナー～もっと気軽に！ヘルシー米粉生活～」を 11 月、2 月には米粉料理教室を開催しました (図表 2-6)。

※「ノングルテン米粉」とは
グルテン含有量が 1ppm 以下の米粉のこと

図表 2-4 米粉用米の計画生産量及び利用量の推移



資料：農林水産省調べ

図表 2-5 米粉用米の生産数量の上位 10 県(令和元 (2019) 年度)

生産順位	県名	生産数量(t)	作付面積(ha)
1	新潟県	7,779	1,405
2	埼玉県	3,718	749
3	栃木県	3,506	699
4	秋田県	2,188	391
5	群馬県	1,661	337
6	熊本県	1,156	220
7	福岡県	1,046	209
8	山形県	757	124
9	石川県	660	119
10	広島県	591	112
	東北計	3,699	652
	全国計	27,975	5,306

資料：農林水産省調べ

図表 2-6 米粉セミナーの様子及び米粉製品の例

◆「第 17 回東北米粉利用拡大セミナー～もっと気軽に！ヘルシー米粉生活～」



基調講演：米粉専門
米粉マイスター 宍戸由佳氏



セミナー全景
米粉の違いを確かめる参加者



試食会・米粉や米粉料理、米粉製品
(グルテンフリー)等に関する情報交換会

◆東北管内で開発した米粉製品の例



米粉で作った麺類 (パスタ等)



米粉で作ったカステラ等



米粉類

2. 食育の推進と日本食文化の維持・継承

(1) 食育推進の取組

(211 市町村が食育推進計画を作成)

- 食育推進計画は、令和2(2020)年3月末現在、県段階では東北全県で作成され、市町村段階では211市町村で作成(東北全体の市町村の93%)されています。国の第3次食育推進基本計画では平成32(2020)年までに100%の市町村が作成することを目標としており、東北農政局では未作成あるいは期限が切れた市町村に対し、県を通じて計画の作成や更新を働きかけています(図表2-7)。
- 東北農政局は、令和元(2019)年6月、秋田市において、食育ドキュメンタリー映画の上映や意見交換を通じ、「食べること」「自分でつくること」について考え、食への関心を深めてもらうための食育セミナー「食がいのちをつくること」を開催しました(図表2-8)。
- また、令和元(2019)年10月には、仙台市において、第3回食育活動表彰事業で農林水産大臣賞を受賞した、東北地域で活動する3団体の活動事例を紹介するとともに意見交換を行い、食育の取組が未来へ向けてつながり、さらに広がることを目的とした食育セミナー「未来へつなげよう食育～大臣賞受賞事例を活かして～」を開催しました(図表2-8)。

図表 2-7 食育推進計画の作成割合(令和元(2019)年度)

	全国	東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
市町村数	1,741	227	40	33	35	25	35	59
作成済み数	1,523	211	34	33	33	24	32	55
作成割合	87%	93%	85%	100%	94%	96%	91%	93%

資料：農林水産省調べ

注：令和2(2020)年3月末現在

図表 2-8 食育セミナーの様子

◆食育セミナー「食がいのちをつくること」



映画上映



パネルディスカッション

◆食育セミナー「未来へつなげよう食育～大臣賞受賞事例を活かして」



大臣賞受賞事例発表



パネルディスカッション

(2) 日本食文化の維持・継承

セイバージャパン
 (東北では4地域がSAVORJAPANに認定)

○ SAVOR JAPANには、全国で27地域が認定されています。そのうち東北では、平成28(2016)年11月に岩手県一関市・平泉町と山形県鶴岡市、平成29(2017)年12月に秋田県大館地域と福島県会津若松市の計4地域が認定され、それぞれの地域で、食と食文化によるインバウンド誘致等を図る活動が行われています(図表2-9)。

令和元(2019)年度には、2地域(岩手県一関市・平泉町と山形県鶴岡市)に対して当初の計画どおり実施されているかを確認するための認定3年目の中間評価調査を実施しました。岩手県一関市・平泉町においてはもち文化の外国人に対する更なる普及活動、鶴岡市では精進料理を生かした地域の食材と食文化の発信活動に積極的に取り組んでいることを確認しました。

セイバージャパン
 ※「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」とは
 農泊地域の中から、特に食と食文化によりインバウンド誘致を図る地域の取組を農林水産大臣が認定し、その地域の食と魅力を「SAVOR JAPAN」ブランドで海外に対して一体的かつ強力にPRすることで、増加するインバウンド需要を農山漁村に呼び込もうとするもの

図表 2-9 SAVOR JAPAN 認定地域(東北) (令和2(2020)年3月現在)

地域	実行組織	地域の食	内容
一関市・平泉町 (岩手県)	一関もち食推進 会議	もち料理 	武家社会の儀礼から生まれた「もち本膳」に加え、旬の農産物を活かした多彩なもちの具が創作され、その食べ方のバリエーションは約300種。生活や生業に関連した「もち食文化」による地域ブランディングを実施
鶴岡市 (山形県)	鶴岡食文化創造 都市推進協議会	精進料理 	50種類以上の生きた文化財「在来作物」や、出羽三山に伝わる精進料理と精神文化を体感し、宿坊・農家・漁家民宿、温泉等で外国人旅行者が長期滞在できる周遊ルートを提供
大館地域 (秋田県)	(一社) 秋田犬ツーリズム	きりたんぼ 	地域の伝統食「きりたんぼ」と、「秋田犬」、「マタギ」の歴史的関係に焦点を当て、「きりたんぼ」の誕生ストーリーを農家とのふれあいにより体感することが出来る。
会津若松市 (福島県)	会津若松市 食と農の景勝地 推進協議会	伝統ごっつお 会津清酒 	会津の伝統料理・会津清酒と、それに関連した武家文化の歴史的魅力を、訪日外国人の趣向に合わせた複数の周遊ルートでの「食・酒」の提供等により体験

資料：農林水産省資料「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋

3. 食の安全と消費者の信頼確保

(1) GAP（農業生産工程管理）の取組状況

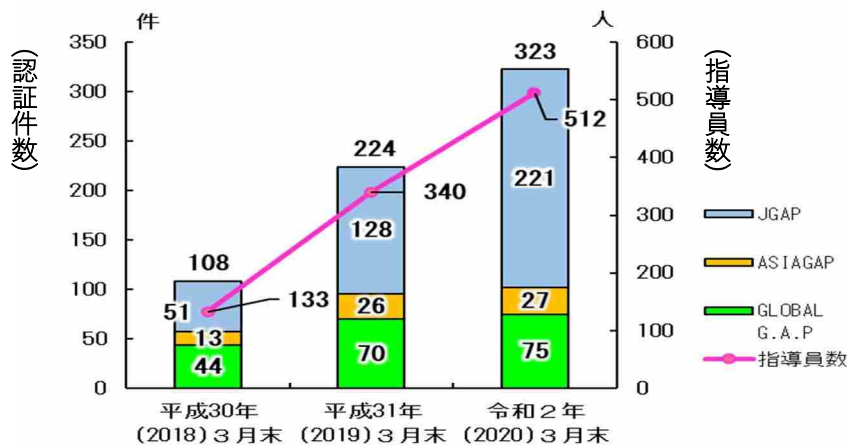
(GAPの指導員数及び認証取得件数は、前年より大幅に増加)

- 各県がJAグループ等と連携してGAPの推進体制を構築しており、国の交付金事業を活用したGAP指導員の育成・確保やGLOBAL G.A.P.等の認証取得支援の取組が積極的に行われています。
- 令和2(2020)年3月末現在の東北のGAP指導員数は512人となり、前年(340人)より増加しました。また、GAPの認証取得件数も、323件となり前年(224件)より増加しました(図表2-10)。
- 畜産GAPについては、平成29(2017)年8月21日からJGAP農場の認証を開始し、令和2(2020)年3月末現在の東北の認証取得件数は62件となっています(図表2-13)。

※「GAP (Good Agricultural Practice)」とは
農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと

※「GAP指導員」とは
農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修を受講するとともに、国際水準GAPの実施に向けた指導実績を3件以上有する、都道府県の指導体制に位置付けられた者

図表 2-10 東北地域のGAP指導員数及びGAP認証取得件数



資料：東北農政局調べ

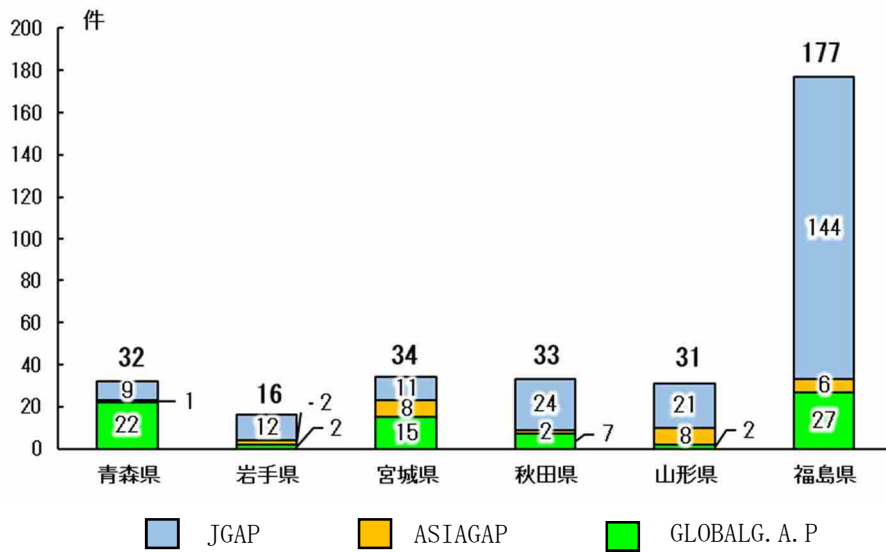
注：1) GAP指導員数は各県からの聞き取り

2) GAP認証取得件数は各認証団体HPで公表されている認証取得件数を集計

図表 2-11 東北各県のGAP推進体制

県	推進体制	設置時期
青森県	青森県GAP推進連絡会議	H29.9
岩手県	岩手県GAP推進チーム	H28.6
宮城県	宮城県GAP推進会議	H29.6
秋田県	秋田県GAP推進協議会	H29.9
山形県	山形県GAP推進協議会	H30.2
福島県	福島県GAP推進協議会	H22.3

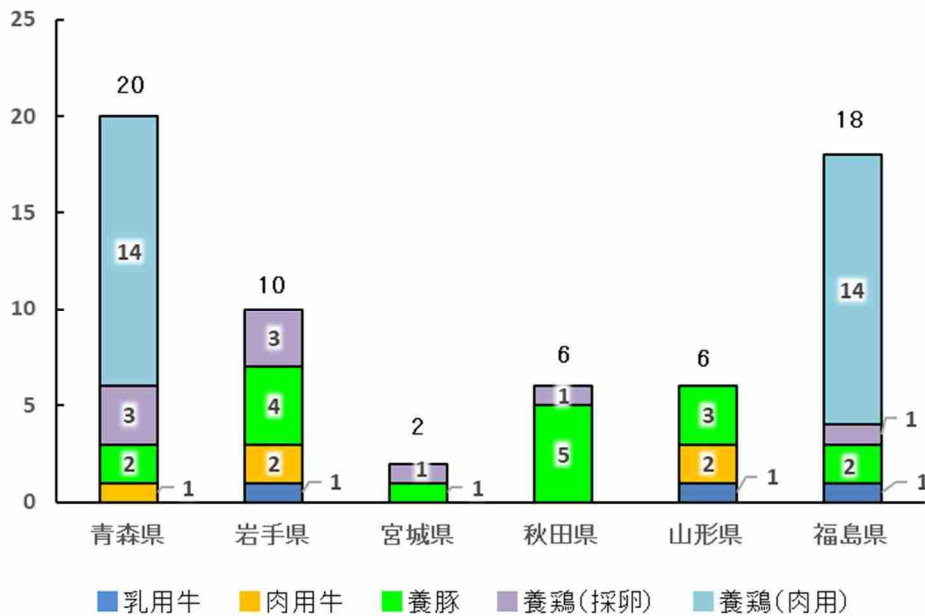
図表 2-12 東北各県のGAP認証取得状況（令和2（2020）年3月末現在）



資料：東北農政局調べ（各認証団体HPで公表されている認証取得件数を集計）

- 注：1）JGAPとは、日本の法律や生産環境、社会環境を考慮し、農場運営、食品安全、環境保全、労働安全、人権・福祉の視点から適切な農場管理の基準が定められており、現在、日本で最も普及しているGAP認証制度のこと
 2）ASIAGAPとは、JGAPを国際的に展開させたスキームのこと
 3）GLOBALG.A.Pとは、食品安全、労働環境、環境保全に配慮した「持続的な生産活動」を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランドのこと

図表 2-13 畜産におけるGAPの取組状況（令和2（2020）年3月末現在）



資料：「JGAP家畜・畜産物認証取得経営体 令和2年3月30日現在」（農林水産省HPより）

(2) 家畜伝染病への対応

(東北に迫る豚熱発生リスクと各県の対応)

- 東北農政局では、管内で豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、直ちに「東北農政局特定家畜伝染病対策本部」を設置し、発生県へ担当官の派遣を行うとともに、県が行う移動制限、殺処分、埋却、消毒などの防疫措置を支援することとしています。
加えて、風評被害の防止、消費者の不安の解消のため、小売店・飲食店における表示の点検・啓発、相談窓口の設置、HP やメール等による正確な情報発信を行います。
- 家畜伝染病の発生に備え、東北農政局及び管内各県拠点では、防護服の着脱訓練など、緊急時の対応演習を実施するとともに、各県が実施する防疫演習に参加するなど、県との連携強化に努めています（図表 2-14、15）。
- 平成 29 年度以降、東北管内における特定家畜伝染病の発生はありませんが、平成 30 年 9 月、岐阜県において 26 年ぶりに発生した豚熱は、令和元年度末までに 8 県の養豚場等において発生が確認され、群馬県、新潟県、茨城県等の近隣県で野生イノシシの豚熱が確認されており、東北への野生動物を介した飼養豚へのウイルス侵入リスクが増大しています。（令和 2 年 9 月には、福島県において野生イノシシの豚熱感染を確認。）
- 東北各県では、養豚場における飼養衛生管理遵守の徹底を図るとともに、農場周囲の野生動物侵入防護柵の設置、畜産関係施設への車両消毒装置の設置の推進や、野生イノシシの検査を行っています。

図表 2-14 東北農政局及び管内各県拠点での演習



農政局での防護服着脱訓練



各県拠点での車両消毒訓練

図表 2-15 県が実施する防疫演習への参加



実際に想定した防疫作業の役割分担



下回りを重点的に実施している車両消毒

(3) 動植物防疫への取組

(動植物防疫のための取組支援)

- 東北農政局は、防疫措置（農作物の病害虫及び家畜の疾病の侵入・発生、まん延の防止）及び輸出植物検疫措置のため、以下のような取組を行いました（図表2-16）。
 - ① 植物防疫、農薬の関係者を招集し、東北の状況や最新の知見等の情報共有、課題解決に向けた意見交換・検討会の開催
 - ② 管内各県の植物防疫関係者を対象とした、病害虫診断のスキルアップのための研修会の開催
 - ③ 豚熱、BSE、鳥インフルエンザ等の重要な家畜疾病及びももせん孔細菌病、りんご黒星病のまん延防止、ミカンコミバエ、火傷病等の国内未発生重要病害虫の監視等のための県の取組を消費・安全対策交付金及び植物防疫事業交付金（病害虫発生予察調査等）により支援
 - ④ 令和元(2019)年7月に国内で初めて確認されたツマジロクサヨトウの発生状況調査を管内各県に依頼
 - ⑤ 東北から輸出しているりんごやももなどの生果実について、輸出先国による現地査察への対応

図表 2-16 動植物防疫のための取組



輸出先国査察官の現地査察（りんご）



輸出先国査察官の現地査察（もも）



ほ場の発生予察調査
(モモシクイガトラップ設置状況)



ほ場の発生予察調査
(カメムシトラップ設置状況)

(4) 消費者の信頼の確保

(食品表示の適正化及び食品トレーサビリティの推進)

- 東北農政局は、食品表示の適正化を図るため、広く国民から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報等を受け付ける「食品表示 110 番」を設置しています。

令和元(2019)年度に「食品表示 110 番」へ寄せられた情報提供や問合せなどの受付件数は 308 件、そのうち不適正な表示（原材料や添加物に関する表示）などに関する情報提供は 64 件でした（図表 2-17、18）。

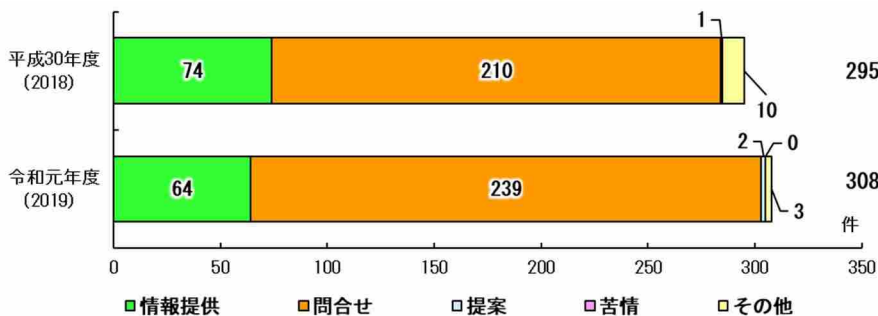
これらの情報提供に対しては、必要に応じて立入検査等を実施し、不適正な表示を確認した場合は、「食品表示法」に基づく指示・公表や指導を行うなど、厳正な対応を行っています。

- 食品事故等の問題があった時に、その食品と流通範囲を迅速に特定し、原因究明や食品回収等を円滑に行う手法として、食品のトレーサビリティが重要です。我が国では、牛、米穀等（米及び米加工品）のトレーサビリティが法令で義務付けられており、東北農政局は、普及・啓発活動や店舗や農場等への巡回立入検査等による監視・指導を行っています。

※東北農政局管内の「食品表示 110 番」は以下 URL から確認できます。

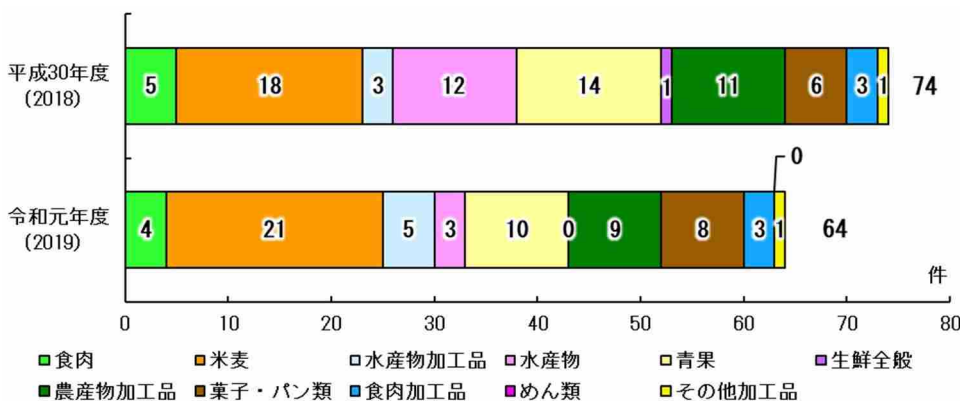
http://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/hyouzi/hyouzi_110ban.html

図表 2-17 食品表示 110 番受付件数の推移



資料：東北農政局調べ

図表 2-18 不適正な表示に関する情報提供の内訳

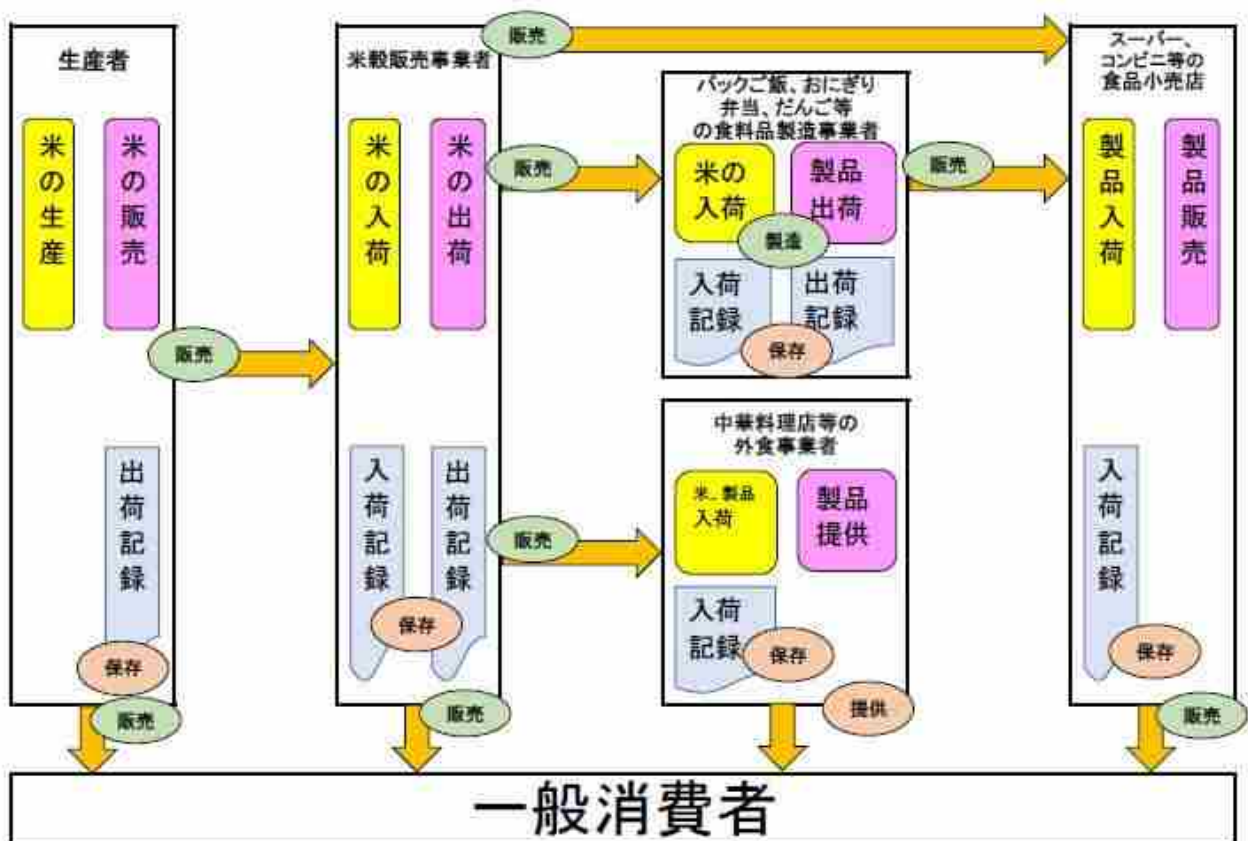


資料：東北農政局調べ

(米トレーサビリティ法)

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）は、米穀販売事業者が事故米穀を食用に流通させた事件を契機に、以下の目的を達成するために制定され、平成23(2011)年7月から完全施行されています（図表2-19）。
 - ①生産から販売・提供までの各段階を通じ、米、米加工品の移動をわかるようにすること。
 - ②問題が発生した場合などに流通ルートをややかに特定し、自己食品を流通ルートから排除できるようにすること。
- 米穀事業者（米穀製造・販売事業者、食品製造事業者、外食事業者等）には同法により、米や米加工品の取引等に係る記録の作成と保存、産地情報の伝達が義務づけられています。
 - （取引の際に記録が必要な項目）
 - ・品名 ・産地 ・数量 ・年月日 ・取引先名
 - ・搬出入した場所 ・用途を限定する場合にはその用途 等
- また、農林水産省では、米穀事業者を対象に同法に基づく巡回立入検査を行っており、令和元年度は全国で36件、文書による指導を行いました。

図表 2-19 米トレーサビリティ法に基づく米及び米加工品の流通管理の流れ



資料：東北農政局作成

(5) 食品ロスの削減に向けた取組

(令和元(2019)年度フードバンク活動促進情報交換会を開催)

- 食品ロスの削減に向けて、包装の破損や印字ミス、賞味期限が近づいた等の理由で、品質に問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を、食品関連事業者等が社会福祉団体に寄附し、寄附を受けた社会福祉団体が食べ物に困っている人たちに無償で提供するフードバンク活動が行われています。一方で、食品関連事業者は衛生管理面の不安などからフードバンク活動団体への食品の提供を躊躇する場合があります、フードバンク活動団体は寄附元の食品関連事業者の発掘に苦労している状況となっています。

このため、東北農政局では令和元(2019)年11月14日に食品関連事業者、フードバンク活動団体、地方公共団体等関係者相互の連携体制の構築を目的として、情報交換会を開催しました。

参加者からの主な意見は次のとおりです。

【フードバンク団体】国や地方自治体は、企業との連携や企業が寄附しやすい環境作りを進めてほしい。

【食品製造業者】企業として何か協力できればと思いついて参加した。寄附にあたっては、OEM製品の場合はブランドオーナーの意向を確認する必要があり、社会全体の機運の醸成が必要。

【小売店】スーパーには毎日多くの買物客が訪れるので、店舗内でフードバンク活動に関する情報発信を行いたい。



地方自治体からの情報提供



農林水産省からの情報提供に聞き入る参加者



フードバンク活動の概要を説明する参加者

図表 2-20 東北地方の取組の紹介(コープ東北サンネット事業連合)

食品の無駄をなくすとともに、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりをすすめることを目的として、平成24(2012)年にみやぎ生協が、「コープフードバンク」を設立しました。このコープフードバンクの趣旨に賛同した企業が集まり、平成26(2014)年からコープ東北サンネット事業連合として活動しています。

令和元(2019)年度に、125の企業等から防災備蓄品やお菓子など約88tの寄贈があり、社会福祉協議会、生活困窮支援団体を中心に、335団体に食品提供を行いました。

食品の搬入をはじめ、賞味期限、種類別の仕分け、提供先への配送など幅広い業務を、多くのボランティアの協力の下で行っており、運営に関しては、フードバンク活動に共感し賛同される法人サポーターを募集、サポーターから集まった賛助金を運営にあてています。

4. 卸売市場の動向

(管内の卸売市場の取扱実績額は近年減少傾向)

- 東北には7つの中央卸売市場(令和元(2019)年度末現在)と、110の地方卸売市場(平成30(2018)年度末現在)があります(図表2-21)。
- 平成30(2018)年度の卸売市場の取扱実績額をみると、中央卸売市場では2,704億円(対前年度比▲3.9%(以下同じ)、全国シェア7.2%)で、うち水産物が1,276億円(▲3.3%)、青果が1,100億円(▲4.6%)等で近年は減少傾向で推移しています(図表2-22、23)。
- また、地方卸売市場では2,488億円(▲2.5%、全国シェア11.2%)で、うち青果が1,511億円(▲1.8%)、水産物が878億円(▲3.5%)で中央卸売市場同様に減少傾向で推移しています(図表2-22、23)。

図表 2-21 東北の卸売市場数

(単位:市場)

区分	中央卸売市場(令和元(2019)年度)								地方卸売市場(平成30(2018)年度)					合計	
	小計	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産	食肉	花き	小計	総合 市場	青果	水産物 (消費地)	水産物 (産地)		花き等
青森県	2		1	1					22	2	3	2	13	2	24
岩手県	1		1						20	1	5	1	12	1	21
宮城県	2	1					1		14	1	4	1	8		16
秋田県	1							1	15	3	2	4	6		16
山形県									23	1	9	9	3	1	23
福島県	1	1							16	6	5		3	2	17
東北計	7	2	2	1			1	1	110	14	28	17	45	6	117
全国計	64	7	23	6	13	4	10	1	1,025	146	328	117	314	120	1,089

資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注1：水産物産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のために陸揚地において開設され、他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者等に卸売するための市場

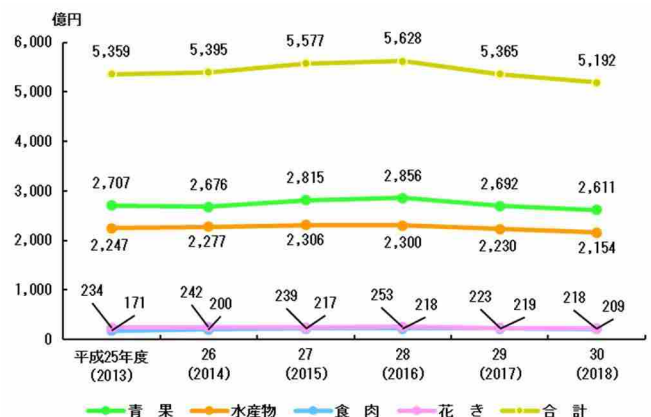
注2：水産物消費地市場とは、主として産地市場等から出荷される水産物の卸売のために消費地において開設され、仲卸業者、売買参加者等に卸売するための市場

図表 2-22 東北の卸売市場の取扱実績額(平成30(2018)年度)

(単位:億円)

区分		青果	水産物	食肉	花き	合計
中央卸売市場	東北	1,100	1,276	209	119	2,704
	全国	18,829	14,504	2,821	1,149	37,303
	全国比	5.8%	8.8%	7.4%	10.4%	7.2%
地方卸売市場	東北	1,511	878	0.0	99	2,488
	全国	12,429	6,185	1,469	2,214	22,297
	全国比	12.2%	14.2%	0.0%	4.5%	11.2%

図表 2-23 東北の取扱実績額の推移(中央と地方の合計値)



資料：農林水産省「卸売市場データ集」(中央市場)、地方卸売市場関係資料(地方市場)

注：水産物については、産地市場を除く。

5. 6次産業化等の推進
(1) 6次産業化の推進

(総合化事業計画の認定件数は、376件)

- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（以下「六次産業化・地産地消費」といいます。）に基づく総合化事業計画の東北における認定件数は、令和元(2019)年度末時点で前年度末に比べて8件増加し、376件となっています（図表2-24）。
- 対象農林水産物をみると、野菜が31.1%と最も高く、次いで、米の20.8%、果樹の17.1%の順になっており、これら3品目で69.0%を占めています（図表2-25）。
- 認定された事業内容をみると、加工・直売が69.1%と最も高く、次いで、加工の14.9%、加工・直売・レストランの8.3%の順になっています（図表2-26）。
- 東北農政局は、農山漁村の所得や雇用の拡大を図る6次産業化を推進するため、6次産業化勉強会、個別相談会及びセミナー等を開催しました。

※「総合化事業計画」とは

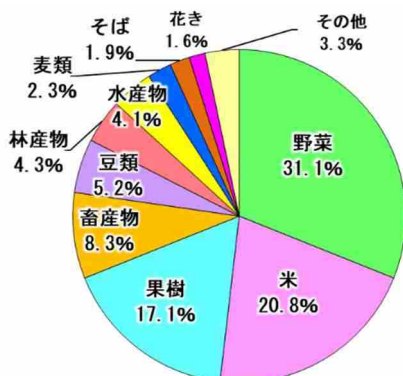
農林漁業者等が、農林水産物及び副産物（バイオマス等）の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業に関する計画

図表 2-24 総合化事業計画の認定件数（令和元(2019)年度末時点）

(単位:件)

区分	総合化事業計画の認定件数			研究開発・成果 利用事業計画
	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係	
青森県	71	67	0	4
岩手県	52	45	4	3
宮城県	81	65	2	14
秋田県	61	57	2	3
山形県	68	64	4	0
福島県	42	42	0	0
東北	376	340	12	24
全国(参考)	2,557	2,265	103	189

図表 2-25 総合化事業計画の対象農林水産物（令和元(2019)年度）



図表 2-26 総合化事業計画に認定された事業内容の割合（令和元(2019)年度）

(単位:%)

事業内容	東北	全国(参考)
加工・直売	69.1	68.6
加工	14.9	18.4
加工・直売・レストラン	8.3	7.1
直売	3.3	3.0
加工・直売・輸出	2.8	2.1
レストラン	1.4	0.4
輸出	0.3	0.4

資料：東北農政局調べ

注：認定件数は令和2(2020)年3月末現在の累計値

資料：東北農政局調べ

(農工商等連携事業計画の認定件数は、76件)

- 農工商連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の東北における認定件数は、令和元(2019)年度末時点で、前年度末に比べて2件増加し、76件となりました。このうち農畜産物関係が64件と最も多くなっています(図表2-27)。
- 同事業計画で活用される農林水産資源をみると、野菜が23.7%と最も高く、次いで、米の18.4%、水産物の14.5%の順になっており、これら3品目で56.6%を占めています(図表2-28)。
- 認定された事業計画をみると、新規用途開拓が59.2%ともっとも高く、次いで、付加価値向上の21.1%、未利用品の有効活用の9.2%の順になっています(図表2-29)。

※「農工商等連携事業計画」とは

地域の資源を有効に活用するため、農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発提供、販路の拡大などを行う事業に関する計画

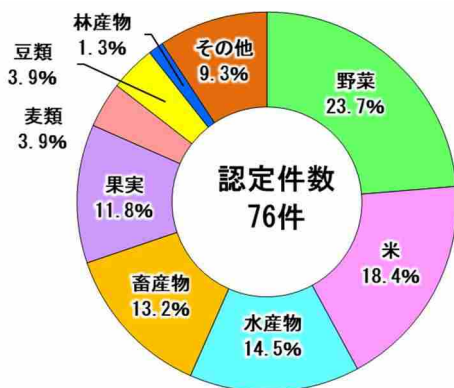
図表 2-27 連携事業計画の認定件数 (令和元 (2019) 年度末時点)

(単位:件)

区分	連携事業計画の認定件数	うち		
		農畜産物関係	林産物関係	水産物関係
青森県	14	13		1
岩手県	7	6		1
宮城県	13	11		2
秋田県	11	9		2
山形県	17	12	1	4
福島県	14	13		1
東北	76	64	1	11
全国(参考)	811	652	47	112

図表 2-28 連携事業計画で活用される農林水産資源 (令和元(2019)年度)

図表 2-29 連携事業計画に認定された事業内容の割合 (令和元(2019)年度)



(単位:%)

事業内容	東北	全国(参考)
未利用品の有効活用	9.2	14.7
付加価値向上	21.1	6.2
新たな作目	6.6	23.9
新規用途開拓	59.2	45.7
IT	2.6	6.4
観光	0.0	2.0
輸出	1.3	1.1

資料：東北農政局調べ
注：認定件数は令和2(2020)年3月末現在の累計値

資料：東北農政局調べ

図表 2-30 令和元(2019)年度6次産業化・地産地消法認定事業計画認定事業者

県名	市町村名	認定事業者名	事業名	新商品等
山形県	山形市	株式会社ベルウッドヴィンヤード	独自改良したキャノピーマネジメントによる高品質ぶどうを原料としたワイン製造・販売事業	ワイン
福島県	郡山市	ベリーズパーク郡山城 清里仲	ブルーベリーを中心としたベリー類摘み取り農園と加工品の開発・販売事業	ベリー類摘み取り農園 ベリーソースのスイーツ
岩手県	大船渡市	社会福祉法人 大洋会	高設養液栽培によるいちごの生産・販売、観光農園の運営による農福連携型事業	いちご観光農園
宮城県	涌谷町	佐藤園芸 佐藤 光一	青パイアヤを活用した漬物と味噌、葉を活用したパイアヤ茶の加工・販売事業	青パイアヤの漬物、味噌パイアヤ茶
秋田県	秋田市	有限会社 まこと農産	健康志向の消費者向けの新商品キクイモを原料とした「燻り麦酒（ビール）漬け」の開発・販売	キクイモの燻りビール漬け
山形県	尾花沢市	株式会社 サクセス・トレード	健康志向食品として人気が高まる「えごま」を有効活用した新商品開発と販路拡大	えごま茶 えごまドレッシング、えごまパスタ
青森県	中泊町	株式会社奥津軽アグリ	野菜作の一部をにんにくに転換し、農福連携の取り組みによるにんにく加工品製造・販売事業	むきにんにく（一次加工品）
秋田県	潟上市	秋田グリーンサムファーム株式会社	自社生産したブドウの観光農園とレーズン、ゼリー等の加工品製造・販売事業	観光農園 レーズン、ジャム、ゼリー、ブドウソフト

図表 2-31 令和元(2019)年度農商工等連携促進法認定事業計画認定事業者

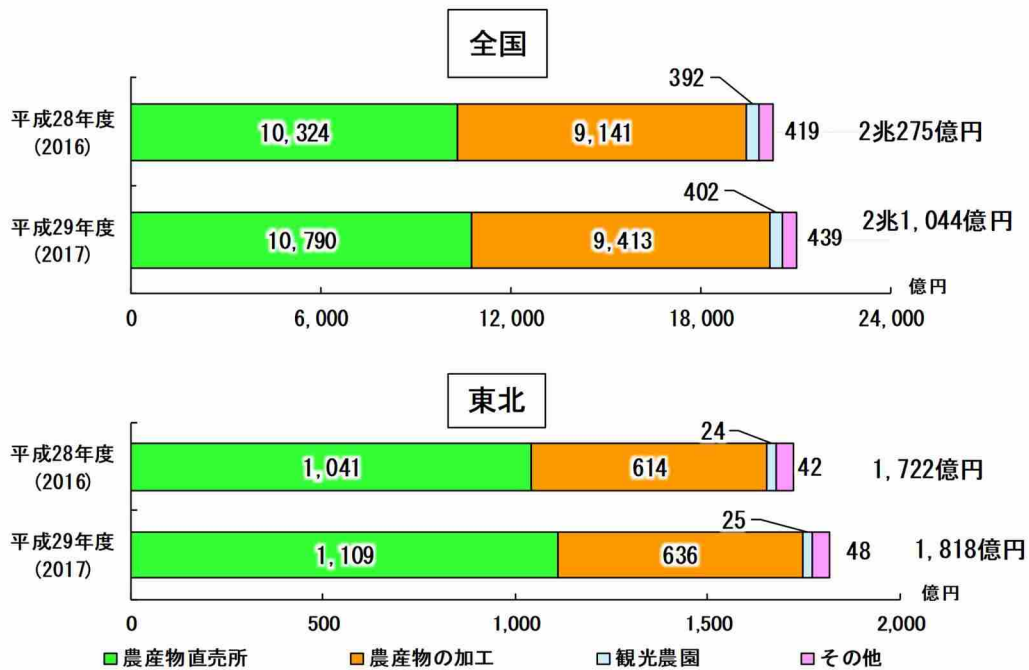
県名	市町村名	認定事業者名	事業名	新商品等
岩手県	大船渡市	(中小企業) 有限会社三陸とれたて市場	スマート漁業とCAS冷凍・独自パック技術の融合による業務用個食お造りパック等の開発販売	業務用個食お造りパック
	大船渡市	(農林漁業) 三陸漁業生産組合		
青森県	むつ市	(中小企業) 自然食ねっと株式会社	有機JAS認証農産物を使用した安全安心で美味しさを追求した加工品（カットサラダ、ピクルス、温野菜セット等）の開発、販路開拓及びブランド構築	有機JAS認証農産物を使用したカットサラダ、ピクルス、温野菜セット等
	むつ市	(農林漁業) N F 青森協同組合		

資料：東北農政局作成

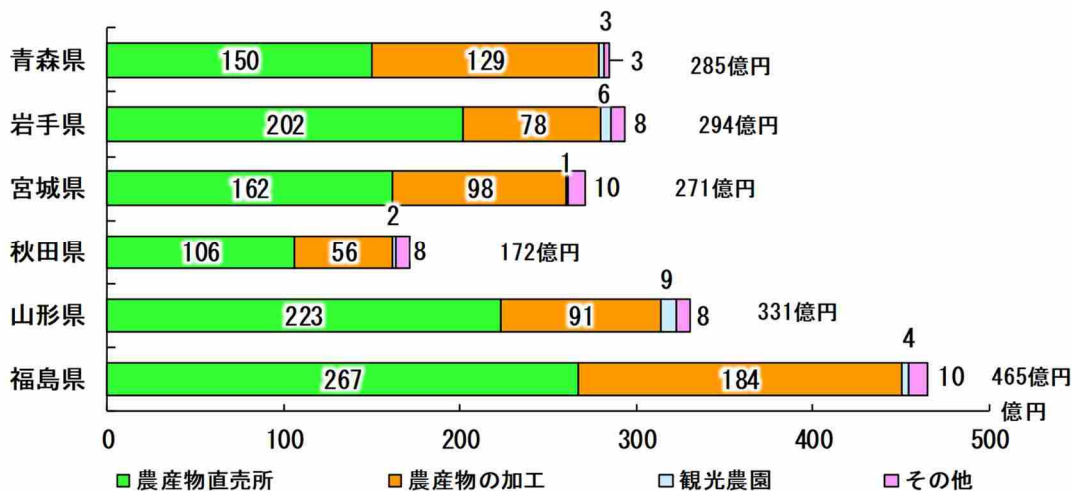
(6次産業化における農業生産関連事業の年間総販売金額は福島県が東北1位)

- 平成29(2017)年度の農業生産関連事業の年間総販売金額は、全国では4%増加し2兆1,044億円、東北では6%増加し1,818億円となっています(図表2-32)。
- 県別にみると、農産物直売所と農産物の加工が多い福島県が最も大きく(465億円)、次いで山形県(331億円)、岩手県(294億円)の順となっています(図表2-33)。

図表 2-32 農業生産関連事業の年間総販売金額 (全国・東北)



図表 2-33 農業生産関連事業の年間総販売金額 (県別、平成29(2017)年度)



資料：農林水産省「6次産業化総合調査」

- 注：1) データごとに四捨五入しているため、東北の値と各県の値の合計値が一致しない場合がある。
- 2) 「その他」は、農家民宿及び農家レストランの合計値である。

(2) 地産地消の取組の推進

(190市町村が地産地消促進計画を策定)

- 6次産業化・地産地消法に基づく地産地消促進計画は、平成31(2019)年3月末現在、県段階は東北の全県で策定され、市町村段階では、前年3月末と比べて5市町村増加し190市町村で策定されています（東北全体の市町村の83.7%）（図表2-34）。
- 計画を策定した市町村では、農産物直売所等が町内の旅館、飲食店に町内産農産物を供給するシステムを構築し、消費の拡大を図る取り組みや、学校給食において、地元の郷土料理など地元産食材の積極的な使用、地元産農産物を活用した加工品への活用などの取組が進められています。
- なお、未策定の37市町村の状況等を聴取したところ、作成中5、検討中16、震災の復興優先・営農再開のため策定遅れ9、未定が7となっています。

図表 2-34 東北の地産地消促進計画の策定数（平成31(2019)年3月末現在）

区分	県段階	市町村段階		
		策定数	市町村数	策定率(%)
青森県	策定済	30	40	75.0
岩手県	策定済	28	33	84.8
宮城県	策定済	32	35	91.4
秋田県	策定済	24	25	96.0
山形県	策定済	33	35	94.3
福島県	策定済	43	59	72.9
計		190	227	83.7

資料：東北農政局調べ

注：策定数は平成31(2019)年3月末現在の累計値

(3) 地理的表示（G I）保護制度の登録状況

(地理的表示保護制度に 22 産品が登録)

- 東北における地理的表示（G I）保護制度の登録産品数は、平成 27(2015)年に第 1号として「あおりカシス」が登録されて以降、令和 2(2020)年 3月末までで 22 産品となっており、全国の登録総数 93 産品の 24%を占めています。
- G I 登録により、模倣品が排除されるほか、産品の認知度向上による取引の増加など G I 登録をきっかけとした副次的効果も現れています（図表 2-35）。
- 県別に登録状況を見ると、平成 30(2018)年 12 月に浄法寺漆が登録された岩手県、令和 2(2020)年 3月に大鰐温泉もやし登録された青森県、大竹いちじくが登録された秋田県が 5 産品、次いで平成 31(2019)年 3月に小笹うるいが登録された山形県が 4 産品、平成 30(2018)年 8月に岩出山凍り豆腐が登録された宮城県が 2 産品、平成 30(2018)年 8月に南郷トマトが登録された福島県が 1 産品となっています（図表 2-36）。

※「地理的表示（G I）保護制度」とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度（平成 27(2015)年 6月 1日施行）

図表 2-35 東北地域の地理的表示（G I）登録の効果

取引の
増加

○ひばり野オクラ（秋田県）

G I を活用した販売キャンペーンやメディアで取り上げられたこともあり、2019 年度販売額が目標額 5,000 万円に対して、過去 5 年間で 2 番目の約 5,280 万円を達成



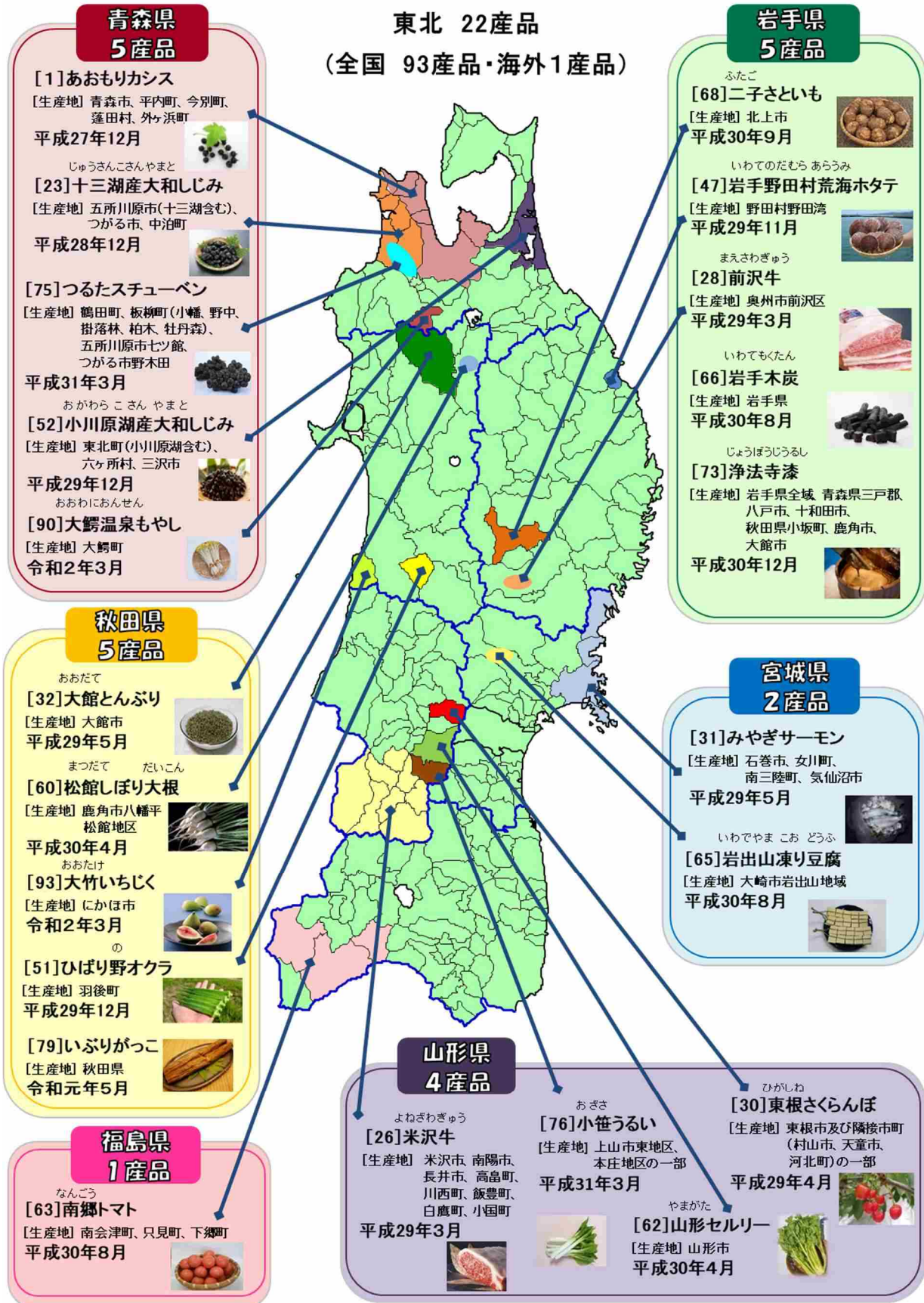
○みやぎサーモン（宮城県）

G I 登録によりバイヤーが興味を示した結果、2019 年より米国への輸出を開始（初年度 30t）
今後、更に輸出量を拡大する見通し



資料：東北農政局作成(令和 2(2020)年 3月末時点)

図表 2-36 地理的表示(GI)保護制度の登録数(県別、令和2(2020)年3月末現在)



資料：東北農政局作成

注：1) [] 数字は登録番号

2) 令和2(2020)年3月末現在の登録産品

(4) 農林水産物・食品の輸出促進

(農林水産物・食品の輸出促進に向けた取組)

- 平成 30(2018)年から取組を開始したGFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）には、令和元年度末時点で東北管内の 235 事業者（全国 2,801 事業者）が登録しており、その中から輸出訪問診断を希望する 26 事業者に対し、経済産業局、ジェトロ等と連携して輸出拡大に繋げるための意見交換を行いました（図表 2-37）。
- 令和元(2019)年9月は、GFP登録事業者が輸出先国としての希望が多い香港輸出を展開するための留意事項や香港情勢などに関する勉強会を開催しました。また令和2(2020)年2月には、「令和元年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰」並びに「農林水産物・食品輸出促進法の施行に関する説明会」を開催し、表彰式では、受賞された事業者から輸出取組事例を紹介いただきました（図表 2-38）。
- 令和2(2020)年1月には、福島県福島市においてGFP登録者間の交流を目的に「GFP超会議 2020 in 東北」を開催しました。ワークショップの開催、産学官連携トークセッションや交流会等には約 100 名の参加があり、トークセッションやプレゼンテーションの様子はニコニコ動画を通じ生中継で配信しました。GFPでは、引き続きGFP登録事業者の交流イベントや輸出関連情報の提供を行っていきます（図表 2-38）。

図表 2-37 GFP輸出訪問診断の様子



図表 2-38 東北農政局長賞（左端）、GFP超会議の様子（右側3つ）





第3章

強い農業の創造に向けた取組

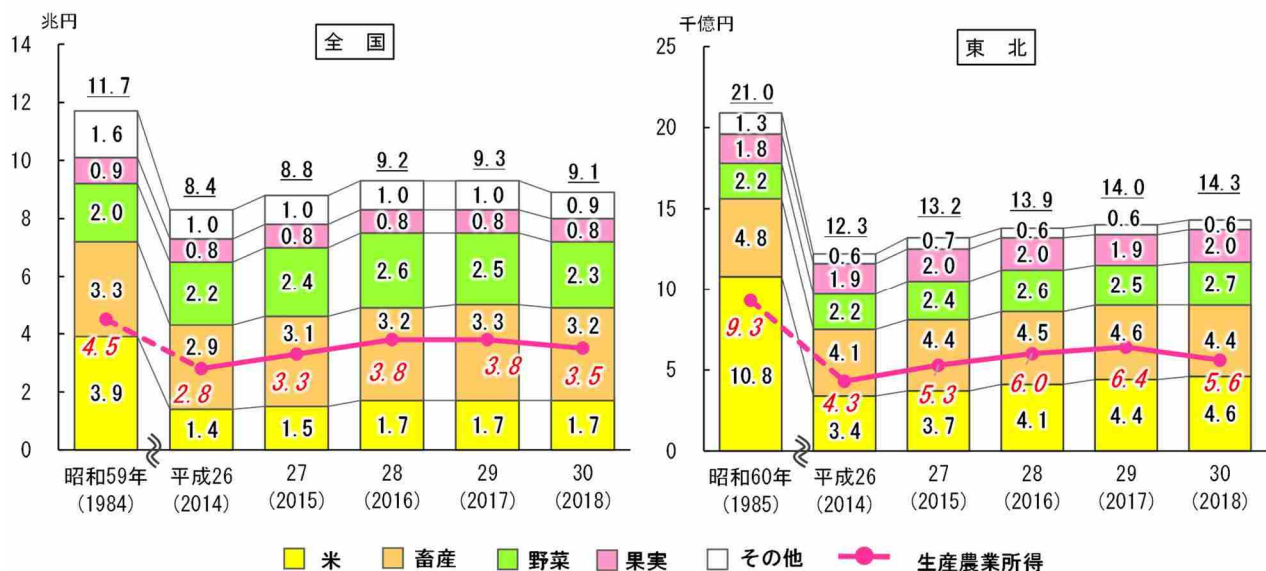
第3章 強い農業の創造に向けた取組

1. 農業産出額

(野菜、米、果実等の増加により、農業産出額は4年連続の増加)

- 東北の農業産出額は、昭和 60(1985)年の2兆 1,000 億円をピーク(全国は昭和 59(1984)年がピーク)に減少傾向で推移し、平成 26(2014)年には1兆 2,300 億円となりましたが、平成 27(2015)年以降は4年連続で増加し、平成 30(2018)年は1兆 4,300 億円となっています(図表 3-1)。
- 平成 30(2018)年の農業産出額の増減を寄与度でみると、野菜、米、果実の増加が要因となっています(図表 3-2)。
- 平成 30(2018)年の生産農業所得は、農業産出額が増加したものの、全国と同様に光熱動力費を中心に物的経費が増加したこと等から4年ぶりに減少し、5,600 億円となっています(図表 3-1)。

図表 3-1 農業産出額及び生産農業所得(全国・東北)



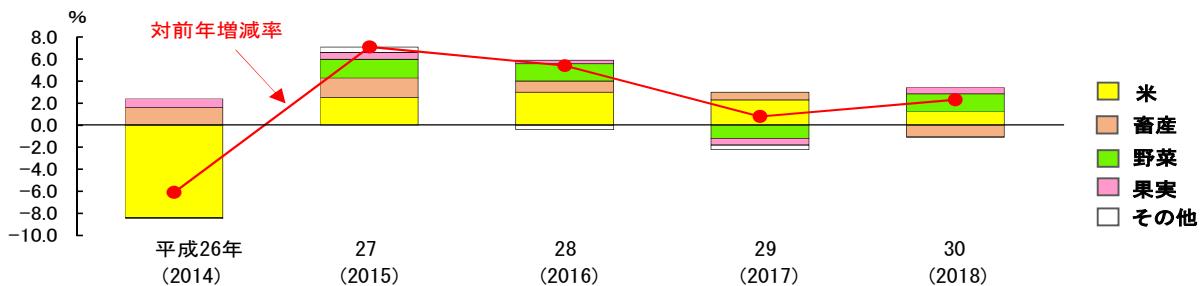
農業産出額とは

農業生産活動によって生み出された品目別生産数量に、販売価格から出荷販売に要した経費を控除した額を乗じて算出したもの(消費税を含む)。

生産農業所得とは

農業産出額から農業生産のために投入された種苗費、肥料費等の物的経費を控除し、経常補助金等を加算したものの。

図表 3-2 農業産出額の対前年増減率と主要部門別寄与度の推移(東北)



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

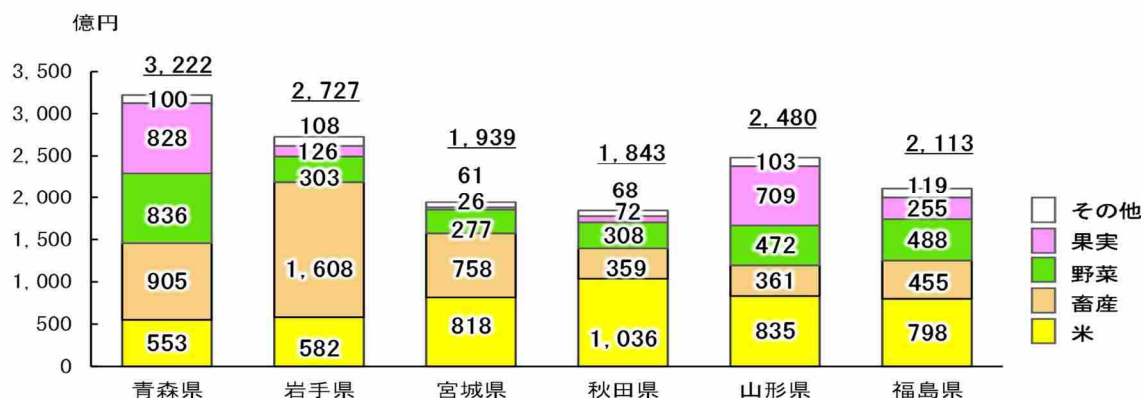
注：1) 全国は、都道府県間で取引された種苗、子豚等の中間生産物を除いて全国を単位として推計した農業総産出額、東北は、県別推計を積み上げた農業産出額である。

2) その他は、麦類、穀類、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計値である。

(全国第20位までに東北全県がランクイン)

- 平成30(2018)年における東北の農業産出額を県別にみると、青森県が3,222億円(全国第7位)、岩手県が2,727億円(全国第10位)、宮城県が1,939億円(全国第18位)、秋田県が1,843億円(全国第19位)、山形県が2,480億円(全国第12位)、福島県が2,113億円(全国第17位)で、全県が全国20位以内にランクインしています(図表3-3)。
- 各県の農業産出額を主要部門別にみると、青森県は果実、野菜及び畜産の割合が高く、岩手県は畜産の割合が約6割となっています。秋田県は米が5割を超え、宮城県、山形県及び福島県の3県も米の割合が高くなっています(図表3-3)。
- 農業産出額の主要部門別全国順位をみると、米は秋田県が全国第3位のほか、青森県を除く4県が全国10位以内となっています。
果実は青森県が前年から順位を上げて全国第1位となったほか、山形県及び福島県が全国10位以内となっています(図表3-4)。

図表 3-3 農業産出額(県別)(平成30(2018)年)



図表 3-4 主要部門における農業産出額の全国順位(都道府県別・上位10位)

順位	農業産出額計				米				野菜			
	都道府県	産出額	全 国	%	都道府県	産出額	全 国	%	都道府県	産出額	全 国	%
		億円	シェア			億円	シェア			億円	シェア	
1	全 国	91,283	100.0		全 国	17,513	100.0		全 国	23,212	100.0	
2	北海道	12,593	13.8		新潟県	1,445	8.3		北海道	2,271	9.8	
3	鹿児島県	4,863	5.3		北海道	1,122	6.4		茨城県	1,708	7.4	
4	茨城県	4,508	4.9		秋田県	1,036	5.9		千葉県	1,546	6.7	
5	千葉県	4,259	4.7		茨城県	868	5.0		熊本県	1,227	5.3	
6	宮城県	3,429	3.8		山形県	835	4.8		愛知県	1,125	4.8	
7	熊本県	3,406	3.7		宮城県	818	4.7		群馬県	983	4.2	
8	青森県	3,222	3.5		福島県	798	4.6		長野県	905	3.9	
9	愛知県	3,115	3.4		千葉県	728	4.2		青森県	836	3.6	
10	栃木県	2,871	3.1		栃木県	714	4.1		埼玉県	833	3.6	
	岩手県	2,727	3.0		岩手県	582	3.3		栃木県	815	3.5	

順位	果実				肉用牛				鶏			
	都道府県	産出額	全 国	%	都道府県	産出額	全 国	%	都道府県	産出額	全 国	%
		億円	シェア			億円	シェア			億円	シェア	
1	全 国	8,406	100.0		全 国	7,416	100.0		全 国	8,999	100.0	
2	青森県	828	9.9		鹿児島県	1,266	17.1		鹿児島県	984	10.9	
3	和歌山	748	8.9		北海道	1,016	13.7		宮城県	827	9.2	
4	長野県	714	8.5		宮城県	768	10.4		岩手県	761	8.5	
5	山形県	709	8.4		熊本県	430	5.8		茨城県	497	5.5	
6	山梨県	629	7.5		岩手県	284	3.8		千葉県	446	5.0	
7	愛媛県	530	6.3		宮城県	276	3.7		青森県	424	4.7	
8	熊本県	327	3.9		長崎県	259	3.5		北海道	357	4.0	
9	静岡県	298	3.5		沖縄県	223	3.0		岡山県	332	3.7	
10	福島県	255	3.0		栃木県	208	2.8		兵庫県	289	3.2	
	岡山県	245	2.9		兵庫県	184	2.5		広島県	256	2.8	

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

- 注：1)その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物及び加工農産物の合計値である。
ただし、平成30(2018)年の青森県及び山形県は秘匿情報が含まれているため、農業産出額計から米、畜産、野菜、果実を差し引いた値である。
- 2)統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(農業産出額全国上位 30 市町村までに東北の 4 市がランクイン)

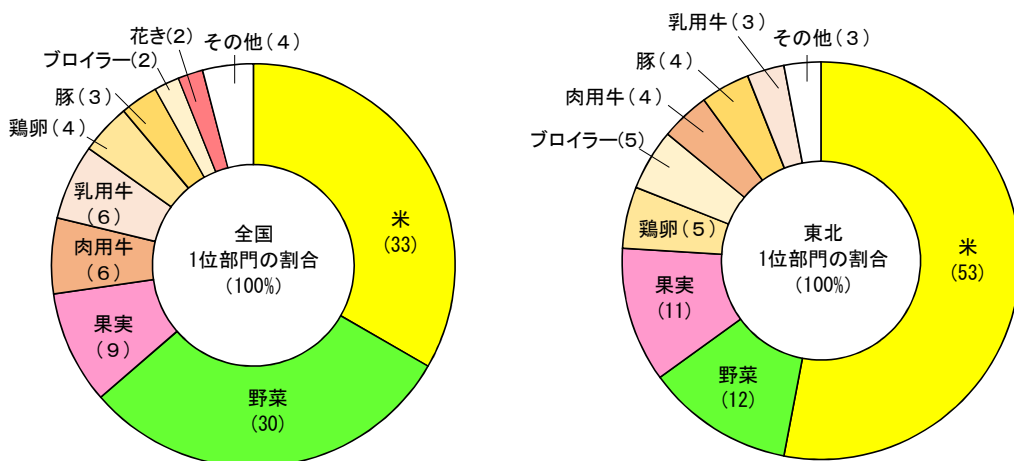
- 平成 30(2018)年の市町村別農業産出額全国上位 30 市町村をみると、青森県弘前市が 429 億 8,000 万円(全国第 11 位)、宮城県登米市が 333 億 4,000 万円(全国第 23 位)、山形県鶴岡市が 325 億 6,000 万円(全国第 25 位)、岩手県一関市が 313 億 3,000 万円(全国第 27 位)で、東北の 4 市がランクインしています(図表 3-5)。
- 全国の市町村における農業産出額 1 位部門の割合をみると、米が最も高く 33%を占め、次いで野菜が 30%、果実が 9%となっています。
東北の市町村においても全国と同様に、米、野菜、果実の割合が高くなっていますが、中でも米が 53%と約半数を占めています(図表 3-6)。

図表 3-5 農業産出額上位 30 市町村(全国)(平成 30(2018)年)

単位：1,000万円

順位	市町村	農業産出額	上位部門		順位	市町村	農業産出額	上位部門	
			1 位	2 位				1 位	2 位
1	田原市(愛知県)	8,487	野菜	花き	16	香取市(千葉県)	3,685	米	野菜
2	都城市(宮崎県)	7,541	豚	肉用牛	17	那須塩原市(栃木県)	3,663	乳用牛	米
3	銚田市(茨城県)	7,084	野菜	豚	18	宮崎市(宮崎県)	3,637	野菜	肉用牛
4	別海町(北海道)	6,602	乳用牛	肉用牛	19	曾於市(鹿児島県)	3,625	肉用牛	豚
5	新潟市(新潟県)	5,865	米	野菜	20	八代市(熊本県)	3,595	野菜	米
6	旭市(千葉県)	5,229	野菜	豚	21	大崎町(鹿児島県)	3,493	ブロイラー	野菜
7	浜松市(静岡県)	4,867	果実	野菜	22	小美玉市(茨城県)	3,416	鶏卵	野菜
8	熊本市(熊本県)	4,736	野菜	果実	23	登米市(宮城県)	3,334	米	肉用牛
9	鹿屋市(鹿児島県)	4,422	肉用牛	豚	24	北見市(北海道)	3,293	野菜	乳用牛
10	豊橋市(愛知県)	4,342	野菜	豚	25	鶴岡市(山形県)	3,256	米	野菜
11	弘前市(青森県)	4,298	果実	米	26	幕別町(北海道)	3,144	乳用牛	野菜
12	南九州市(鹿児島県)	4,134	鶏卵	工芸農作物	27	一関市(岩手県)	3,133	米	ブロイラー
13	志布志市(鹿児島県)	4,115	豚	肉用牛	28	大田原市(栃木県)	3,042	米	野菜
14	菊池市(熊本県)	3,865	肉用牛	乳用牛	29	深谷市(埼玉県)	2,996	野菜	花き
15	前橋市(群馬県)	3,757	豚	野菜	30	久留米市(福岡県)	2,978	野菜	米

図表 3-6 市町村における農業産出額 1 位部門の割合(全国・東北)(平成 30(2018)年)



資料：農林水産省「平成 30 年市町村別農業産出額(推計)」

注：1)統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
2)鶏部門については、鶏卵及びブロイラーに区分して表章した。

(米の農業産出額全国上位20市町村までに東北の12市町村がランクイン)

- 平成30(2018)年の部門別農業産出額の全国上位20市町村をみると、米では半数以上を占める12市村、ブロイラーが6市町村、果実及び鶏卵がそれぞれ4市町、肉用牛が2市、豚が1市ランクインしています(図表3-7)。
- 主要部門のうち米をみると、秋田県大仙市が153億円で、新潟県新潟市に次ぐ全国第2位となっており、また、全国10位以内のうち7市村が東北となっています。
- 一方、米以外の部門をみると、果実は青森県弘前市が全国第1位、ブロイラーは岩手県二戸市が全国第2位、鶏卵は宮城県色麻町が全国第6位、肉用牛は宮城県登米市が全国第7位、豚は岩手県一関市が全国第17位となっています。

図表 3-7 部門別農業産出額の上位20市町村(全国)(平成30(2018)年)

米					果 実						
順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額
		1,000万円			1,000万円			1,000万円			1,000万円
1	新 潟 市 (新潟県)	3,243	11	栗 原 市 (宮城県)	1,178	1	弘 前 市 (青森県)	3,576	11	有 田 川 町 (和歌山県)	1,031
2	大 仙 市 (秋田県)	1,530	12	つ が る 市 (青森県)	1,031	2	笛 吹 市 (山梨県)	2,036	12	福 島 市 (福島県)	1,019
3	長 岡 市 (新潟県)	1,530	13	郡 山 市 (福島県)	990	3	浜 松 市 (静岡県)	1,601	13	長 野 市 (長野県)	985
4	鶴 岡 市 (山形県)	1,408	14	富 山 市 (富山県)	960	4	東 根 市 (山形県)	1,454	14	中 野 市 (長野県)	958
5	上 越 市 (新潟県)	1,391	15	新 発 田 市 (新潟県)	955	5	甲 州 市 (山梨県)	1,386	15	宇 和 島 市 (愛媛県)	955
6	登 米 市 (宮城県)	1,349	16	酒 田 市 (山形県)	951	6	天 童 市 (山形県)	1,325	16	南 アル プ ス 市 (山梨県)	921
7	横 手 市 (秋田県)	1,304	17	花 巻 市 (岩手県)	896	7	田 辺 市 (和歌山県)	1,129	17	み な べ 町 (和歌山県)	894
8	大 崎 市 (宮城県)	1,237	18	岡 山 市 (岡山県)	886	8	八 幡 浜 市 (愛媛県)	1,094	18	須 坂 市 (長野県)	756
9	大 潟 村 (秋田県)	1,230	19	大 田 原 市 (栃木県)	838	9	紀 の 川 市 (和歌山県)	1,093	19	熊 本 市 (熊本県)	741
10	奥 州 市 (岩手県)	1,196	20	香 取 市 (千葉県)	825	10	山 梨 市 (山梨県)	1,092	20	松 山 市 (愛媛県)	739

肉 用 牛					豚						
順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額
		1,000万円			1,000万円			1,000万円			1,000万円
1	都 城 市 (宮崎県)	1,959	11	え び の 市 (宮崎県)	705	1	都 城 市 (宮崎県)	2,054	11	田 原 市 (愛知県)	856
2	鹿 屋 市 (鹿児島県)	1,553	12	指 宿 市 (鹿児島県)	686	2	旭 市 (千葉県)	1,734	12	川 南 町 (宮崎県)	741
3	曾 於 市 (鹿児島県)	1,287	13	霧 島 市 (鹿児島県)	614	3	志 布 志 市 (鹿児島県)	1,600	13	菊 池 市 (熊本県)	702
4	菊 池 市 (熊本県)	1,106	14	出 水 市 (鹿児島県)	542	4	鉢 田 市 (茨城県)	1,480	14	那 須 烏 山 市 (栃木県)	633
5	志 布 志 市 (鹿児島県)	1,087	15	唐 津 市 (佐賀県)	527	5	桐 生 市 (群馬県)	1,393	15	森 町 (北海道)	610
6	小 林 市 (宮崎県)	1,020	16	白 老 町 (北海道)	510	6	鹿 屋 市 (鹿児島県)	1,114	16	日 南 市 (宮崎県)	605
7	登 米 市 (宮城県)	894	17	一 関 市 (岩手県)	509	7	曾 於 市 (鹿児島県)	1,007	17	一 関 市 (岩手県)	596
8	士 幌 町 (北海道)	894	18	宮 崎 市 (宮崎県)	505	8	前 橋 市 (群馬県)	924	18	洪 川 市 (群馬県)	583
9	鹿 児 島 市 (鹿児島県)	716	19	帯 広 市 (北海道)	489	9	成 田 市 (千葉県)	898	19	南 九 州 市 (鹿児島県)	513
10	石 垣 市 (沖縄県)	708	20	西 都 市 (宮崎県)	466	10	伊 佐 市 (鹿児島県)	880	20	え び の 市 (宮崎県)	501

鶏 卵					ブロイラー						
順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額	順位	市 町 村	産出額
		1,000万円			1,000万円			1,000万円			1,000万円
1	小 美 玉 市 (茨城県)	1,536	11	坂 東 市 (茨城県)	704	1	大 崎 町 (鹿児島県)	2,317	11	小 林 市 (宮崎県)	582
2	南 九 州 市 (鹿児島県)	941	12	鈴 鹿 市 (三重県)	637	2	二 戸 市 (岩手県)	2,157	12	川 南 町 (宮崎県)	543
3	庄 原 市 (広島県)	861	13	石 岡 市 (茨城県)	629	3	都 城 市 (宮崎県)	1,547	13	錦 町 (熊本県)	x
4	富 士 宮 市 (静岡県)	819	14	津 市 (三重県)	621	4	日 向 市 (宮崎県)	1,103	14	伊 達 市 (北海道)	523
5	出 水 市 (鹿児島県)	816	15	井 原 市 (岡山県)	583	5	垂 水 市 (鹿児島県)	943	15	網 走 市 (北海道)	x
6	色 麻 町 (宮城県)	x	16	い す み 市 (千葉県)	583	6	横 浜 町 (青森県)	x	16	厚 志 町 (北海道)	x
7	三 豊 市 (香川県)	738	17	三 沢 市 (青森県)	575	7	南 部 町 (青森県)	741	17	九 戸 村 (岩手県)	502
8	盛 岡 市 (岩手県)	726	18	大 田 原 市 (栃木県)	538	8	洋 野 町 (岩手県)	668	18	新 見 市 (岡山県)	471
9	八 戸 市 (青森県)	721	19	美 咲 町 (岡山県)	509	9	一 関 市 (岩手県)	640	19	曾 於 市 (鹿児島県)	455
10	村 上 市 (新潟県)	706	20	茨 城 町 (茨城県)	494	10	都 農 町 (宮崎県)	588	20	出 水 市 (鹿児島県)	450

資料：農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」
注：鶏部門については、鶏卵及びブロイラーに区分して表章した。

(野菜部門の1位品目はやまのいも、果実部門の1位品目はりんごが最多)

- 部門別農業産出額の1位部門が米である東北の市町村は120市町村で、管内市町村数(227市町村)の約5割を占めています。米が土地利用型作物であることから、これらの市町村で管内耕地面積の約2/3を占めています。
- 野菜が1位となっている市町村の主要な品目をみると、青森県はやまのいも、だいこん、岩手県はトマト、キャベツ、ピーマン、宮城県はいちご、山形県はすいか、福島県はきゅうり、トマト、いちご、ピーマンとなっています。
- 果実が1位となっている市町村の主要な品目をみると、青森県はりんご、山形県はおうとう、ぶどう、りんご、福島県はももとなっています(図表3-8)。

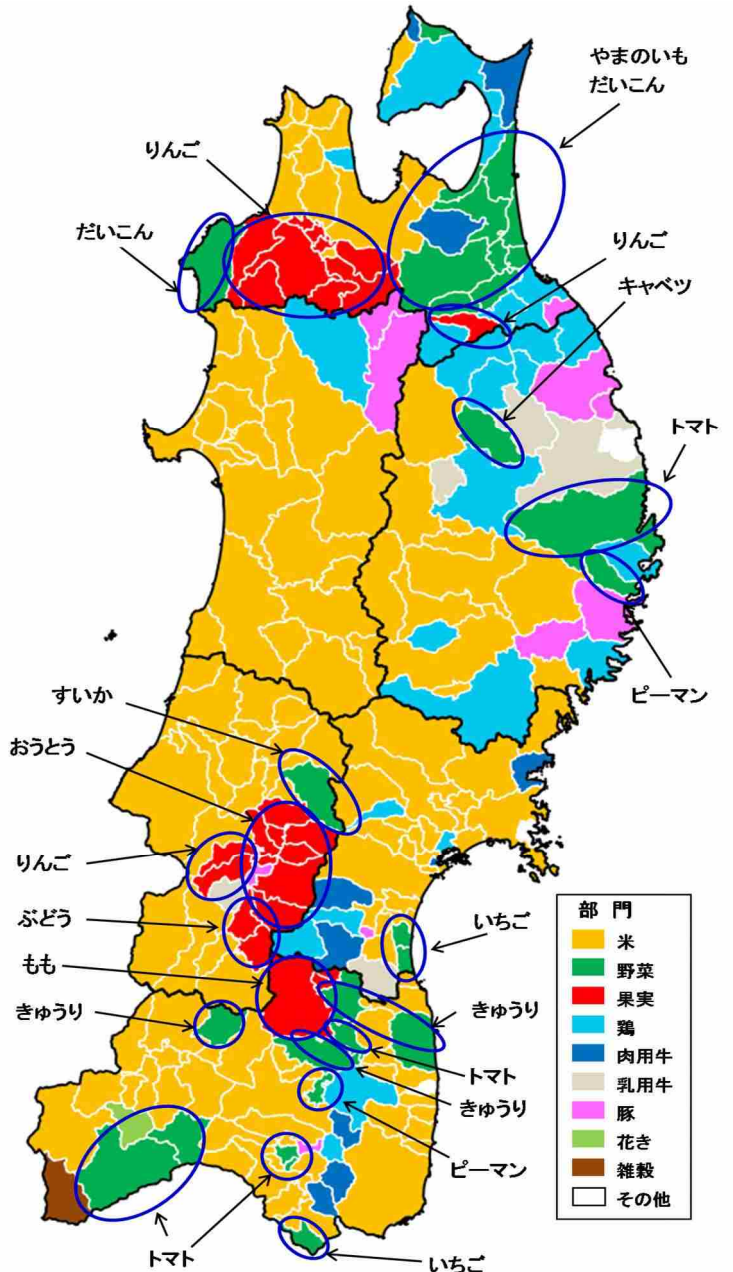
図表 3-8 市町村別農業産出額(野菜・果実)の1位品目と東北管内の分布状況(平成30(2018)年)

野菜が1位の市町村 (単位:1,000万円)

県	市町村	品目	当該品目の農業産出額
青森県	十和田市	やまのいも	197
青森県	三沢市	やまのいも	153
青森県	深浦町	だいこん	45
青森県	野辺地町	やまのいも	7
青森県	六戸町	やまのいも	114
青森県	東北町	やまのいも	304
青森県	六ヶ所村	やまのいも	129
青森県	おいらせ町	だいこん	174
青森県	五戸町	やまのいも	202
青森県	新郷村	やまのいも	31
岩手県	宮古市	トマト	10
岩手県	岩手町	キャベツ	143
岩手県	大槌町	ピーマン	3
宮城県	亘理町	いちご	171
宮城県	山元町	いちご	134
山形県	尾花沢市	すいか	313
福島県	二本松市	きゅうり	176
福島県	南相馬市	きゅうり	14
福島県	伊達市	きゅうり	233
福島県	川俣町	トマト	6
福島県	下郷町	トマト	10
福島県	南会津町	トマト	69
福島県	北塩原村	きゅうり	8
福島県	中島村	トマト	24
福島県	矢吹町	トマト	54
福島県	矢祭町	いちご	22
福島県	三春町	ピーマン	18

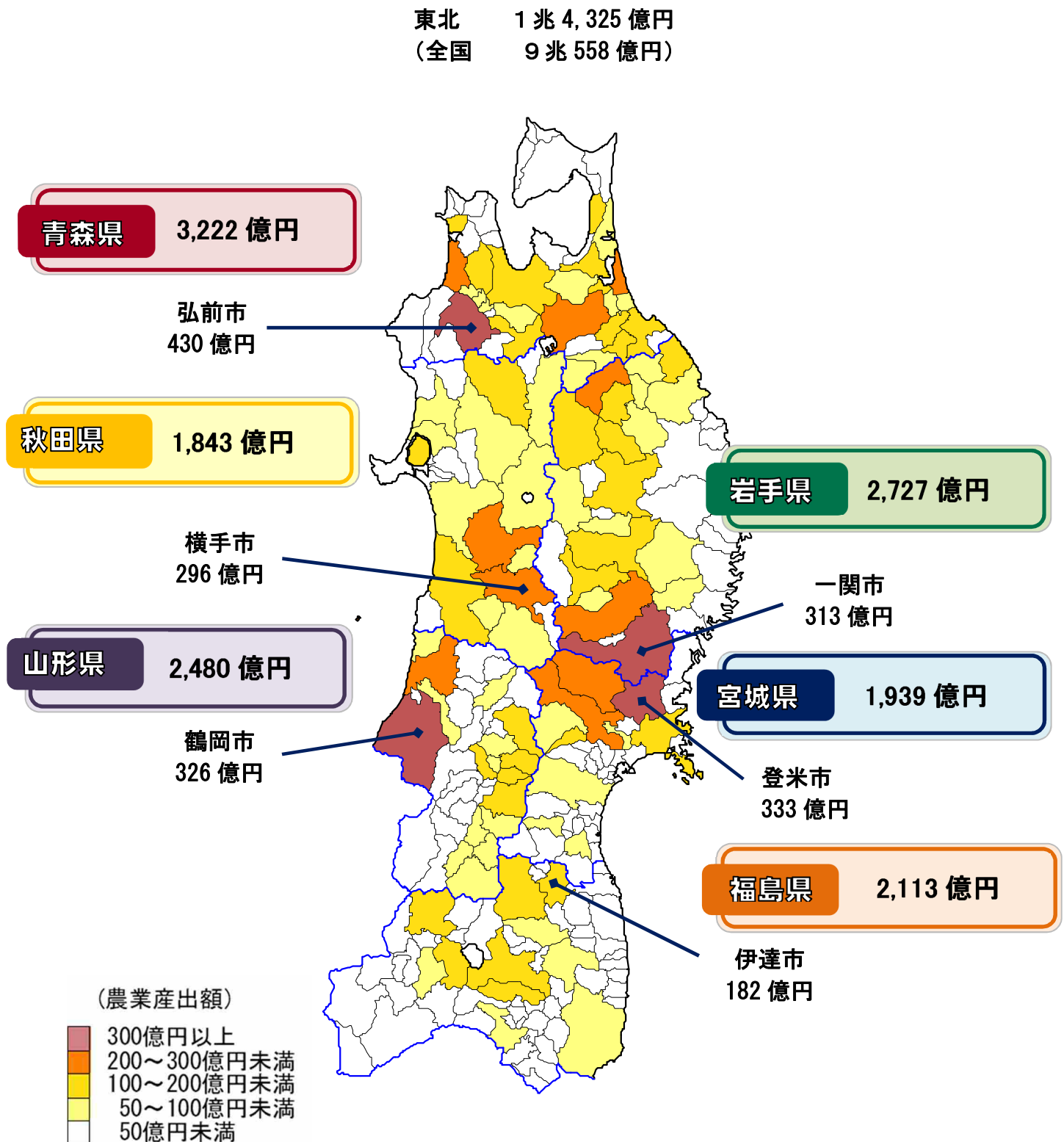
果実が1位の市町村 (単位:1,000万円)

県	市町村	品目	当該品目の農業産出額
青森県	弘前市	りんご	3,510
青森県	黒石市	りんご	510
青森県	平川市	りんご	669
青森県	鱒ヶ沢町	りんご	122
青森県	西目屋村	りんご	28
青森県	藤崎町	りんご	333
青森県	大鰐町	りんご	216
青森県	板柳町	りんご	609
青森県	鶴田町	りんご	414
青森県	三戸町	りんご	118
山形県	山形市	おうとう	219
山形県	寒河江市	おうとう	534
山形県	上山市	おうとう	238
山形県	村山市	おうとう	288
山形県	天童市	おうとう	734
山形県	東根市	おうとう	990
山形県	南陽市	ぶどう	162
山形県	中山町	おうとう	54
山形県	河北町	おうとう	279
山形県	朝日町	りんご	195
山形県	大江町	りんご	54
山形県	高島町	ぶどう	310
福島県	福島市	もも	423
福島県	桑折町	もも	153
福島県	国見町	もも	161



資料:農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

図表 3-9 農業産出額（平成 30(2018)年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「市町村別農業産出額（推計）」
 注：1）全国は、全国を単位とした推計値、東北は県別推計の積み上げ値である。
 2）表示した市町村は、各県内で農業産出額が最も多い市町村である。

2. 農業経営の動向

(1) 農業経営体の経営収支

(農業経営体の農業所得は4年ぶりに減少、収益性は酪農部門が最も高い水準)

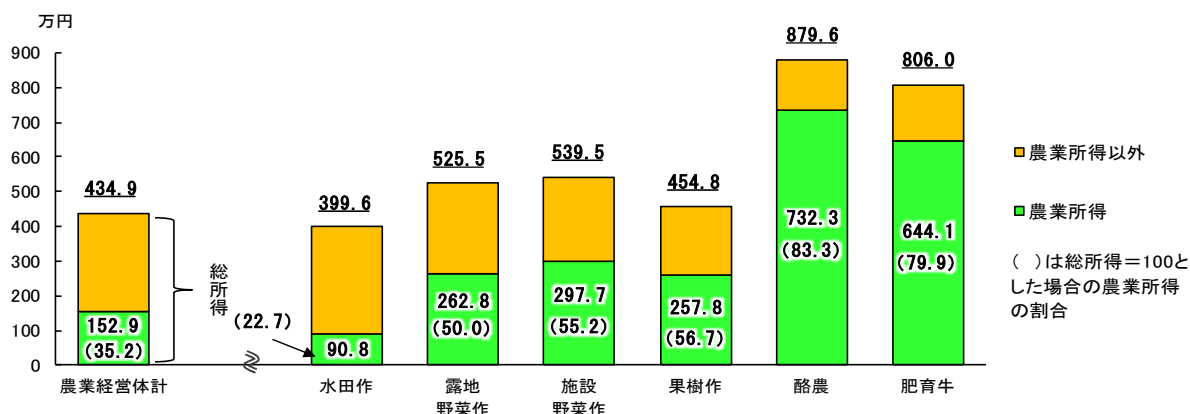
- 平成30(2018)年における東北の農業経営体(個別経営、販売目的)の1経営体当たり農業粗収益は、米の直接支払交付金の廃止や肥育牛の販売頭数の減少等により前年に比べ28万円(5.0%)減の532万1,000円、農業経営費は同3万2,000円(0.8%)減の379万2,000円となっています。この結果、農業所得は、同24万8,000円(14.0%)減の152万9,000円と4年ぶりに減少しました(図表3-10)。
- 農業経営体の農業所得を営農類型別にみると、酪農が732万3,000円で最も高く、次いで肥育牛が644万1,000円となっている一方で、東北の農業経営体の約7割を占める水田作は、90万8,000円と最も低くなっています(図表3-11)。

図表 3-10 農業経営体(個別経営)の経営収支(東北、1経営体当たり)

区分	実額(万円)				増減率(%)		
	平成27年 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	H28/H27	H29/H28	H30/H29
農業粗収益①	486.0	529.7	560.1	532.1	9.0	5.7	△ 5.0
農業経営費②	342.9	363.3	382.4	379.2	5.9	5.3	△ 0.8
農業所得③=(①-②)	143.1	166.4	177.7	152.9	16.3	6.8	△ 14.0
農外所得等④	123.7	128.7	109.0	118.2	4.0	△ 15.3	8.4
年金等の収入⑤	159.6	169.6	173.8	163.8	6.3	2.5	△ 5.8
総所得⑥=(③+④+⑤)	426.4	464.7	460.5	434.9	9.0	△ 0.9	△ 5.6

資料：農林水産省「農業経営統計調査経営形態別経営統計(個別経営)」

図表 3-11 平成30(2018)年営農類型別にみた農業所得及び総所得(東北、1経営体当たり)



営農類型とは

農業経営体ごとに農畜産物の販売収入を「水田作、露地野菜作、施設野菜作、果樹作、酪農、肥育牛」等に区分し、それらのうち最も収入が多い区分へ分類(営農類型別)したものをいいます。

したがって、農業経営体が複合経営を行っている場合、当該経営体の農畜産物の販売収入には、最も収入が多い区分(営農類型)以外の販売収入も含まれています。

資料：農林水産省「農業経営統計調査営農類型別経営統計(個別経営、水田作、露地野菜作、施設野菜作、果樹作、酪農、肥育牛)」

(2) 営農類型別の経営状況

(1 経営体当たりの農業所得は露地野菜作経営、施設野菜作経営で増加)

- 平成30(2018)年における東北の主な営農類型別の1経営体当たりの農業所得をみると、露地野菜作と施設野菜作で増加した一方、水田作、果樹作、酪農、肥育牛では減少しています(図表3-12)。
- 露地野菜作と施設野菜作については、天候不順や作付面積の減少等によりトマトやきゅうりの生産量は減少したものの、価格が上昇したこと等から、1経営体当たり農業所得が前年に比べて露地野菜作は5.2%、施設野菜作は23.7%それぞれ増加しました。
- 水田作については、米価は堅調に推移したものの、米の直接支払交付金の廃止等により前年から16.5%減少しました。果樹作については、果樹の価格は堅調に推移し、りんごの生産量は増加したものの、もも、ぶどう、なしの生産量が減少したこと等から前年から1.9%減少しました。酪農については、生乳価格は堅調に推移したものの、飼養頭数減少による乳量の減少により粗収益が減少したこと、配合飼料価格の上昇による飼料費の増加等により、前年から22.2%減少しました。肥育牛については、仕入れ時期のもと畜価格が高騰し導入を見合わせる経営体が多かったことから、販売頭数が減少したこと等で粗収益が大きく減少し、前年から52.7%減少しました。

図表 3-12 水田作、露地野菜作、施設野菜作、果樹作、酪農、肥育牛の経営状況(東北・1経営体当たり)

区 分		単位	平成26年 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)
水田作	水田作作付延べ面積	a	201.9	203.4	205.5	211.7	220.3
	農業粗収益	万円	268	321	331	350	324
	農業経営費	万円	233	236	236	240	233
	農業所得	万円	35	85	95	109	91
	農業所得率	%	13.2	26.5	28.6	31.3	28.0
露地野菜作	露地野菜作作付延べ面積	a	89.2	98.4	98.0	99.7	101.6
	農業粗収益	万円	561	646	682	678	718
	農業経営費	万円	390	419	427	428	455
	農業所得	万円	171	228	256	250	263
	農業所得率	%	30.5	35.2	37.5	36.8	36.6
施設野菜作	施設野菜作作付延べ面積	m ²	2,244	2,372	2,373	2,402	2,405
	農業粗収益	万円	609	617	661	663	661
	農業経営費	万円	341	340	439	423	363
	農業所得	万円	268	277	221	241	298
	農業所得率	%	44.1	44.9	33.5	36.3	45.1
果樹作	果樹植栽面積	a	114.7	119.9	120.3	121.3	114.3
	農業粗収益	万円	573	611	660	655	655
	農業経営費	万円	370	359	378	392	398
	農業所得	万円	203	252	282	263	258
	農業所得率	%	35.4	41.2	42.7	40.2	39.3
酪農	月平均搾乳牛飼養頭数	頭	26.2	26.0	25.7	28.2	27.5
	農業粗収益	万円	3,150	3,225	3,406	3,731	3,638
	農業経営費	万円	2,512	2,531	2,538	2,790	2,905
	農業所得	万円	637	693	868	941	732
	農業所得率	%	20.2	21.5	25.5	25.2	20.1
肥育牛	肥育牛販売頭数	頭	54	44	40	43	39
	農業粗収益	万円	6,602	7,165	7,451	6,776	5,785
	農業経営費	万円	5,616	5,896	5,625	5,414	5,141
	農業所得	万円	986	1,269	1,827	1,362	644
	農業所得率	%	14.9	17.7	24.5	20.1	11.1

資料：農林水産省「農業経営統計調査営農類型別経営統計(水田作、露地野菜作、施設野菜作、果樹作、酪農、肥育牛)」

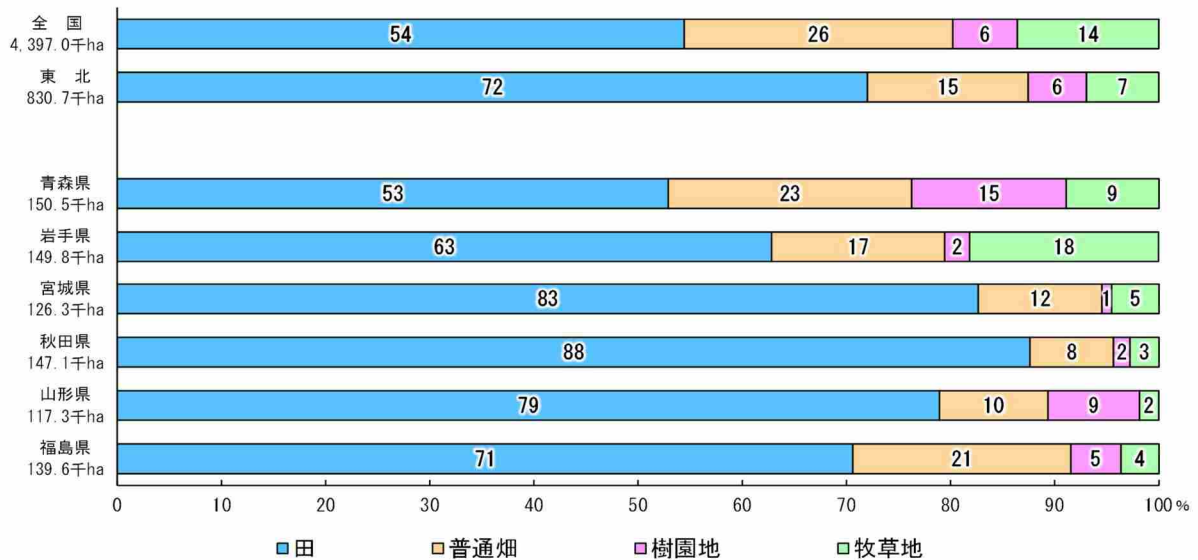
3. 農地利用の状況

(1) 農地の状況

(耕地面積のうち、田は72%)

- 令和元(2019)年における東北の耕地面積は83万700haで、全国の19%を占めており、青森県(全国第4位)、岩手県(全国第5位)をはじめ、各県とも全国上位に位置しています(図表3-14)。
- 耕地面積に占める田の割合は、全国平均54%に対して、東北は72%と高く、特に秋田県では88%、宮城県83%、山形県79%となっています(図表3-13)。また、青森県及び山形県では樹園地、岩手県では牧草地の割合が、全国平均を上回っています(図表3-13)。
- なお、青森県の田耕地面積は東北で最も小さいものの、りんごを主体とした樹園地面積が全国第2位であることなど、畑耕地面積が大きいことから、両者を合わせた耕地面積(田畑計)は東北で最も大きくなっています(図表3-14)。

図表 3-13 田畑別耕地面積の割合(全国・東北・県別)(令和元(2019)年)



図表 3-14 田畑別耕地面積(全国・東北・県別)(令和元(2019)年)

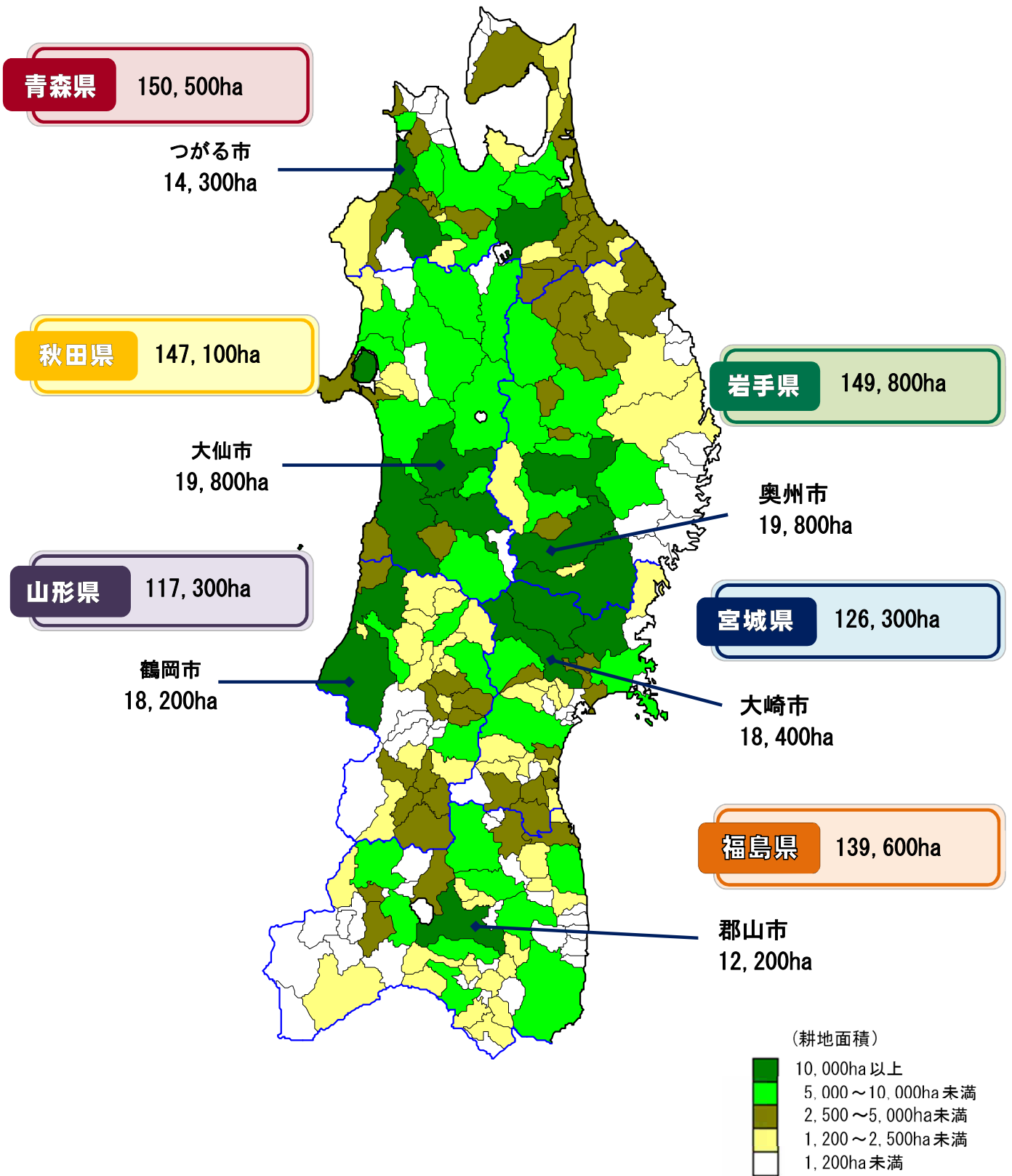
区分	耕地面積(田畑計)		田		畑		普通畑		樹園地		牧草地	
	面積	全国順位	面積	全国順位	面積	全国順位	面積	全国順位	面積	全国順位	面積	全国順位
	ha	位	ha	位	ha	位	ha	位	ha	位	ha	位
全国	4,397,000		2,393,000		2,004,000		1,134,000		273,100		596,800	
東北	830,700		598,300		232,400		128,200		46,400		57,700	
青森	150,500	4	79,600	10	70,900	3	35,200	7	22,300	2	13,400	3
岩手	149,800	5	94,100	8	55,700	5	24,900	13	3,560	23	27,200	2
宮城	126,300	8	104,400	4	21,900	21	15,000	19	1,190	44	5,730	6
秋田	147,100	6	128,900	3	18,200	23	11,800	21	2,330	34	4,100	8
山形	117,300	11	92,600	9	24,800	19	12,200	20	10,300	8	2,180	13
福島	139,600	7	98,600	5	41,000	11	29,200	9	6,710	11	5,100	7

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

図表 3-15 耕地面積（令和元（2019）年）

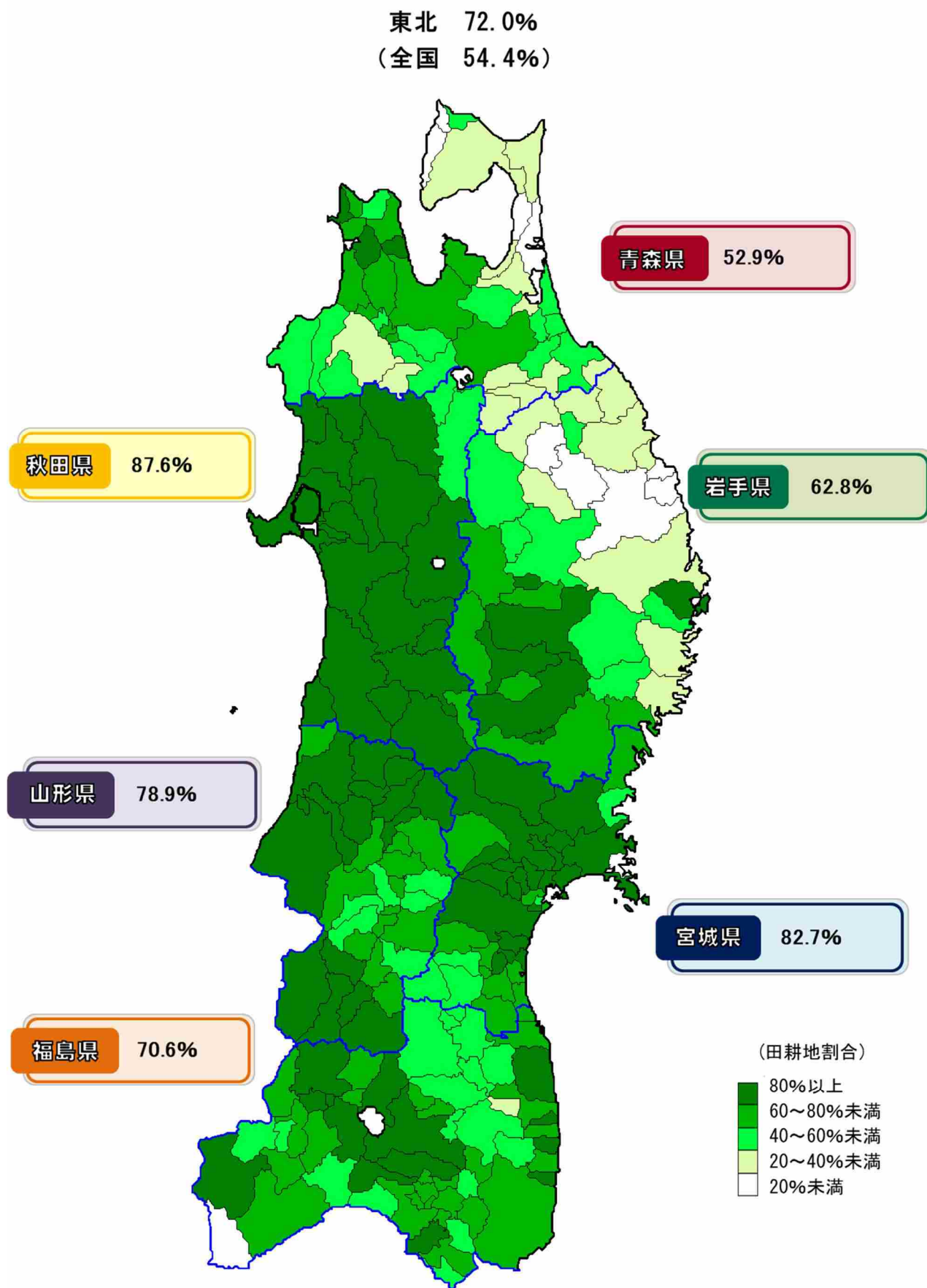
東北 830,700ha
（全国 4,397,000ha）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：表示した市町村は、各県内で耕地面積が最も大きい市町村である。

図表 3-16 田耕地割合（令和元(2019)年）

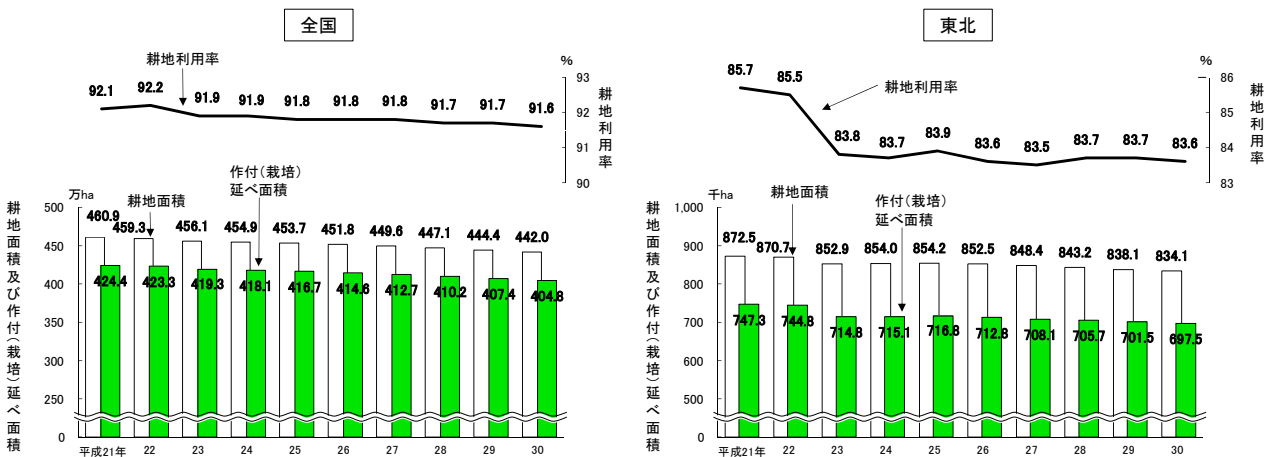


資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

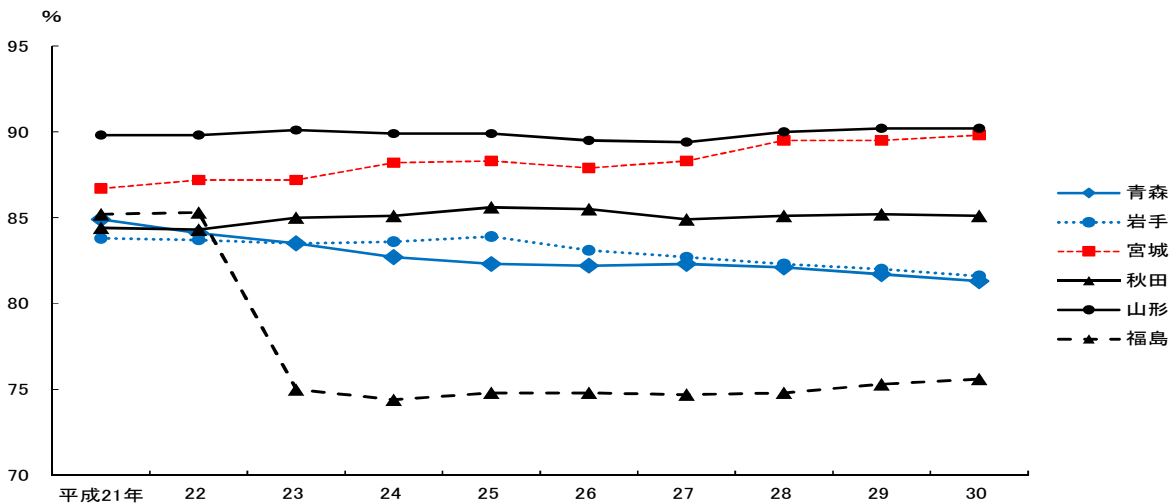
(田畑計の耕地利用率は 83.6% で、前年並み)

- 東北の農作物作付（栽培）延べ面積は、近年わずかに減少しながら推移しており、平成 30(2018)年は 69 万 7,500ha で、全国の 17% を占めています（図表 3-17）。
- 耕地利用率をみると、全国に比べて 8 ポイント低い 83.6% となっています。これは、全国に比べ水稲、麦等の 1 年 2 作が少ないことや周年栽培される野菜の作付けが少ないためです（図表 3-17）。
- 各県の耕地利用率をみると、福島県を除きほぼ横ばいで推移しています。福島県は、東日本大震災の影響により平成 23(2011)年に大幅に低下しましたが、平成 28(2016)年以降は上昇傾向で推移しています（図表 3-18）。

図表 3-17 農作物作付（栽培）延べ面積及び地利用率の推移（全国・東北）



図表 3-18 耕地利用率（田畑計）の推移（県別）



耕地利用率とは
耕地面積を「100」とした作付（栽培）延べ面積の割合をいいます。

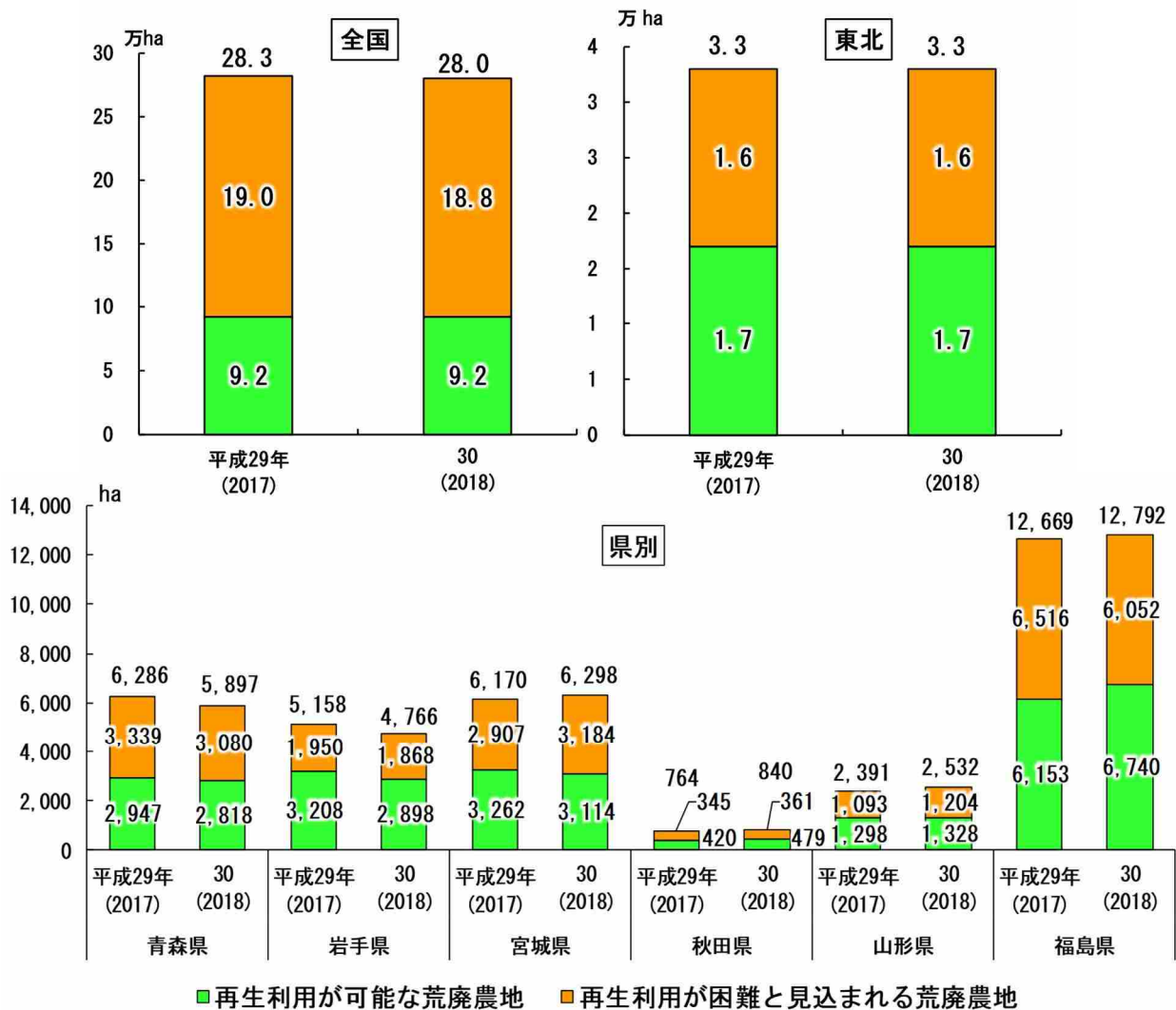
$$\text{耕地利用率 (\%)} = \frac{\text{作付(栽培)延べ面積}}{\text{耕地面積 (7月15日現在)}} \times 100$$

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(荒廃農地面積は、横ばいで推移)

- 荒廃農地面積は、平成 30(2018)年には、全国では前年より 1%減少し 28 万 ha となりましたが、東北では前年から横ばいの 3 万 3,000ha となりました(図表 3-19)。
- 県別の荒廃農地面積は、担い手への農地の集積率が高く、多面的機能支払交付金への取組面積が多い秋田県(840ha)と山形県(2,532ha)では、荒廃農地が少なくなっています。

図表 3-19 荒廃農地面積(実績値)(全国・東北・県別)



資料：農林水産省「平成 29(2017)年の荒廃農地の面積について」、「平成 30(2018)年の荒廃農地の面積について」

注：1) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

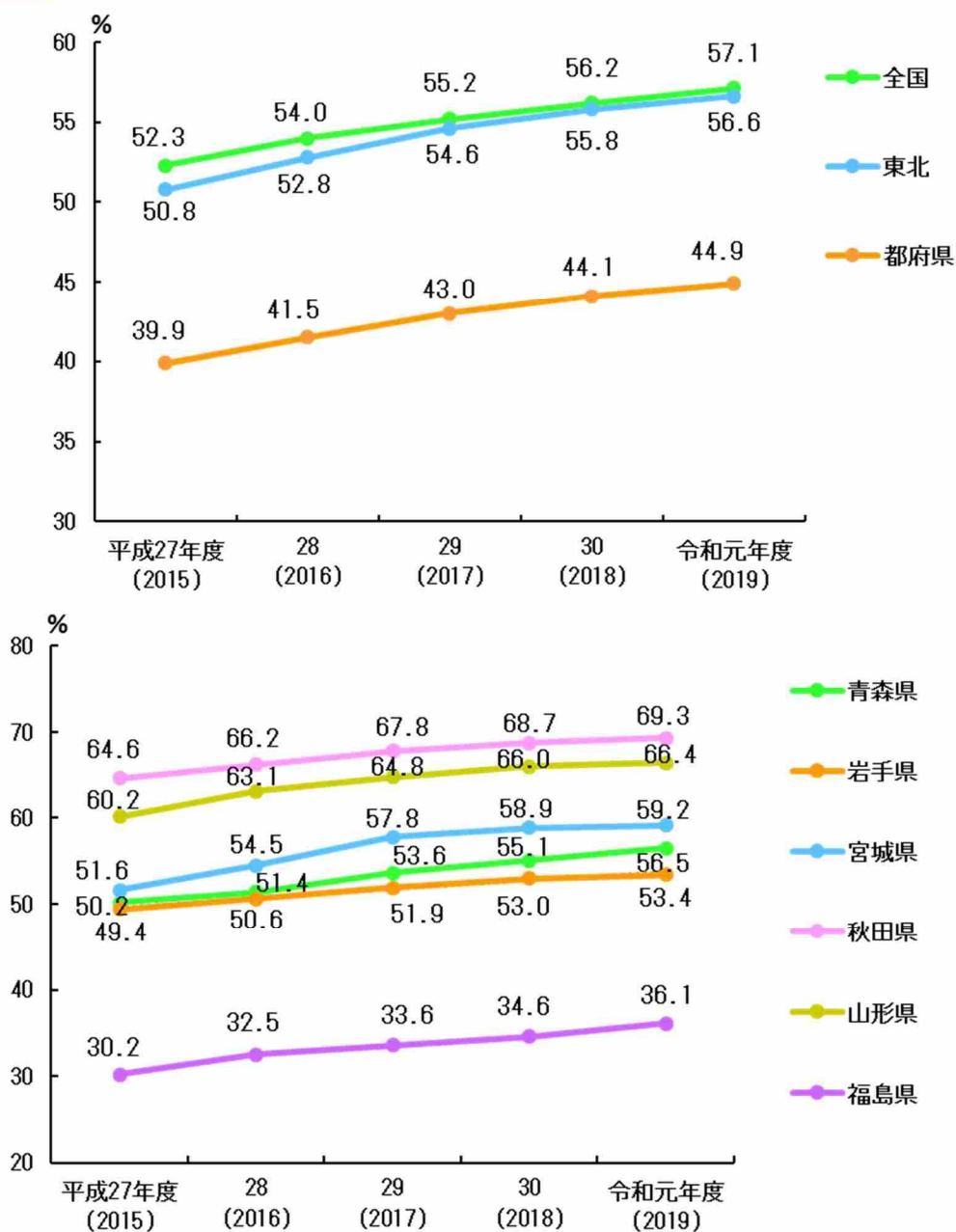
- 2) 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」
- 3) 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」
- 4) 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができずと見込まれるものに相当する荒廃農地」
- 5) 福島県は、東電福島第一原発事故の影響により避難指示のあった 7 町村を除く。

(2) 担い手に対する農地の利用集積

(担い手に対する農地集積率は、年々上昇)

- 担い手に対する農地の利用集積率は年々上昇し、令和元(2019)年度には、全国で57.1%、東北で56.6%となっています。北海道を除く都府県計の44.9%に比べて東北が高くなっている主な要因は、担い手の数や基盤整備済みの農地面積が比較的多いこと等によるものです(図表 3-20)。
- 県別にみると、特に秋田県(69.3%)、山形県(66.4%)で全国平均を大きく上回る集積率となっています。

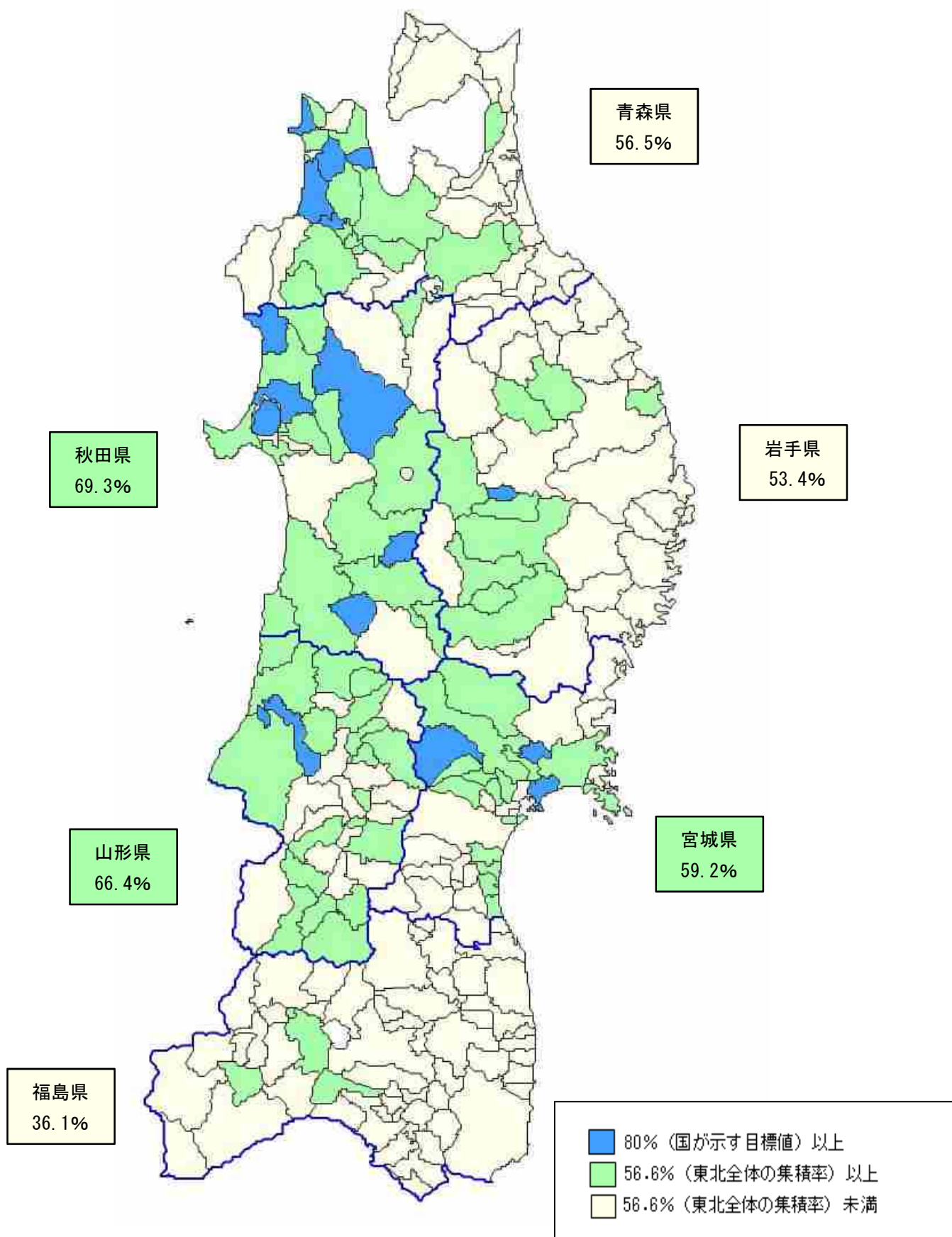
図表 3-20 担い手に対する農地の利用集積率



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 農地中間管理機構を介さないものを含む。
- 2) 各年度3月末時点。

図表 3-21 担い手への農地の集積状況（令和2（2020）年3月末現在）

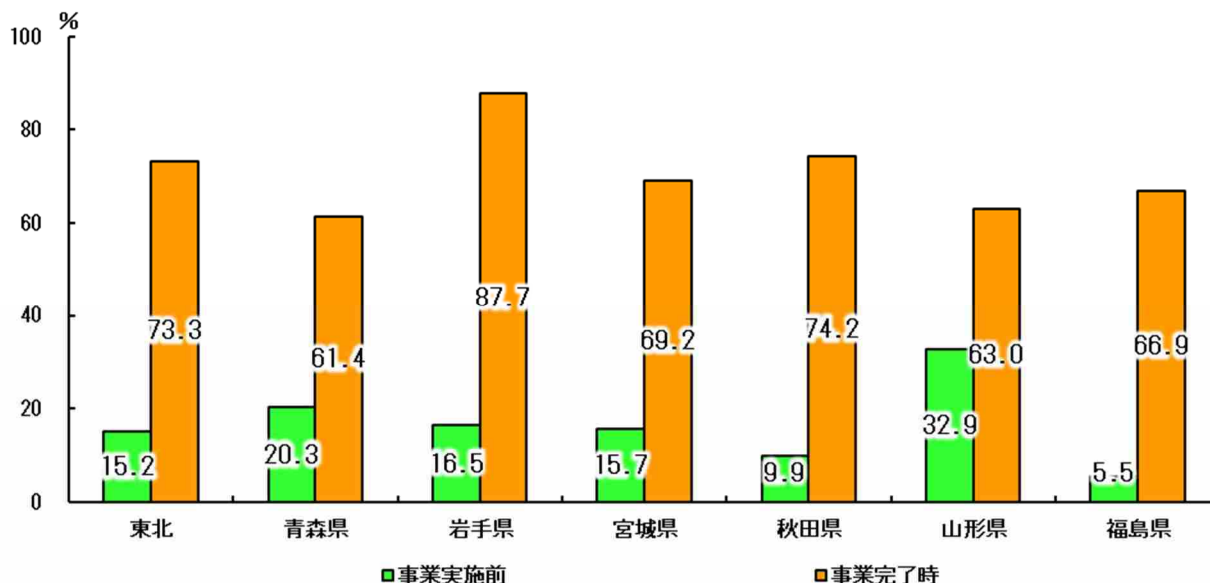


資料：東北農政局作成

(ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積が大幅に進展)

- 東北において、平成 26(2014)～30(2018)年度にほ場整備を完了した地区で、ほ場整備事業の実施前後の担い手への農地利用集積の割合をみると、事業実施前の 15.2%から事業実施後は 73.3%と 58 ポイント増加しており、ほ場整備を契機とした農地の利用集積が進展しています (図表 3-22、23)。

図表 3-22 ほ場整備を契機とした担い手への農地集積の割合 (平成 30(2018)年度)



資料：東北農政局調べ

注：1) 調査対象地区は、平成 26(2014)～30(2018)年度にほ場整備を完了した地区

2) ほ場整備実施前の農地利用集積の割合 (集積率) = ほ場整備実施前年度の農地利用集積面積の合計 ÷ ほ場整備実施前年度の受益面積の合計 × 100

3) ほ場整備完了時の農地利用集積の割合 (集積率) = ほ場整備完了時の農地利用集積面積の合計 ÷ ほ場整備完了時の受益面積の合計 × 100

図表 3-23 ほ場整備事業実施前後の担い手の農地利用面積 (平成 30(2018)年度)

(単位: ha)

区分		東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
事業実施前	受益面積	11,579	1,523	2,725	3,831	2,653	323	525
	集積面積	1,757	309	450	602	262	106	29
事業完了時	受益面積	10,991	1,492	2,525	3,618	2,552	319	484
	集積面積	8,054	917	2,216	2,502	1,894	201	324

資料：東北農政局調べ

注：1) 調査対象地区は、平成 26(2014)～30(2018)年度にほ場整備を完了した地区

2) データごとに四捨五入しているため、東北の値と各県の値の合計値が一致しない場合がある。

3) 東北農政局調べのため、全国のデータはなし

(農地中間管理機構の転貸実績は、青森県、岩手県、福島県で前年度を上回る)

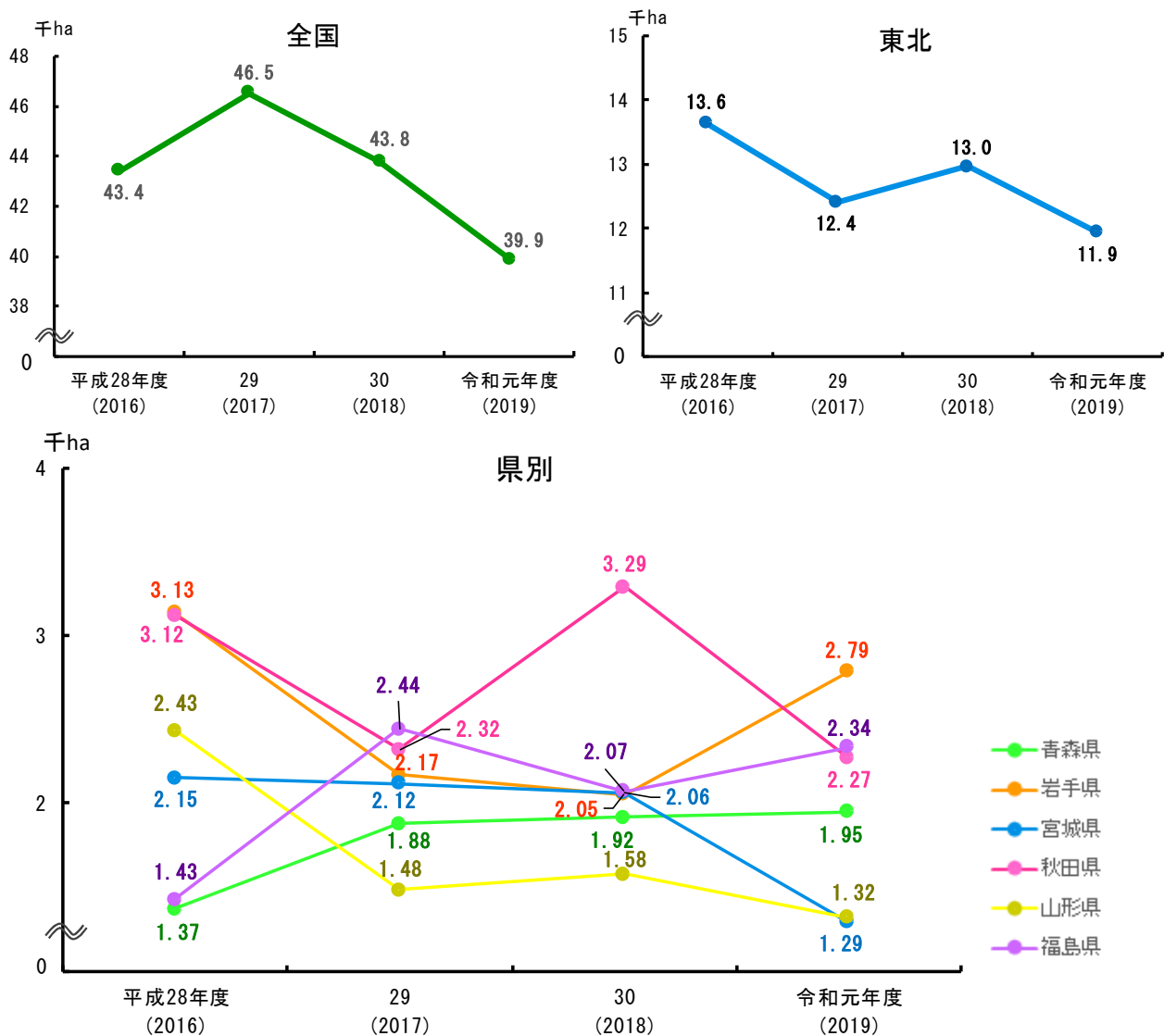
○ 農地中間管理機構の転貸実績は、全国では、平成 28(2016)年度は4万3,356ha、平成 29(2017)年度は4万6,540ha、平成 30(2018)年度は4万3,845ha、令和元(2019)年度は3万9,937haとなりました(図表 3-24)。

また、東北では、平成 28(2016)年度は1万3,635ha、平成 29(2017)年度は1万2,407ha、平成 30(2018)年度は1万2,971ha、令和元(2019)年度1万1,947haとなりました。

○ 転貸実績が近年、減少傾向にある主な要因は、平成 27(2015)年度までは容易に実績につなげられるケースを中心に農地中間管理機構が活用されてきましたが、平成 28年(2016)年度以降は、それが一巡したこと等です。

○ そのような中でも、青森県、岩手県及び福島県は前年度を上回る転貸実績となっています。(図表 3-24)

図表 3-24 農地中間管理機構の転貸実績(全国・東北・県別)



資料：農林水産省調べ

(農地中間管理機構の寄与度は、秋田県を中心に全県で全国平均超え)

- 年間集積目標に対する農地中間管理機構の転貸実績の寄与度を県別にみると、青森県 11%、岩手県 19%、宮城県 14%、秋田県 20%、山形県 19%、福島県 13%となっており、全県で全国平均の 10%を上回っています(図表 3-25)。

※「寄与度」とは

国が示している各県の「年間の担い手への集積目標面積」に占める機構事業による担い手への新規集積面積の割合のこと

図表 3-25 農地中間管理機構の実績

(単位: ha、位)

都道府県	年間集積目標面積 (①)	令和元(2019)年度の機構の借入面積 令和2(2020)年3月までに権利発生	令和元(2019)年度の機構の転貸面積		年間集積目標に対する機構の寄与度 (②/①)	機構の寄与度に基づく 全国順位
			令和2(2020)年3月末までに権利発生	うち新規集積面積 (②)		
全国	149,210	35,437	39,937	15,480	10%	—
東北	34,550	10,120	11,947	5,347	15%	—
青森県	7,270	1,725	1,950	770	11%	17
岩手県	6,740	2,191	2,788	1,261	19%	8
宮城県	5,580	1,151	1,289	761	14%	12
秋田県	4,640	1,822	2,267	918	20%	5
山形県	4,900	1,757	1,318	918	19%	7
福島県	5,420	1,474	2,335	719	13%	13

資料：農林水産省調べ

(東北の人・農地プランは 3,990 地区で実質化)

- 令和 2 (2020) 年 3 月末現在、東北では、「人・農地プラン」が既に実質化されている地区が 3,990 地区(地区内の農地面積 31 万ヘクタール)、行程表を作成し実質化に取り組んでいる地区が 6,044 地区(地区内の農地面積 46 万ヘクタール)となっています(図表 3-26)。

※「人・農地プラン」の実質化とは

農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組

図表 3-26 人・農地プランの実質化の取組状況について

	既に実質化されている地区		実質化に取り組む地区		合計	
	地区数	地区内の農地面積 (ha)	地区数	地区内の農地面積 (ha)	地区数	地区内の農地面積 (ha)
青森県	464	44,370	1,141	102,786	1,605	147,156
岩手県	423	56,712	1,123	100,599	1,546	157,311
宮城県	356	53,877	629	80,174	985	134,051
秋田県	990	76,356	826	71,425	1,816	147,781
山形県	1,382	59,631	1,277	54,098	2,659	113,729
福島県	375	20,961	1,048	49,489	1,423	70,451
東北計	3,990	311,907	6,044	458,571	10,034	770,479
全国計	18,826	1,800,291	48,790	2,124,322	67,616	3,924,613

資料：東北農政局調べ(令和 2 (2020) 年 3 月末現在)

4. 農業経営体等の動向

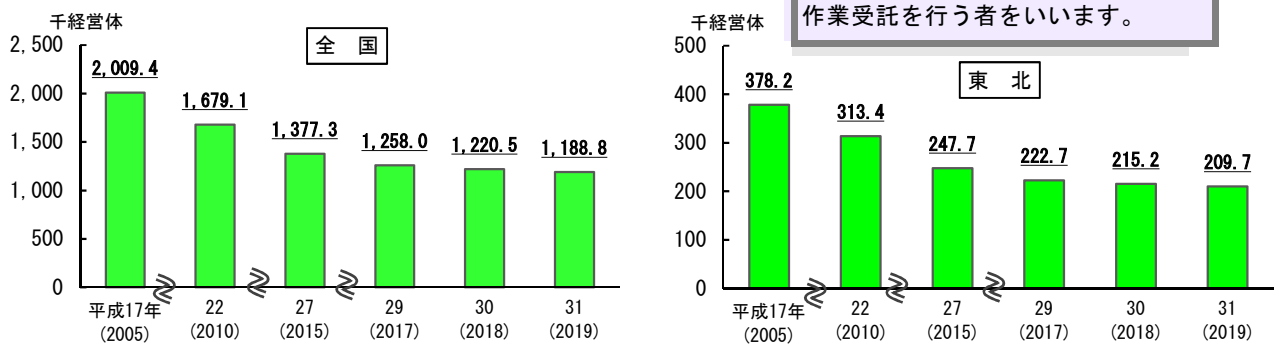
(1) 農業経営体の動向

(農業経営体数は減少傾向であるが、大規模経営体は増加)

- 東北の農業経営体数は、減少傾向で推移しており、平成 31(2019)年は 20 万 9,700 経営体 (対前年比 97.4%) となっています。(図表 3-27)。
- 経営耕地面積規模別の農業経営体数をみると、5 ha 未満の階層は減少しているものの、5 ha 以上の階層で増加しており、平成 29(2017)年の 2 万 6,100 経営体から平成 31(2019)年は 2 万 6,500 経営体と 2 年連続で増加しています (図表 3-28)。
- また、農産物販売金額規模別の農業経営体数をみると、500 万円未満の階層は減少しているものの、500 万円以上の各階層では増加しており、1,000 万円以上の階層では、畜産経営体の経営規模拡大等により平成 27(2015)年の 1 万 4,900 経営体から平成 31(2019)年は 1 万 9,600 経営体と増加しています(図表 3-29)。

農業経営体とは
経営耕地面積が[※] 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円に相当する規模以上の農業を行う者、又は農作業受託を行う者をいいます。

図表 3-27 農業経営体数の推移 (全国・東北)



図表 3-28 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移 (東北)

単位：千経営体

区分	計	1 ha未満	1～5	5 ha以上	うち5～10	うち10ha以上
平成17年(2005年)	378.2	158.4	198.0	21.9	16.4	5.5
22 (2010)	313.4	128.1	160.7	24.6	16.7	7.9
27 (2015)	247.7	95.5	126.5	25.7	16.3	9.4
29 (2017)	222.7	84.2	112.4	26.1	14.6	11.5
30 (2018)	215.2	79.9	108.9	26.4	15.3	11.1
31 (2019)	209.7	77.6	105.5	26.5	14.7	11.8
対比(%) 平31/平30	97.4	97.1	96.9	100.4	96.1	106.3

図表 3-29 農産物販売金額規模別農業経営体数の推移 (東北)

単位：千経営体

区分	計	100万円未満	100～500	500～1,000	1,000万円以上	うち3,000万円以上
平成17年(2005年)	378.2	188.4	144.2	28.7	16.9	2.9
22 (2010)	313.4	162.1	111.5	23.9	16.0	3.3
27 (2015)	247.7	129.4	82.9	20.5	14.9	3.3
29 (2017)	222.7	98.5	82.0	23.6	18.6	4.0
30 (2018)	215.2	90.8	81.6	23.9	18.9	3.9
31 (2019)	209.7	86.1	79.4	24.4	19.6	4.4
対比(%) 平31/平30	97.4	94.8	97.3	102.1	103.7	112.8

資料：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」

注：1) 平成 27(2015)年以前は「農林業センサス」、平成 29(2017)年以降は「農業構造動態調査」の結果による。

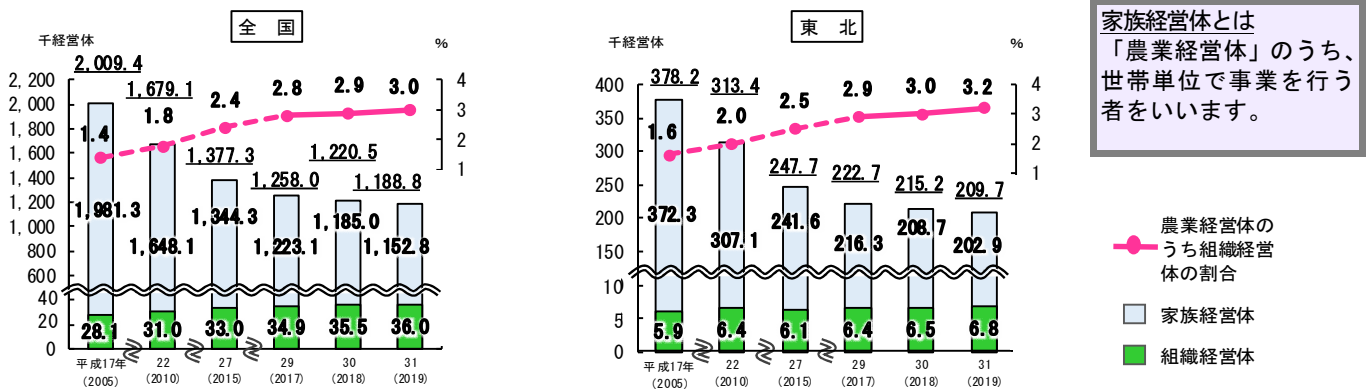
2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 家族経営体・組織経営体の動向

(組織経営体は経営体数、法人化している経営体数ともに増加)

- 東北の家族経営体と組織経営体の経営体数をみると、平成 27(2015)年以降、家族経営体は年々減少している一方、組織経営体は年々増加しています。
組織経営体については、平成 27(2015)年の 6,100 経営体から増加し、平成 31(2019)年は 6,800 経営体となっています(図表 3-30)。
- また、法人化している組織経営体数をみると、年々増加しており、平成 31(2019)年は 4,000 経営体と前年から 5.3%増加しています。
組織経営体に占める法人の割合をみると、全国(72.5%)に対して東北(58.8%)は低い水準となっています(図表 3-31)。

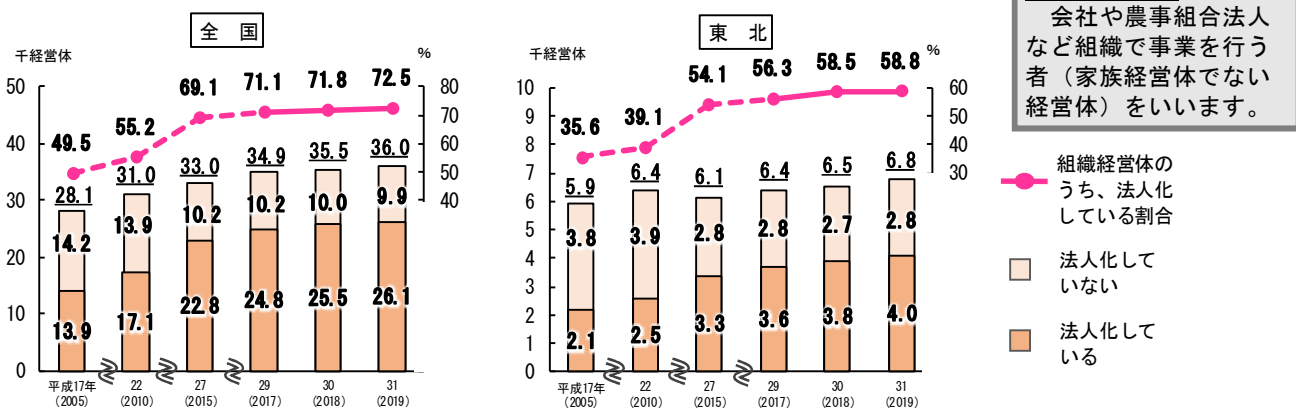
図表 3-30 家族経営体数と組織経営体数の推移(全国・東北)



家族経営体とは「農業経営体」のうち、世帯単位で事業を行う者をいいます。

● 農業経営体のうち組織経営体の割合
■ 家族経営体
■ 組織経営体

図表 3-31 組織経営体の組織形態別経営体数及び法人化率(全国・東北)



組織経営体とは会社や農事組合法人など組織で事業を行う者(家族経営体でない経営体)をいいます。

● 組織経営体のうち、法人化している割合
■ 法人化していない
■ 法人化している

資料：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」

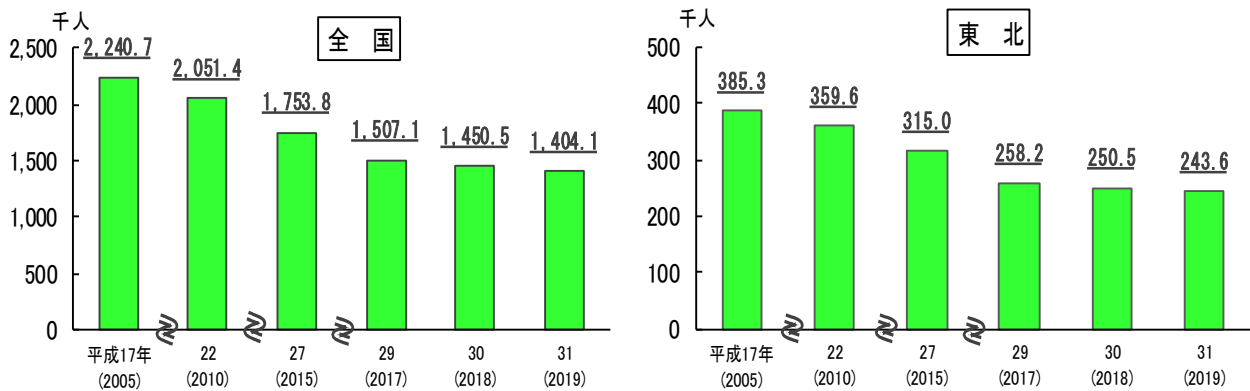
注：平成 27(2015)年以前は「農林業センサス」、平成 29(2017)年以降は「農業構造動態調査」の結果による。

(3) 基幹的農業従事者の動向

(基幹的農業従事者は年々減少も、平成31(2019)年の49歳以下は前年並み)

- 東北の基幹的農業従事者数は年々減少傾向にあり、平成31(2019)年は全国で140万4,100人、東北で24万3,600人となっています(図表3-32)。
- 東北の基幹的農業従事者数について、平成30(2018)年と平成31(2019)年と比較すると、全体では2.8%減少しているものの、49歳以下は2万1,300人で、前年並みの人数となっています(図表3-33)。

図表 3-32 基幹的農業従事者数の推移(全国・東北)



基幹的農業従事者とは 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいいます。			仕事への従事状況				
			自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事にのみ従事	仕事に従事しない
				自営農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
	ふだんの状況	主に自営農業	基幹的農業従事者 農業就業人口		農業従事者		
		主に他に勤務					
		主に農業以外の自営業					
		主に家事や育児					
		主に学生					
		その他					

図表 3-33 年齢別基幹的農業従事者数の推移(男女計(全国・東北))

単位：千人

区分	全国					東北				
	計	49歳以下	50~59	60~69	70歳以上	計	49歳以下	50~59	60~69	70歳以上
平成30年(2018)	1,450.5	152.2	143.9	559.9	594.3	250.5	21.3	24.1	113.5	91.4
31(2019)	1,404.1	147.8	128.7	537.4	590.1	243.6	21.3	20.9	110.8	90.6
増減率(%) H31/H30	△ 3.2	△ 2.9	△ 10.6	△ 4.0	△ 0.7	△ 2.8	0.0	△ 13.3	△ 2.4	△ 0.9

資料：農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」

注：平成29(2017)年以降は「農業構造動態調査」の結果による。

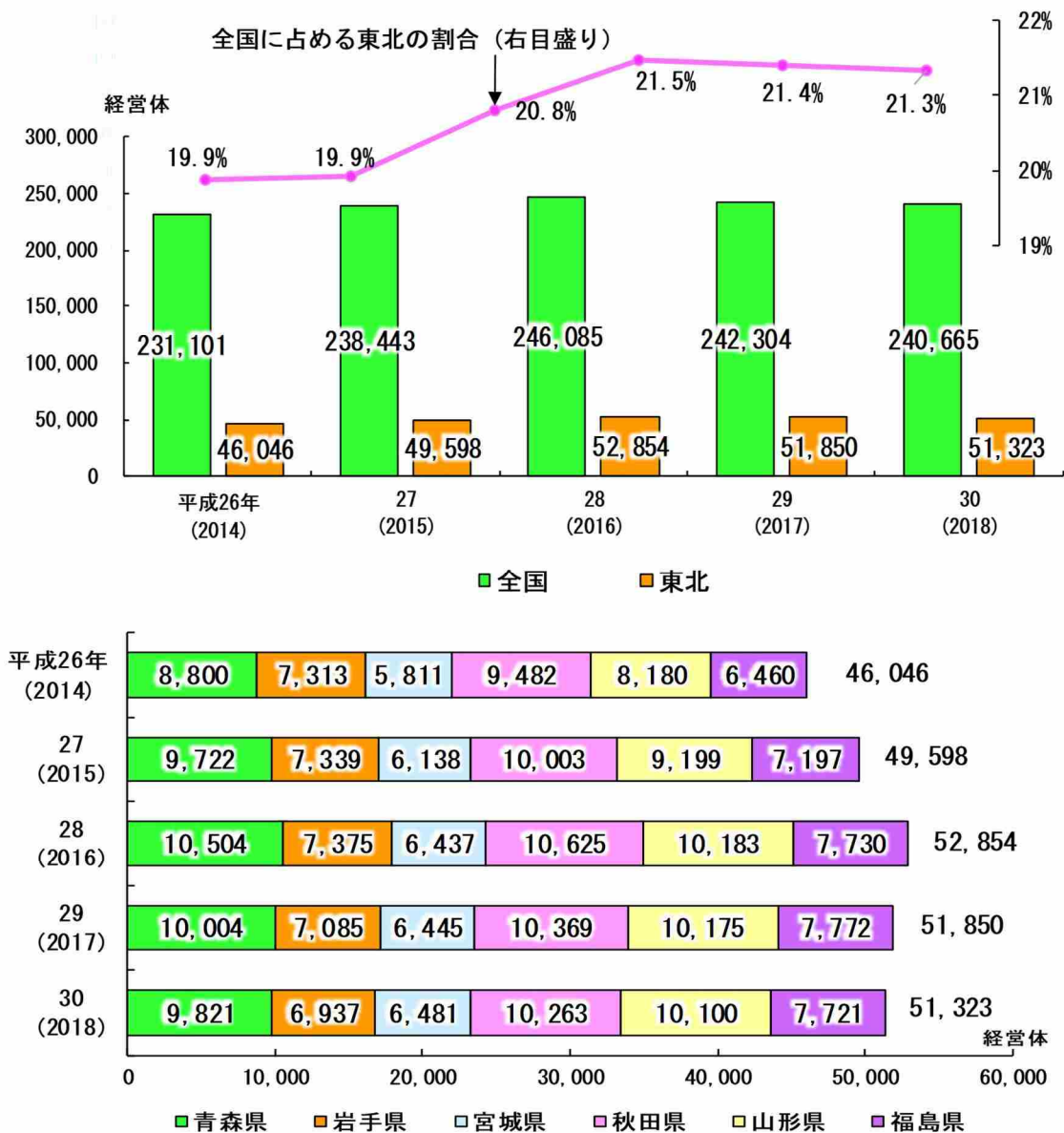
5. 担い手の育成・確保

(1) 認定農業者の動向

(認定農業者数は、前年より減少)

- 東北の認定農業者数は、平成30(2018)年3月末現在、前年より527経営体減の5万1,323経営体となっています(全国に占める東北の割合は21.3%)。減少の要因としては、高齢化のために農業経営改善計画の再認定申請を行わなかったこと等が考えられます(図表3-34)。

図表 3-34 認定農業者数の推移(全国・東北・県別)



資料：農林水産省「認定農業者の認定状況」

注：1) 各年3月末現在の値

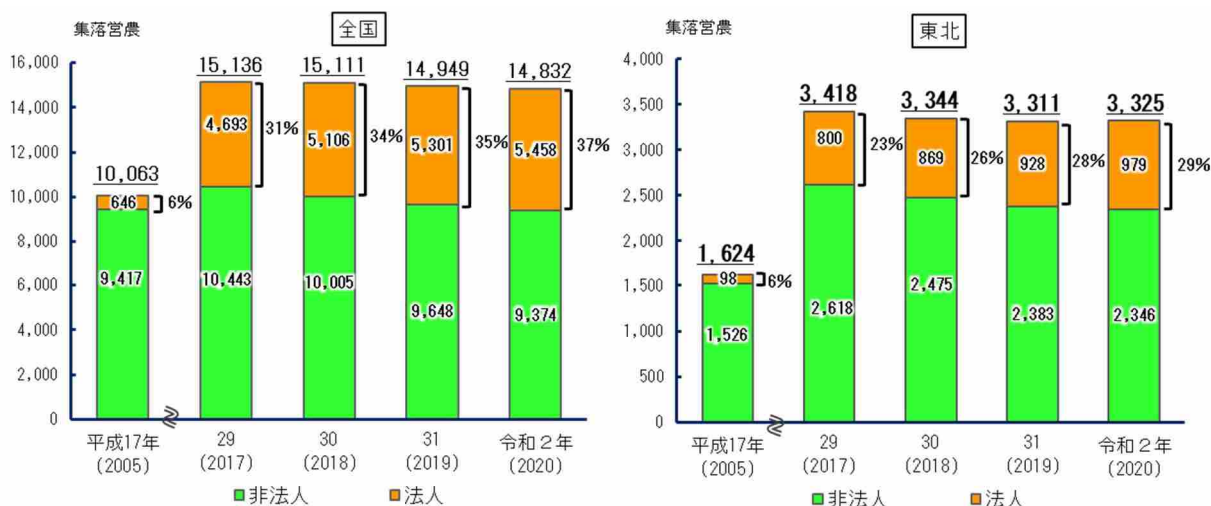
2) 「認定農業者数」とは、①農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者の数及び②特定農業法人で認定農業者とみなされている法人の数

(2) 集落営農の動向

(進む集落営農の法人化)

- 東北の集落営農数は、令和2(2020)年2月1日現在、前年から14(0.4%)増加し、3,325となっています(全国に占める東北の割合は22.4%)。(図表3-35)。
- 県別の状況を見ると、青森県及び岩手県においては、集落営農数はそれぞれ1(0.5%)、1(0.2%)減少となっていますが、宮城県では4(0.5%)、秋田県では7(0.9%)、山形県では2(0.4%)、福島県では3(0.7%)増加しています。
- 集落営農に占める法人の割合をみると、法人化のメリットの周知及び支援する施策の効果により、各県とも平成31(2019)年と比較して増加しており、秋田県では2.1ポイントの増加、次いで岩手県の1.4ポイント増、宮城県の1.3ポイント増加となっています。

図表 3-35 集落営農数と法人の割合 (全国・東北・県別)



(単位:集落営農)

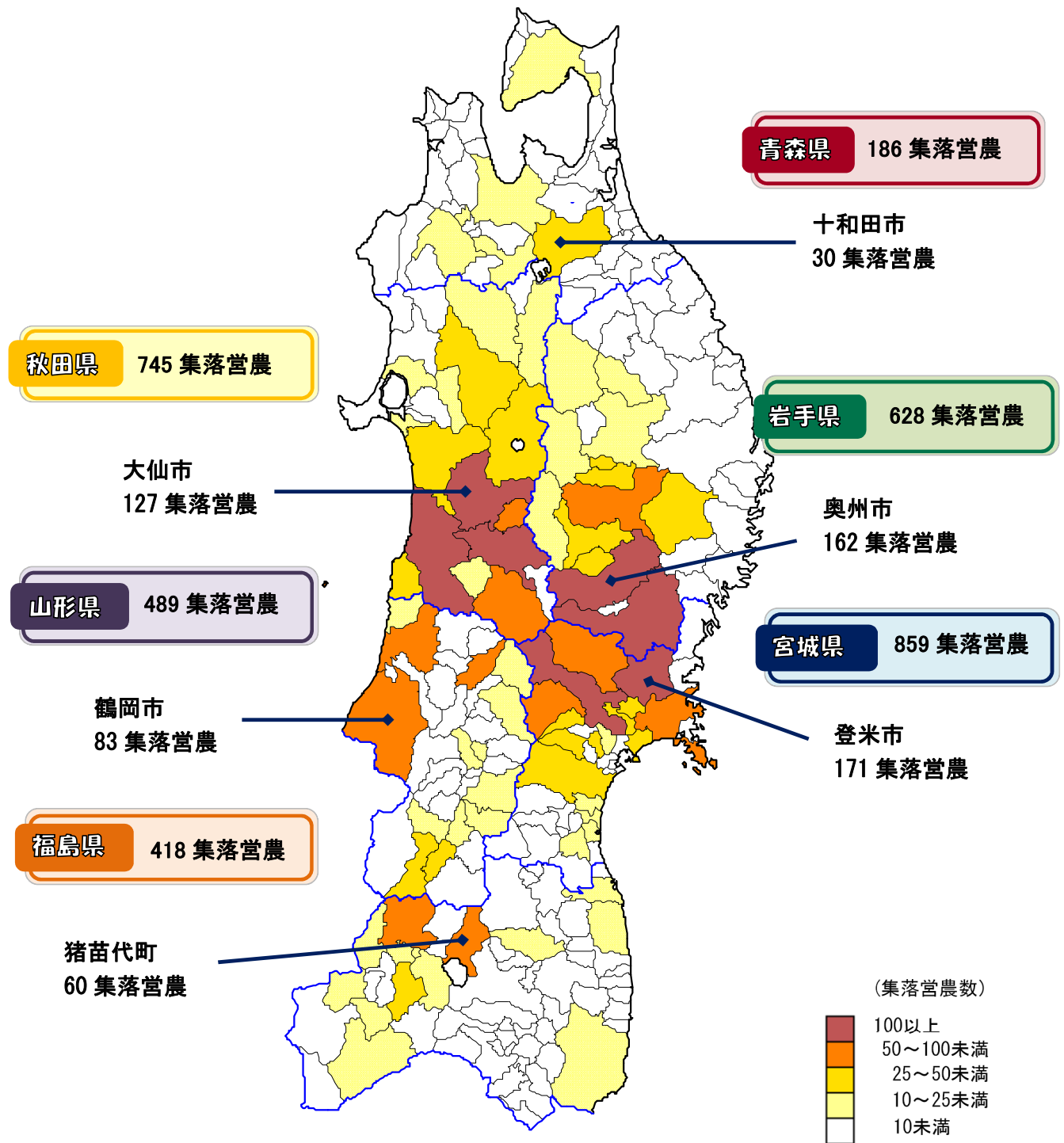
	青森県					岩手県					宮城県				
	平成17年(2005)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	令和2年(2020)	平成17年(2005)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	令和2年(2020)	平成17年(2005)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	令和2年(2020)
集落営農数	112	191	189	187	186	367	668	646	629	628	457	883	851	855	859
法人	4	51	57	59	60	21	162	180	191	200	26	170	189	217	229
非法人	108	140	132	128	126	346	506	466	438	428	431	713	662	638	630
集落営農に占める法人の割合	3.6%	26.7%	30.2%	31.6%	32.3%	5.7%	24.3%	27.9%	30.4%	31.8%	5.7%	19.3%	22.2%	25.4%	26.7%
	秋田県					山形県					福島県				
	平成17年(2005)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	令和2年(2020)	平成17年(2005)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	令和2年(2020)	平成17年(2005)	29(2017)	30(2018)	31(2019)	令和2年(2020)
集落営農数	335	753	760	738	745	224	515	481	487	489	129	408	417	415	418
法人	19	248	260	266	284	19	118	123	133	139	9	51	60	62	67
非法人	316	505	500	472	461	205	397	358	354	350	120	357	357	353	351
集落営農に占める法人の割合	5.7%	32.9%	34.2%	36.0%	38.1%	8.5%	22.9%	25.6%	27.3%	28.4%	7.0%	12.5%	14.4%	14.9%	16.0%

資料:農林水産省「集落営農実態調査」

- 注: 1) 各年は2月1日現在
 2) 平成24(2012)年調査から、東日本大震災の影響により宮城県及び福島県で営農活動を休止している集落営農については、調査結果に含まない。
 3) 令和2(2020)年の数値は概数値

図表 3-36 集落営農数（令和2（2020）年2月1日現在）

東北 3,325 集落営農
 (全国 1万4,832 集落営農)



資料：農林水産省「集落営農実態調査」

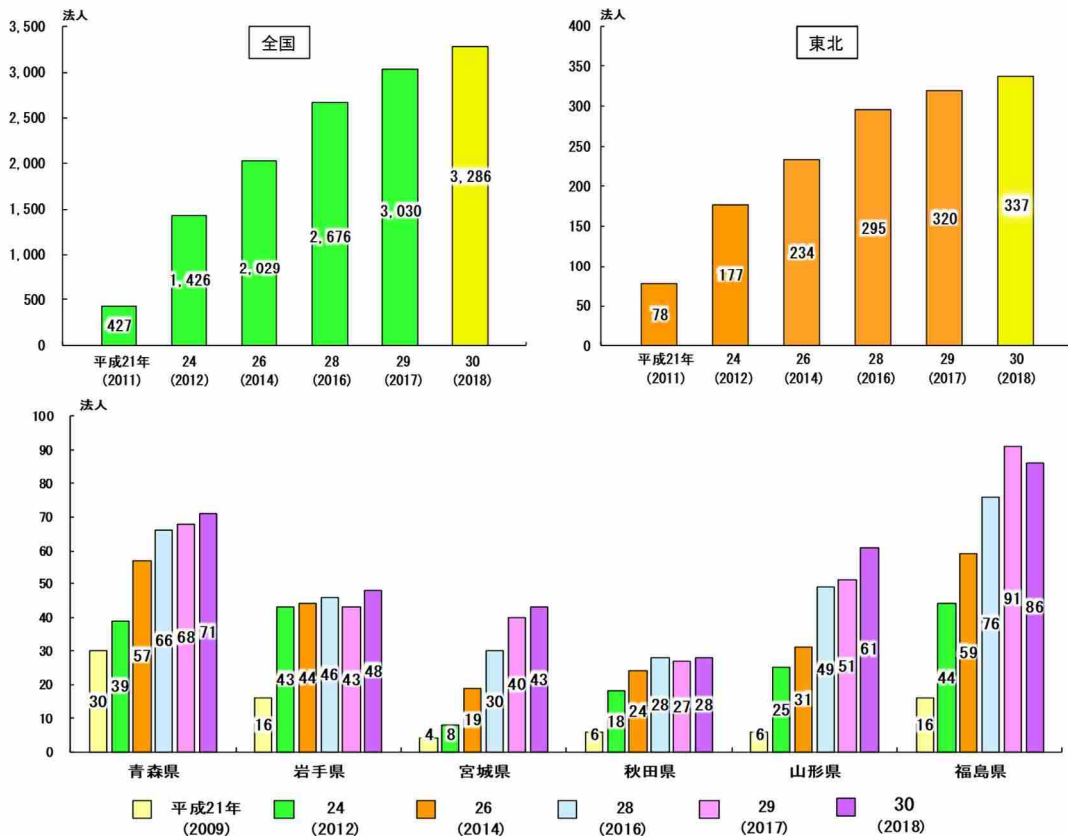
- 注：1) 全国、東北、県別の数値は令和2（2020）年2月1日現在、市町村別の集落営農数は平成31（2019）年2月1日現在の値である。
- 2) 表示した市町村は、各県内で集落営農数が多い市町村である。
- 3) 東日本大震災により、宮城県及び福島県において営農活動を休止している又は営農活動の状況が把握できなかった集落営農については、当該県の調査結果に含めていない。
- 4) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部市町村のデータを公表していないことから、当該市町村は白色としている。

(3) 企業参入の動向

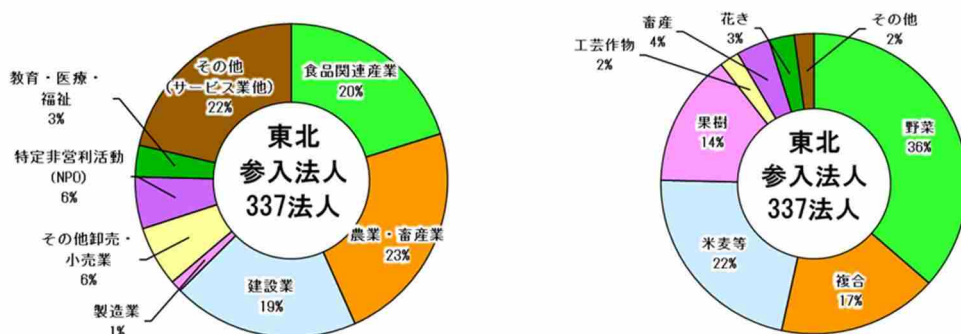
(農地のリース方式による企業等の参入は、法改正前の4.3倍)

- 農地のリース方式により農業に参入した一般法人数は、平成30(2018)年、全国で3,286法人、東北では337法人となっています。平成21(2009)年12月の農地法改正でリース方式による参入が全面自由化されましたが、平成21(2009)年と比較すると、全国は2,859法人増、東北は259法人増で、それぞれ7.7倍、4.3倍となっています(図表3-37)。
- 県別にみると、最も参入数が多いのは福島県で、平成21(2009)年から70法人増加して86法人となっています。次いで青森県71法人、山形県61法人、岩手県48法人となっています(図表3-37)。

図表 3-37 農地のリース方式による一般法人の参入数(平成30(2018)年)



図表 3-38 業務形態別及び営農作物別にみた一般法人の参入数(平成30(2018)年)



資料：農林水産省調べ

- 注：1) 各年12月末時点
 2) 教育・医療・福祉は学校法人・医療法人・社会福祉法人
 3) その他卸売・小売業は食品関連以外の物品の卸売・小売業

(4) 農地所有適格法人の動向

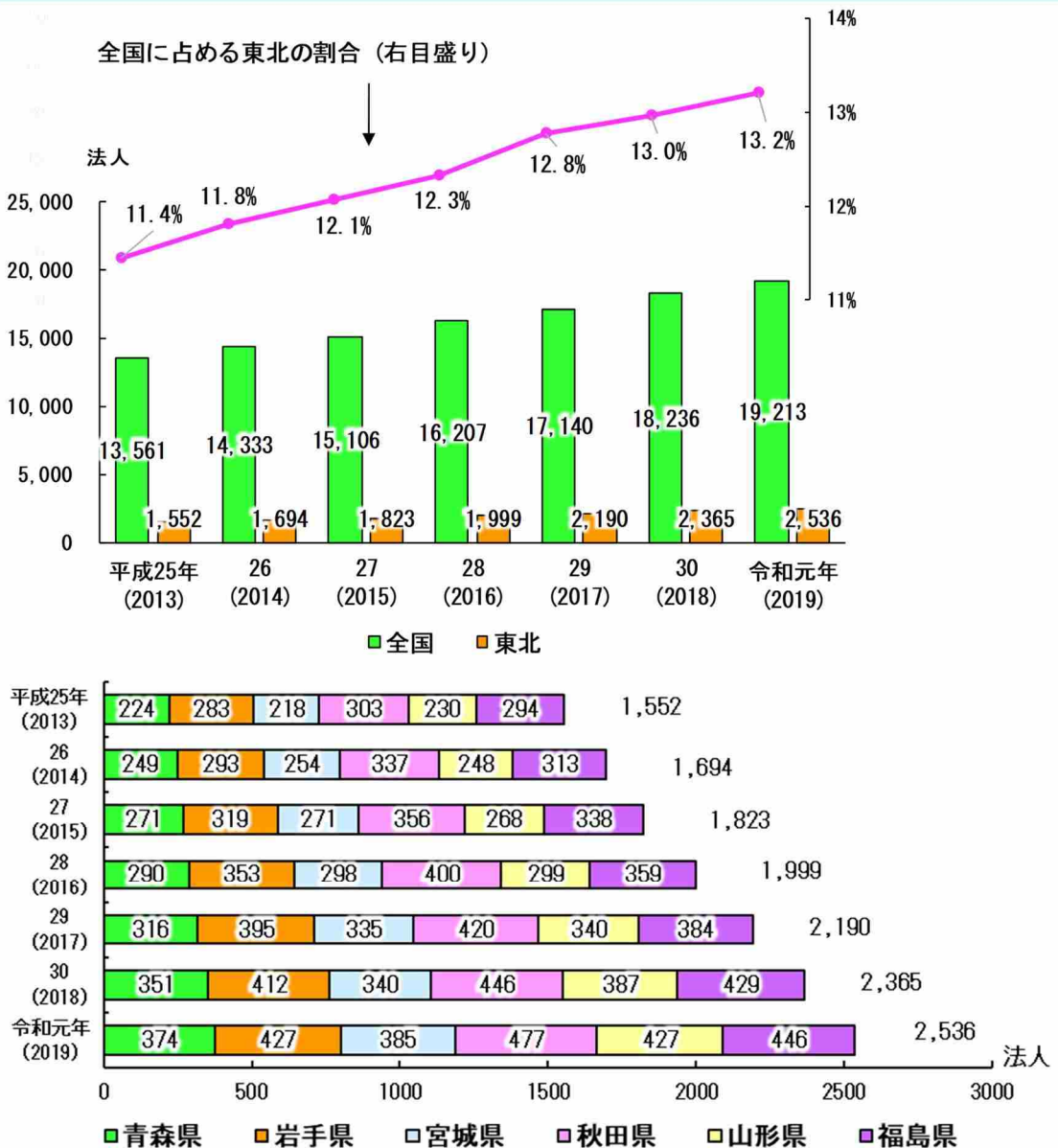
(農地所有適格法人数は、増加の傾向)

- 東北の農地所有適格法人数は、令和元(2019)年には、前年より171法人増の2,536法人となっています。全国に占める東北の割合をみると、前年より0.2%増の13.2%となっています(図表3-39)。
- 各県状況をみると、いずれの県も前年より増加していますが、宮城県が最も多く(45法人増)、次いで山形県(40法人増)、秋田県(31法人増)となっています(図表3-39)。

※「農地所有適格法人」とは

農地を所有できる法人の要件を満たした法人で、平成28(2016)年4月1日に施行された改正農地法により、従来の農業生産法人から呼称変更

図表 3-39 農地所有適格法人数の推移(全国・東北・県別)



資料：農林水産省「農地法の施行状況等に関する調査」を基に東北農政局で作成
注：1) 各年1月1日現在の値

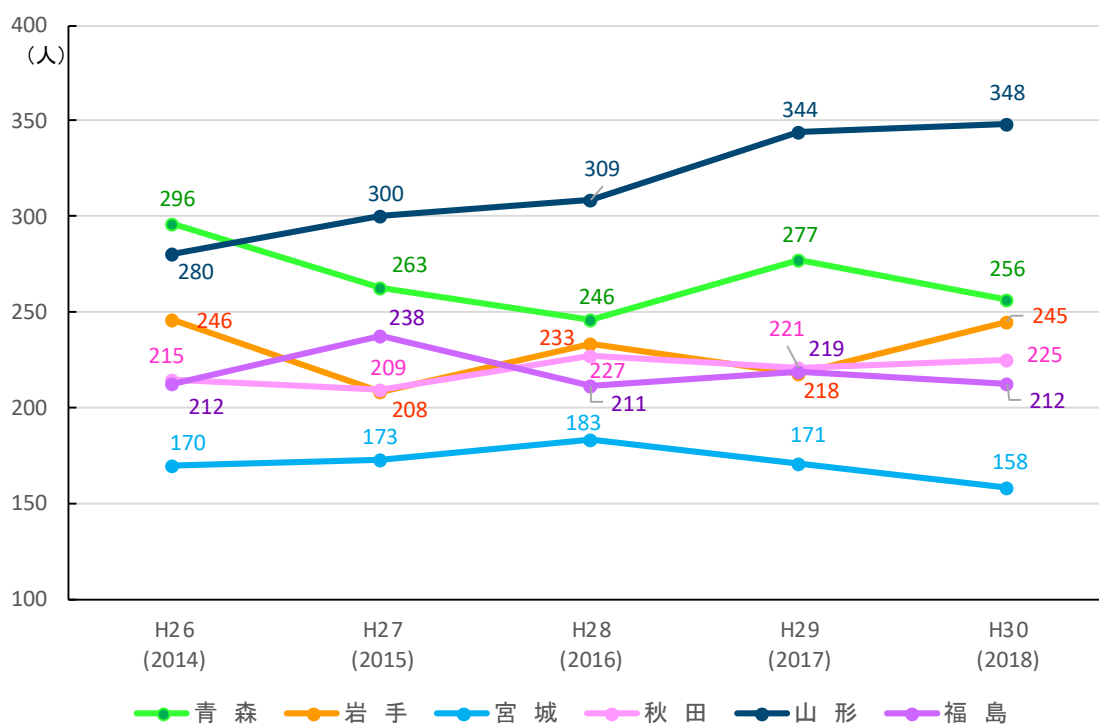
(5) 新規就農者の動向

(新規就農者、各県増加傾向)

東北の新規就農者は、農業への関心の高まり等を反映して、各県とも増加傾向で推移している。

平成30(2018)年度の各県の新規就農者数は、青森県256人、岩手県245人、宮城県158人、秋田県225人、山形県348人となっており、東北管内では山形県の新規就農者数が多くなっている。(図表3-40)。

図表 3-40 新規就農者の推移 (県別)



資料：各県調べを基に東北農政局で作成

(6) 後継者確保に向けた取組

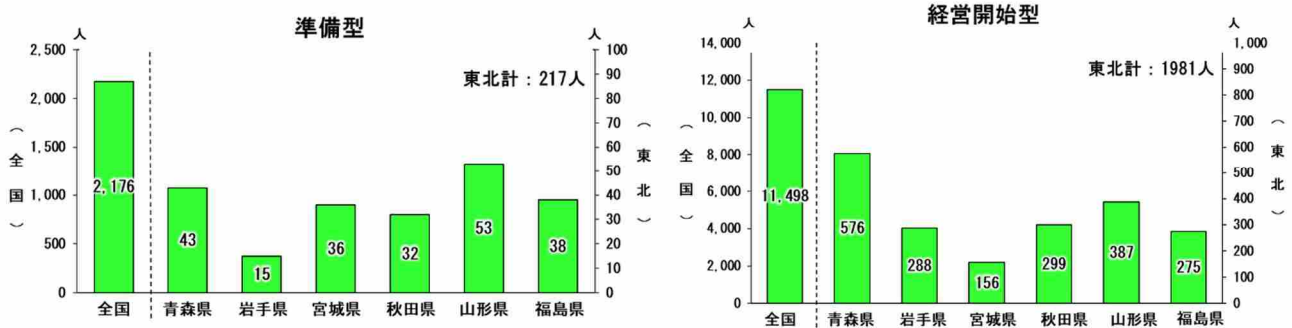
(農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)事業や農の雇用事業の活用等を推進)

- 東北の旧青年就農給付金事業の交付対象者は、平成30(2018)年度、準備型が217人、経営開始型が1,981人となっています(図表3-41)。
- 東北の農の雇用事業を活用した農業法人等は、平成30(2018)年度、429経営体で、研修を受けた青年就農者は698人となっています(図表3-42)。

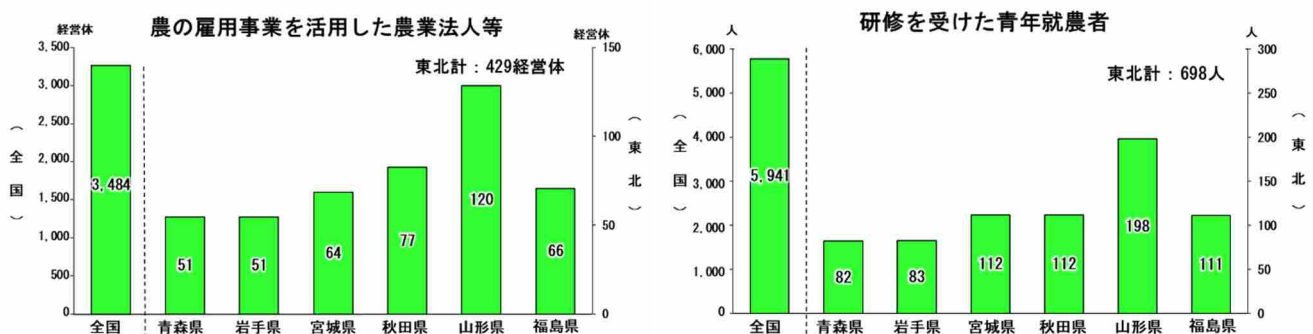
※「農業次世代人材投資資金(青年就農給付金)事業」とは
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(準備型(2年以内))及び就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付するもの

※「農の雇用事業」とは
農業法人等が、新規就業者等に対して実施する研修を支援するもの

図表 3-41 旧青年就農給付金受給者数(県別)



図表 3-42 農の雇用事業を活用した農業法人等及び研修を受けた青年就農者数(県別)



資料：農林水産省調べ

6. 女性農業者の活躍

(農業女子プロジェクトメンバーの活躍)

- 農業女子プロジェクトとは、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結び付け、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信していくためのプロジェクトであり、令和2(2020)年3月末時点で東北では75人が参加しています(図表3-43)
- 農業女子プロジェクトのチーム“はぐくみ”に参加している山形大学農学部において、令和元(2019)年7月、農業女子プロジェクトメンバーが出前講義を行いました(図表3-44)。

図表 3-43 農業女子プロジェクトメンバー(県別)

(単位:人)						
青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北計
9	7	8	9	21	21	75

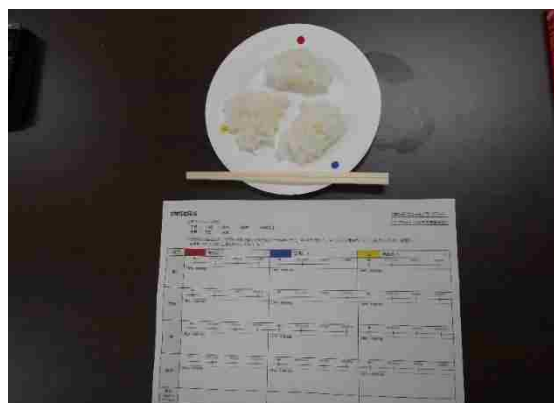
資料：農業女子プロジェクトホームページより
注：令和2(2020)年3月現在

図表 3-44 農業女子プロジェクトメンバーの活躍

◆ 農業女子プロジェクトメンバーによる出前講義の開催(令和元(2019)年7月30日)

山形大学農学部(山形県鶴岡市)は、平成31(2019)年3月に農業女子プロジェクトチーム“はぐくみ”に参加しました。その活動の一環として開催した出前講義は、現場で活躍する農業者から、農業の魅力を講義してもらい、農業への関心を高め、「農業」を職業選択の一つとして考えてもらい、就農につなげることを目的に行われました。

農業女子プロジェクトの秋田県メンバーで、株式会社健康米味楽農場の代表取締役 藤村ゆきさんを講師にお迎えし、就農経緯や農業の魅力、6次産業化への取組などをお話いただいた後、藤村さんが生産した「あきたこまち」と、山形大学農学部の学生の皆さんが育てた「はえぬき」、そして宮城県産の「ひとめぼれ」の3種類を用意し、香り・食感・味について自分の好みを示してもらうという方法で、食べ比べを行いました。



(農協役員、農業委員に占める女性の割合は、それぞれ8.1%、12.6%)

- 農協の役員に占める女性の割合は、平成30(2018)年度末現在、8.1%(144人)となっており、前年度に比べて0.1ポイント減少しました(図表3-45)。
- また、農業委員に占める女性の割合は、令和元(2019)年10月1日現在で12.6%(376人)となっており、前年度に比べて0.1ポイント増加しました。しかしながら、女性の農業委員が減少している県もあります(図表3-46)。
- 第4次男女共同参画基本計画に設定された各々の成果目標(令和2(2020)年度までに農協役員の15%、農業委員の30%)と比較すると、全国・東北とも依然として低い水準にあることから、更なる女性の登用に向けた努力が必要です(図表3-45、46)。

図表 3-45 農協役員に占める女性の割合(全国・東北・県別)

(単位:人、%)

区分		青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北	全国
農協役員数		236	223	369	353	394	250	1,825	17,272
	うち女性	17	21	26	34	30	22	150	1,327
	女性の割合	7.2	9.4	7.0	9.6	7.6	8.8	8.2	7.7
農協役員数		235	224	368	322	388	250	1,787	16,916
	うち女性	17	19	25	29	32	22	144	1,347
	女性の割合	7.2	8.5	6.8	9.0	8.2	8.8	8.1	8.0

資料:農林水産省「総合農協統計表」を基に、東北農政局で作成

図表 3-46 農業委員に占める女性の割合(全国・東北・県別)

(単位:人、%)

区分		青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北	全国
農業委員数		552	422	436	410	492	693	3,005	23,196
	うち女性	53	81	70	58	63	50	375	2,747
	女性の割合	9.6	19.2	16.1	14.1	12.8	7.2	12.5	11.8
農業委員数		555	416	432	407	488	692	2,990	23,125
	うち女性	56	77	71	59	63	50	376	2,788
	女性の割合	10.1	18.5	16.4	14.5	12.9	7.2	12.6	12.1

資料:農林水産省調べを基に、東北農政局で作成

7. スマート農業による生産性向上への取組

(スマート農業実証プロジェクトが10地区でスタート)

- 令和元(2019)年度から2(2020)年度まで、ロボット・AI・IoT等の先端技術を生産から出荷まで一貫した体系として現場に導入・実証し、経営効果を明らかにするため「スマート農業実証プロジェクト」を実施しています。
- 東北地域では、10地区で実証が行われており、自動操舵システムやアシストスーツの導入による軽労化、ドローンを利用したセンシングや農薬散布等の実証に取り組んでいます(図表3-47)。

※「スマート農業」とは

ICTやロボット技術等を活用して、これまでの規模の限界を超える超省力・大規模生産やセンシング技術等を活用した多収・高品質生産を実現する新たな農業のこと

図表 3-47 東北地域におけるスマート農業実証プロジェクトの実証地区(6県10地区)



資料：東北農政局作成

8. 環境保全型農業の推進

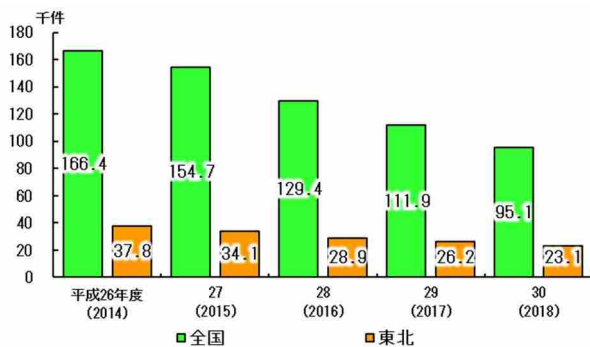
(エコファーマーの認定件数は、年々減少)

- 東北地域のエコファーマー認定件数は、平成 30(2018)年度には、2万 3,100 件となりました(図表 3-48)。県別の認定件数をみると、福島県(1万 1,500 件)及び山形県(5,800 件)でこの県で東北の 75%を占めています(図表 3-50)。認定件数は、近年各県とも減少傾向にあり、その主な要因として、農業者の高齢化による離農、新たな技術導入が困難、価格優位性につながらないなどの理由から認定を更新しないことが挙げられます。
- また、有機 JAS 認定ほ場(野菜、米など)の面積も、近年、減少傾向で推移しており、平成 30(2018)年には 1,700ha(認定事業者数:228)となっています(図表 3-49)。

※「エコファーマー」とは

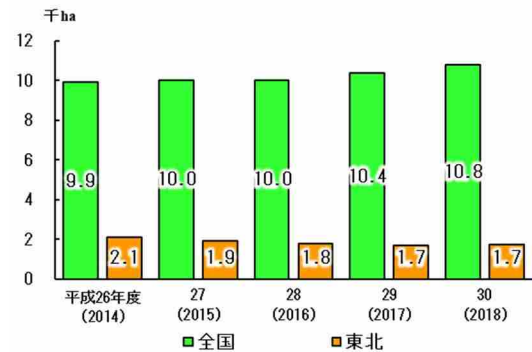
平成 11(1999)年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者(認定農業者)の愛称名

図表 3-48 エコファーマー認定件数の推移(全国・東北)



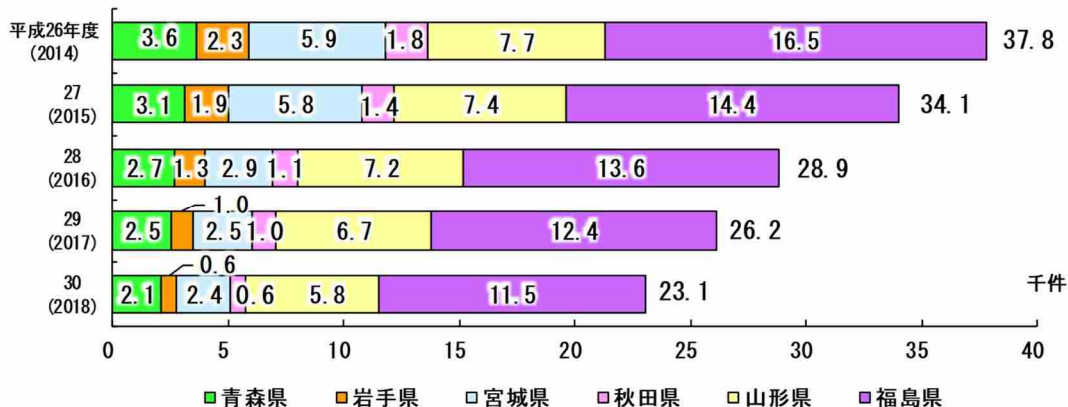
資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、各年度末現在

図表 3-49 有機 JAS 認定ほ場面積の推移(全国・東北)



資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、4月1日現在

図表 3-50 エコファーマー認定件数の推移(県別)



資料：農林水産省調べ
注：各年度の値は、各年度末現在

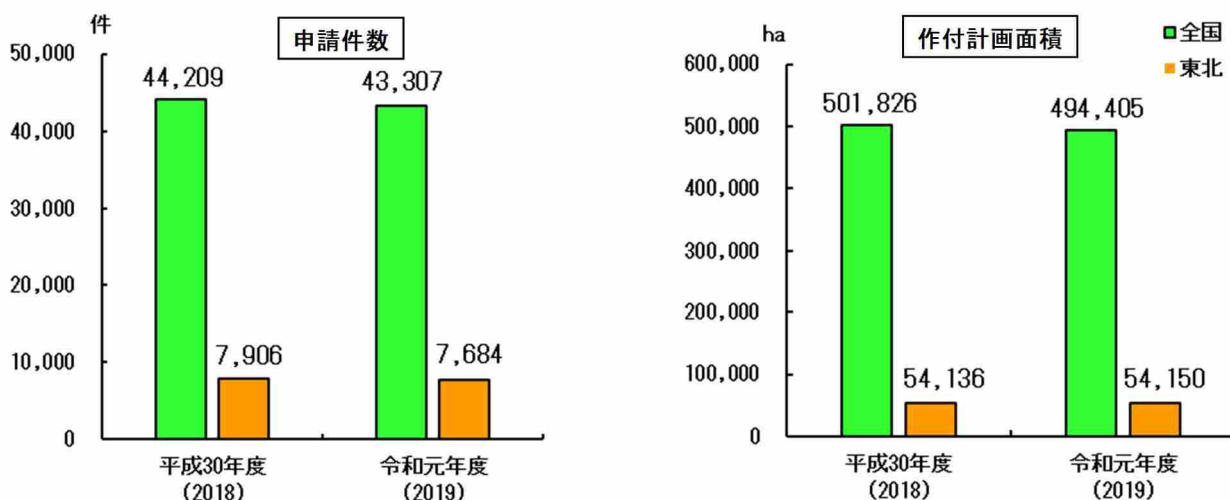
9. 経営所得安定対策等の実施状況

(1) 畑作物の直接支払交付金

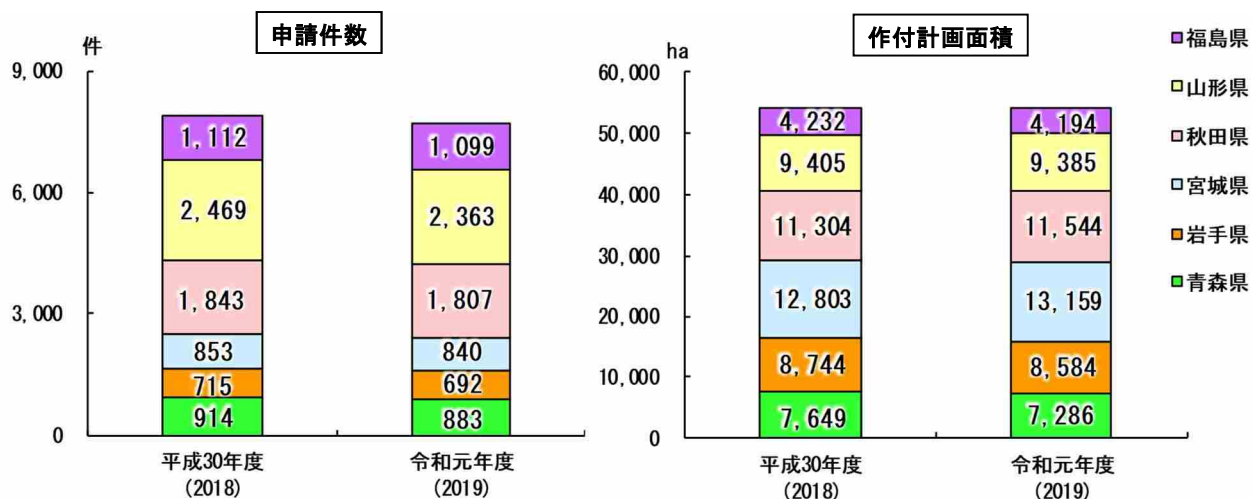
(畑作物の直接支払交付金の申請件数は7,684件、作付計画面積は5万4,150ha)

- 東北における畑作物の直接支払交付金については、令和元(2019)年度、申請件数は7,684件と前年度に比べ222件減少し、作付計画面積は5万4,150haで前年並みとなりました。これは、申請件数は高齢化による離農等により減少していますが、作付計画面積は、麦、大豆、なたねが減少したものの、そばが増加したことによるものです(図表3-51)。
- 全国に占める東北の割合をみると、申請件数で17.7%、作付計画面積で11.0%となっています。
- 県別の申請件数をみると、山形県が2,363件と最も多く、次いで秋田県が1,807件、福島県が1,099件等となっています(図表3-52)。
- 県別の作付計画面積をみると、宮城県が1万3,159ha、秋田県が1万1,544ha、山形県が9,385ha等となっています(図表3-52)。

図表 3-51 申請件数及び作付計画面積の推移(全国・東北)



図表 3-52 申請件数及び作付計画面積の推移(県)



資料：全国値は農林水産省調べ、東北及び管内各県の値は東北農政局調べ

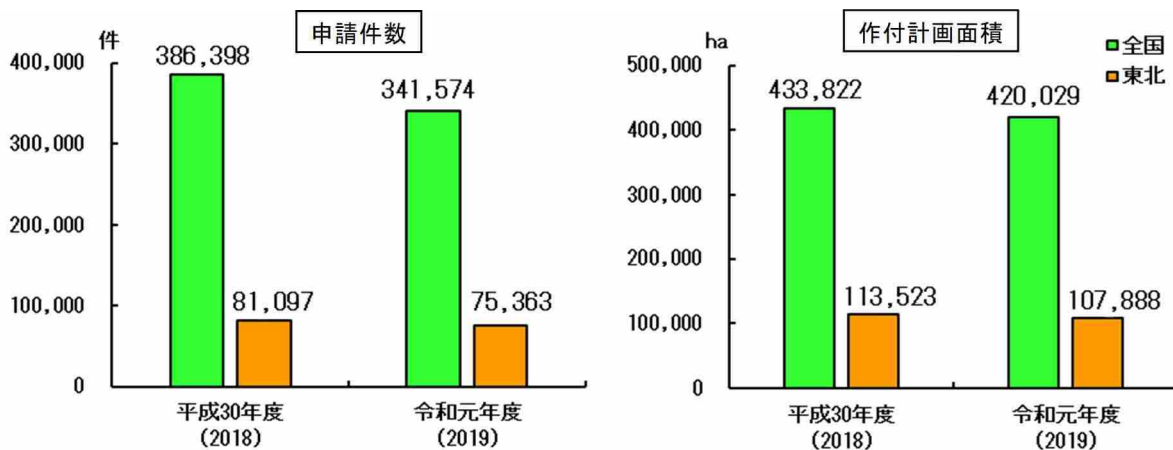
注：申請件数及び作付計画面積(全国・東北)の東北の値と申請件数及び作付計画面積(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

(2) 水田活用の直接支払交付金

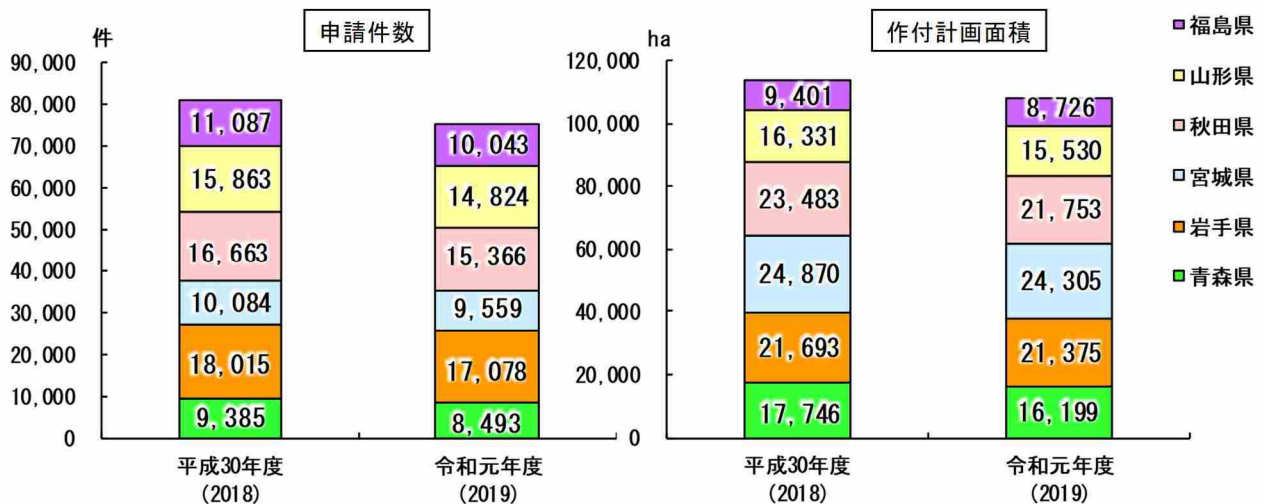
(水田活用の直接支払交付金の申請件数は7万5,363件、作付計画面積は10万7,888ha)

- 東北における水田活用の直接支払交付金については、令和元(2019)年度、申請件数は7万5,363件と前年度に比べて5,734件減少し、戦略作物の作付計画面積(以下「作付計画面積」という。)は10万7,888haと前年度に比べて5,636ha減少しました。これは、飼料用米(2,922ha減)、加工用米(2,510ha減)をはじめ、米粉用米を除く対象作物の作付計画面積が減少したことによるものです(図表3-53)。
- 全国に占める東北の割合をみると、申請件数で22.1%、作付計画面積で25.7%となっています。
- 県別の申請件数をみると、岩手県が1万7,078件と最も多く、次いで秋田県が1万5,366件、山形県が1万4,824件等となっています(図表3-54)。
- 県別の作付計画面積をみると、宮城県が2万4,305ha、秋田県が2万1,753ha、岩手県が2万1,375ha等となっています(図表3-54)。

図表 3-53 申請件数・作付計画面積の推移(全国・東北)



図表 3-54 申請件数・作付計画面積の推移(県別)



資料：全国値は農林水産省調べ、東北及び管内各県の値は東北農政局調べ

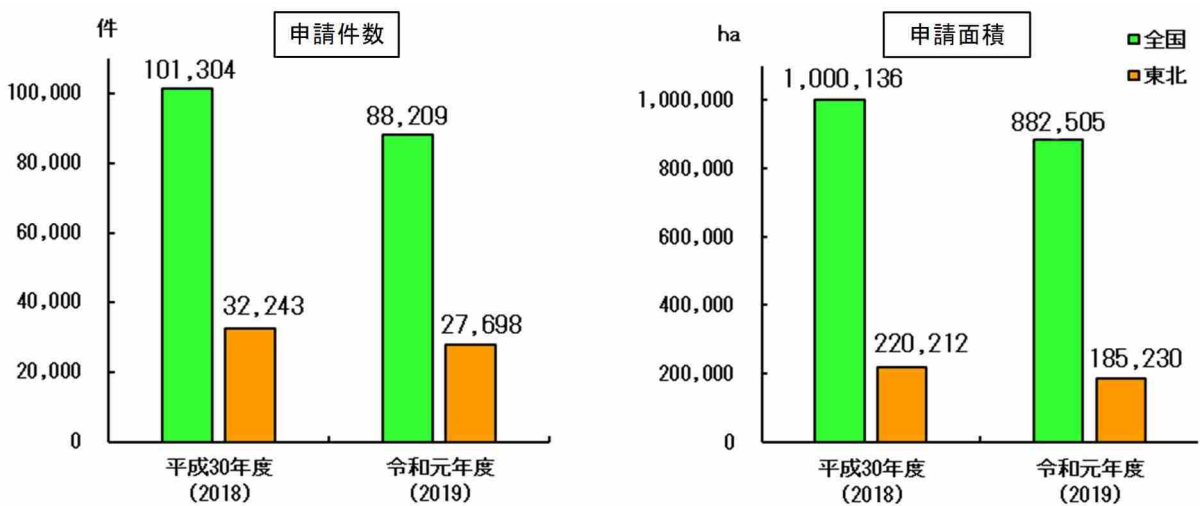
- 注：1) 作付計画面積は、戦略作物(麦、大豆、飼料作物(除WCS用稲)、新規需要米及び加工用米)の合計値である。
- 2) 申請件数及び作付計画面積(全国・東北)の東北の値と申請件数及び作付計画面積(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

(3) 収入減少影響緩和交付金

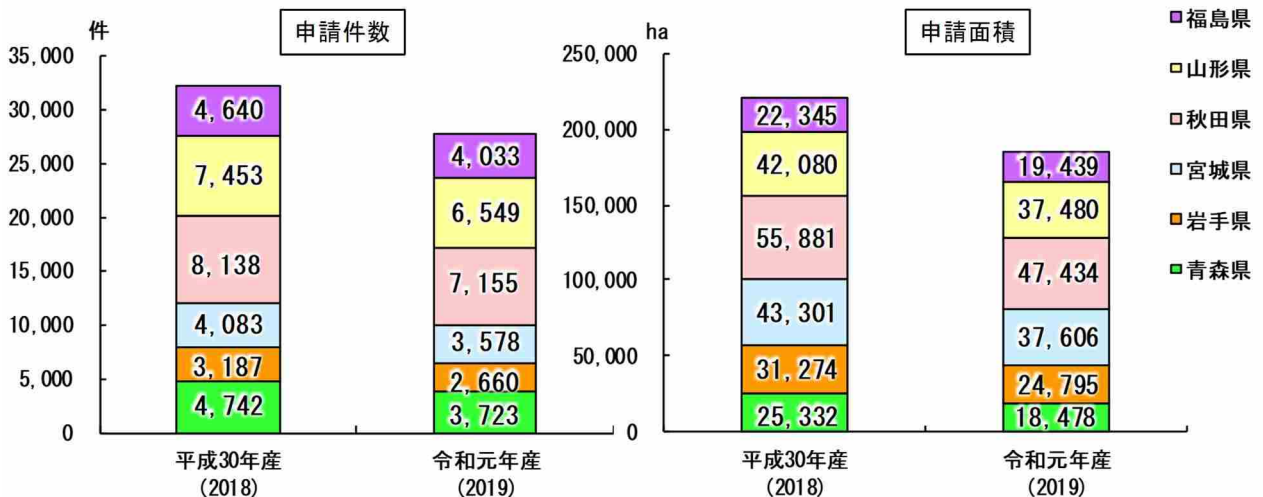
(収入減少影響緩和交付金の申請件数は2万7,698件、申請面積18万5,230ha)

- 東北における収入減少影響緩和交付金については、令和元(2019)年度、申請件数は2万7,698件と前年度に比べ4,545件減少し、申請面積は18万5,230haと前年度に比べ3万4,982ha減少しました。これは、高齢化に伴う離農に加え、平成31(2019)年1月から開始された収入保険へ移行した経営体があったこと等によるものです(図表3-55)。
- 全国に占める東北の割合をみると、申請件数で31.4%、申請面積で21.0%となっています。
- 県別の申請件数をみると、秋田県が7,155件と最も多く、次いで山形県が6,549件、福島県が4,033件等となっています(図表3-56)。
- 県別の申請面積をみると、秋田県が4万7,434haと最も多く、次いで宮城県が3万7,606ha、山形県が3万7,480ha等となっています(図表3-56)。

図表 3-55 申請件数・申請面積の推移(全国・東北)



図表 3-56 申請件数・申請面積の推移(県別)



資料：全国値は農林水産省調べ、東北及び管内各県の値は東北農政局調べ

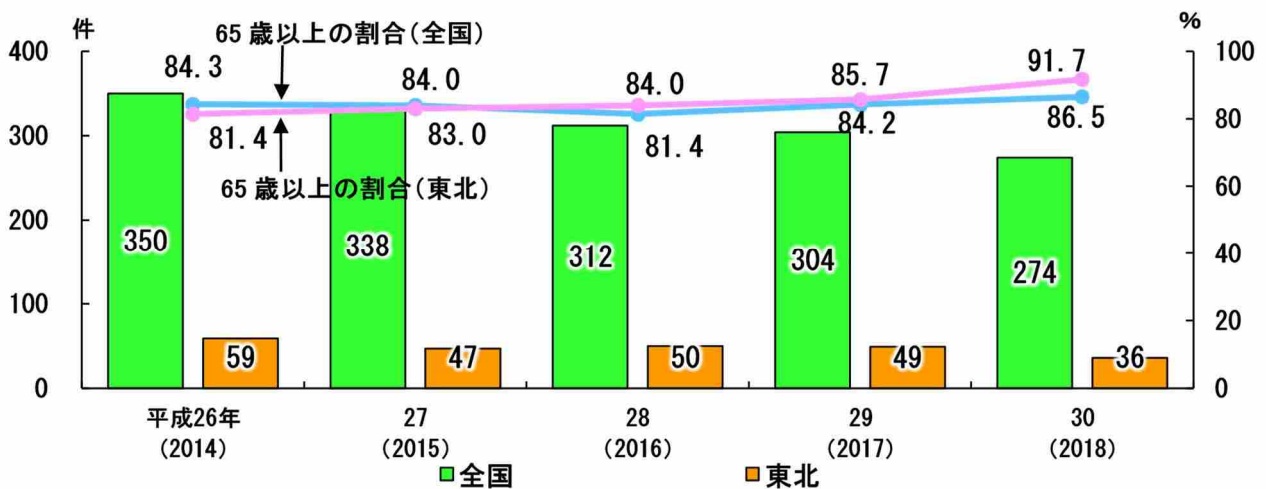
注：申請件数及び申請面積(全国・東北)の東北の値と申請件数及び申請面積(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

10. 農作業事故の状況

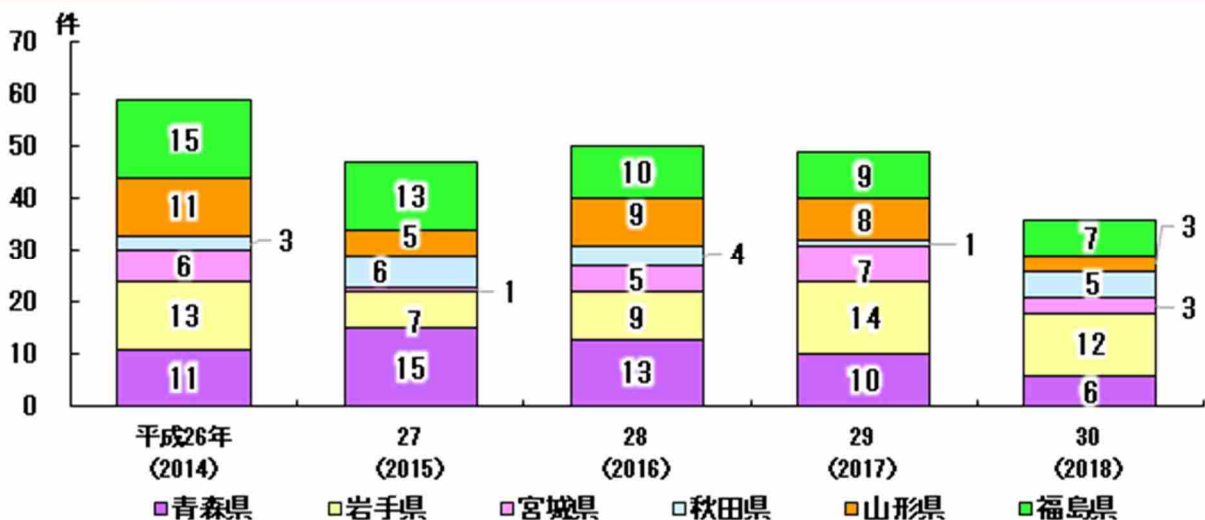
(農作業事故件数は、前年より減少)

- 東北における農作業死亡事故件数は、平成 30(2018)年には前年に比べて 13 件減少し、36 件になりました(図表 3-57)。
- 全国の事故の件数に占める東北の割合は、平成 30(2018)年には前年より 3 ポイント下がり、13.1%になりました(図表 3-57)。
- 年齢階層別にみると、全国と同様、65 歳以上の割合が高く、平成 30(2018)年には 91.7%を占めています(図表 3-57)。
また、農作業死亡事故の主な原因としては、乗用型トラクターや歩行型トラクターによるものが多くなっています。
- 東北農政局は、東北各県、関係団体等と連携し、農作業事故防止策を推進するため、平成 28(2016)年度から「農作業安全東北ブロック推進会議」を春と秋の年 2 回開催するとともに、農作業死亡事故の実態把握を行っています。

図表 3-57 農作業死亡事故の推移(全国・東北)



図表 3-58 農作業死亡事故の推移(県別)



資料：農林水産省調べ(平成 29 年度以降は、厚生労働省「人口動態調査」の死亡票及び死亡小票から取りまとめ。平成 28(2016)年度までは、同死亡小票を都道府県職員が調査したものを取りまとめ。)

11. 農業を支える農業関連団体

(1) 農業協同組合の動向

(総合農協数、組合員数は、いずれも減少)

- 東北の総合農協数は、合併の進展により、平成 20(2008)年度末の 93 農協から、平成 30(2018)年度末には 64 農協となりました(図表 3-59)。
- 農協組合員数は、准組合員が増加したものの、農家等の減少により正組合員が減少したことから、平成 20(2008)年度末の 101 万人から、平成 30(2018)年度末には 98 万人に減少しました(図表 3-60)。

図表 3-59 総合農協数の推移(全国・東北・県別)

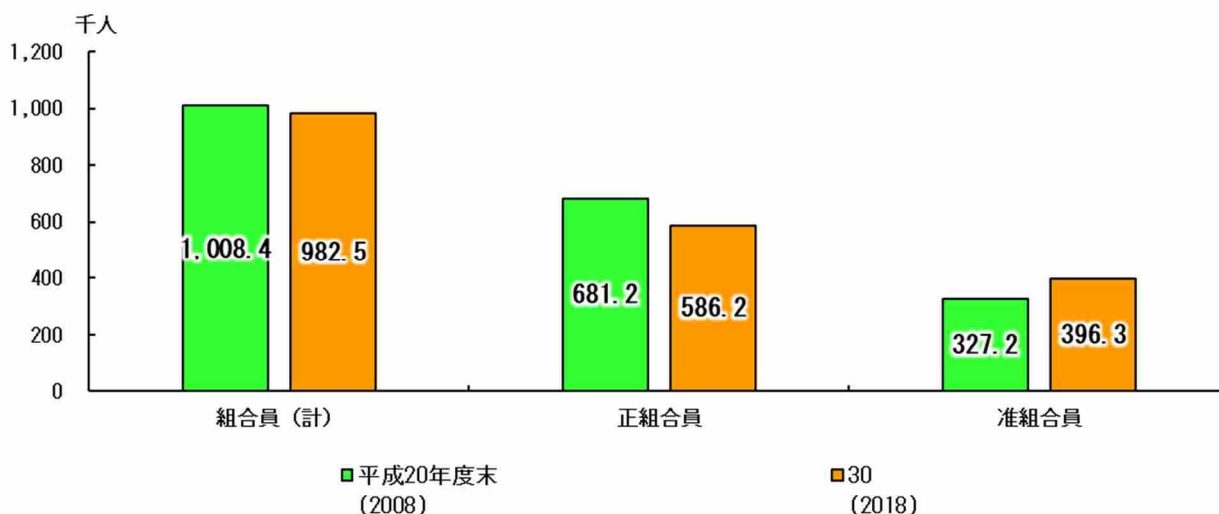
(単位:農協、%)

区分	平成20年度末 (2008)	30 (2018)	増減数	増減率
青森県	19	10	△9	△47.4%
岩手県	8	7	△1	△12.5%
宮城県	14	14	0	0%
秋田県	16	13	△3	△18.8%
山形県	19	15	△4	△21.1%
福島県	17	5	△12	△70.6%
東北	93	64	△29	△31.2%
全国	751	630	△121	△16.1%

資料:農林水産省「農業協同組合等現在数統計」を基に、東北農政局で作成

注:農協数には、信用事業を行う専門農協を含む。

図表 3-60 農協組合員数の推移(東北)



資料:農林水産省「総合農協統計表」を基に、東北農政局で作成

(2) 農業委員会の動向

(2,491人の農地利用最適化推進委員が委嘱)

- 東北の農業委員会数は、令和元(2019)年現在、226となっています(図表3-61)。
- 農業委員数は、平成28(2016)年の改正農業委員会法で農業委員の選出方法が見直されたことにより、平成28(2016)年の4,302人から、令和元(2019)年には2,990人に減少しました(図表3-62)。
- また、改正農業委員会法で新設された農地利用最適化推進委員は、改正法の適用委員会数が順次増加したことに伴い、平成28(2016)年の388人から、令和元(2019)年は2,491人と大幅に増加しました(図表3-62)。

図表 3-61 農業委員会数の推移(全国・東北・県別)

委員会数	平成25年 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	令和元年 (2019)
青森県	40	40	40	40	40	40	40
岩手県	33	33	33	33	33	33	33
宮城県	35	35	34	34	34	34	34
秋田県	25	25	25	25	25	25	25
山形県	35	35	35	35	35	35	35
福島県	59	59	59	59	59	59	59
東北計	227	227	226	226	226	226	226
全国計	1,710	1,708	1,707	1,706	1,703	1,703	1,703

図表 3-62 農業委員数の推移(全国・東北・県別)

(単位:人)

委員数	平成25年 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)		30 (2018)		令和元年 (2019)	令和元年 (2019)	
					(農地利用最適化 推進委員)	(農地利用最適化 推進委員)	(農地利用最適化 推進委員)	(農地利用最適化 推進委員)			
青森県	757	757	749	688	(117)	601	(294)	552	(360)	555	(362)
岩手県	746	738	742	667	(101)	587	(227)	422	(490)	416	(495)
宮城県	669	704	689	670	(28)	534	(239)	436	(384)	432	(380)
秋田県	604	606	609	585	(14)	461	(192)	410	(267)	407	(267)
山形県	623	630	630	612	(17)	516	(246)	492	(290)	488	(294)
福島県	1,170	1,161	1,181	1,080	(111)	889	(411)	693	(692)	692	(693)
東北計	4,599	4,596	4,600	4,302	(388)	3,588	(1,609)	3,005	(2,483)	2,990	(2,491)
全国計	35,514	35,618	35,604	33,174	(3,257)	26,119	(13,465)	23,196	(17,824)	23,125	(17,770)

資料：農林水産省調べ(平成25(2013)年10月1日現在～令和元(2019)年10月1日現在)
注：農地利用最適化推進委員数は、農業委員数の外数

(3) 農業共済団体の動向

(農業共済団体の取組)

- 東北の農業共済団体は、農業共済組合連合会が1団体、農業共済組合が7団体となっています。うち青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県については、農業共済組合連合会と県内の農業共済組合が統合し1県1組合化を実現しています(図表 3-63)。

図表 3-63 農業共済組合等の状況

	全国	東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
農業共済組合連合会	12	1	0	0	0	1	0	0
農業共済組合等	109	7	1	1	1	2	1	1
組合営	76	7	1	1	1	2	1	1
市町村営	33	0	0	0	0	0	0	0
職員数	6,755	1,429	171	253	256	197	260	292
1県1組合となった都道府県数	36	5	1	1	1	—	1	1

資料：農林水産省調べ

注：令和2(2020)年4月1日時点の数値

(4) 農業保険（収入保険・農業共済）の取組について

(農業保険（収入保険・農業共済）の取組)

○ 農業は自然災害の影響を受けて作柄が変動しやすいため、従来から法律に基づいて、自然災害等による被害等を外見で判断できる品目を対象として、収量減少等を補償する農業共済が措置されています。

これに加えて、平成31(2019)年1月から農業者の自由な判断に基づき、品目の枠にとらわれず、自然災害だけでなく価格低下等、様々なりスクによる収入を補償する収入保険が始まりました(図表3-64、65)。

図表 3-64 収入保険の県別加入実績

単位:件

	全国	東北	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
令和元年の加入実績	22,812	5,406	1,628	819	583	873	711	792

資料:農林水産省「収入保険の実施状況等について」
注:令和2(2020)年4月末時点の数値

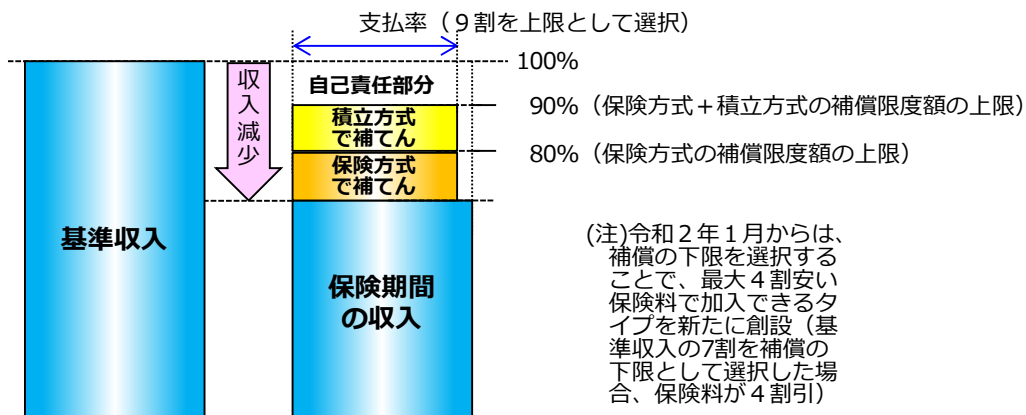
<収入保険の概要>

- ・ 保険料の掛金率は1%程度で、基準収入の8割以上の収入を補償
- ・ 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、原則として全ての農産物を対象に、自然災害だけでなく、価格低下など農業経営上のリスクを幅広く補償

<収入保険の対象となるリスク例>

<p>自然災害や鳥獣害などで収量が下がった</p>	<p>市場価格が下がった</p>	<p>災害で作付不能になった</p>	<p>けがや病気で収穫ができない</p>
<p>倉庫が浸水して売り物にならない</p>	<p>取引先が倒産した</p>	<p>盗難や運搬中の事故にあった</p>	<p>輸出したが為替変動で大損した</p>

<収入保険の補てん方式> (注)5年以上の青色申告実績がある者



基準収入は、過去5年間の平均収入(5中5)を基本に規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

図表 3-65 農業共済の県別加入実績

都道府県	水稻		麦		大豆		そば		ホップ	
	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)
青森県	47,384	95.5	899	…	2,147	42.9			3	89.8
岩手県	53,257	98.1	3,766	96.1	3,414	74.4	612	34.4	50	97.2
宮城県	71,739	98.3	2,231	97.9	8,269	77.3				
秋田県	79,335	88.5	224	70.6	5,652	66.7			24	100.0
山形県	66,738	97.9	85	…	4,322	84.9	1,413	28.0	22	100.0
福島県	65,505	93.3	187	52.9	776	49.4	48	1.3		
全国	1,430,259	92.3	266,222	97.6	117,534	79.7	24,104	53.4	104	98.1

都道府県	りんご		ぶどう		なし		もも		おうとう		かき	
	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)	加入面積 (ha)	加入率 (%)
青森県	7,981	40.3	52	12.1								
岩手県	632	27.0	34	9.6								
宮城県	44	24.4			49	34.3						
秋田県	372	28.2	13	6.9	93	51.6			6	7.2		
山形県	354	16.0	40	2.7	378	38.7	29	4.7	214	7.5	193	23.5
福島県	231	19.1	17	6.6	189	20.9	308	19.3			7	0.7
全国	11,904	33.4	1,724	12.7	3,392	29.8	1,358	16.4	220	7.5	1,539	11.3

都道府県	乳用牛		肉用牛		馬		種豚		肉豚		農業用ハウス	
	加入経営体 (経営体)	加入率 (%)	加入経営体 (経営体)	加入率 (%)	加入経営体 (経営体)	加入率 (%)	加入経営体 (経営体)	加入率 (%)	加入経営体 (経営体)	加入率 (%)	加入経営体 (経営体)	加入率 (%)
青森県	118	70.7	616	76.8	8	7.8	5	11.4	6	12.8	4,824	40.2
岩手県	756	89.6	4,187	97.8	81	68.6	9	23.7	15	15.8	10,249	63.1
宮城県	399	81.4	2,935	94.3	2	40.0	8	9.2	6	6.1	11,756	49.9
秋田県	82	93.2	745	94.7			23	46.9	22	40.7	10,646	57.4
山形県	223	95.3	641	99.2	2	40.0	43	67.2	43	64.2	7,591	41.3
福島県	254	84.9	1,109	93.1	75	72.8	19	57.6	19	54.3	4,966	64.4
全国	13,534	92.4	40,652	86.1	1,469	77.2	719	26.5	557	19.5	140,342	55.2

資料：農林水産省「農業保険の加入率」平成30年産（度）

（注1）農作物の加入率は、農林水産統計の作付面積をベースに算出。

（注2）果樹の加入率は、農林水産統計の結果樹面積をベースに算出。

（注3）家畜及び農業用ハウスの加入率は、農業共済団体調べの有資格経営体をベースに算出。

（注4）数値が空欄の都道府県での加入実績はない。

（注5）「・・・」は、農林水産統計の作付面積が非公表であるため算出してない。

（注6）全国の加入率は、品目ごとの農業共済実施県の合計により算出。

(5) 土地改良区（水土里ネット）組織の動向


(土地改良区は前年から減少し、381地区)

- 東北の土地改良区は、令和元(2019)年度末現在、381地区となっています。
- 土地改良区の数、合併により組織運営基盤の強化等を図るため、減少傾向にあります。各県別にみると、福島県が最も多く(86地区)、次いで青森県(77地区)、秋田県(74地区)となっています(図表 3-66)。

図表 3-66 土地改良区数の推移(令和元(2019)年)

区分	平成10(1998)年度末 土地改良区数(A)	平成30(2018)年度末 土地改良区数	令和元(2019)年度末 土地改良区数(B)	増減数 (B)-(A)	(参考) 令和元(2019)年度末 市町村数
青森県	97	77	77	-20	40
岩手県	68	43	43	-25	33
宮城県	85	49	49	-36	35
秋田県	177	75	74	-103	25
山形県	87	54	52	-35	35
福島県	131	88	86	-45	59
東北計	645	386	381	-264	227

資料：東北農政局調べ



第4章

地域資源を活かした農村の 振興・活性化に向けた取組

第4章 地域資源を活かした農村の振興・活性化に向けた取組

1. 農業生産基盤の整備・保全

(1) 国営かんがい排水事業の実施状況

(国営かんがい排水事業は、23 地区で実施)

- 国営かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる水利条件を整備し、農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良を図る事業です。
- 令和元(2019)年度は、北海道31地区、東北23地区、関東14地区、北陸10地区、東海5地区、近畿6地区、中四国7地区、九州12地区、沖縄3地区で事業を実施しており、東北は全国(111地区)の約2割を占めています(図表4-1)。

図表 4-1 国営かんがい排水事業地区一覧 (令和元(2019)年度)

県名	地区名 (県別着工順)	用水改良	排水改良	主な事業内容(改修・更新)							受益面積 (ha)
				ダム	頭首工	揚水機場	排水機場	用水路	排水路	水管理施設	
青森県	小田川二期	○		○	○	○		○			4,021
	平川二期	○	○	○	○		○	○	○	○	4,682
	つがる津軽北部二期	○	○		○		○	○	○	○	6,189
岩手県	和賀中央	○	○		○			○	○	○	3,598
	いわて岩手山麓	○		○				○			1,574
	とよ豊沢川	○		○							4,250
	す須川	○				○		○		○	648
	もり盛岡南部	○			○	○		○		○	4,400
	しずくし雲石川沿岸	○		○							856
	なか中津山		○				○		○		3,191
宮城県	か河南二期	○	○			○	○	○	○	○	4,707
	な名取川	○			○						2,653
	かく角田		○				○				2,737
秋田県	た田沢二期	○			○			○		○	4,697
	よこ横手西部		○						○		9,102
	あさひ旭川	○		○	○			○		○	3,159
なる成瀬皆瀬	○		○				○			10,060	
山形県	あか赤川二期	○			○			○		○	10,054
	むら村山北部	○		○	○			○		○	3,174
	もがみ最上川下流左岸		○				○		○	○	5,921
福島県	しん新請戸川	○		○	○			○		○	3,525
	あい会津南部	○			○			○		○	4,320
	あい会津北部	○		○	○			○		○	4,558

資料：東北農政局作成

(2) 国営総合農地防災事業の実施状況

(国営総合農地防災事業は、1地区実施中)

- 国営総合農地防災事業は、自然的・社会的な状況の変化に起因した農用地・農業用施設の機能低下や災害発生のおそれに対処するため、農業用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害を未然に防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定と合わせて、国土の保全を図る事業です。東北では、令和元(2019)年度、青森県(1地区)で事業を行っています(図表4-2)。

図表 4-2 国営総合農地防災事業地区(令和元(2019)年度)

県名	事業目的 地区名		農地防災	農地保全	主な事業内容(改修・更新)						受益面積 (ha)	
					ダム	頭首工	揚水機場	排水機場	用水路	排水路		水管理施設
青森県	じゅう 十	さん 三	こ 湖	○		○						3,023

資料：東北農政局作成

図表 4-3 管内国営事業の実施地区



国営かんがい排水事業(23地区)
 農業用排水施設等の基幹施設を整備して、農業用水の安定供給や農業上の土地利用の高度化等を図ります。

国営総合農地防災事業(1地区)
 農地や農業用排水施設に対する災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図ります。

直轄災害復旧事業(3地区)
 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る津波等による災害に対処するため、災害復旧及び除塩並びにこれと併せ行う区画整理等を実施し、早期営農再開を図ります。また、海岸保全施設の災害復旧を実施します。

全体実施設計(2地区)
 ・浅瀬石川二期地区
 ・八郎湯地区

国営土地改良事業地区調査(1地区)
 ・山王海三期地区

青森県	小田川二期地区	H17~R2	4,021ha	ダム改修1ヶ所、ため池改修3ヶ所、頭首工改修3ヶ所 揚水機場改修2ヶ所、用水路改修15.7km
	平川二期地区	H24~R3	4,682ha	ダム改修1ヶ所、頭首工改修1ヶ所、用水路改修10.3km 排水機場改修1ヶ所、排水路改修2.1km、水管理施設1式
	十三湖地区	H27~R4	3,023ha	頭首工改修1ヶ所
	津軽北部二期地区	H27~R5	6,189ha	頭首工改修1ヶ所、排水水門改修1ヶ所、揚水機場改修1ヶ所、 排水機場改修6ヶ所、用水路改修21.9km、排水路14.6km、水管理施設1式
	和賀中央地区	H25~R3	3,598ha	取水口改修1ヶ所、用水路改修・新設61.0km 排水路改修・新設1.6km、小水力発電施設(新設)1ヶ所、水管理施設1式
岩手県	岩手山麓盛岡南部	H26~R4	1,574ha	ダム改修1ヶ所、導水路改修3.2km、用水路改修17.3km
	豊沢川地区	H27~R4	4,250ha	ダム改修1ヶ所、小水力発電施設(新設)1ヶ所
	須川地区	H28~R4	648ha	幹線用水路5.6km、揚水機場1ヶ所、水管理施設1式
	盛岡南部地区	H30~R7	4,400ha	頭首工1ヶ所、揚水機場1ヶ所、幹線用水路4.0km 水管理施設1式
	雫石川沿岸地区	H31~R6	856ha	ダム改修1ヶ所
	中津山地区	H20~R1	3,191ha	排水機場改修2ヶ所、排水路改修3.1km
	河南二期地区(一期)	H28~R4	4,707ha	統合排水機場2ヶ所、排水路改修4.6km
宮城県	名取川地区	H28~R3	2,653ha	頭首工1ヶ所
	角田地区	H31~R8	2,737ha	排水機場改修1ヶ所
	仙台東地区	H23~R2		除塩1,393ha、農地復旧1,810ha、関連区画整理2,244ha 基幹排水機場4ヶ所、幹支線用排水路等1式
	田沢二期地区	H23~R4	4,697ha	頭首工改修1ヶ所、取水口2ヶ所、用水路改修43.0km、 支線用水路改修16.4km、水管理施設1式
秋田県	横手西部地区	H24~R2	9,102ha	排水路改修48.2km
	旭川地区	H28~R6	3,159ha	ダム1ヶ所、頭首工3ヶ所、用水路16.7km、水管理施設1式
	成瀬皆瀬地区	H31~R11	10,060ha	ダム改修1ヶ所、用水路改修3.0km
	赤川二期地区	H22~R2	10,054ha	頭首工改修1ヶ所、用水路改修48.4km、水管理施設1式
山形県	村山北部地区	H25~R4	3,174ha	ダム改修1ヶ所、頭首工改修3ヶ所、用水路改修12.9km 小水力発電施設(新設)1ヶ所、水管理施設1式
	最上川下流左岸地区	H29~R7	5,921ha	排水機場6ヶ所、排水路改修5.6km、水管理施設1式
	新請戸川地区	H22~R2	3,525ha	ダム改修1ヶ所、頭首工改修1ヶ所、用水路改修9.3km、水管理施設1式
福島県	会津南部地区	H27~R6	4,320ha	頭首工改修2ヶ所、用水路改修11.5km、水管理施設改修1ヶ所、 小水力発電施設(新設)1ヶ所
	会津北部地区	H28~R5	4,558ha	ダム1ヶ所、頭首工4ヶ所、取水工2ヶ所、幹線用水路4.0km 小水力発電施設(改修・新設)2ヶ所、水管理施設1式
	南相馬地区	H25~R2		排水機場8ヶ所、幹線排水路等復旧1式
	請戸川地区	H25~R3		ダム1ヶ所、頭首工5ヶ所、用水路20路線

資料：東北農政局作成

(3) ため池対策の実施状況

(福島県内のため池の放射性物質対策は、交付申請 717 か所に対して完了 421 か所)

- 福島県内の中通り・浜通り地域の貯水している農業用ため池では、東京電力福島第1原子力発電所事故により飛散した放射性物質が、主に底の泥と結合して溜まっています。
- 営農利用時のため池水位の低下や災害等の泥流出による周辺環境への負荷軽減のため、福島県及び関係市町村は、福島再生加速化交付金を利用し、ため池の泥を除去するなどの対策工事を実施しています。
- 対策工事は、令和2(2020)年3月末時点で、717 か所申請があり、うち、421 か所で完了しています(図表4-4、5)。

図表 4-4 放射性物質対策の状況(福島県内ため池数、令和2(2020)年3月末時点)

区 分	対策工 申請数 ②	対策完了数		対策完了 割合(%) ④=③/①	
		(令和元(2019)年 3月末時点) ②	(令和2(2020)年 3月末時点) ③		
市町村	県北	230	100	160	70%
	県中	125	59	77	62%
	県南	26	17	27	104%*
	相双	312	95	154	49%
	いわき	3	-	3	100%
福島県	21	-	-	-	
合 計	717	271	421	59%	



ポンプ浚渫



ポンプ浚渫

資料：福島県作成資料からの引用 ※福島県申請地区の対策完了数は、各市町村(県北～いわき)に含む。よって、県南の対策完了割合が100%超の104%となる。

図表 4-5 放射性物質対策の状況(福島県内市町村数、令和2(2020)年3月末時点)

区 分	対策 取組数 ④	対策完了数		対策完了 割合(%) ④=③/①
		(令和元(2019)年 3月末時点) ②	(令和2(2020)年 3月末時点) ③	
県北	8	1	2	25%
県中	6	2	5	83%
県南	3	-	2	67%
相双	9	-	3	33%
いわき	1	-	-	0%
合 計	27	3	12	44%



バックホウ直接除去



強力吸引車
(バキュームカー)

資料：福島県作成資料からの引用

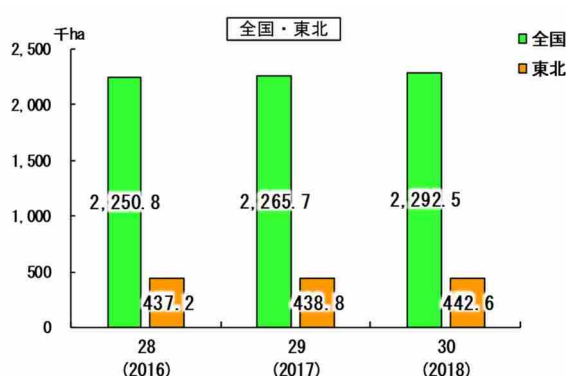
2. 農村の持つ多面的機能の発揮

(1) 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）の実施状況

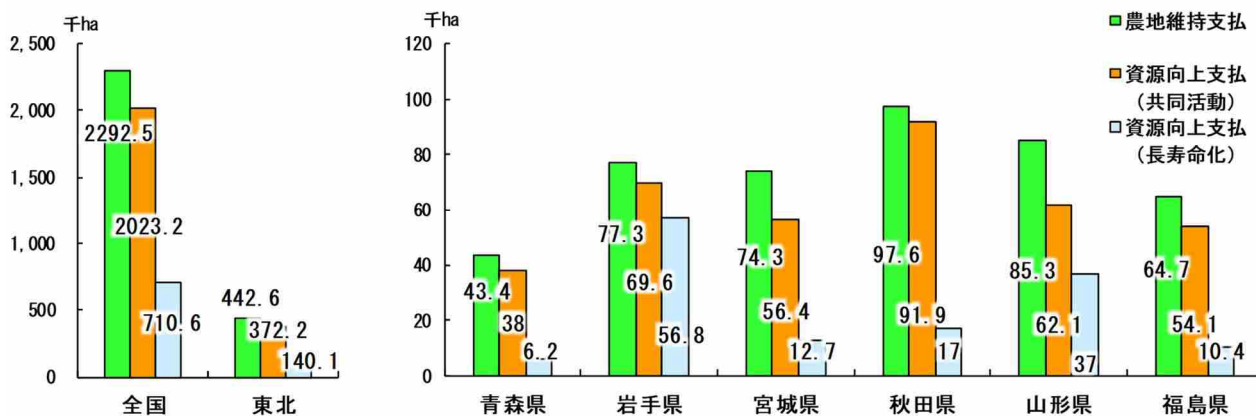
（多面的機能支払交付金の取組面積は、44万2,600ha）

- 東北における日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）の取組面積は、平成30(2018)年度には、前年度に比べて0.9%増加し、44万2,600haとなりました（図表4-6）。
- 各県別に、取組面積をみると、秋田県（9万7,600ha）が最も多く、次いで山形県（8万5,300ha）、岩手県（7万7,300ha）の順となっています（図表4-7）。
- 全国に占める東北の割合をみると、取組面積の19.3%となっています。

図表 4-6 取組面積の推移（平成30(2018)年度）



図表 4-7 支援別取組面積（平成30(2018)年度）



資料：農林水産省調べ

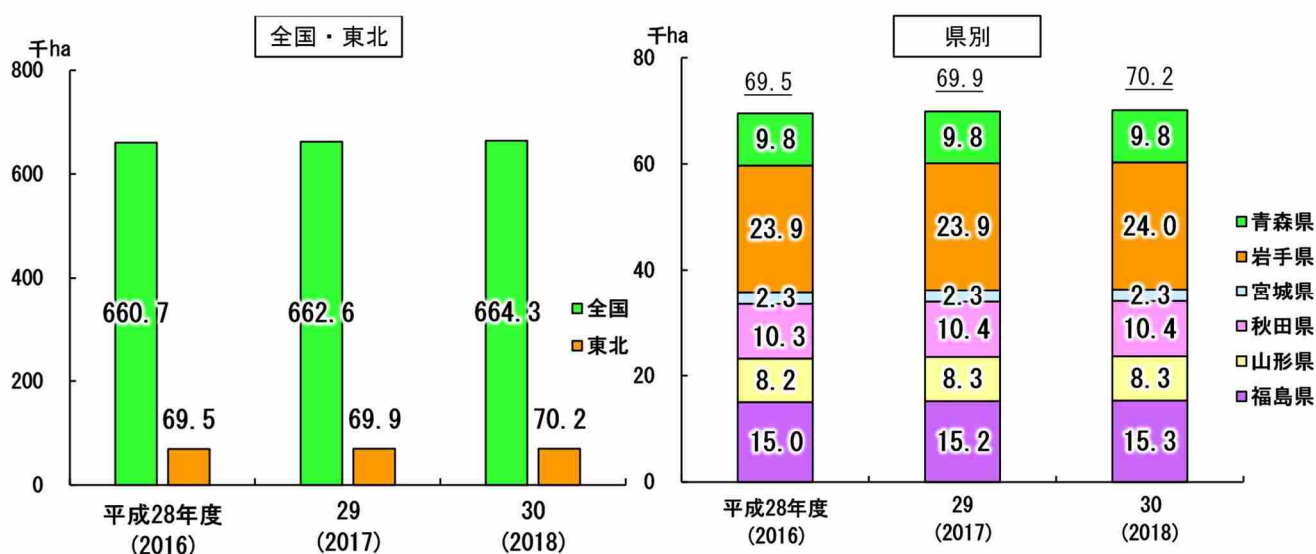
- 注：1) 農地維持支払とは、農用地、水路、農道等の地域資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充等の日常管理と、地域資源の適切な保全管理のための体制づくり等の推進活動を行う組織に対する支援のこと。
- 2) 資源向上支払（共同活動）とは、水路、農道等の施設の軽微な補修、生態系保全や景観形成等の農村環境の保全活動等を行う組織に対する支援のこと。
- 3) 資源向上支払（長寿命化）とは、老朽化した農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等を行う組織に対する支援のこと。
- 4) 取組面積（全国・東北）の東北の値と支援別取組面積（全国・東北及び県別）の東北、各県の値はデータごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。
- 5) 平成30(2018)年度の数値は、平成31(2019)年3月末時点で取りまとめた値

(2) 日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金）の実施状況

（中山間地域等直接支払交付金の取組面積は、7万200ha）

- 東北における日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金）の取組面積は、平成30(2018)年度には、新規取組の追加等により、前年度に比べて0.4%増加し7万200haとなりました（図表4-8）。
- 各県別に取組面積をみると、岩手県（2万4,000ha）が最も多く、次いで福島県（1万5,300ha）、秋田県（1万400ha）となっています（図表4-8）。
- 全国に占める東北の割合をみると、取組面積の10.6%となっています。

図表 4-8 取組面積の推移（平成30(2018)年度）



資料：農林水産省調べ

注：1) 取組面積（全国・東北）の東北の値と取組面積（県別）の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

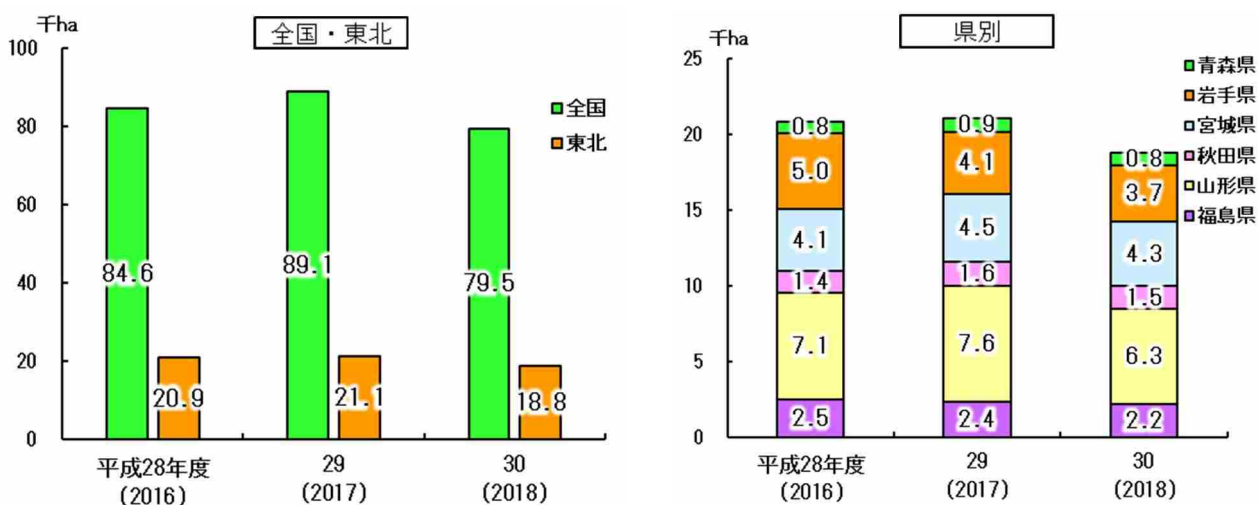
2) 平成30(2018)年度の数值は、平成31(2019)年3月末時点で取りまとめた値

(3) 日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払交付金）の実施状況

（環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は、1万8,800ha）

- 東北における日本型直接支払制度（環境保全型農業直接支払交付金）の取組面積は、同一ほ場における複数回の取組への支援を廃止したこと等により、平成30(2018)年度は、2,300ha（11%）減少し、1万8,800haとなりました（図表4-9）。
- 各県別に、取組面積をみると、山形県（6,300ha）が最も多く、次いで宮城県（4,300ha）、岩手県（3,700ha）の順となっています（図表4-9）。
- 全国に占める東北の割合をみると、取組面積の23.6%となっています。

図表 4-9 取組面積の推移（平成30(2018)年度）



資料：農林水産省調べ

注：1）取組面積（全国・東北）の東北の値と取組面積（県別）の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

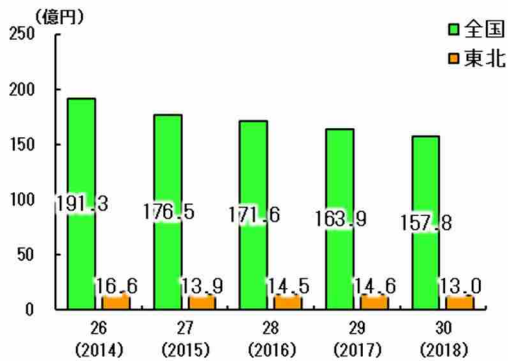
2）平成30（2018）年度の数値は、平成31（2019）年3月末時点で取りまとめた値

3. 野生鳥獣による農作物の被害状況

(野生鳥獣による農作物被害額は、13億円)

- 東北における野生鳥獣による農作物被害は、平成30(2018)年度には、前年度に比べて1億6,000万円減少し、13億円となりました(図表4-10)。
- 全国に占める東北の割合をみると、農作物被害金額の8.2%となっています。
- 東北では、令和元(2019)年10月末現在、217市町村で被害防止計画が作成され、同計画に基づく捕獲等の実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊を設置している市町村は196となっています(図表4-11)。
- 県別に農作物被害金額をみると、山形県(5億1,000万円)が最も多く、次いで岩手県(3億7,000万円)となっています(図表4-12)。
また、鳥獣別にみると、青森県、山形県では鳥類(カラス等)、秋田県では獣類(ツキノワグマ、サル)、岩手県ではシカ、宮城県及び福島県ではイノシシによる被害が特に大きくなっています。

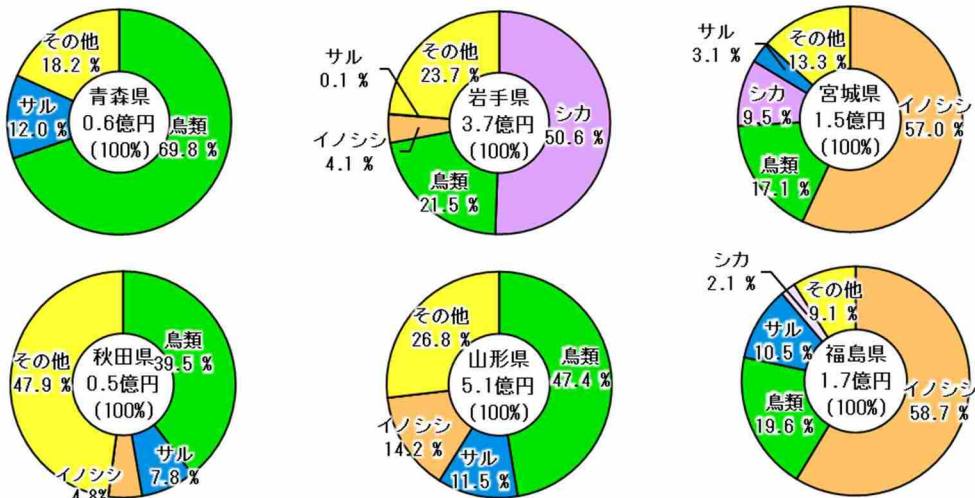
図表 4-10 農作物被害金額の推移(全国・東北)



図表 4-11 被害防止計画作成状況(全国・東北)
(令和元(2019)年10月末現在)

	市町村数	被害防止計画作成市町村数 (公表済み)	
		計	鳥獣被害対策 実施隊設置市町村数
全国	1,741	1,489	1,203
東北	227	217	196
青森県	40	36	28
岩手県	33	33	32
宮城県	35	32	28
秋田県	25	25	25
山形県	35	34	33
福島県	59	57	50

図表 4-12 鳥獣別農作物被害金額の割合(県別、平成30(2018)年度)



資料：農林水産省調べ

- 被害金額は、震災の影響により調査困難であった市町村を除く合計値
- 被害金額の東北の値と県別の値の合計値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。
- 鳥獣別農作物被害金額の割合は、四捨五入の関係から100%にならない場合がある。
- 「鳥類」とはカラス、スズメなど、「その他」とはハクビシン、クマ、サルなどのこと

4. 再生可能エネルギー等の利用促進

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の取組状況

(18市町が農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を作成)

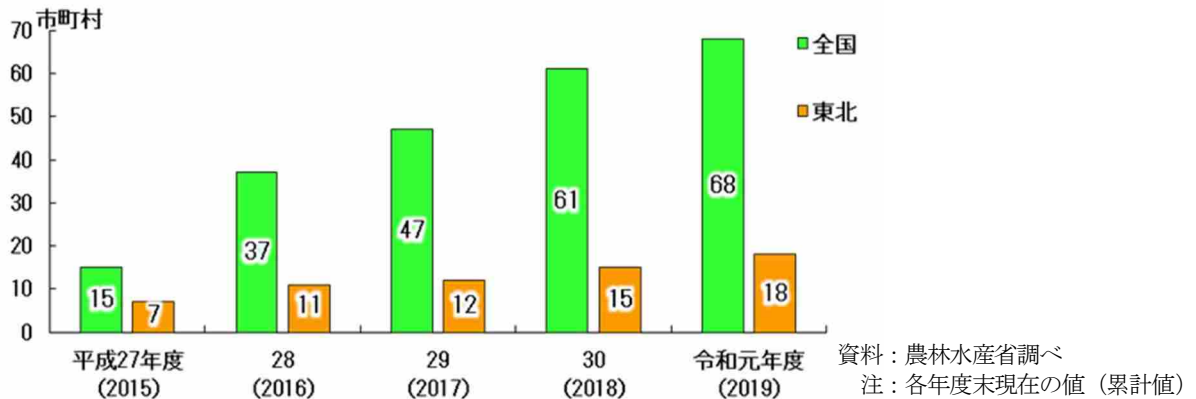
○ 農山漁村再生可能エネルギー法に基づき農山漁村の健全な発展と再生可能エネルギー発電の促進を目的とする基本計画を作成した市町は、令和元年度末現在、東北で合計18市町（全国で68市町）となっています（図表4-13）。

また、同時点で基本計画を作成中の市町村は5市町村（青森県2、秋田県2、福島県1）となっています。

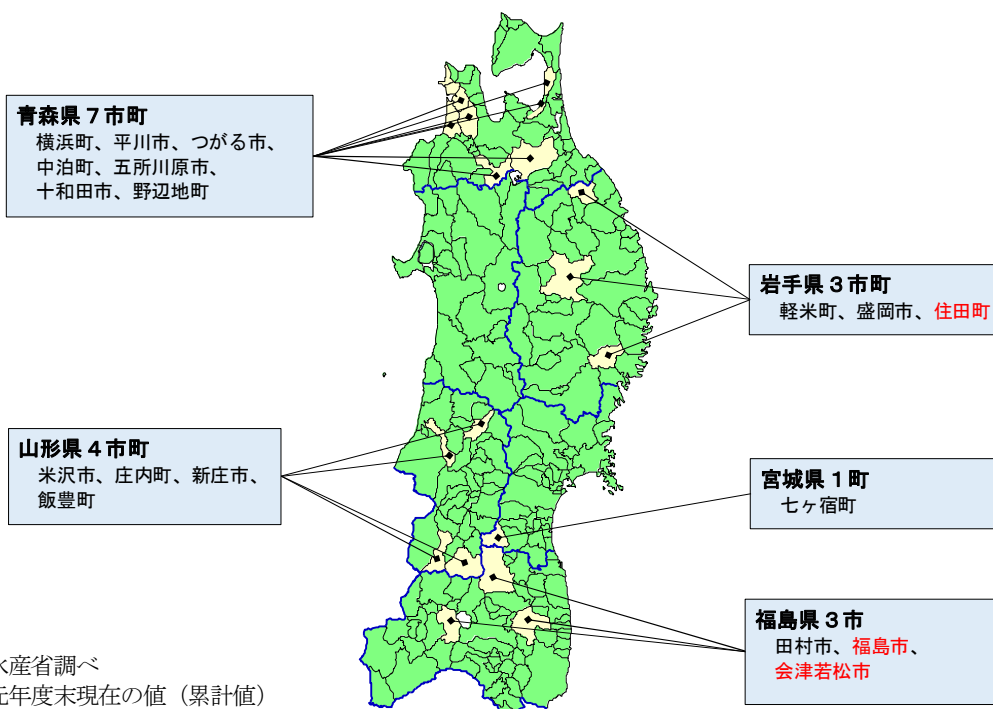
○ 各県別の作成状況（作成済）をみると、青森県が7市町と最も多く、次いで山形県（4市町）、岩手県（3市町）、福島県（3市）、宮城県（1町）となっています（図表4-14）。

○ 令和元年度新たに基本計画を作成した自治体は、岩手県住田町、福島県福島市及び会津若松市の2市1町です。

図表 4-13 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画作成状況(全国・東北累計)



図表 4-14 東北管内の農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画作成状況

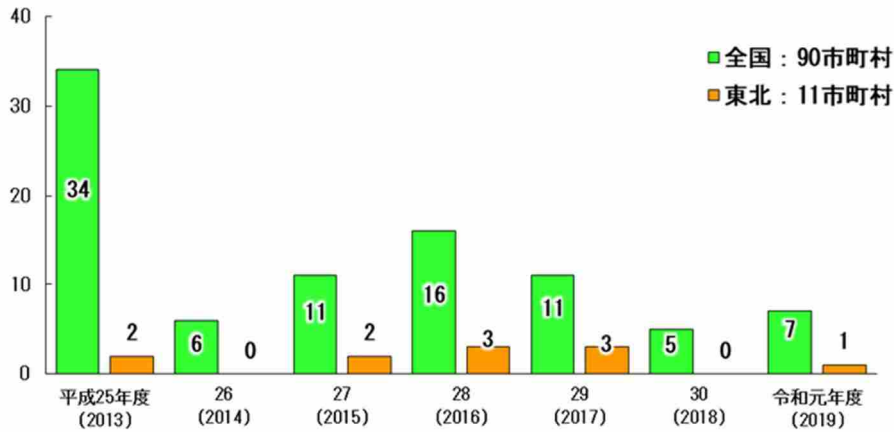


(2) バイオマス産業都市の構築状況

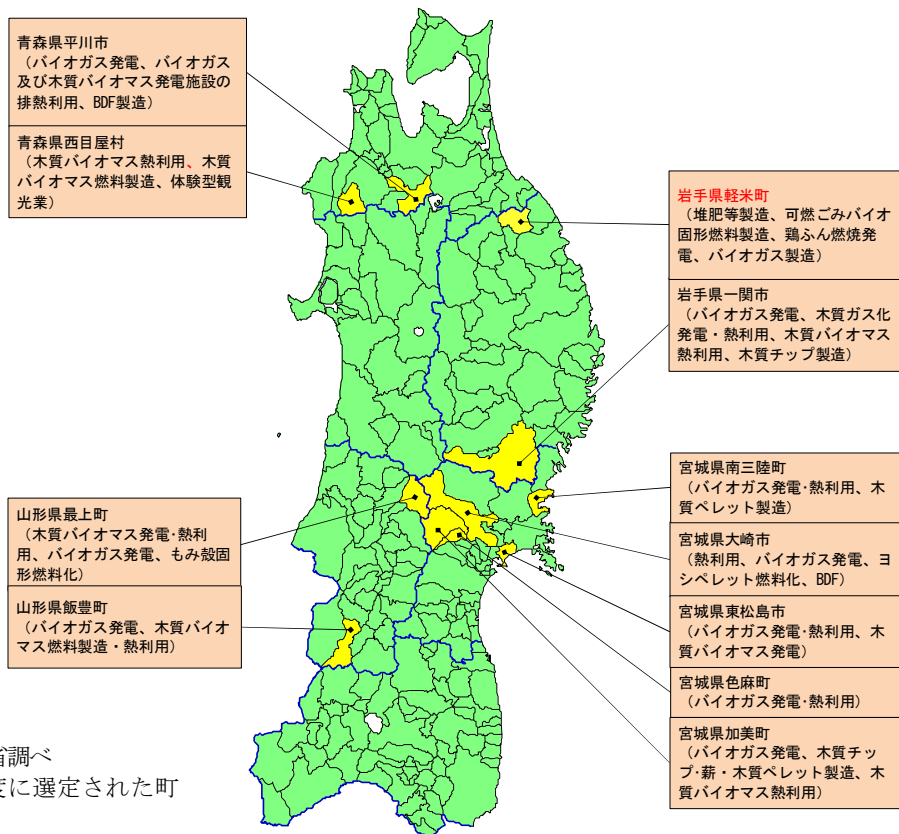
(11市町村がバイオマス産業都市に選定)

- 地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と循環型エネルギーシステムの構築に向けた、バイオマス産業都市に選定された市町村は、令和元(2019)年度末現在、東北で合計11市町村(全国：90市町村)となりました(図表4-15)。
- 各県別にみると、宮城県が5市町、青森県(2市村)、岩手県(2市町)、山形県(2町)となっています(図表4-16)。
- 令和元年度新たにバイオマス産業都市に選定された地域は、岩手県かるまいまち軽米町です。

図表 4-15 バイオマス産業都市選定市町村数の推移(全国・東北)



図表 4-16 バイオマス産業都市の選定市町村一覧



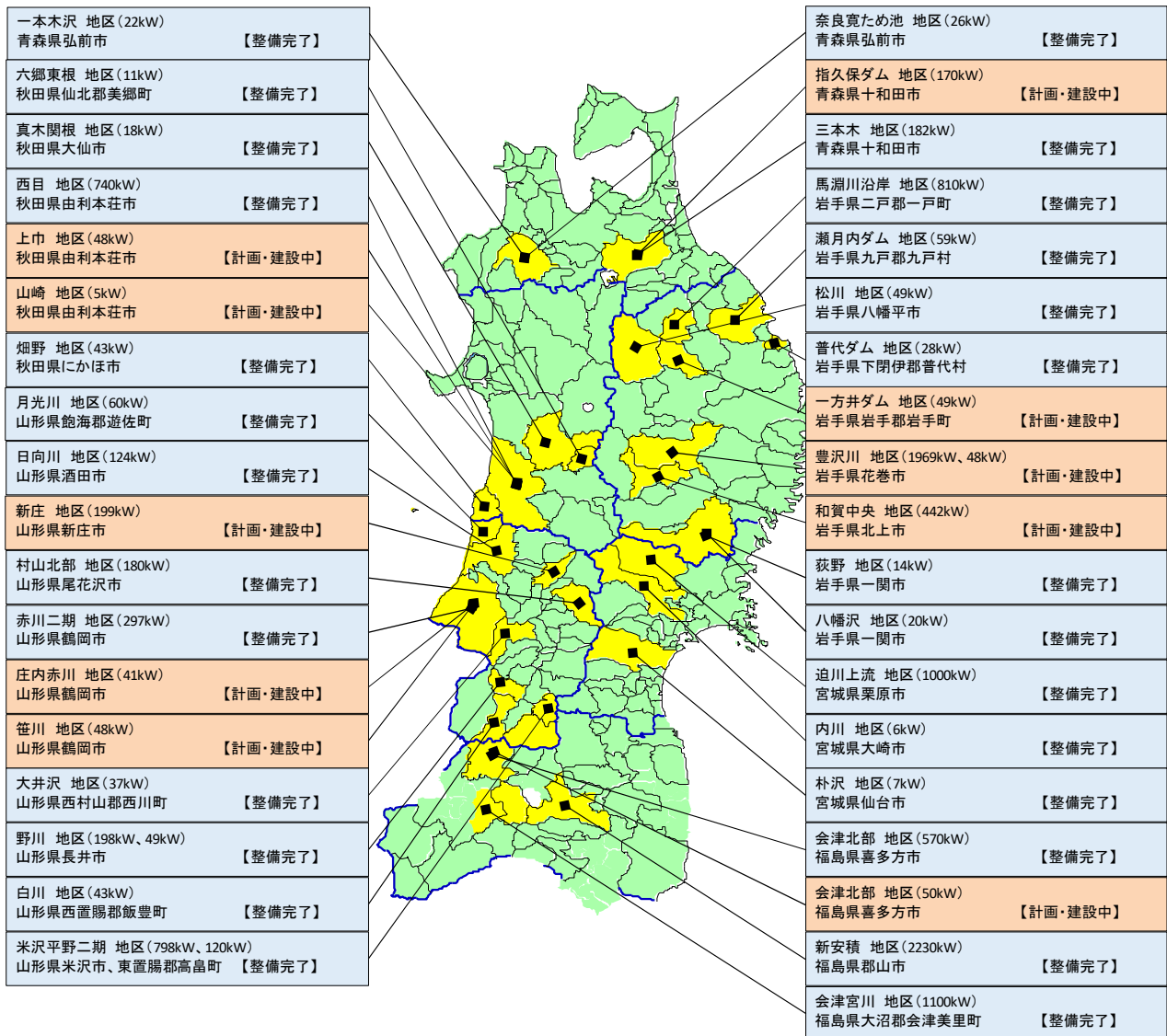
資料：農林水産省調べ
赤文字は元年度に選定された町

(3) 小水力発電の整備状況

(小水力発電整備完了施設は29施設、計画・建設中の施設は11施設)

- 農村地域には農業水利施設が多数存在し、これらを活用した小水力発電から得られた電力は、土地改良施設等の操作に要する電力を供給する等、施設の維持管理費の軽減に寄与しています。
- 東北では、国営かんがい排水事業や補助事業等により、令和2(2020)年3月時点で29の小水力発電施設が整備完了しています。
- また、令和2(2020)年3月時点で11施設が計画・建設中となっています(図表4-17)。

図表 4-17 小水力発電の設置状況一覧(整備完了及び計画・建設中、令和元(2019)年度)



資料：農林水産省調べ

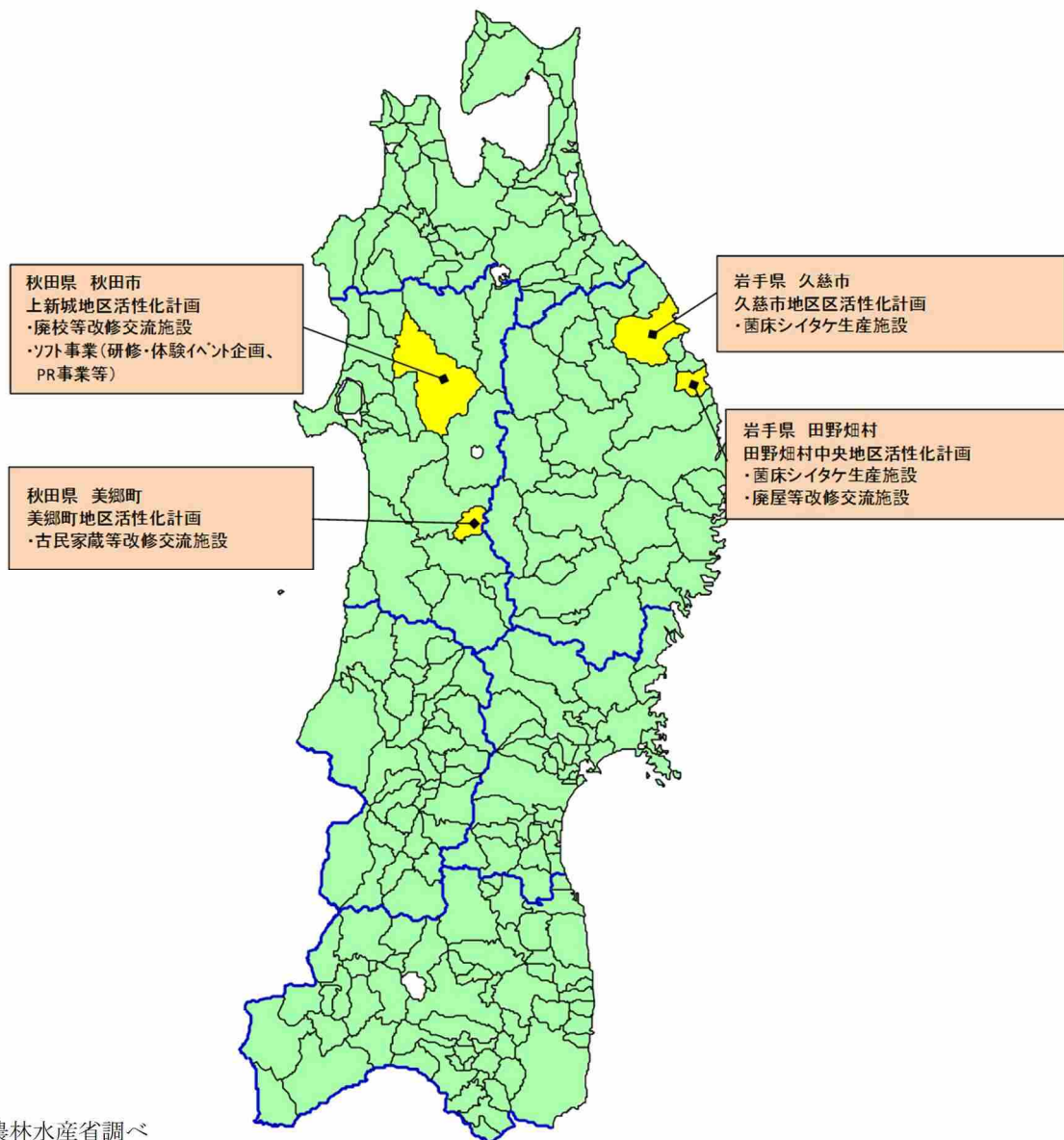
5. 農山漁村地域活性化等の取組

(1) 農山漁村活性化への取組状況

(273 地区が農山漁村活性化法に基づく活性化計画を策定)

- 農山漁村活性化法に基づき、地域の自主性と創意工夫により、県又は市町村が作成する活性化計画による取組を総合的かつ機動的に支援するため、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）（旧 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）が創設されました。
- 東北では、令和元(2019)年度までに、227 市町村において 273 地区の活性化計画が策定されましたが、令和元(2019)年度には4 地区で農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）が活用されています（図表 4-18）。

図表 4-18 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の取組状況
（令和元(2019)年度実施地区）



資料：農林水産省調べ

(各地で様々な共生・対流の取組を展開)

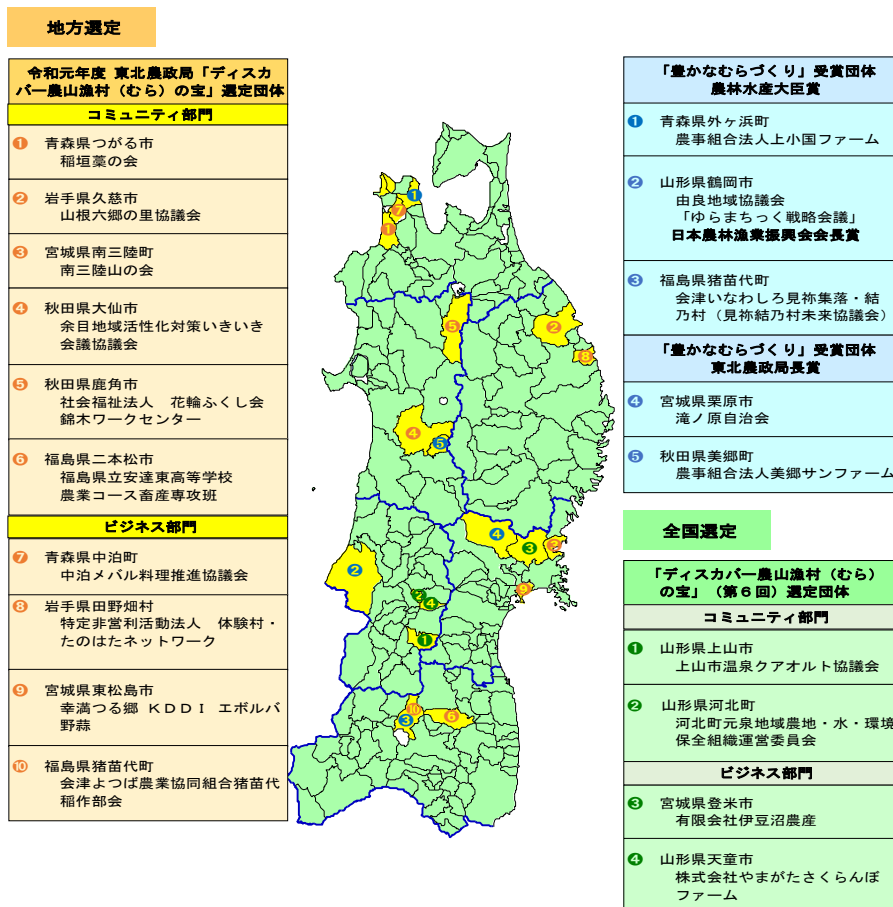
- 農山漁村におけるむらづくりの優良事例の表彰等を行うことにより、むらづくりの全国的な展開を助長し、もって地域ぐるみの連帯感の醸成及びコミュニティ機能の強化を図り、農林漁業の振興及び農山漁村の健全な発展に資することを目的として、「豊かなむらづくり全国表彰事業」が実施されています。

令和元(2019)年度には、選賞審査の結果、5団体が表彰され、このうち山形県鶴岡市の由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」は、農林水産祭むらづくり部門において日本農林漁業振興会会長賞を受賞しました。

- 「強い農林水産業」や「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定する「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」については、令和元(2019)年度選定(第6回)において、東北からは4団体が表彰されました。

また、平成29(2017)年度より全国で選定された団体以外でも、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる東北農政局管内の優良な事例を「東北農政局『ディスカバー農山漁村(むら)の宝』」として選定しており、令和元(2019)年度は、管内の10団体が表彰されました(図表4-19)。

図表 4-19 令和元(2019)年度 「豊かなむらづくり」東北ブロック受賞団体
「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」選定団体



資料：東北農政局作成

(2) 棚田地域への取組

(東北における「日本の棚田100選」と各県の取組状況)

- 棚田地域は、農産物の供給のほか、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を有しています。
- 東北では、令和2(2020)年3月時点で「日本の棚田100選」が6地区、各県独自の取組で「守りたい秋田の里地里山50」が49地区、「やまがたの棚田20選」が23地区認定されています。(図表4-20)

<各取組の詳細は以下のURLに掲載。>

- ・日本の棚田100選：

<http://www.acres.or.jp/Acres20030602/tanada/index.htm>

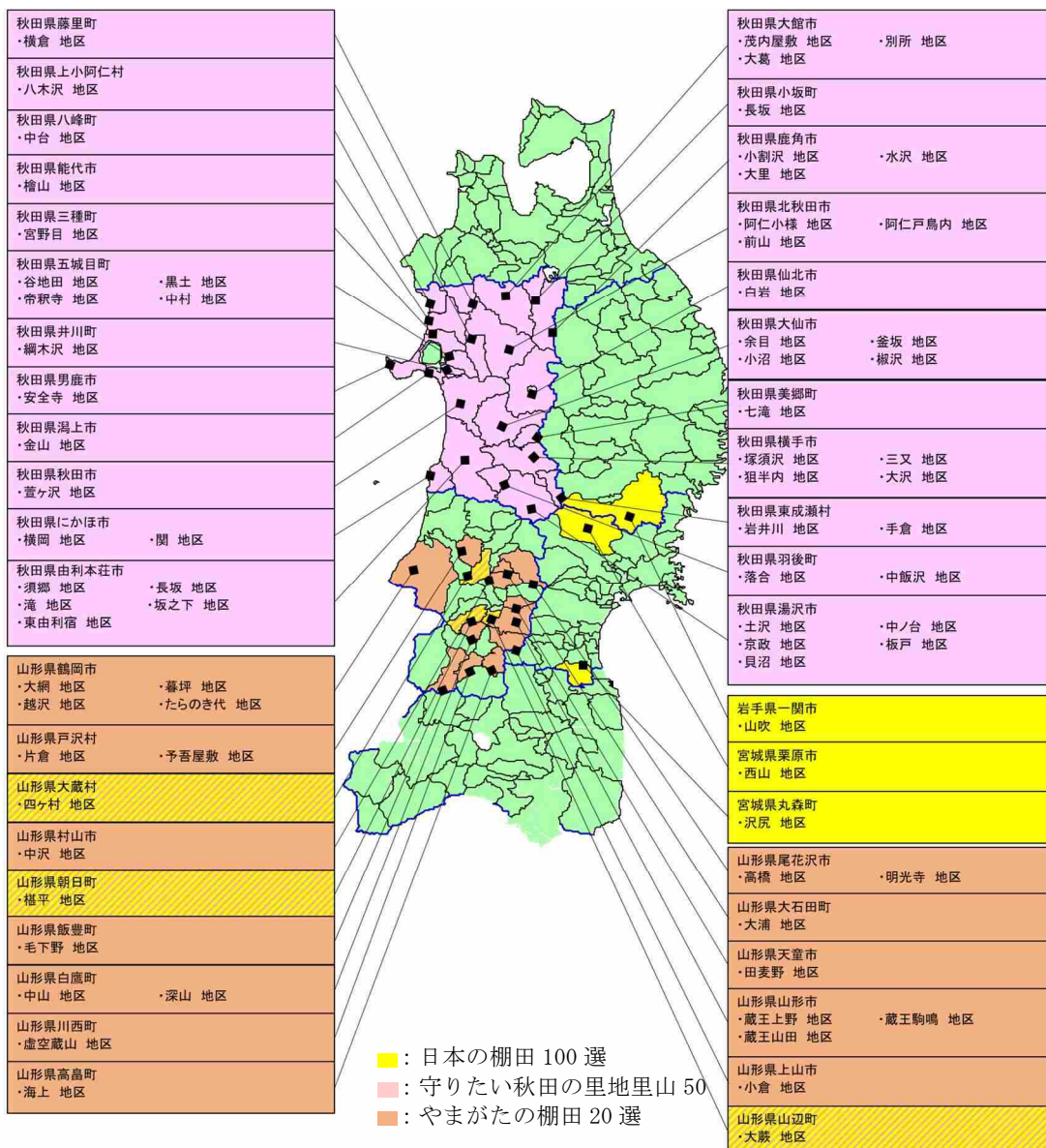
- ・守りたい秋田の里地里山50：

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/19501>

- ・やまがたの棚田20選：

<https://www.pref.yamagata.jp/sangyo/nogyo/nosangyoson/6140017tanada20sen.html>

図表 4-20 東北における「日本の棚田100選」と秋田、山形の取組

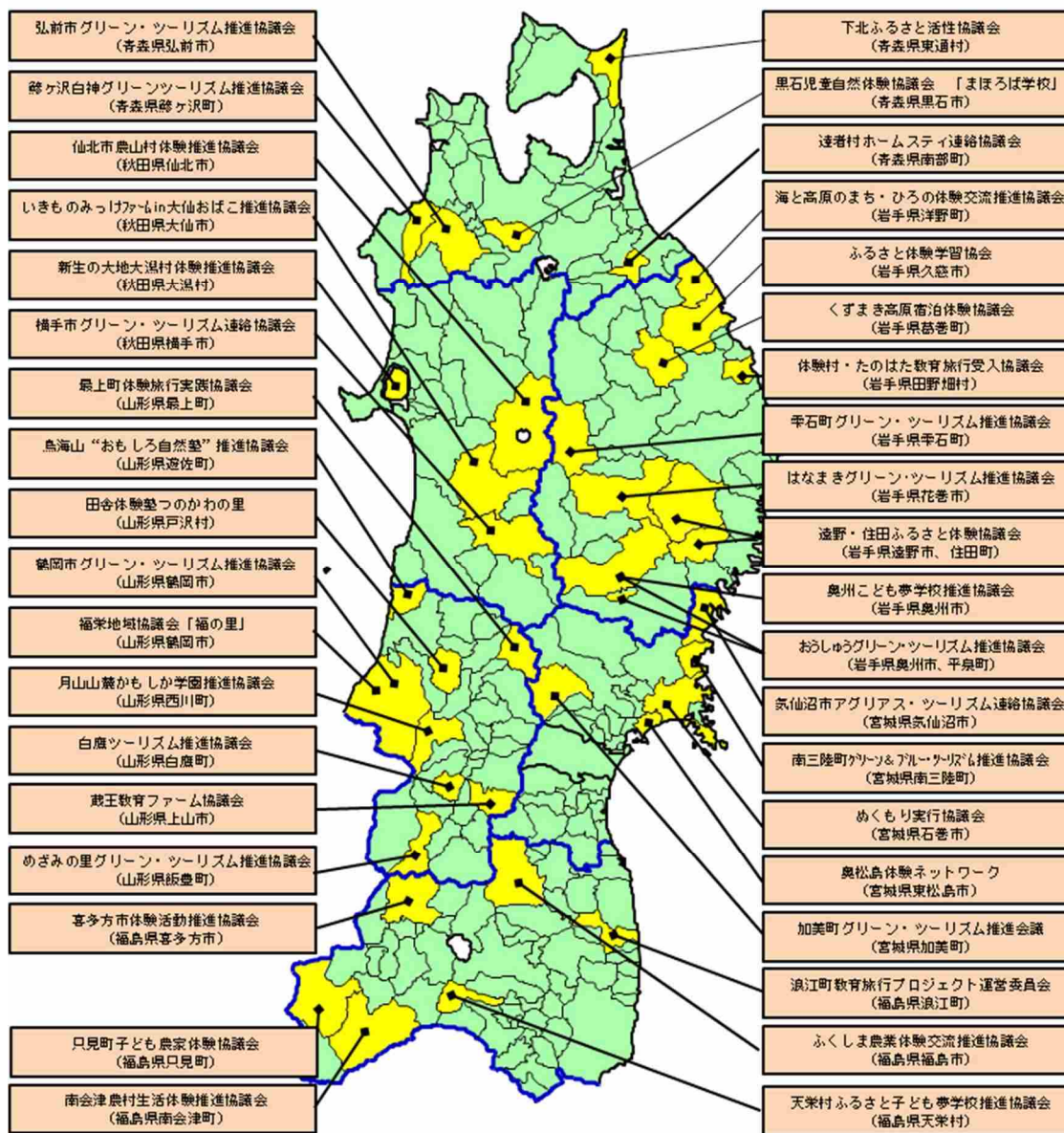


(3) 子ども農山漁村交流プロジェクトへの取組状況

(38 か所が子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れモデル地域に選定)

- 農林水産省、総務省、文部科学省及び環境省は、平成 20(2008)年度から、子ども農山漁村交流プロジェクトにより小中学校等の児童・生徒が学校教育や社会教育関係団体の活動の一環として、農山漁村における自然体験活動、農林漁業体験を行う活動、地域の伝統文化に触れる活動を推進しています。
- 東北では、令和元(2019)年度までに 38 か所（全国では 185 か所）の受入れモデル地域が選定されています（図表 4-21）。

図表 4-21 子ども農山漁村交流プロジェクトの受入れモデル地域（東北）
(令和元(2019)年度)



資料：東北農政局調べ

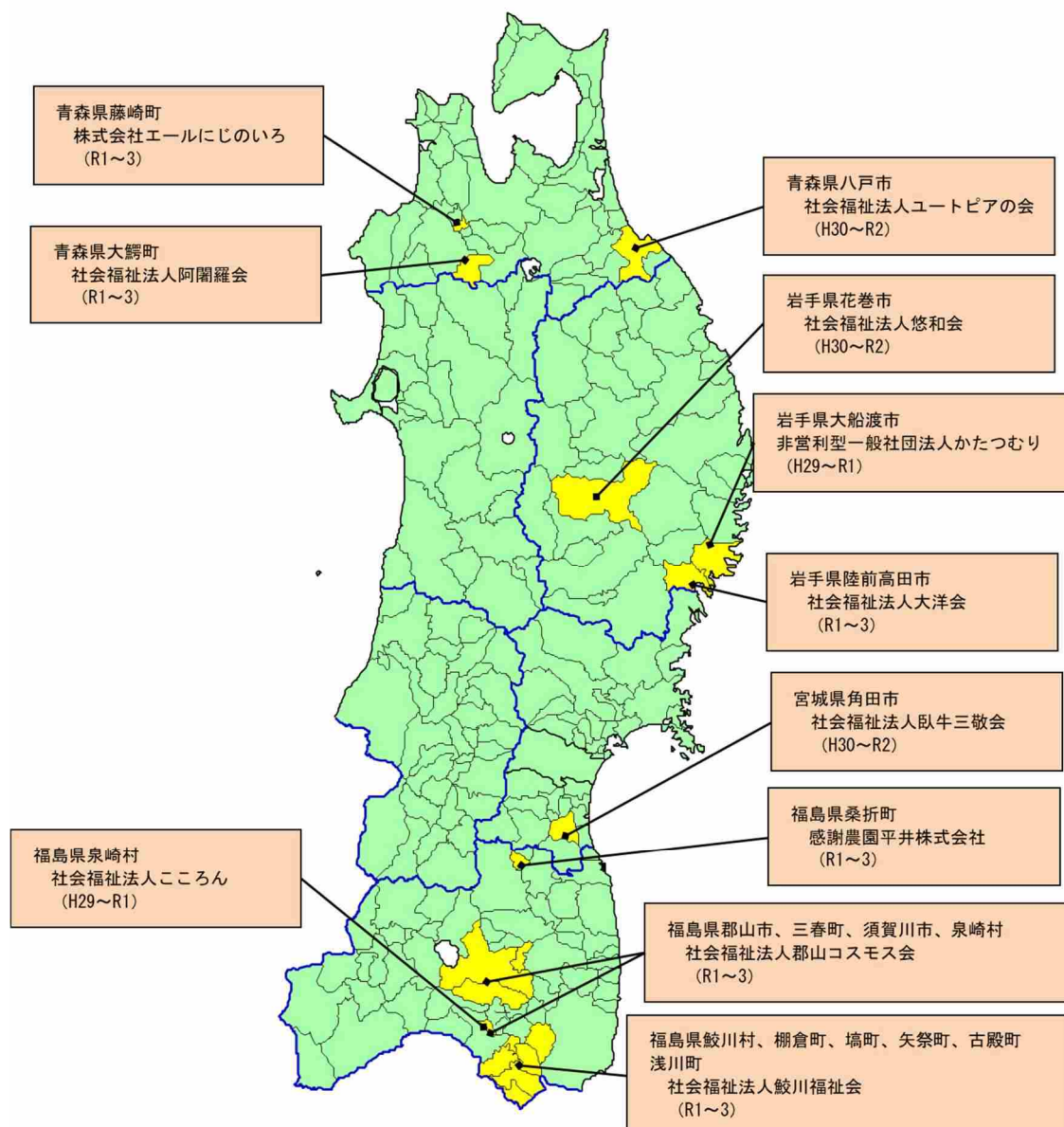
6. 農業と多様な分野との連携

(1) 農福連携の推進

(福祉農園の開設・拡充等、11地域の取組への支援を実施中)

- 農業と福祉が連携した取組（農福連携）は、農業の面では労働力の確保や農業に対する理解の向上、福祉の面では障がい者や生活困窮者の働く場、高齢者の生きがいづくりの場の創出など、農業と福祉の双方においてメリットがある取組です。
- 東北農政局は、この農福連携を推進するため、福祉農園の開設・拡充や障がい者の農産物生産・加工技術の習得等、令和元(2019)年度時点で11地域の取組に対して支援を行っています（図表 4-22）。

図表 4-22 東北管内の農福連携取組地域（令和元(2019)年度時点支援中）



資料：東北農政局調べ

(2) 農泊への取組

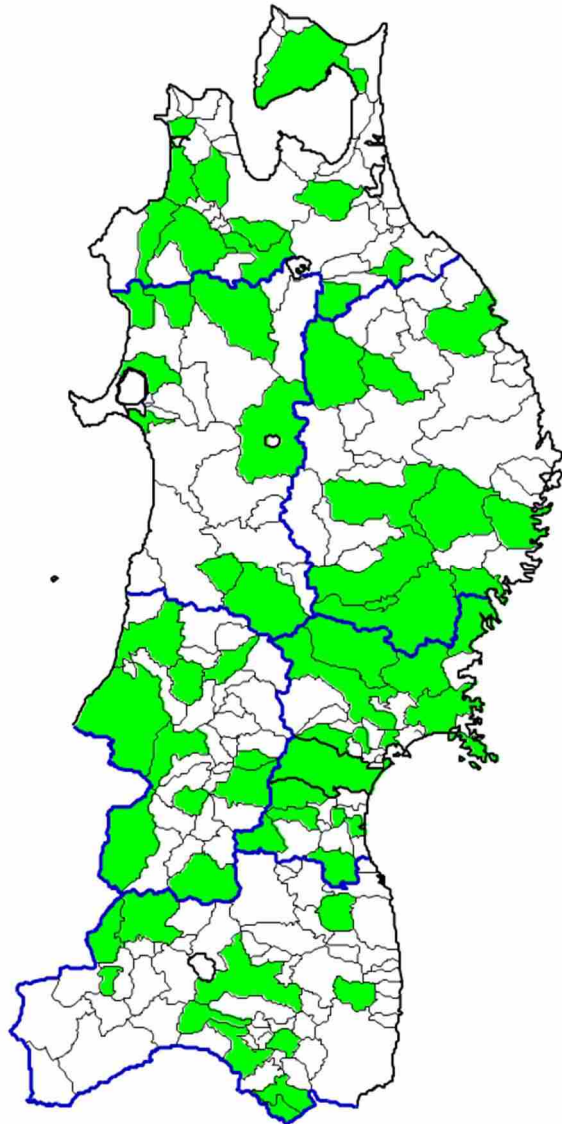
(農泊ビジネスの体制構築等を支援)

- 農林水産省は、平成 28(2016)年 3 月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、インバウンド需要の取り込みを行う農泊ビジネスの体制構築等に対する支援を行っています。
- 東北では、令和元(2019)年度、76 地域が農泊に取り組んでいます(図表 4-23)。

※「農泊」とは

農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のこと

図表 4-23 東北管内の農泊推進対策 取組地域(令和元(2019)年度)



青森県	五所川原市	特定非営利活動法人かなぎ元気倶楽部	H29採択
青森県	鯉ヶ沢町	特定非営利活動法人白神自然学校ーツ森校	H29採択
青森県	南部町	NPO法人青森なんふの運営村	H29採択
青森県	平川市	農業生産法人 株式会社グリーンファーム 農家蔵	H29採択
青森県	むつ市	青森県自然体験活動ネットワーク推進協議会	R元採択
青森県	黒石市	下北ジオパーク推進協議会	H30採択
青森県	七戸町	青森県黒石田舎暮らし協議会	H30採択
青森県	弘前市	七戸町「南部の馬文化」活用協議会	H30採択
青森県	つがる市	弘前里山ツーリズム	H30採択
青森県	田子町	津軽の食文化推進協議会	R元採択
青森県	田子町	田子町「環十和田湖Gateway構想」推進協議会	R元採択
岩手県	平泉町	平泉一関エリア農泊推進協議会	H29採択
岩手県	一関市	釜石オープン・フィールド・ミュージアム実行委員会	H29採択
岩手県	釜石市	待浜町振興協議会	H29採択
岩手県	久慈市	山形町農泊推進振興協議会	H30採択
岩手県	遠野市	遠野ふるさと体験協議会	H29採択
岩手県	花巻市	花巻農業協同組合	H29採択
岩手県	花巻市	東和地域交流のまちづくり協議会	H29採択
岩手県	八幡平市	八幡平松尾地区農泊推進協議会	H29採択
岩手県	八幡平市	八幡平ファームステイ協議会	H30採択
岩手県	一関市	いちのせきニューツーリズム協議会	H30採択
岩手県	奥州市	NPO法人天遊塾	H30採択
岩手県	陸前高田市	特定非営利活動法人SET	H30採択
岩手県	岩手県	アウローラJ5	R元採択
岩手県	岩手県	雄勝町濱泊推進協議会	H29採択
岩手県	岩手県	牡鹿半島浜泊推進協議会	H30採択
岩手県	岩手県	石巻地域農漁泊推進協議会	H30採択
岩手県	岩手県	石巻みらい農泊推進協議会	R元採択
岩手県	大崎市	一般社団法人みやぎ大崎観光公社	H29採択
岩手県	大崎市	鳴子温泉もりたびの会	H30採択
岩手県	岩手県	一般社団法人気仙沼地域戦略	H29採択
岩手県	岩手県	気仙沼ヘルスツーリズム協議会	R元採択
宮城県	登米市	食農体験ネットワーク登米協議会	H29採択
宮城県	登米市	農泊ネットワーク東和	H30採択
宮城県	大和町	あさひな農業協同組合	H29採択
宮城県	仙台市	秋保ファームツーリズム推進協議会	H30採択
宮城県	栗原市	栗原市農泊推進協議会	H30採択
宮城県	蔵王町	蔵王農泊振興協議会	H30採択
宮城県	丸森町	株式会社GM7	H30採択
宮城県	七ヶ宿町	株式会社七ヶ宿くらし研究所	R元採択
宮城県	柴田町	柴田町里山ビジネス振興協議会	R元採択
宮城県	七ヶ浜町	七ヶ浜農泊推進協議会	R元採択
宮城県	松島町	松島手摺を元気にする会	R元採択
宮城県	川崎町	みちのく川崎里山ツーリズム協議会	R元採択
宮城県	巨理町	巨理町「里と海をつなぐフェニックスプラン」推進協議会	R元採択
秋田県	大館市	大館市まるごと体験推進協議会	H29採択
秋田県	藤里町	ふじさと柏毛まちづくり協議会	H29採択
秋田県	湯沢市	秋ノ宮地域都市農村共生対流推進協議会	H29採択
秋田県	湯沢市	岩崎参議するまちづくり協議会	H30採択
秋田県	八峰町	NPO法人ミチのクニ手這坂	H30採択
秋田県	仙北市	一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会	H30採択
秋田県	羽後町	田代村体験協議会	H30採択
秋田県	三種町	三種町農泊推進協議会	R元採択
秋田県	潟上市	潟上市観光まちづくり協議会	R元採択
山形県	西川町	西川町農泊推進協議会	H29採択
山形県	山形市	農事組合法人村木沢あじさい営農組合	H29採択
山形県	新庄市	新庄市明倫堂プロジェクト協議会	H29採択
山形県	鶴岡市	特定非営利活動法人自然体験温海コーディネット	H29採択
山形県	酒田市	出羽三山門前プロジェクト	R元採択
山形県	酒田市	とくしま酒泊協議会	H30採択
山形県	天童市	天童市観光果樹園連携協議会	H30採択
山形県	戸沢村	特定非営利活動法人田舎体験塾つかのかわの里	H30採択
山形県	米沢市	オール米沢食文化推進協議会	H30採択
山形県	小国町	小国町農泊推進協議会	R元採択
山形県	白鷹町	白鷹町広域まちづくり協議会	R元採択
福島県	喜多方市	喜多方市体験活動推進協議会	H29採択
福島県	白河市	白河市大信地域交流促進協議会	H29採択
福島県	西会津町	西会津農泊ビジネス推進協議会	H29採択
福島県	矢祭町	矢祭町農泊推進協議会	H29採択
福島県	檜町	はなわ農泊交流協議会	H30採択
福島県	飯沼村	飯沼村休行政区地域活性化協議会	H30採択
福島県	川内村	川内村のんびり里山暮らし協議会	H30採択
福島県	三島町	奥会津三島ブランドPR推進協議会	R元採択
福島県	天栄村	天栄村ふるさと子ども夢学校推進協議会	R元採択
福島県	逢瀬町	逢瀬いなか体験交流協議会	R元採択
福島県	石川町	石川町農泊推進協議会	R元採択

資料：東北農政局調べ



参考1 表彰実績

令和元年度表彰実績

平成30年度飼料用米多収日本一コンテスト (H31. 4. 26)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
東北農政局長賞	兵藤 卓弥	山形県 さかたし 酒田市	単位収量の部
東北農政局長賞	佐藤 政悦	宮城県 とみやし 富谷市	地域の平均単収から増収の部

第50回岩手県特産農作物生産振興共進会 (葉たばこ部門) (R1. 5. 21)

東北農政局長賞	坂本 誠	岩手県 いちのへまち 一戸町	個人の部
東北農政局長賞	馬洗場総代区	岩手県 にのへし 二戸市	集団の部

全国水土里ネット表彰式 (農業農村整備優良地区コンクール表彰) (R1. 6)

農林水産省大臣賞	平根地区 (由利本荘市土地改良区)	秋田県 ゆりほんじょうし 由利本荘市	農業振興部門
全国水土里ネット会長賞	岩沼地区 (農事組合法人 玉浦南部生産組合)	宮城 いわぬまし 岩沼市	農業振興部門
全国水土里ネット会長賞	大野第二地区 (千軒平溜池土地改良区)	福島県 し いわき市	農業振興部門

第3回食育活動表彰 (R1. 6. 29)

農林水産大臣賞	洋野町食生活改善推進員協議会	岩手県 ひろのちょう 洋野町	ボランティア部門 (食生活改善推進員の部)
農林水産大臣賞	おかず味噌汁健やか力向上委員会 (公立大学法人 青森県立保健大学)	青森県 あおもりし 青森市	ボランティア部門 (大学等の部)
農林水産大臣賞	有限会社蔵王マウンテンファーム	山形県 かみのやまし 上山市	教育関係者・事業者部門 (農林漁業者等の部)
消費・安全局長賞	特定非営利活動法人 食育ママ	山形県 よねざわし 米沢市	ボランティア部門 (食育推進ボランティアの部)
消費・安全局長賞	東松島市食育推進協議会	宮城県 ひがしまつしまし 東松島市	教育関係者・事業者部門 (地方公共団体の部)

平成31年度（第5回）全国豆腐品評会北海道・東北大会(R1.6.30)

東北農政局長賞	ささはら豆腐店	宮城県 せんだいし 仙台市	—
---------	---------	---------------------	---

第16回青森県肉用牛共進会(R1.8.24)

農林水産大臣賞	名号：ゆりあ 出品者：高橋 代人	青森県 し むつ市	第5区 黒毛和種 繁殖雌牛（経産のもの）
東北農政局長賞	名号：あさみ 出品者：田村 久男	青森県 し むつ市	第4区 黒毛和種 若雌の3（生後20か月齢以上24か月齢未満） 未經産に限る
東北農政局長賞	名号：うちはる 出品者：立花 昇	青森県 さんのへまち 三戸町	第7区 日本短角種 生後12か月齢以上）

第16回青森県乳用牛共進会(R1.8.24)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞 東北農政局長賞	名号：サウザンドリーフ センブラー ヒルズ 出品者：(株) サウザンドリーフ	青森県 みさわし 三沢市	第8類 ホルスタイン種 経産牛 (4才以上)
東北農政局長賞	名号：サウザンドリーフ DRM 4 スジェット ハロハロ 出品者：(株) サウザンドリーフ	青森県 みさわし 三沢市	第2類 ホルスタイン種 未經産牛 (10か月以上、14か月未満)

第97回秋田県畜産共進会(R1.8.25～11.24)

農林水産大臣賞	名号：かなこ 出品者：小原 洋一	秋田県 せんぼくし 仙北市	肉用牛の部 黒毛和種 第3類 若雌の2
農林水産大臣賞	名号：ソインズヒル ローモント スーダン 出品者：農事組合法人新林牧場	秋田県 ゆりほんじょうし 由利本荘市	乳用牛の部 ホルスタイン種 第5類 経産
生産局長賞	名号：さくらふじ 出品者：佐々木 善永	秋田県 ゆりほんじょうし 由利本荘市	肉用牛の部 黒毛和種 第3類 若雌の1
生産局長賞	名号：パブリックスター キャンバス フォーメーション 出品者：佐々木 広徳	秋田県 だいせんし 大仙市	乳用牛の部 ホルスタイン種 第4類 経産
東北農政局長賞	名号：まき 出品者：児玉 政明	秋田県 かづのし 鹿角市	肉用牛の部 日本短角種 第7類 経産
東北農政局長賞	名号：ハダテリリー テキーラ パラゴン 出品者：農事組合法人鳥海高原花立牧場	秋田県 ゆりほんじょうし 由利本荘市	乳用牛の部 ジャージー種 第9 類 経産
農林水産大臣賞	名号：紀雄 出品者：伊東 イチ	秋田県 ゆりほんじょうし 由利本荘市	枝肉の部
生産局長賞	名号：大照久 出品者：高橋 田鶴子	秋田県 ゆざわし 湯沢市	枝肉の部
東北農政局長賞	名号：梅藤 出品者：朝場 重明	秋田県 のしろし 能代市	枝肉の部

第31回東北地区牛削蹄競技大会 (R1. 8. 29)

東北農政局長賞	小角 慶三 (個人)	山形県 とぎわむら 戸沢村	単独保定部門 (個人)
---------	------------	---------------------	-------------

第63回岩手県畜産共進会 (R1. 9. 4~11. 9)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞	名号：はなみ 出品者：栃元 昇	岩手県 くじし 久慈市	黒毛和種の部 第2区 若雌の1 (14~17か月未満)
農林水産大臣賞	名号：フルハウス ゴールデン メー 出品者：清水 繁勝	岩手県 ひろのちょう 洋野町	乳用牛の部 第8部 経産 (3~4 歳未満)
東北農政局長賞	名号：ひめはな 出品者：佐々木 和時美	岩手県 いわいずみちょう 岩泉町	日本短角種の部 第2部 初産
農林水産大臣賞	名号：七星 出品者：斉藤 晴司	岩手県 たきざわし 滝沢市	馬の部 第3類
東北農政局長賞	名号：春紀 出品者：畠山 正宏	岩手県 しおちょう 紫波町	肉牛の部

令和元年度宮城県総合畜産共進会 (R1. 9. 6~9. 25)

農林水産大臣賞	名号：なし (セット番号26) 出品者：(有) ピッグ夢ファーム	宮城県 とめし 登米市	肉豚の部 第1区 ミヤギノクロ ス三元交雑種180日以内
生産局長賞	名号：なし (セット番号35) 出品者：千葉 房義	宮城県 くりはらし 栗原市	肉豚の部 第2区 第1区以外の 肉豚220日以内
東北農政局長賞	名号：なし (セット番号11) 出品者：千葉 房義	宮城県 くりはらし 栗原市	肉豚の部 第1区 ミヤギノクロ ス三元交雑種180日以内
農林水産大臣賞	名号：ひろいと 出品者：後上 藤三	宮城県 おおさきし 大崎市	肉用牛の部 第1区 若雌の1 (生後14か月以上17か月未満)
生産局長賞	名号：つるひろ、あまんだ、ゆり、まり ん 出品者：みどりの和牛育種組合	宮城県 おおさきし、わくやちよう 大崎市、涌谷町	肉用牛の部 第5区 父系群 (17 か月以上24か月未満)
東北農政局長賞	名号：よし 出品者：石川 信喜	宮城県 とめし 登米市	肉用牛の部 第3区 経産 (経産 牛)
農林水産大臣賞	名号：ウツェイランド ペツエ セナ 出品者：(有) 渡辺ファーム	宮城県 かくだし 角田市	乳用牛の部 第8区 (3歳以上4歳 未満)
生産局長賞	名号：エトロール MC セリアン 出品者：八巻 誠	宮城県 おおさきし 大崎市	乳用牛の部 第3区 (生後12か月 以上16か月未満)
東北農政局長賞	名号：エリートエンシド ミシー ET 出品者：(有) 半澤牧場	宮城県 まるもりまち 丸森町	乳用牛の部 第9区 (4歳以上5歳 未満)

第19回山形県ホルスタイン共進会 (R1. 9. 6)

農林水産大臣賞 生産局長賞	名号：TLM カスマ ブラック レキシオン 出品者：山形県立置賜農業高等学校	山形県 かわにしまち 川西町	第9部 5歳以上 経産牛
東北農政局長賞	名号：ハツピ-ライン トアバージ アンブレラ 出品者：太田 智彦	山形県 よねざわし 米沢市	第4部 15か月以上20か月未満 未經産牛

第50回東北農村青年会議青森大会 (R1. 9. 13)

受賞名	受賞者	縣市町村	受賞部門
東北農政局長賞	武田 海	山形県 やまがたし 山形市	—
東北農政局長賞	芳賀 正道	福島県 し いわき市	—

第67回本場仙台味噌・醤油鑑評会 (R1. 10. 11)

東北農政局長賞	株式会社 東松島長寿味噌	宮城県 ひがしまつしまし 東松島市	味噌の部
東北農政局長賞	有限会社 今野醸造	宮城県 かみまち 加美町	醤油の部

第42回全国土地改良大会 (R1. 10. 16)

農林水産大臣賞	本田陸夫（安積疏水土地改良区理事長、 福島県土地改良事業団体連合会理事）	福島県	全国土地改良事業功績者
農林水産省農村振興 局長賞	田口信一（かづの土地改良区理事長、秋 田県土地改良事業団体連合会副会長）	秋田県	全国土地改良事業功績者
農林水産省農村振興 局長賞	俣野幸一（八沢干拓土地改良区理事長）	福島県	全国土地改良事業功績者

令和元年度地産地消等優良活動表彰 (R1. 10. 23)

農林水産大臣賞	株式会社おくや	福島県 きたかたし 喜多方市	食品産業部門
農林水産省 食料産業局長賞	株式会社東北協同事業開発	宮城県 せんだいし 仙台市	食品産業部門

第43回秋田県菊花展示大会 (R1. 11. 5)

農林水産大臣賞	工藤 勉	秋田県 あきたし 秋田市	大菊厚物
東北農政局長賞	工藤 勉	秋田県 あきたし 秋田市	福助作り

第59回仙台牛枝肉共進会 (R1. 11. 6)

農林水産大臣賞 生産局長賞	名号：幸紀安 出品者：川村 和弘	宮城県 いしのまきし 石巻市	第1部 黒毛和種 去勢枝肉
東北農政局長賞	名号：なおたろう 出品者：菅原 伸	宮城県 くりはらし 栗原市	第2部 黒毛和種 雌枝肉

第40回秋田県花の祭典 (R1. 11. 10)

東北農政局長賞	佐藤 良一	秋田県 よこてし 横手市	県内産花きの部
東北農政局長賞	FlowerShopひろはな 市川 宏美	秋田県 あきたし 秋田市	フラワーデザイン競技会の部

令和元年度「豊かなむらづくり全国表彰事業」東北ブロック表彰式 (R1. 11. 12)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞	農事組合法人 上小国ファーム	青森県 そとがはままち 外ヶ浜町	農林水産祭むらづくり部門
農林水産大臣賞	由良地域協議会「ゆらまちつく戦略会議」	山形県 つるおかし 鶴岡市	農林水産祭むらづくり部門
農林水産大臣賞	会津いなわしろ見祢集落・結乃村（見祢結乃村未来協議会）	福島県 いなわしろまち 猪苗代町	農林水産祭むらづくり部門
東北農政局長賞	滝ノ原自治会	宮城県 くりはらし 栗原市	農林水産祭むらづくり部門
東北農政局長賞	農事組合法人 美郷サンファーム	秋田県 みさとちょう 美郷町	農林水産祭むらづくり部門

第46回青森県花の共進会 (R1. 11. 12)

農林水産大臣賞	山谷 秀一	青森県 いなかだてむら 田舎館村	—
農林水産省生産局長賞	荻沢 功	青森県 しんごうむら 新郷村	—
東北農政局長賞	工藤 忍	青森県 いなかだてむら 田舎館村	—

令和元年度（第58回）農林水産祭 (R1. 11. 14)

日本農林漁業振興会 会長賞	由良地域協議会「ゆらまちつく戦略会 議」	山形県 つるおかし 鶴岡市	農林水産祭むらづくり部門
------------------	-------------------------	---------------------	--------------

第42回山形県牛枝肉共進会 (R1. 11. 25)

農林水産大臣賞 生産局長賞 東北農政局長賞	名号：ひろしげ 出品者：今田 愛子	山形県 かほくちょう 河北町	牛枝肉
-----------------------------	----------------------	----------------------	-----

やまがたフラワーフェスティバル2019花き品評会 (R1. 11. 26)

農林水産大臣賞	高橋 聡	山形県 しょうないまち 庄内町	—
農林水産省生産局長 賞	加藤 卓也	山形県 しんじょうし 新庄市	—
東北農政局長賞	佐藤 宏郎	山形県 しょうないまち 庄内町	—

いわてフラワーコンテスト2019 (R1. 11. 29)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞	三浦 正美	岩手県	—
農林水産省生産局長 賞	内記 トヨ	岩手県	—
東北農政局長賞	谷藤 忠生	岩手県	—

令和元年度山形県ベストアグリ賞 (R1. 12. 2)

農林水産大臣賞	ねぎびとカンパニー株式会社	山形県 てんどうし 天童市	—
東北農政局長賞	有限会社鮭川えのきセンター	山形県 さけかわむら 鮭川村	—

「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」（第6回選定）(R1.12.3)

選定団体	有限会社 伊豆沼農産	宮城県 とめし 登米市	ビジネス部門
部門賞（準グランプリ「コミュニティ部門」）	上山市温泉クアオルト協議会	山形県 かみのやまし 上山市	コミュニティ部門
選定団体	株式会社 やまがたさくらんぼファーム	山形県 てんどうし 天童市	ビジネス部門
選定団体	河北町元泉地域農地・水・環境保全組織運営委員会	山形県 かほくちょう 河北町	コミュニティ部門

令和元年度全国優良経営体表彰(R1.12.5)

経営局長賞	農事組合法人 轟ネオファーム	秋田県 のしろし 能代市	経営改善部門
全国担い手育成総合支援協議会会長賞	みなみよーとん 株式会社	岩手県 いわてまち 岩手町	経営改善部門
全国担い手育成総合支援協議会会長賞	宍戸 薫	福島県 ふくしまし 福島市	経営改善部門

令和元年度山形県さくらんぼ品評会(R1.12.6)

農林水産大臣賞	長谷部 翔太	山形県 なんようし 南陽市	パック詰め
東北農政局長賞	遠藤 稔	山形県 なんようし 南陽市	バラ詰め

令和元年度山形県ぶどう「デラウェア」品評会(R1.12.6)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞	近野 裕一	山形県 たかはたまち 高島町	—
東北農政局長賞	佐竹 祐宏	山形県 なんようし 南陽市	—

令和元年度山形県りんご「ふじ」品評会(R1.12.6)

農林水産大臣賞	寒河江 司	山形県 ひがしねし 東根市	—
東北農政局長賞	原田 明	山形県 ひがしねし 東根市	—

令和元年度東北農政局土地改良事業地区営農推進功労者表彰(R1.12.11)

東北農政局長賞	農事組合法人遠野こがらせ農産	岩手県 とおのし 遠野市	受益農家等
東北農政局長賞	農事組合法人六郷南部実践組合	宮城県 せんだいし 仙台市	受益農家等
東北農政局長賞	農事組合法人せんだいあらはま	宮城県 せんだいし 仙台市	受益農家等
東北農政局長賞	農事組合法人轟ネオファーム	秋田県 のしろし 能代市	受益農家等
東北農政局長賞	株式会社結米屋	山形県 しょうないまち 庄内町	受益農家等

令和元年度東北農政局「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」(R1.12.12)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
東北農政局選定団体	稲垣薫の会	青森県 し つがる市	コミュニティ部門
東北農政局選定団体	山根六郷の里協議会	岩手県 くじし 久慈市	コミュニティ部門
東北農政局選定団体	南三陸山の会	宮城県 みなみさんりくちょう 南三陸町	コミュニティ部門
東北農政局選定団体	余目地域活性化対策いきいき会議協議会	秋田県 だいせんし 大仙市	コミュニティ部門
東北農政局選定団体	社会福祉法人 花輪ふくし会 錦木ワークセンター	秋田県 かづのし 鹿角市	コミュニティ部門
東北農政局選定団体	福島県立安達東高等学校 農業コース畜産専攻班	福島県 にほんまつし 二本松市	コミュニティ部門
東北農政局選定団体	中泊メバル料理推進協議会	青森県 なかどまりまち 中泊町	ビジネス部門
東北農政局選定団体	特定非営利活動法人 体験村・たのはたネットワーク	岩手県 たのはたむら 田野畑村	ビジネス部門
東北農政局選定団体	幸満つる郷 KDDI エボルバ 野蒜	宮城県 ひがしまつしまし 東松島市	ビジネス部門
東北農政局選定団体	会津よつば農業協同組合猪苗代稲作部会	福島県 いなわしろまち 猪苗代町	ビジネス部門

令和元年度農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(R1.12.12)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
東北農政局長賞	(株)松橋建材	青森県 し つがる市	優良工事
東北農政局長賞	岩手建設工業(株)	岩手県 きたかみし 北上市	優良工事
東北農政局長賞	東北エンジニアリング(株)	岩手県 もりおかし 盛岡市	優れた地域貢献活動
東北農政局長賞	(株)荏原製作所 東北支社	宮城県 せんだいし 仙台市	優良工事
東北農政局長賞	徳倉建設(株)東北支店	宮城県 せんだいし 仙台市	優良工事
東北農政局長賞	西田鉄工(株)仙台支店	宮城県 せんだいし 仙台市	優良工事
東北農政局長賞	内外エンジニアリング(株)東北支店	宮城県 せんだいし 仙台市	優良業務
東北農政局長賞	(株)日さく 仙台支店	宮城県 せんだいし 仙台市	優良業務
東北農政局長賞	(株)新東京ジオ・システム	山形県 てんどうし 天童市	優良工事

令和元年度輸出に取り組む優良事業者表彰(R1.12.13)

農林水産大臣賞	株式会社ヤマナカ	宮城県 いしのまきし 石巻市	—
食料産業局長賞	青森トレーディング株式会社	青森県 ひろさきし 弘前市	—
食料産業局長賞	大七酒造株式会社	福島県 にほんまつし 二本松市	—

令和元年度東北農政局地産地消等優良活動表彰(R1.12.16)

東北農政局長賞	合同会社 あぐりっとかくだ	宮城県 かくだし 角田市	生産部門
東北農政局長賞	有限会社 玉谷製麺所	山形県 にしかわまち 西川町	食品産業部門
東北農政局長賞	認定特定非営利活動法人 斗南どんどこ健康村	青森県 し むつ市	教育関係部門

2019いわて純情りんごコンテスト (R1. 12. 18)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞	JAいわて花巻 若手りんご生産者グループ	岩手県 はなまきし 花巻市	総合の部
東北農政局長賞	JAいわて中央りんご部会 都南支部選果場A	岩手県 もりおかし 盛岡市	総合の部

令和元年度青森県りんご品評会 (R1. 12. 26)

農林水産大臣賞	広船支会	青森県 ひらかわし 平川市	団体の部
生産局長賞	佐藤 裕介	青森県 ひろさきし 弘前市	個人の部
東北農政局長賞	五代支会	青森県 ひろさきし 弘前市	団体の部

令和元年度青森県りんご立木品評会 (R1. 12. 26)

農林水産大臣賞	五代支会	青森県 ひろさきし 弘前市	集団の部
生産局長賞	正寿寺支会	青森県 なんぶちよう 南部町	集団の部
東北農政局長賞	五所支会	青森県 ひろさきし 弘前市	集団の部

令和元年度青森県ぶどう立木品評会 (R2. 1. 20)

農林水産大臣賞	工藤 満	青森県 ふじさきまち 藤崎町	—
生産局長賞	沖田 勝裕	青森県 なんぶちよう 南部町	—
東北農政局長賞	石井 幸生	青森県 なんぶちよう 南部町	—

第46回福島県花き品評会 (R2. 1. 27)

農林水産大臣賞	佐久間 幸一	福島県 たむらし 田村市	—
東北農政局長賞	林 玄三郎	福島県 しょうわむら 昭和村	—

フラワー装飾選手権大会 (R2. 2. 1)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
農林水産大臣賞	高橋 友一	福島県	—
東北農政局長賞	日野 一樹	宮城県 とめし 登米市	—

花と緑のココロ博2020 (R2. 2. 2)

東北農政局長賞	鈴木 礼子	山形県 やまのべまち 山辺町	蘭個別株審査部門
---------	-------	----------------------	----------

第51回岩手県特産農作物生産振興共進会 (R2. 2. 4)

東北農政局長賞	松田 廣	岩手県 かるまいまち 軽米町	ホップ部門
---------	------	----------------------	-------

令和元年度農業委員会等表彰 (R2. 2. 14)

農林水産大臣賞	天童市農業委員会及び 片桐久雄農業委員	山形県 てんどうし 天童市	—
---------	------------------------	---------------------	---

令和元年度東北農政局輸出に取り組む優良事業者表彰 (R2. 2. 18)

東北農政局長賞	センコン物流株式会社	宮城県 なとりし 名取市	—
東北農政局長賞	岩手中央農業協同組合りんご部会	岩手県 しわちょう 紫波町	—
東北農政局長賞	楯の川酒造株式会社	山形県 さかたし 酒田市	—

第43回東北鉢物生産組合品評会 (R2. 2. 19)

農林水産省生産局長賞	根本 雄二	福島県 みなみそうまし 南相馬市	シクラメンの部 6号
東北農政局長賞	新山 瑠美子	秋田県 よこてし 横手市	シクラメンの部 6号

令和元年度6次産業化優良事例表彰（6次産業化アワード）(R2. 2. 20)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
食料産業局長賞	有限会社伊豆沼農産	宮城県 とめし 登米市	—
奨励賞	秋田やまもと農業協同組合	秋田県 みたねちょう 三種町	—
奨励賞	株式会社そば研	秋田県 うごまち 羽後町	—

令和元年度飼料用米多収日本一コンテスト(R2. 2. 26)

政策統括官賞	福士 正弘	青森県 ごしょがわらし 五所川原市	単位収量の部
--------	-------	-------------------------	--------

公益社団法人全国和牛登録協会宮城県支部創立70周年記念式典（※新型コロナの影響により式典中止）(R2. 2. 28)

東北農政局長賞	登米和牛育種組合	宮城県 とめし 登米市	功労者表彰
---------	----------	-------------------	-------

第41回食品産業優良企業等表彰(R2. 3. 4)

農林水産大臣賞	山形食品株式会社	山形県 なんようし 南陽市	【食品産業部門】 〈農商工連携推進タイプ〉
農林水産省食料産業局長賞	階上キューピー株式会社	青森県 はしかみちょう 階上町	【食品産業部門】 〈農商工連携推進タイプ〉

令和元年度農村漁村女性活躍表彰(R2. 3. 6)

農林水産大臣賞	大船渡市農業委員会	岩手県 おおふなとし 大船渡市	女性登用・組織参画部門
経営局長賞	有限会社まるせい果樹園	福島県 ふくしまし 福島市	女性活躍法人部門

令和元年度東北ブロック未来につながる持続可能な農業推進コンクール (R2. 3. 17)

受賞名	受賞者	県市町村	受賞部門
東北農政局長賞	J Aいわて平泉ブランド米部会	岩手県 いちのせきし 一関市	G A P 部門
東北農政局長賞	株式会社サンフレッシュ小泉農園	宮城県 けせんぬまし 気仙沼市	G A P 部門
東北農政局長賞	白雪農園	秋田県 し にかほ市	G A P 部門
東北農政局長賞	アグリ・アサノ・ファーム	秋田県 せんぼくし 仙北市	有機農業・環境保全型農業部門
東北農政局長賞	山形県立農林大学校	山形県 しんじょうし 新庄市	G A P 部門
東北農政局長賞	有限会社ワークム農業研究所	山形県 まむろがわまち 真室川町	有機農業・環境保全型農業部門
東北農政局長賞	有限会社M&Aふぁーむ・わたなべ	福島県 みはるまち 三春町	G A P 部門
東北農政局長賞	福島県学校農業クラブ連盟	福島県 にほんまつし 二本松市	G A P 部門



参考2 東北農業の概要

I 東北の農業の概要

区 分	年次	単位	東 北	全 国	全国に占める 東北の割合	区 分	年次	単位	東 北	全 国	全国に占める 東北の割合
食料自給率(カロリーベース)	29年 (確定値)	%	-	38	-	おうとう (結果樹面積)	元年 (概数値)	ha	2,928	4,320	-
(生産額ベース)	29年 (確定値)	%	-	66	-	(収穫量)	"	t	12,299	16,100	-
農業総産出額(全国推計)	30年	億円	-	90,558	-	花き(切り花類)(作付面積)	元年	a	173,100	1,380,000	12.5 %
うち 米	"	"	-	17,416	-	(出荷量)	"	千本	293,700	3,482,000	8.4 %
うち 野菜	"	"	-	23,212	-	りんどう (作付面積)	"	a	33,900	42,200	80.3 %
うち 果実	"	"	-	8,406	-	(出荷量)	"	千本	73,800	85,200	86.6 %
うち 畜産	"	"	-	32,129	-	ホップ (生産量)	"	t	195	203	96.1 %
農業産出額(都道府県別推計)	"	"	14,325	91,283	15.7 %	海面漁業・養殖業産出額	30年	億円	1,865	14,238	13.1 %
うち 米	"	"	4,622	17,513	26.4 %	くろまぐろ (漁獲量)	30年	t	2,325	7,884	29.5 %
うち 野菜	"	"	2,683	23,212	11.6 %	さけ・ます類 (漁獲量)	"	t	16,333	95,473	17.1 %
うち 果実	"	"	2,016	8,406	24.0 %	さんま (漁獲量)	"	t	45,688	128,929	35.4 %
うち 畜産	"	"	4,445	32,589	13.6 %	ほたてがい (収穫量)	"	t	87,038	173,959	-
耕地面積	令和元年7月	ha	830,700	4,397,000	18.9 %	かき類 (収穫量)	"	t	32,732	176,698	18.5 %
うち 田	"	"	598,300	2,393,000	25.0 %	林業産出額	"	億円	711	4,629	15.4 %
うち 畑	"	"	232,400	2,004,000	11.6 %	農業経営体	27年	経営体	247,713	1,377,266	18.0 %
耕地利用率(田畑計)	30年	%	83.6	91.6	-	うち家族経営体	"	"	241,607	1,344,287	18.0 %
水稲の作況指数	元年	-	104	99	-	うち法人	"	"	368	4,323	8.5 %
水稲(子実用)(作付面積)	"	ha	382,000	1,469,000	26.0 %	うち組織経営体	"	"	6,106	32,979	18.5 %
(収穫量)	"	t	2,239,000	7,762,000	28.8 %	うち法人	"	"	3,292	22,778	14.5 %
[参考]うち主食用(作付面積)	"	ha	344,600	1,379,000	25.0 %	総農家	"	千戸	333.8	2,155.1	15.5 %
(収穫量)	"	t	2,015,000	7,261,000	27.8 %	販売農家	31年2月	"	200.0	1,130.1	17.7 %
小麦(子実用)(作付面積)	"	ha	6,370	211,600	3.0 %	うち主業農家	"	"	41.8	235.5	17.7 %
(収穫量)	"	t	18,500	1,037,000	1.8 %	認定農業者	31年3月末	経営体	50,886	239,043	21.3 %
六条大麦(子実用)(作付面積)	"	ha	1,300	17,700	7.3 %	集落営農	2年2月	集落営農	3,325	14,832	22.4 %
(収穫量)	"	t	4,360	55,800	7.8 %	うち法人	"	"	979	5,458	17.9 %
大豆(乾燥子実)(作付面積)	"	ha	35,100	143,500	24.5 %	基幹的農業従事者	31年2月	千人	243.6	1,404.1	17.3 %
(収穫量)	"	t	52,100	217,800	23.9 %	うち65歳以上	"	%	69.9	69.7	-
そば(乾燥子実)(作付面積)	"	ha	16,900	65,400	25.8 %	平均年齢	"	歳	66.5	66.8	-
(収穫量)	"	t	9,210	42,600	21.6 %	荒廃農地	30年	ha	33,125	279,970	11.8 %
りんご (結果樹面積)	元年 (概数値)	ha	26,884	36,000	74.7 %	うち再生利用可能	"	ha	17,377	91,524	19.0 %
(収穫量)	"	t	545,090	701,600	77.7 %	野生鳥獣による農作物被害金額	"	万円	129,771	1,577,740	8.2 %

資料：農林水産省「食料需給表」、「作物統計」、「生産農業所得統計」、「2015年農林業センサス」、「耕地及び作付面積統計」、「集落営農実態調査」、「認定農業者等の認定状況」、「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」、「林業産出額」、「漁業産出額」、「農業構造動態調査」、「漁業・養殖業生産統計」、「ホップに関する資料」

- 注：1) 果樹、ホップの東北計は主産県の積み上げ値である。
 2) 「漁業・養殖業生産統計」の東北計は各県の積み上げ値(ただし、秘匿対象県は除く。)である。
 3) 林業産出額は都道府県別産出額の積み上げ値である。
 4) 海面漁業、養殖業産出額は、大海区都道府県別産出額の積み上げ値である。
 5) 海面漁業、養殖業産出額には、種苗生産額は含まない。

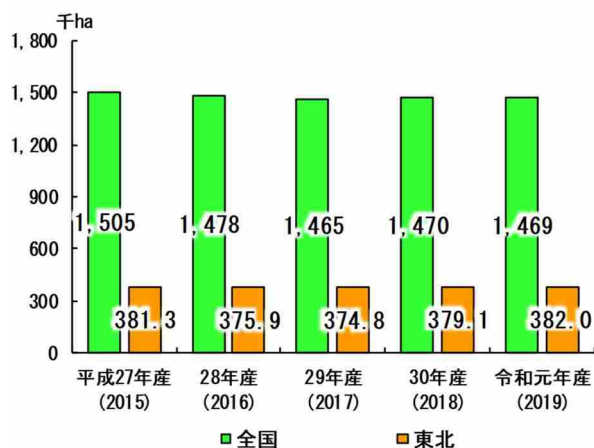
II 主要農畜産物等の生産動向

1. 米

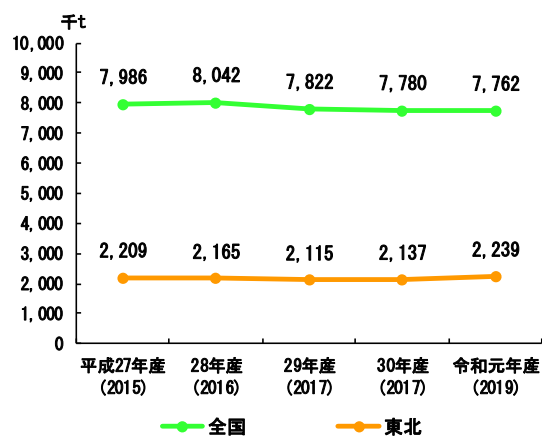
(水稲作付面積、収穫量は、前年産より増加)

- 令和元(2019)年産の東北の水稲(子実用)作付面積は、前年産に比べて0.8%増加して38万2,000haとなりました(図表 参2-1)。
- また、東北の水稲収穫量は、前年産に比べて4.8%増加して223万9,000tとなりました(図表 参2-2)。
- なお、令和元(2019)年産水稲の作柄については、田植期以降おおむね天候に恵まれたこと等により、主に福島県や宮城県で台風第19号等による被害がみられたものの、10a当たり収量は586kg(前年比プラス22kg)、作況指数は104となりました。

図表 参2-1 水稲(子実用)作付面積の推移
(全国・東北)



図表 参2-2 水稲収穫量の推移(全国・東北)



図表 参2-3 水稲(子実用)作付面積の推移(県別)

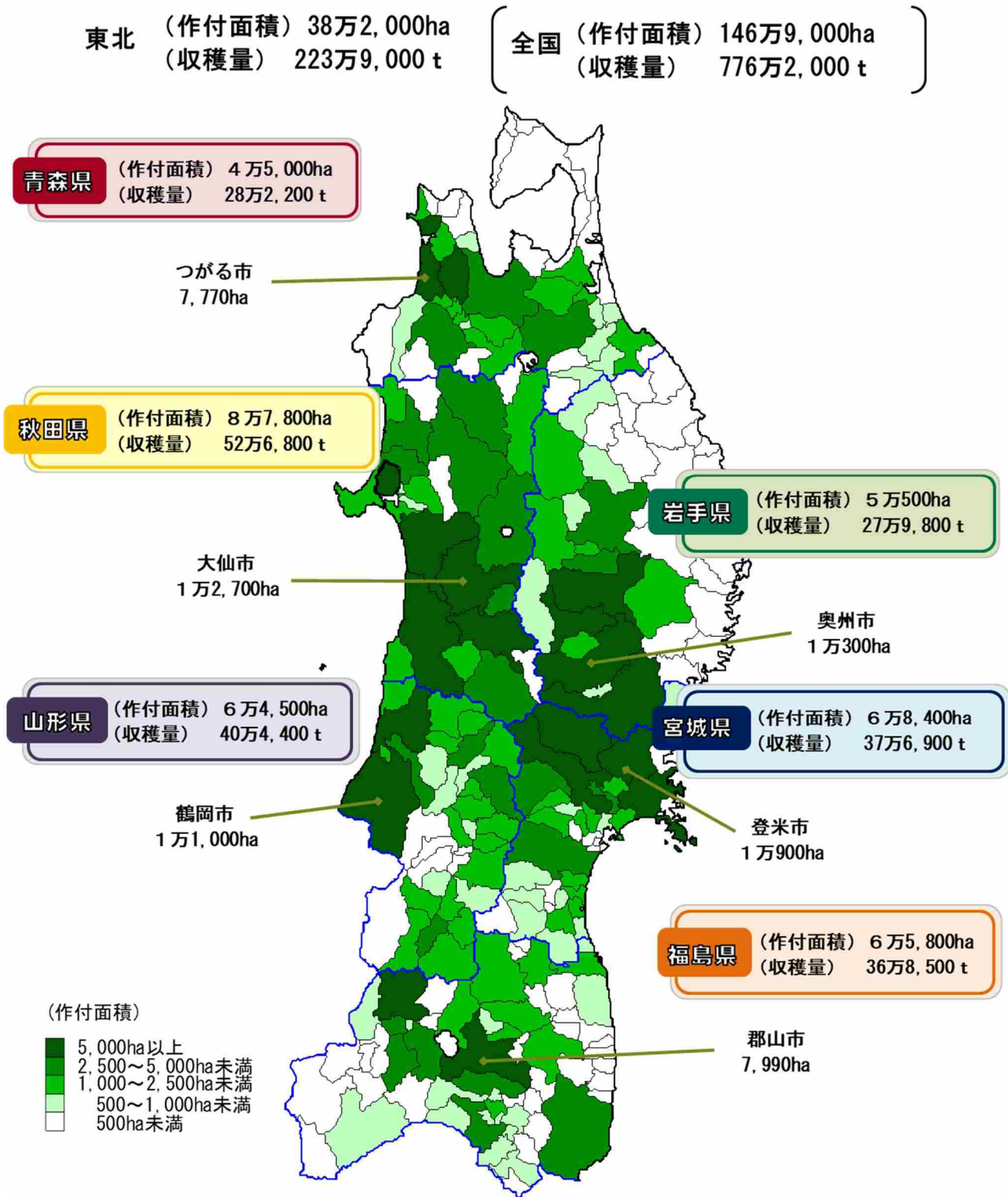


資料：農林水産省「作物統計」

注：1) 子実用とは、主に食用にすることを目的とするもの

2) 作付面積の推移(全国・東北)の東北の値と作付面積の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

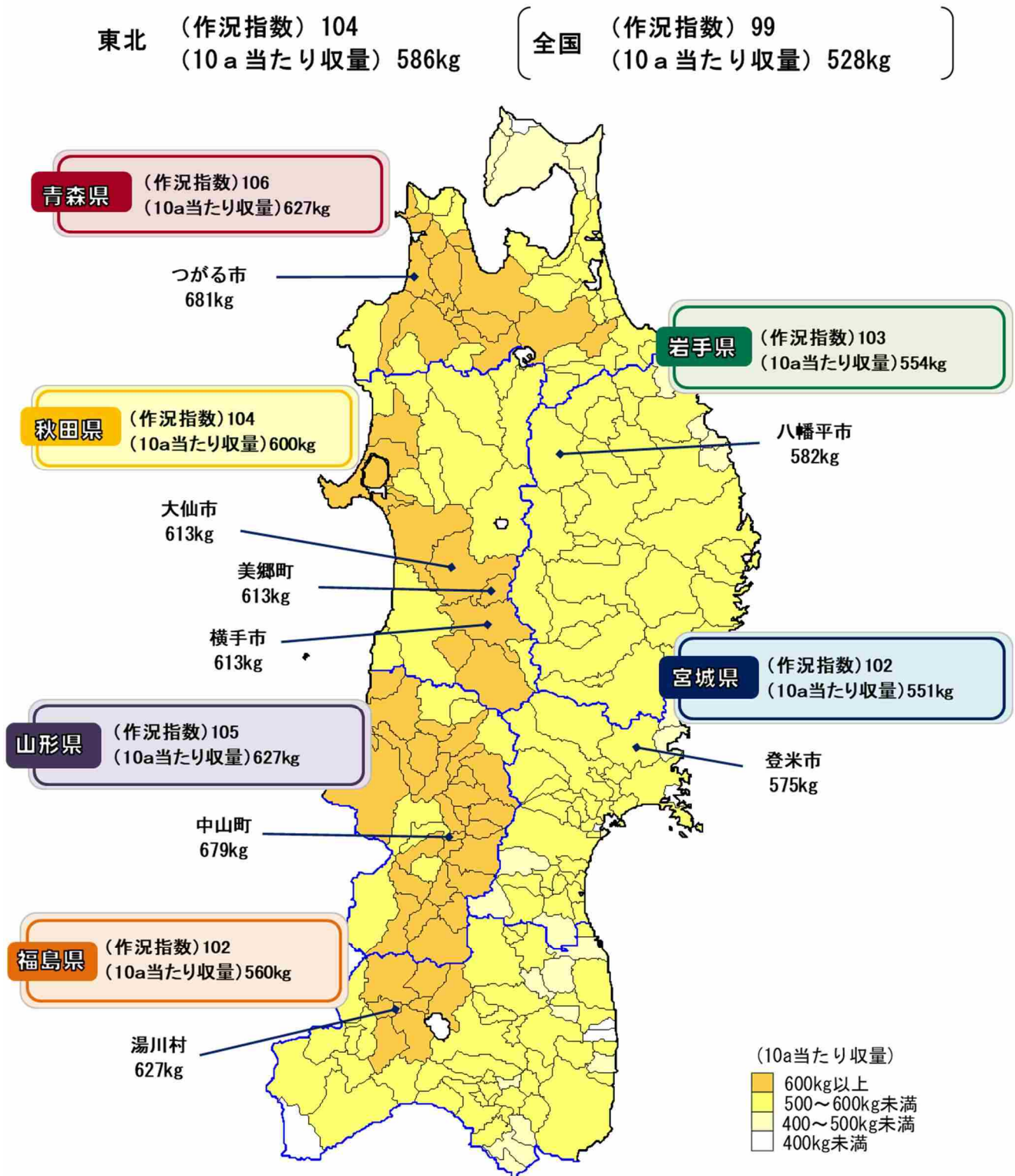
図表 参2-4 水稻（子実用）の作付面積（令和元(2019)年産）



資料：農林水産省「作物統計」

- 注：1) 子実用とは、主に食用にすることを目的にするものをいい、全体から青刈り面積（飼料用米等を含む。）を除いたもの
- 2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の水稻（子実用）作付面積を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
- 3) 表示した市町村は、各県内で作付面積が公表されている市町村で最も大きい市町村である。

図表 参 2-5 水稻の 10a 当たり収量及び作況指数（令和元(2019)年産）



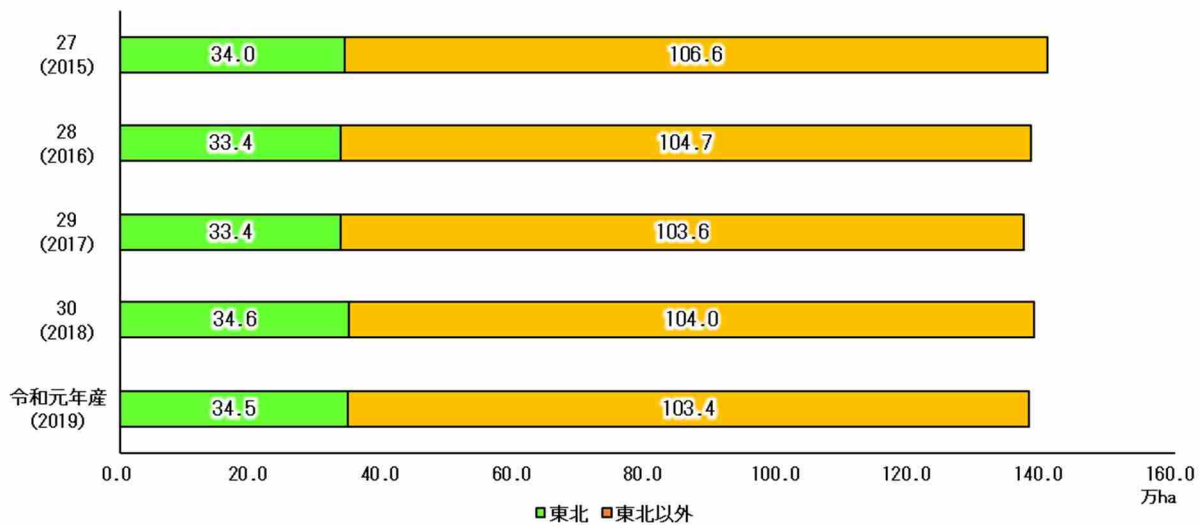
資料：農林水産省「作物統計」

- 注：1) 10a 当たり収量は 1.70mm のふるい目幅で選別された玄米の数量
 2) 令和元(2019)年産の作況指数は、全国農業地域の農家等が使用しているふるい目幅の分布において、大きいものから数えて 9 割を占めるまでのふるい目幅（東北は 1.85mm）以上に選別された玄米を基に算出した数値
 3) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の結果を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
 4) 表示した市町村は、各県内で 10a 当たりの収量が公表されている市町村で最も大きい市町村である。

(主食用米の作付面積は、前年産より減少)

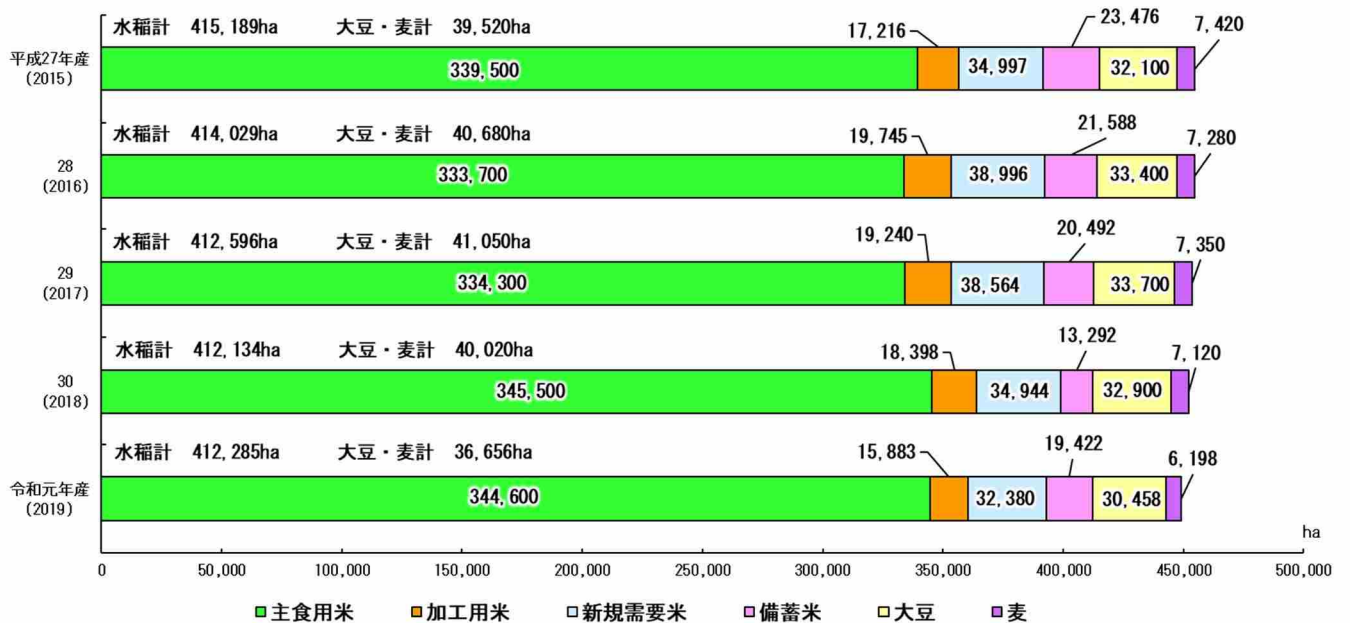
- 東北の主食用米の作付面積は、前年産と比べて0.3%減少して34万5,000haとなりました(図表 参2-6)。
- また、東北における水田の利用状況(水稻+大豆・麦)の作付面積をみると、備蓄米が増加していることにより、主食用米や飼料用米等が減少する結果となりました(図表 参2-7)。

図表 参2-6 主食用米の作付面積の推移(全国・東北)



資料：農林水産省「都道府県別の需給調整の取組状況」及び「水田における都道府県別の作付状況」

図表 参2-7 水田の利用状況の推移(東北)

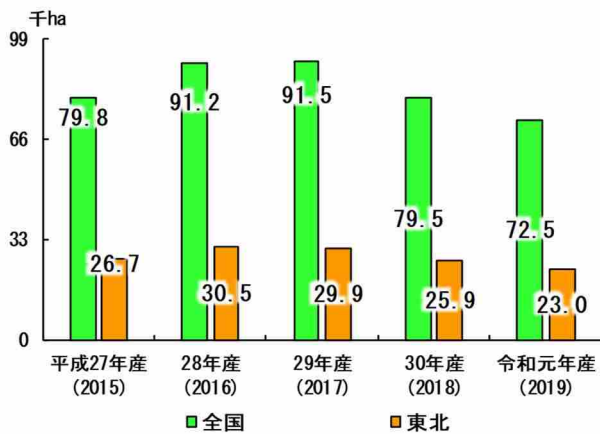


資料：1) 農林水産省「都道府県別の需給調整の取組状況」及び「取組計画認定状況」
2) 農林水産省「作物統計」

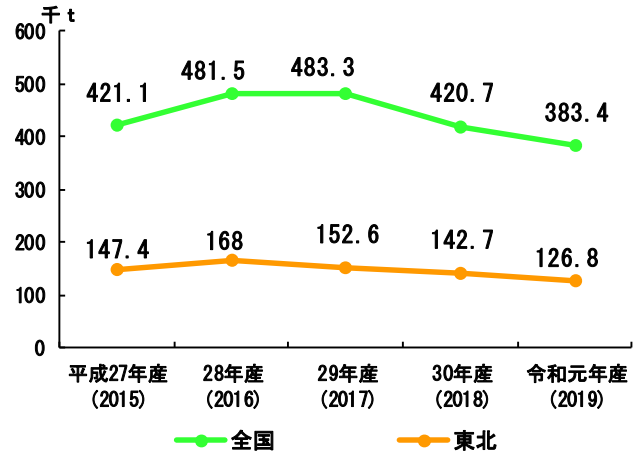
(飼料用米の作付面積は、前年産よりやや減少)

- 東北の飼料用米の作付面積は、地元畜産農家や配合飼料メーカーとの結び付きが進んだことなどから近年増加傾向にありましたが、令和元(2019)年産では、一部で主食用米へ転換されたことにより、前年産に比べて減少し、2万3,000haとなりました(図表 参2-8)。
- 飼料用米の収穫量は、前年産に比べて11.1%減少し、12万6,800tとなりました(図表 参2-9)。
- 農林水産省は、飼料用米生産農家の技術向上を推進するため、「飼料用米多収日本一」のコンテストを主催していますが、令和元(2019)年度、東北からは4経営体が表彰されました。

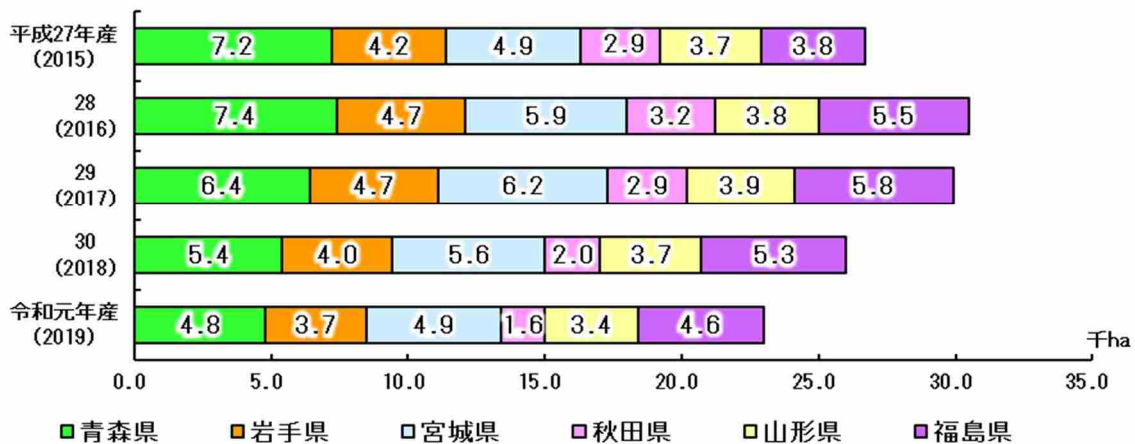
図表 参2-8 飼料用米作付面積の推移 (全国・東北)



図表 参2-9 飼料用米収穫量の推移 (全国・東北)



図表 参2-10 飼料用米作付面積の推移 (県別)



資料：1) 農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」

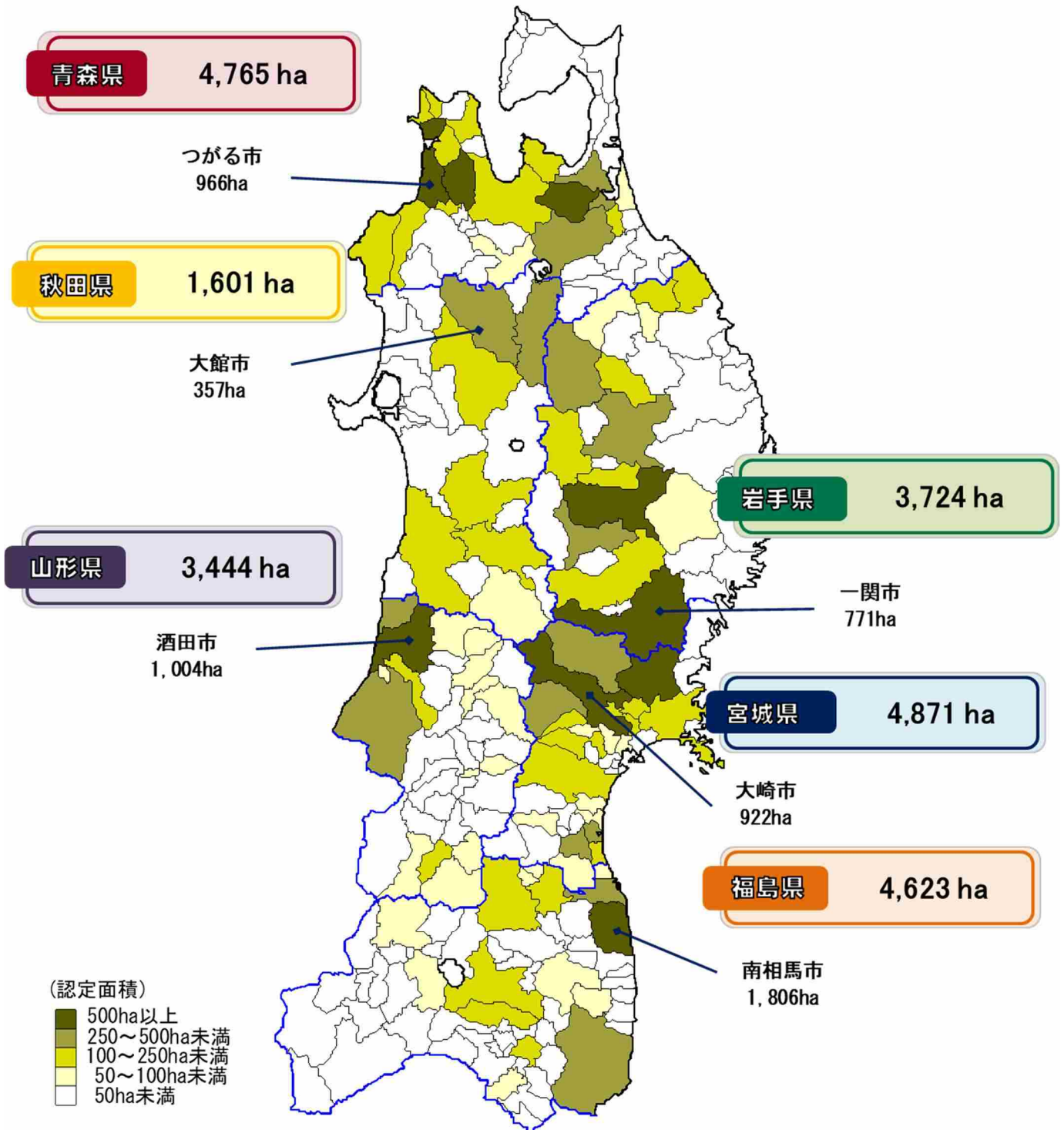
2) 多収品種の作付割合は、東北農政局調べ

注：1) 作付(栽培)面積の推移(全国・東北)の東北の値と作付(栽培)面積の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

2) 多収品種には、知事特認品種を含む。

図表 参 2-11 飼料用米認定面積（令和元（2019）年産）

東北 2万3,028 ha
 （全国 7万2,509 ha）



資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」、「地域農業再生協議会別の作付状況」

- 注：1) 東北における認定面積は、四捨五入の関係から県別の認定面積及び認定数量の和と一致しない場合がある。
 2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の飼料用米認定面積を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
 3) 表示した市町村は、各県内で飼料用米認定面積が公表されている市町村で最も大きい市町村である。

(業務用米の安定供給に向けた積極的な取組)

- 主食用米全体については、需給バランスがとれている一方、中食・外食等の需要者が求める国産米と実際に生産される銘柄との間にはミスマッチが生じています。
- 東北各県の業務用仕向けの米の比率については、福島県 65% (全国1位)、宮城県 53% (全国6位) と高い比率となっており、安定した販売(需要)が確保されています(図表 参2-12)。
- このような中、各産地と外食・中食等の実需者の間で、複数年契約、事前契約などの安定取引をさらに拡大するとともに、多収品種や直播・疎植栽培等の導入による低コスト生産の取組が進められています。

図表 参2-12 各県産米の販売先割合(平成30(2018)年7月~令和元(2019)年6月まで)

産地	業務用向け(産地品種銘柄別内訳)				家庭内食
青森	47%	まっしぐら 36%	つがるロマン 10%	その他 1%	53%
岩手	40%	ひとめぼれ 33%	あきたこまち 4%	いわてっこ 1% その他 2%	60%
宮城	53%	ひとめぼれ 46%	つや姫 2%	ササニシキ 1% その他 4%	47%
秋田	17%	あきたこまち 8%	ひとめぼれ 3%	めんこいな 2% その他 3%	83%
山形	49%	はえぬき 40%	ひとめぼれ 3%	つや姫 1% その他 5%	51%
福島	65%	コシヒカリ 38%	ひとめぼれ 17%	天のつぶ 5% その他 4%	35%

資料：米に関するマンスリーレポート

図表 参2-13 各県産米の品種別生産割合

産地	産地品種銘柄別内訳(検査実績)			
青森	まっしぐら 75%	つがるロマン 19%	青天の霹靂 4%	その他 2%
岩手	ひとめぼれ 71%	あきたこまち 15%	銀河のしずく 5%	その他 9%
宮城	ひとめぼれ 73%	つや姫 8%	ササニシキ 6%	その他 13%
秋田	あきたこまち 77%	めんこいな 8%	ひとめぼれ 6%	その他 9%
山形	はえぬき 61%	つや姫 17%	ひとめぼれ 7%	その他 15%
福島	コシヒカリ 54%	ひとめぼれ 21%	天のつぶ 14%	その他 11%

資料：「平成30年産米の検査結果(速報値)平成31年3月末日現在」から推計

(輸出用米の安定供給に向けた積極的な取組)

- 農林水産省は、平成 29(2017)年 9 月、コメ・コメ加工品の輸出目標「600 億円」の目標年次である平成 31(2019)年に向け、コメの輸出量を飛躍的に拡大するため、「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げました(図表 参 2-14)。
- 令和 2(2020)年 7 月 31 日時点でこのプロジェクトへの参加状況をみると、戦略的輸出事業者が全国 74、戦略的輸出基地(団体・法人)が全国で 255、東北で 81 となっています(図表 参 2-15)。
- 東北農政局は、情報提供やマッチングの推進のため、令和元(2019)年 12 月 3 日、仙台市で「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」マッチングイベント(仙台会場)を開催し、産地側 9 団体、事業者側 7 団体が参加しました(図表 参 2-16)。

図表 参 2-14 プロジェクトの内容



(※) 米菓・日本酒等の原料米換算分を含む。

図表 参 2-15 戦略的輸出事業者・輸出基地

- (ア) 戦略的輸出事業者
74 事業者 (目標数量合計 14 万トン)
 - (イ) 戦略的輸出基地
(1) 団体・法人 全国 255 産地 (東北 81 産地)
(2) 都道府県単位の集荷団体等
全国 21 団体 (東北 6 団体)
((1)以外の産地も含めた取組を推進する都道府県単位の団体等)
 - (3) 全国単位の集荷団体等 1 団体
((1)、(2)以外の産地も含めた取組を推進する全国単位の団体等)
- ※令和 2(2020)年 7 月 31 日現在

図表 参 2-16 マッチングイベントの様子



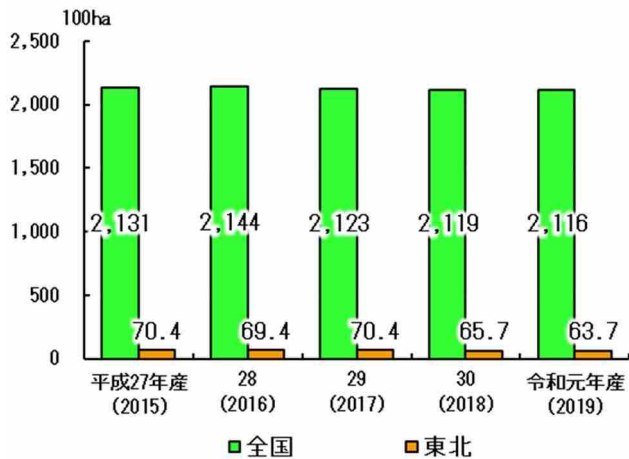
「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」マッチングイベント (仙台会場)

2. 麦類

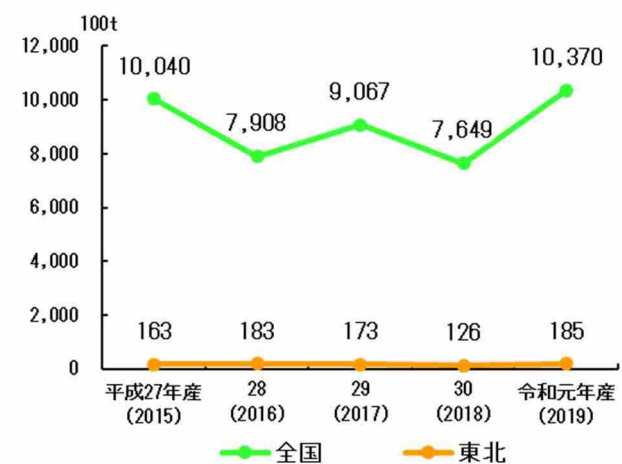
(小麦の収穫量は、前年産より増加)

- 東北における令和元(2019)年産の小麦(子実用)の作付面積は、主に青森県及び岩手県の作付けが減少したことにより、前年産に比べて3.0%減少して、6,370haとなりました。全国に占める東北の割合は3.0%となっています(図表参2-17)。
- 収穫量は、作付面積が減少したものの、作柄が良かったことにより、前年産に比べて5,900t増加して、1万8,500tとなりました。全国に占める東北の割合は1.8%となっています(図表参2-18)。
- 品質については、令和元年産麦の検査結果(確定値)で、1等比率が前年産に比べて19.3ポイント上昇し、75.9%となっています。

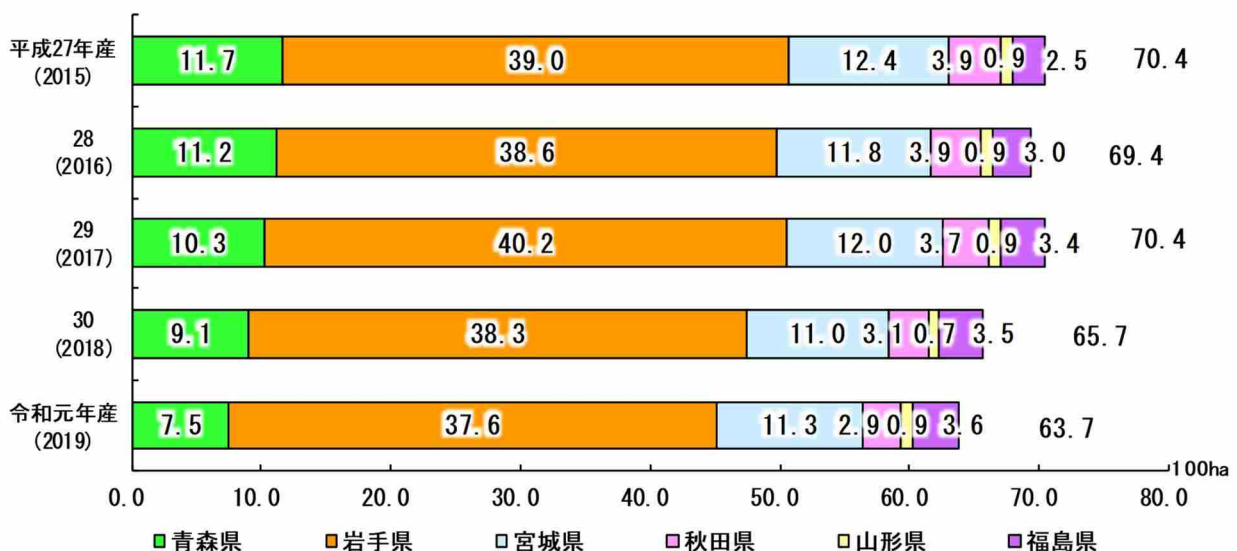
図表 参2-17 小麦(子実用)作付面積の推移 (全国・東北)



図表 参2-18 小麦収穫量の推移 (全国・東北)



図表 参2-19 小麦(子実用)作付面積の推移 (県別)

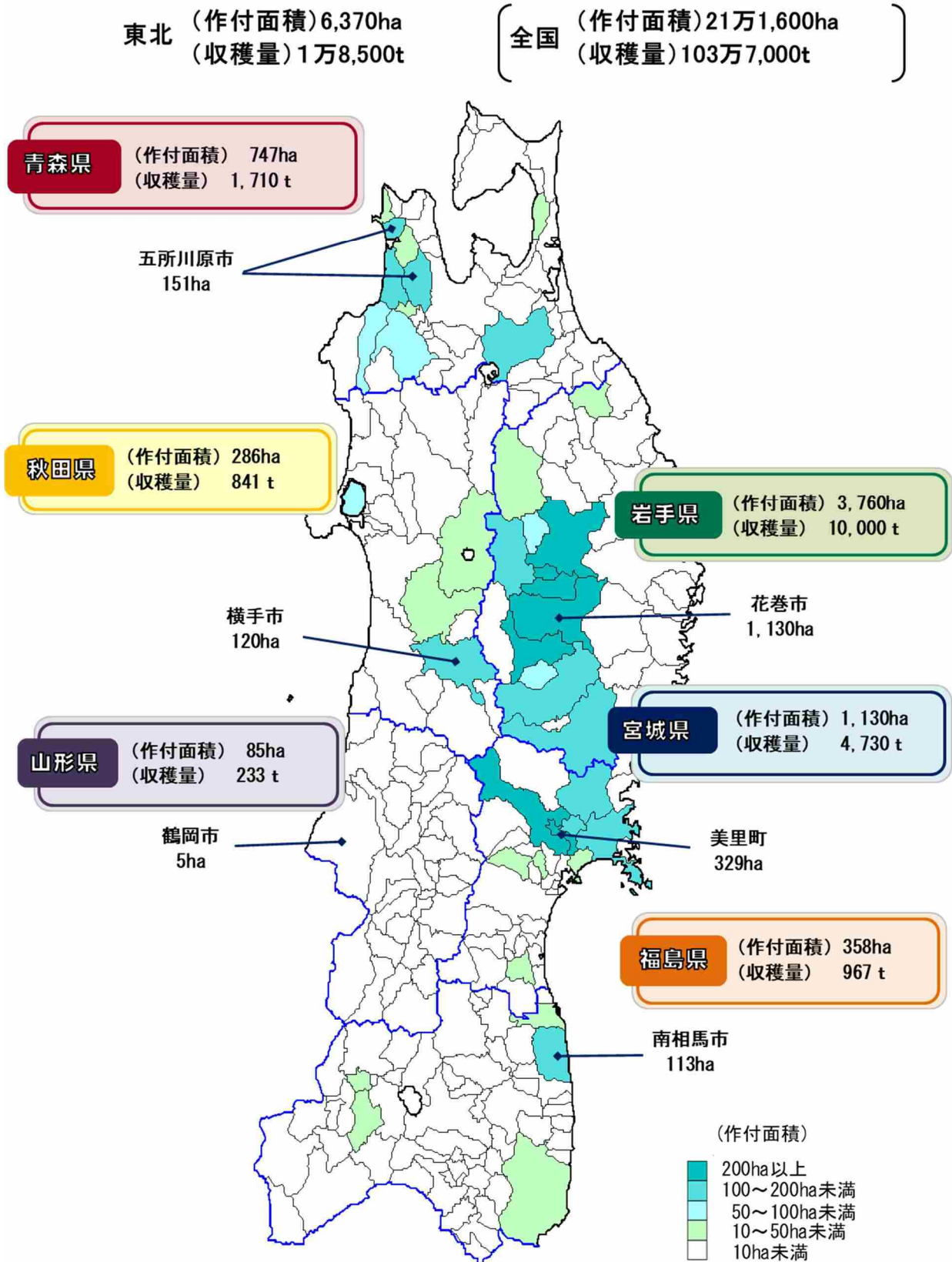


資料：農林水産省「作物統計」

注：1) 子実用とは、主に食用にすることを目的とするもの

2) 作付面積の推移(全国・東北)の東北の値と作付面積の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

図表 参 2-20 小麦の作付面積（令和元(2019)年産）



資料：農林水産省「作物統計」

注：1) 子実用とは、主に食用にすること(子実生産)を目的とするものをいう。

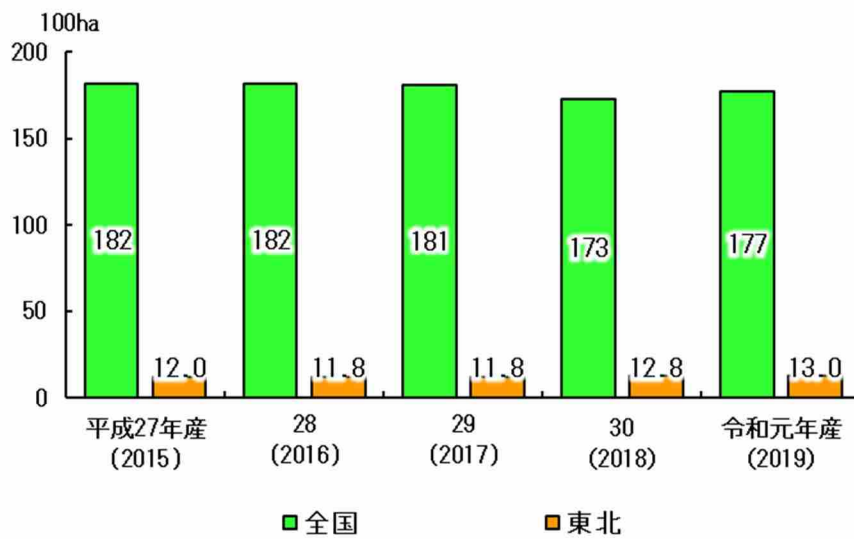
2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の小麦(子実用)作付面積を公表していないことから、当該市町村は白色としている。

3) 表示した市町村は、各県内で小麦(子実用)の作付面積が公表されている市町村で最も大きい市町村である。

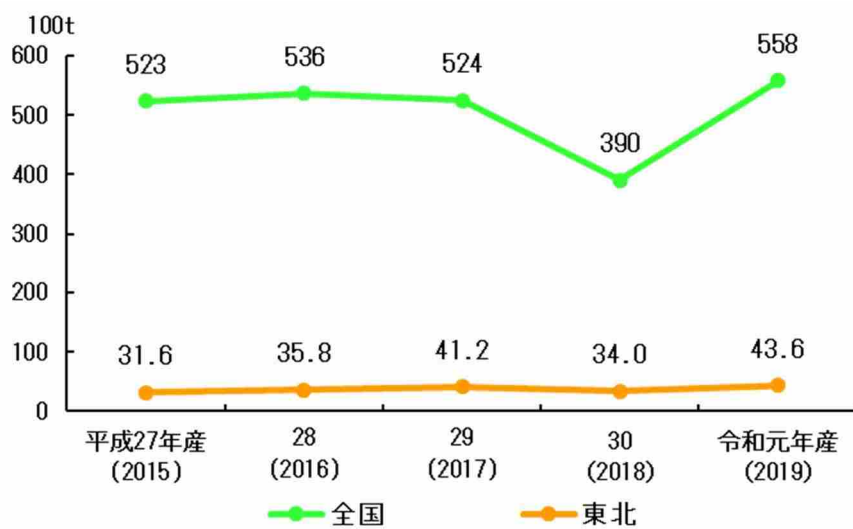
(六条大麦作付面積、収穫量は、前年産より増加)

- 東北における令和元(2019)年産の六条大麦(子実用)の作付面積は、前年産と比べて1.6%増加し、1,300haとなりました(図表 参2-21)。
- 収穫量は、作付け面積が増加したことに加え、作柄が良かったことにより、前年産に比べて28.2%増加して、4,360tとなりました(図表 参2-22)。
- 品質については、令和元(2019)年産の検査結果(確定値)の1等比率が前年産に比べて8.1ポイント上昇し、25.9%となっています。

図表 参2-21 六条大麦(子実用)作付面積の推移(全国・東北)



図表 参2-22 六条大麦収穫量の推移(全国・東北)



資料：農林水産省「作物統計」

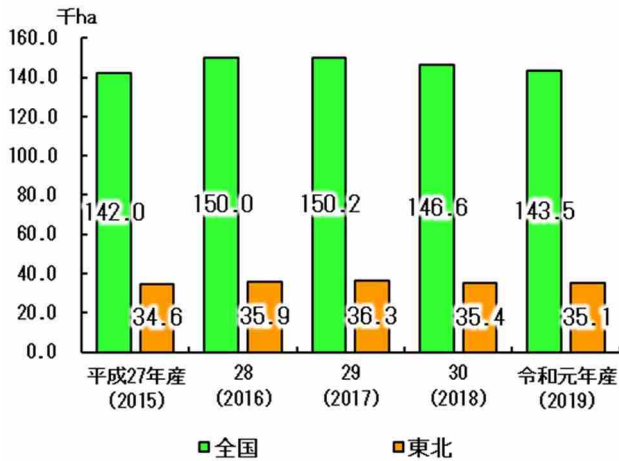
注：子実用とは、主に食用にすることを目的とするもの

3. 大豆、そば

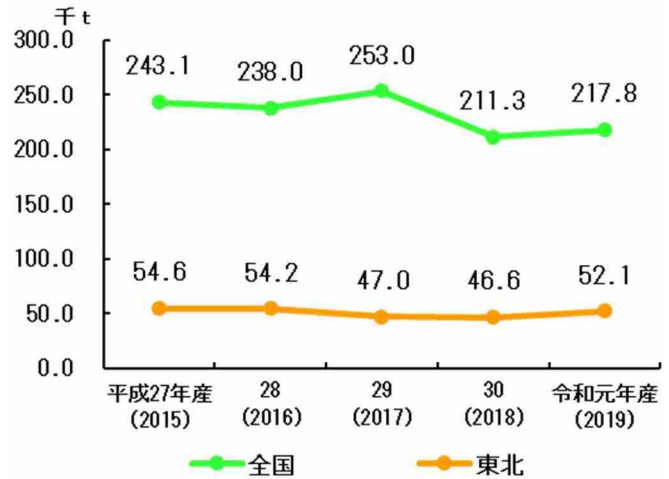
(大豆作付面積は前年産に引き続き減少、収穫量は、前年産より増加)

- 東北における令和元(2019)年産の大豆(乾燥子実)の作付面積は、前年産に引き続き0.8%減少し、3万5,100haとなりました(図表 参2-23)。
- 収穫量は、作付面積が減少したものの、作柄が良かったことにより、前年産に比べて5,500t増加し、5万2,100tとなりました(図表 参2-24)。
- 品質については、令和元(2019)年産大豆の検査結果(確定値)の1・2等比率(上位等級比率)が、前年産に比べて5.9ポイント低下し、61.4%となっています。

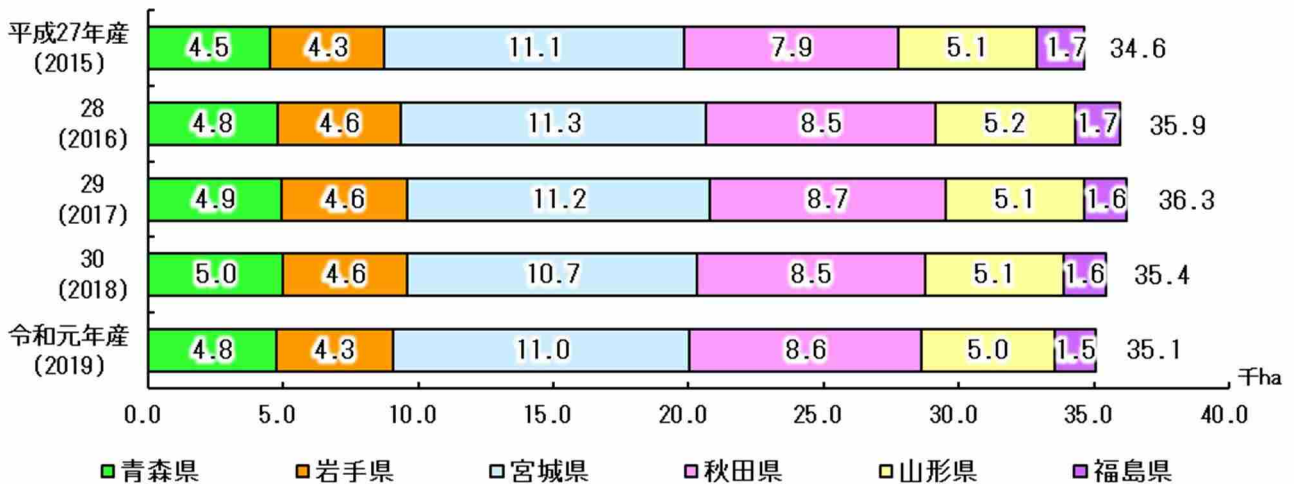
図表 参2-23 大豆(乾燥子実)作付面積の推移(全国・東北)



図表 参2-24 大豆収穫量の推移(全国・東北)



図表 参2-25 大豆(乾燥子実)作付面積の推移(県別)



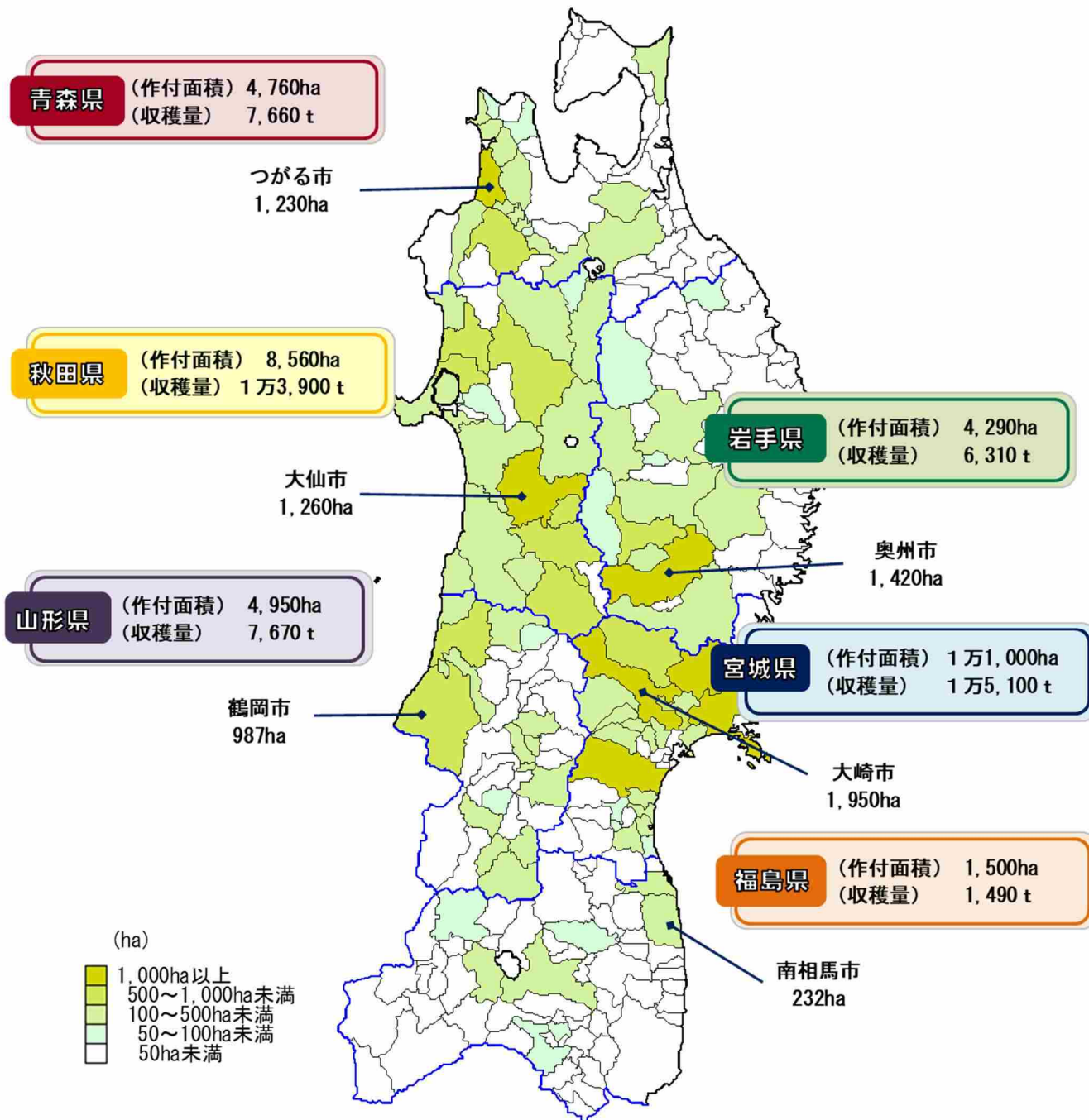
資料：農林水産省「作物統計」

注：1) 乾燥子実とは、食用を目的に未成熟(完熟期以前)で収穫されるもの(えだまめ等)を除いたもの
 2) 作付面積の推移(全国・東北)の東北の値と作付面積の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

図表 参2-26 大豆（乾燥子実）の作付面積（令和元（2019）年産）

東北（作付面積）3万5,100ha
 （収穫量）5万2,100t

〔 全国（作付面積）14万3,500ha
 （収穫量）21万7,800t 〕



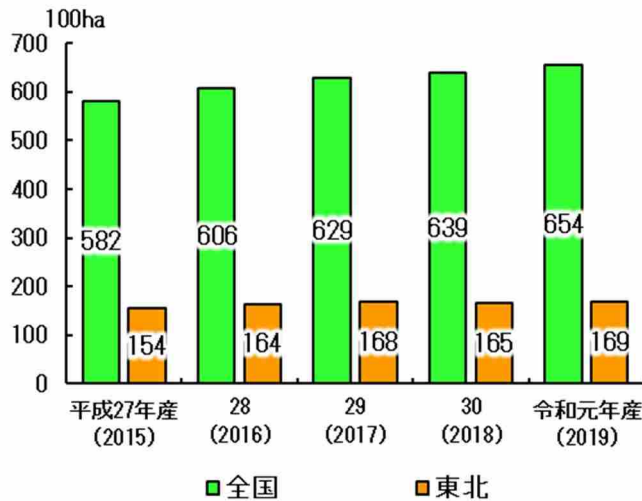
資料：農林水産省「作物統計」

- 注：1) 乾燥子実とは、食用を目的に未成熟（完熟期以前）で収穫されるもの（えだまめ等）を除いたもの
 2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の大豆（乾燥子実）作付面積を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
 3) 表示した市町村は、各県内で大豆（乾燥子実）の作付面積が公表されている市町村で最も大きい市町村である。

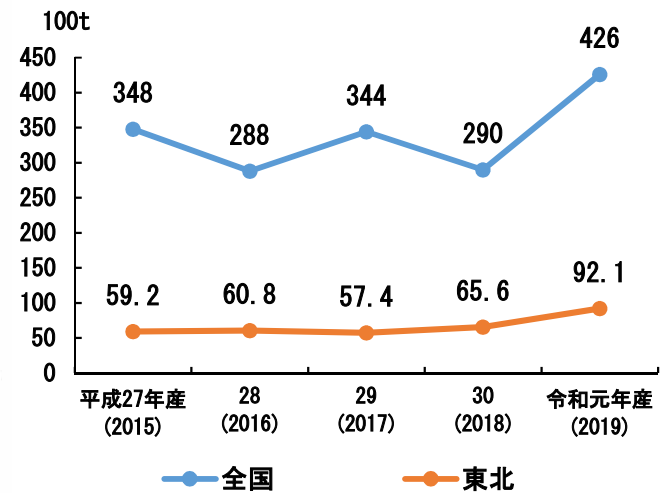
(そば作付面積、収穫量は前年産より増加)

- 東北における令和元(2019)年産のそば(乾燥子実)の作付面積は、前年産に比べて2.4%増加して1万6,900haとなりました(図表 参2-27)。
- 収穫量は、作付面積が増加したことに加え、作柄が良かったことにより、前年産に比べて40.4%増加し、9,210tとなりました(図表 参2-28)。
- 県別にみると、山形県の作付面積は5,260haで最も多く、東北の31.1%を占めており、次いで秋田県の3,770ha、福島県の3,740haの順となっています(図表参2-29)。

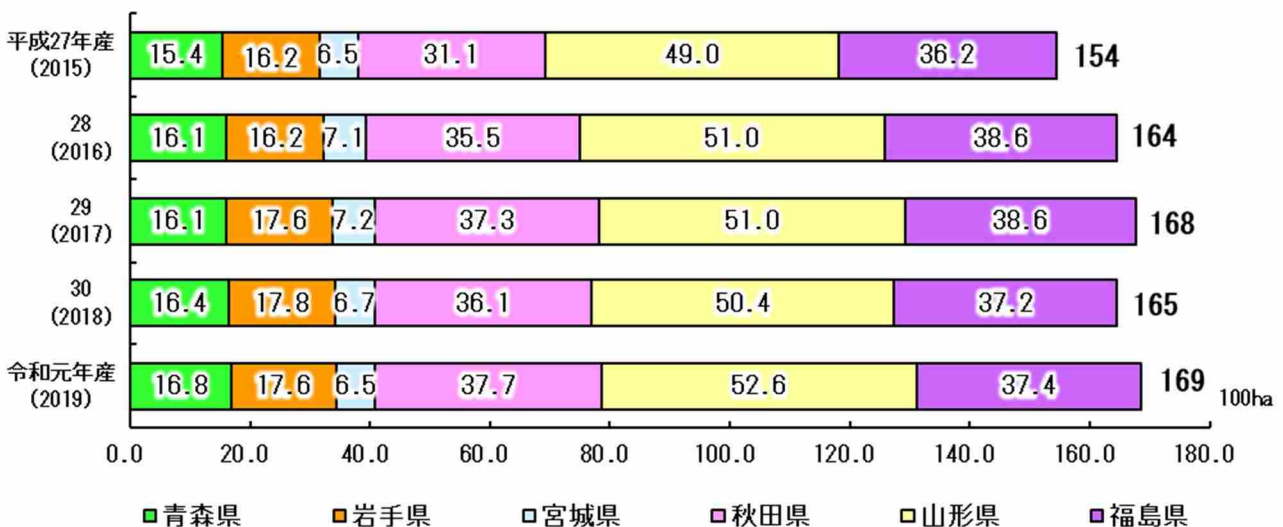
図表 参2-27 そば(乾燥子実)作付面積の推移(全国・東北)



図表 参2-28 そば収穫量の推移(全国・東北)



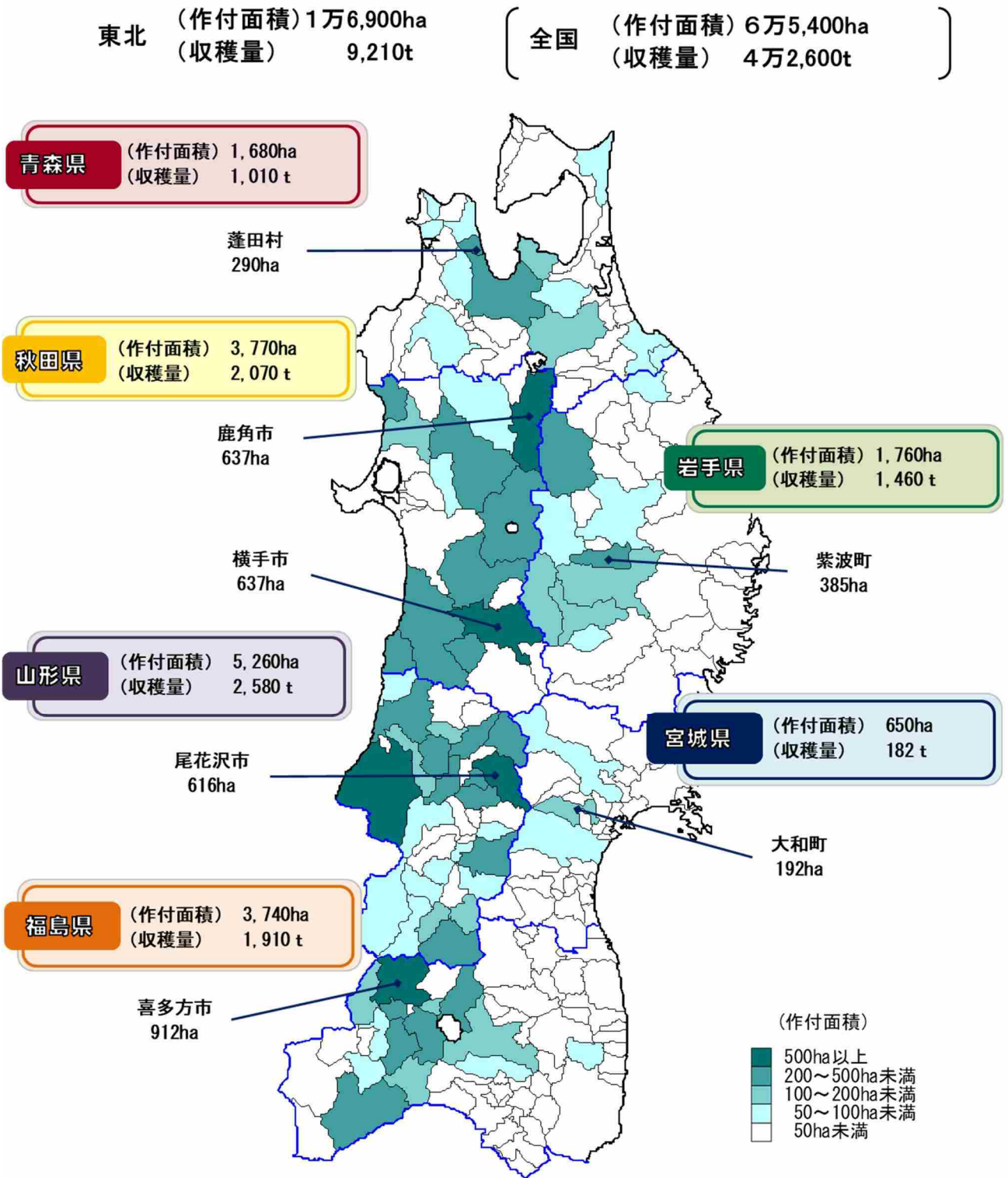
図表 参2-29 そば(乾燥子実)作付面積の推移(県別)



資料：農林水産省「作物統計」

注：作付面積の推移(全国・東北)の東北の値と作付面積の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

図表 参 2-30 そば（乾燥子実）の作付面積（令和元（2019）年産）



資料：農林水産省「作物統計」

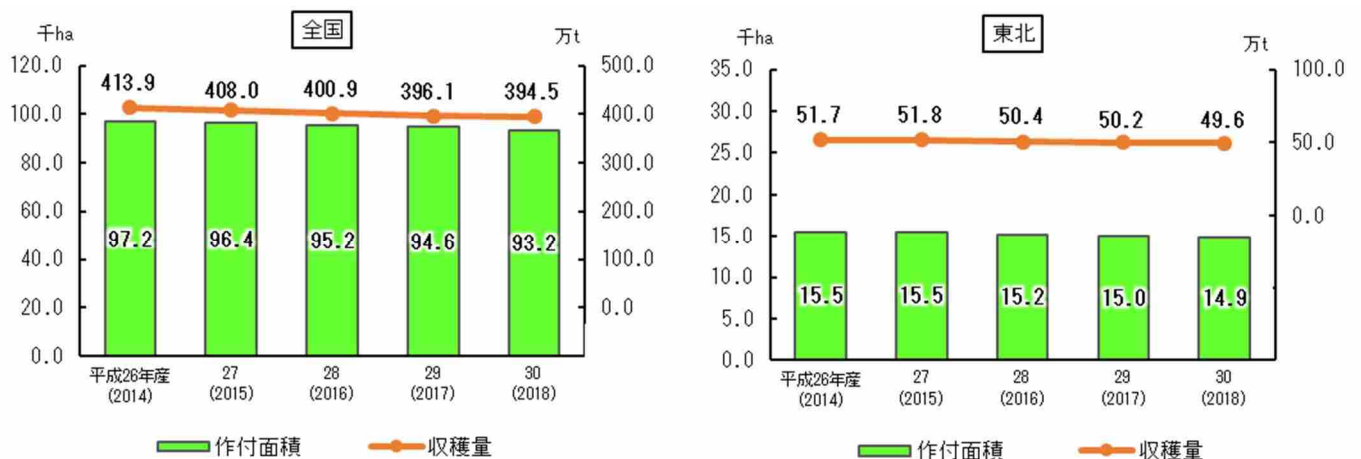
- 注：1）乾燥子実とは、食用を目的に作付けし収穫した子実であって、景観形成用として作付けしたもの等を除く。
 2）個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村のそば（乾燥子実）作付面積を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
 3）表示した市町村は、各県内でそば（乾燥子実）の作付面積が公表されている市町村で最も大きい市町村である。

4. 主要野菜

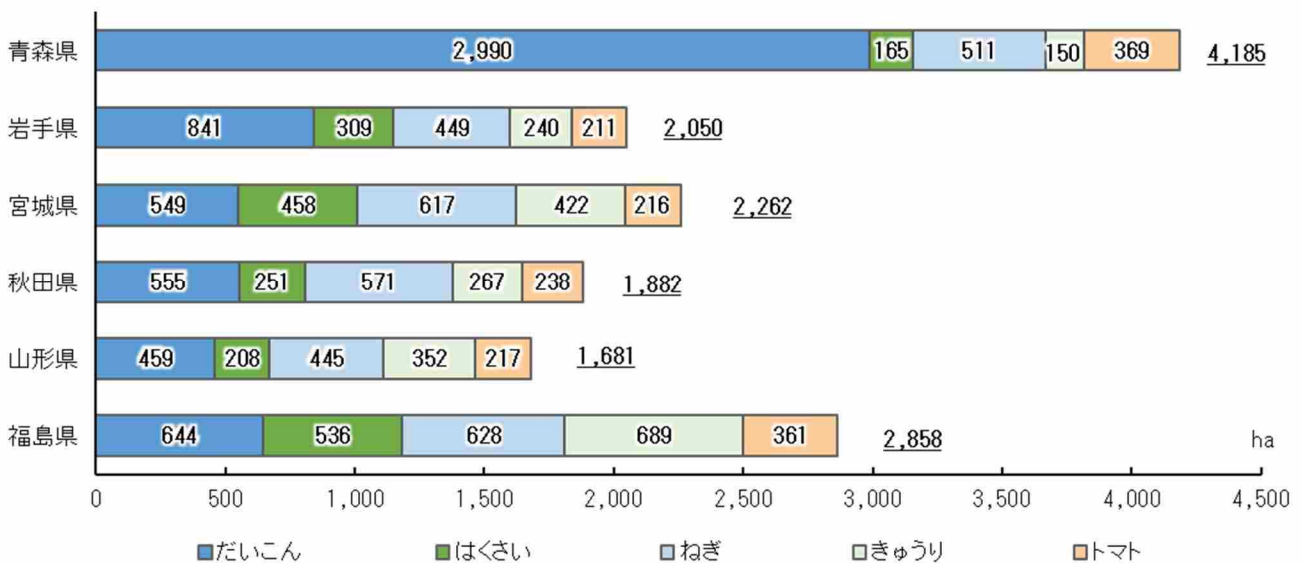
(主要野菜作付面積、収穫量は、前年産より減少)

- 東北における平成30(2018)年産の主要野菜(東北6県が主産県となっている5品目)の作付面積は、前年産に比べ減少し、1万4,900haとなりました。また、主要野菜の収穫量も、前年産に比べ減少し、49万6,000tとなりました(図表参2-31)。
- 主要野菜の作付面積を県別にみると、青森県が4,185haで最も大きく、次いで福島県の2,858ha、宮城県が2,262haとなっています(図表参2-32)。
また、品目別作付面積の構成をみると、青森県では7割以上をだいこんが占めており、福島県ではきゅうり、宮城県ではねぎの作付けが多くなっています。

図表参2-31 主要野菜の作付面積・収穫量の推移(全国・東北)



図表参2-32 主要野菜の作付面積(県別、平成30(2018)年産)



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

注：1) この項における主要野菜とは、指定野菜14品目(だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト及びピーマン)のうち、にんじん、ばれいしょ、さといも、キャベツ、ほうれんそう、レタス、たまねぎ、なす及びピーマンを除く5品目(東北が主産県となっているもの)である。

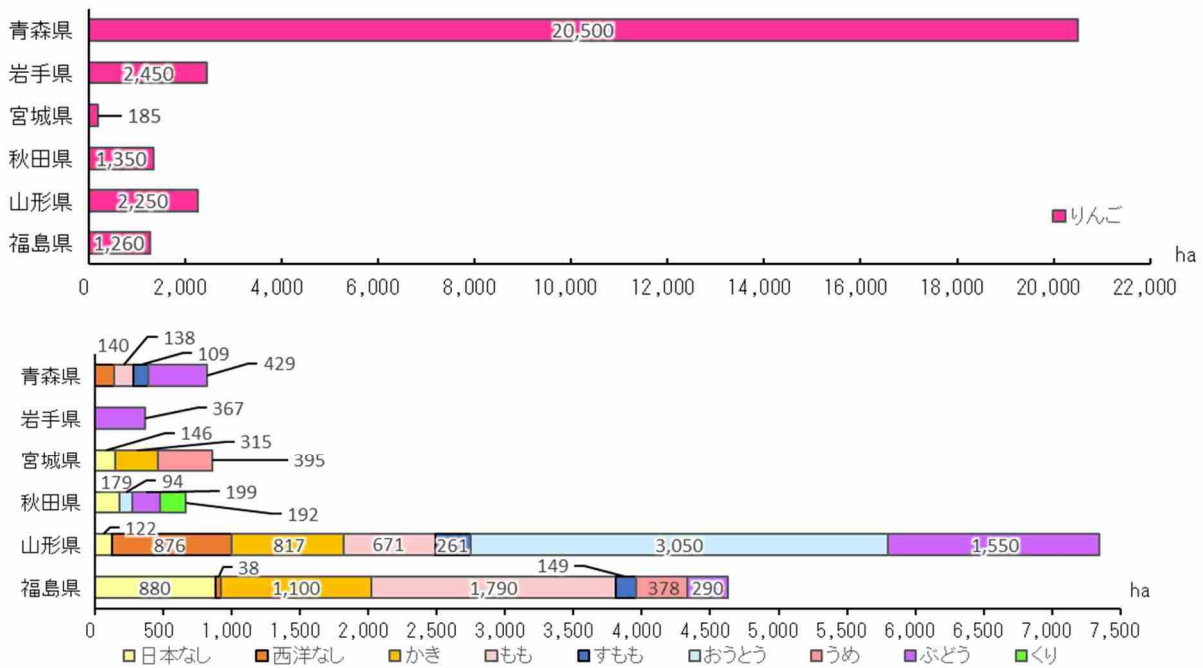
2) 主要野菜の作付面積及び収穫量は、品目別公表値を積み上げたものである。

5. 主要果樹

(収穫量の全国に占める割合の高いおうとう、西洋なし、りんご)

- 令和元(2019)年の主要果樹の栽培面積を県別にみると、青森県はりんご、山形県はおうとう、福島県はももの栽培が多くなっています(図表 参2-33)。
- 平成30(2018)年産の主要果樹収穫量の全国に占める割合を県別にみると、青森県のりんごが58.9%、山形県の西洋なしが65.8%、同じく山形県のおうとうが78.5%を占めており、全国第1位の産地となっています(図表 参2-34)。

図表 参2-33 主要果樹の栽培面積(主産県、令和元(2019)年)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

- 注：1) この項における主要果樹とは、りんご、日本なし、西洋なし、かき、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう及びくりの10品目である。
 2) 主要果樹の県別栽培面積の掲載品目は、主産県を対象に実施した調査に該当した品目である。

図表 参2-34 主要果樹の収穫量と全国に占める割合(主産県、平成30(2018)年)

区分	りんご		日本なし		西洋なし		かき		もも		すもも		おうとう		うめ		ぶどう		くり	
	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %	収穫量 t	全国に 占める 割合 %
全 国	756,100	100.0	231,800	100.0	26,900	100.0	208,000	100.0	113,200	100.0	23,100	100.0	18,100	100.0	112,400	100.0	174,700	100.0	16,500	100.0
青森県	445,500	58.9	...	nc	1,850	6.9	...	nc	...	nc	1,060	4.6	...	nc	...	nc	4,490	2.6	...	nc
岩手県	47,300	6.3	...	nc	...	nc	...	nc	...	nc	...	nc	...	nc	...	nc	3,250	1.9	...	nc
宮城県	2,730	0.4	2,750	1.2	...	nc	1,020	0.5	...	nc	...	nc	...	nc	1,510	1.3	...	nc	...	nc
秋田県	23,000	3.0	2,280	1.0	...	nc	...	nc	...	nc	...	nc	413	2.3	...	nc	1,940	1.1	158	1.0
山形県	41,300	5.5	1,510	0.7	17,700	65.8	6,860	3.3	8,070	7.1	2,000	8.7	14,200	78.5	...	nc	16,100	9.2	...	nc
福島県	25,700	3.4	17,100	7.4	636	2.4	9,340	4.5	24,200	21.4	737	3.2	...	nc	1,090	1.0	2,640	1.5	...	nc

資料：農林水産省「果樹生産出荷統計」

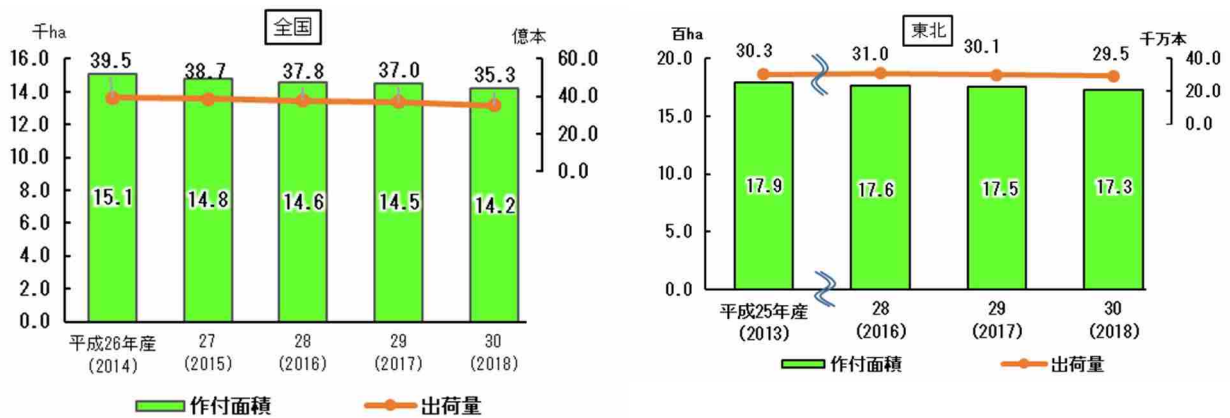
- 注：1) この項における主要果樹とは、りんご、日本なし、西洋なし、かき、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう及びくりの10品目である。
 2) 図表中の「…」は調査を欠くもの
 3) 図表中の「nc」は計算不能なもの

6. 花き（切り花類）

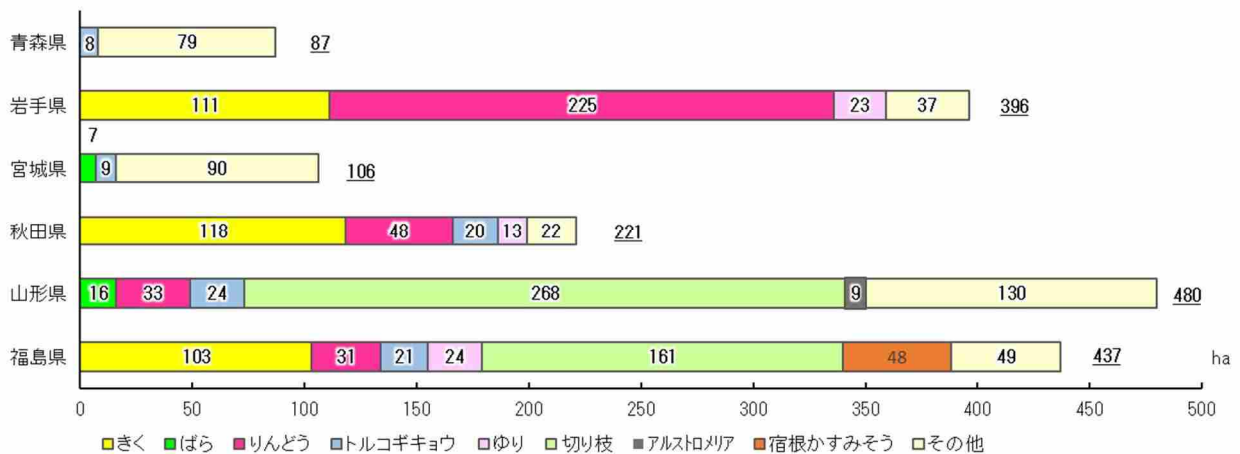
（切り花類の作付面積、出荷量は、前年産より減少）

- 東北における花き（切り花類）の作付面積は、平成30(2018)年産では、1,727haとなりました（全国の12%）。各県別にみると、山形県（480ha）が最も大きく、次いで福島県（437ha）、岩手県（396ha）となっています（図表参2-35、36）。
- 品目別作付面積を県別にみると、作付面積の多い品目として秋田県のきく（118ha）、岩手県のりんどう（225ha）、山形県の切り枝（268ha）となっており、各県ごとに特色がみられます（図表参2-36）。

図表 参2-35 切り花類の作付面積・出荷量の推移（全国・東北）



図表 参2-36 切り花類の作付面積（県別、平成30(2018)年産）



資料：農林水産省「花き生産出荷統計」

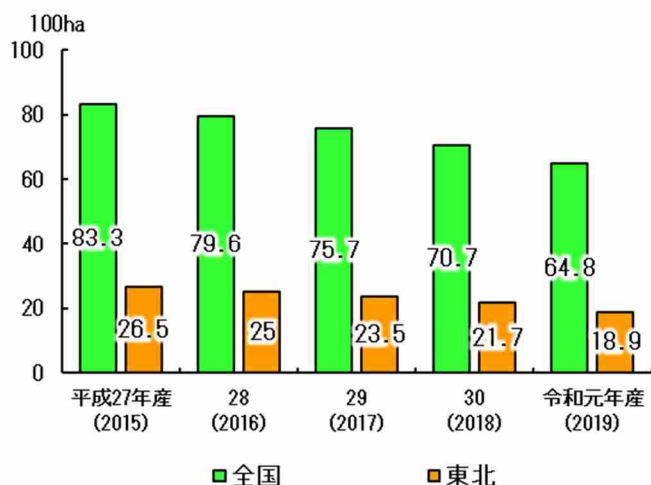
- 注：1）この項における切り花類とは、きく、カーネーション、ばら、りんどう、洋ラン類、スターチス、ガーベラ、トルコギキョウ、ゆり、アルストロメリア、切り葉、切り枝及び宿根かすみそうの13品目である。
- 2）切り花類の品目別作付面積割合は、四捨五入の関係から100%にならない場合がある。
- 3）切り花類の県別作付面積の品目は、主産県を対象に実施した調査に該当した項目であり、その他は切り花類計からこの該当品目を差し引いたものである。

7. 地域特産農作物

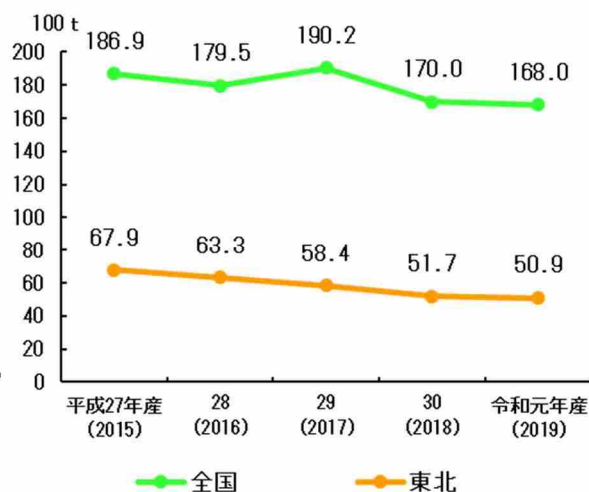
(葉たばこの収穫面積、収穫量は、前年産より減少)

- 東北における葉たばこの収穫面積は、令和元(2019)年産では、生産者の高齢化や後継者不足による廃作のため、前年産に比べて12.9%減少して1,892haとなりました(図表 参2-37)。
- また、葉たばこの収穫量は、好天に恵まれたため作柄は良く、前年産に比べて1.5%の減少にとどまり、5,094tとなりました(図表 参2-38)。

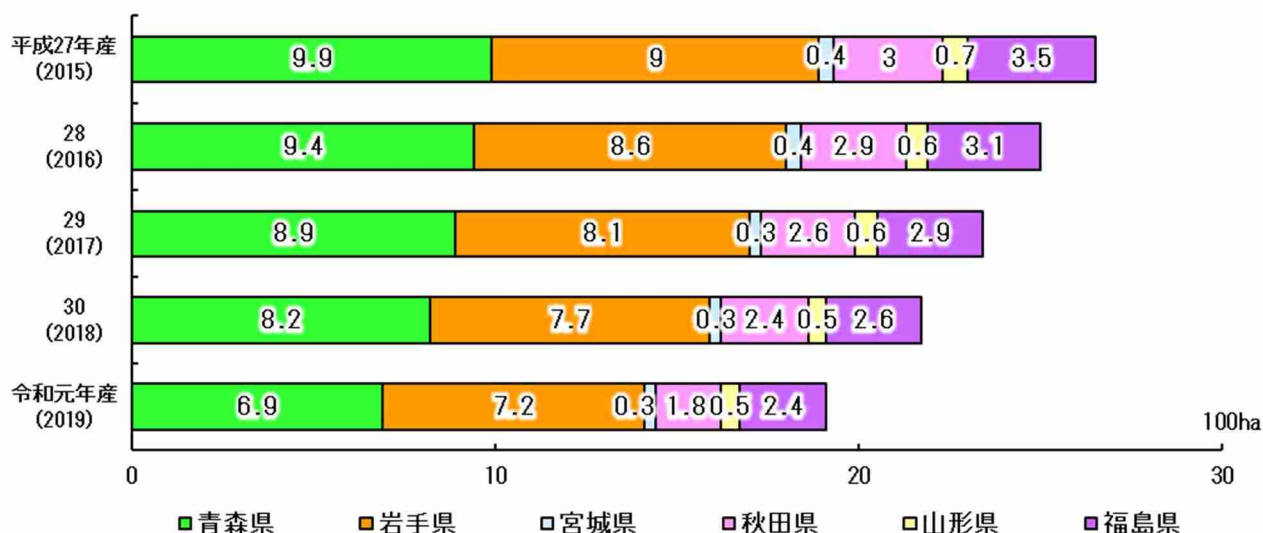
図表 参2-37 葉たばこ収穫面積の推移
(全国・東北)



図表 参2-38 葉たばこ収穫量の推移
(全国・東北)



図表 参2-39 葉たばこ収穫面積の推移(県別)



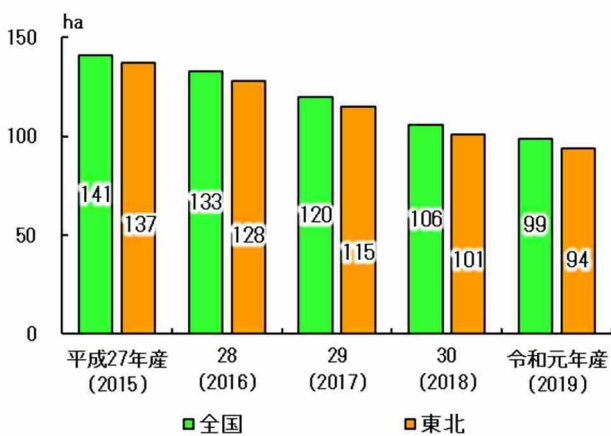
資料：全国たばこ耕作組合中央会調べ(全国)、日本たばこ産業株式会社調べ(東北及び各県)

注：収穫面積の推移(全国・東北)の東北の値と収穫面積の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

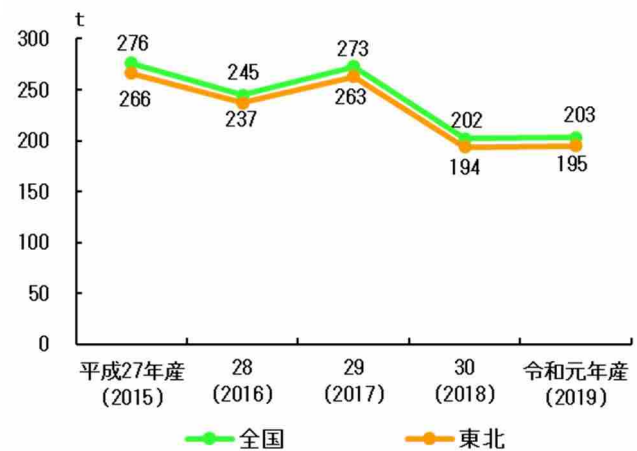
(ホップの収穫面積は、前年産より減少、収穫量は、前年産より増加)

- 全国ホップ収穫面積の95%を占める東北のホップの収穫面積は、令和元(2019)年産では、高齢化に伴う廃業や後継者不足により、前年産に比べて6.9%減少し、94haとなりました(図表 参2-40)。
- また、ホップの収穫量は、気象被害や病害虫被害があったものの作柄は良く、前年産に比べて0.5%増加し、195tとなりました。(図表 参2-41)。

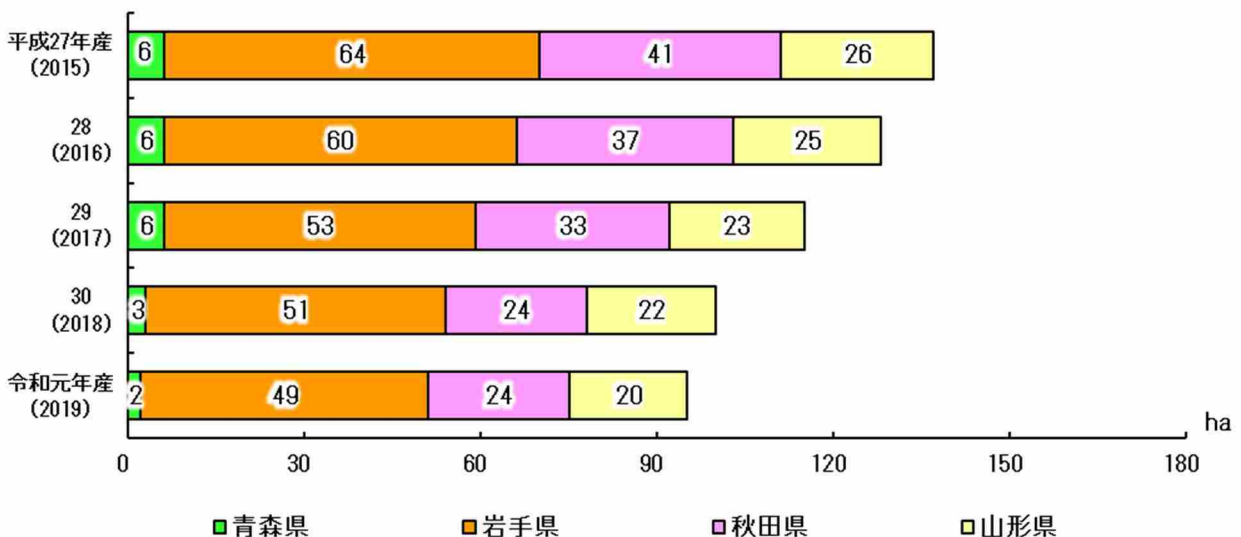
図表 参2-40 ホップ収穫面積の推移 (全国・東北)



図表 参2-41 ホップ収穫量の推移 (全国・東北)



図表 参2-42 ホップ収穫面積の推移 (県別)



資料：全国ホップ連合会「ホップに関する資料」

注：収穫面積の推移(全国・東北)の東北の値と収穫面積の推移(県別)各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

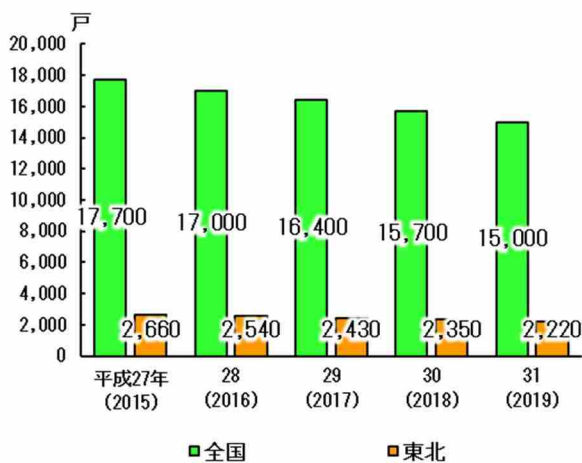
8. 畜産・飼料作物

(1) 乳用牛

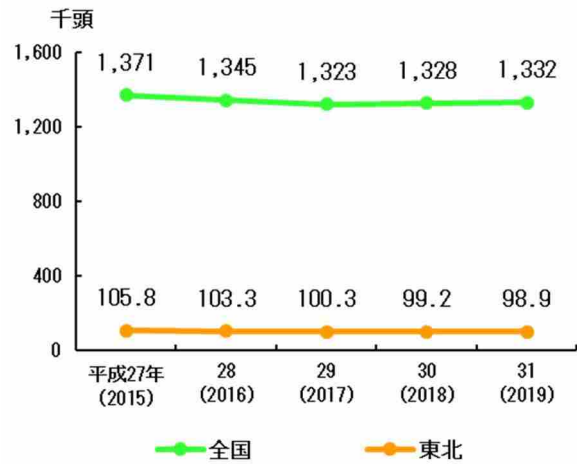
(乳用牛飼養戸数、飼養頭数は、前年より減少)

- 平成 31 (2019) 年の東北における乳用牛の飼養戸数は、前年に比べて 5.5% 減少し、2,220 戸となりました (図表 参 2-43)。
- また、乳用牛の飼養頭数は、前年に比べて 0.3% 減少し、9 万 8,900 頭となりました (図表 参 2-44)。
- なお、1 戸当たり飼養頭数をみると、東北は 44.5 頭で前年に比べて 2.3 頭増加したものの、全国平均 88.8 頭を大きく下回っています (図表 参 2-46)。

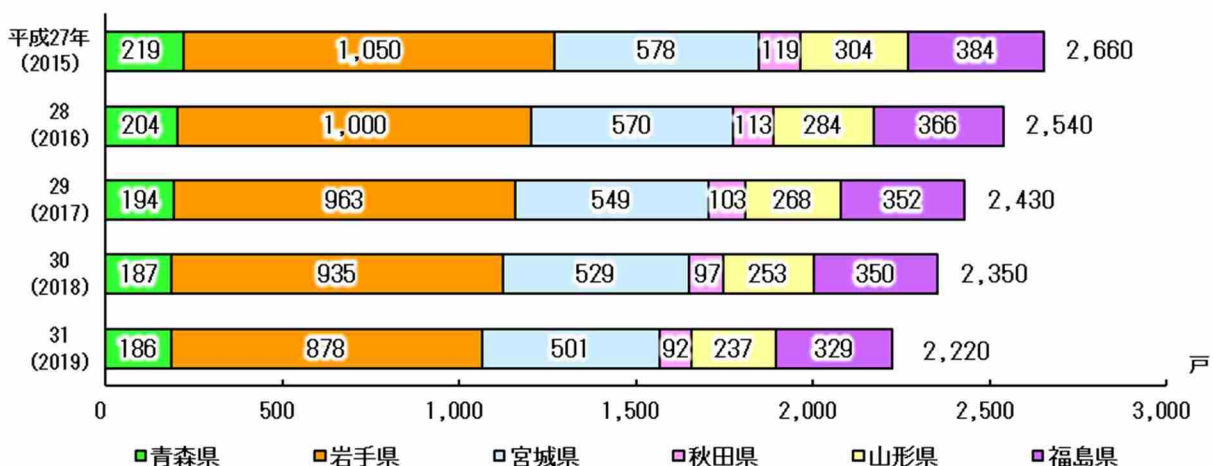
図表 参 2-43 乳用牛飼養戸数の推移 (全国・東北)



図表 参 2-44 乳用牛飼養頭数の推移 (全国・東北)



図表 参 2-45 乳用牛飼養戸数の推移 (県別)

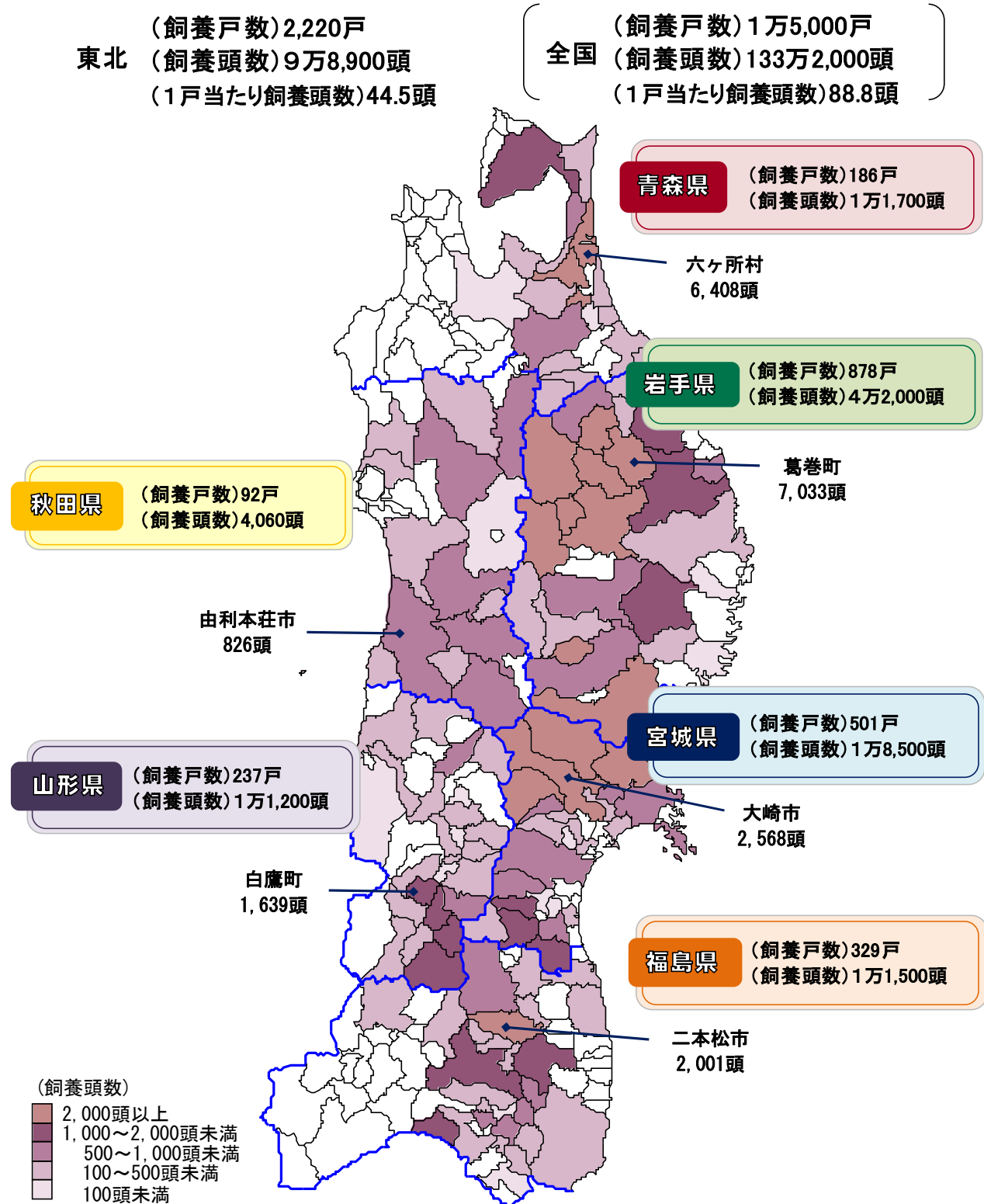


資料：農林水産省「畜産統計」

注：1) 各年2月1日現在の値

2) 飼養戸数の推移 (全国・東北) の東北の値と飼養戸数の推移 (県別) の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

図表 参 2-46 乳用牛の飼養頭数（平成 31（2019）年 2 月 1 日現在）



資料：農林水産省「畜産統計」「2015年農林業センサス」

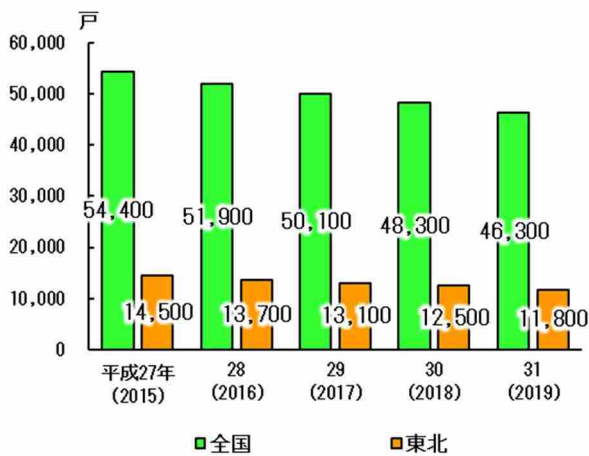
- 注：1) 全国、東北、県別の数値は平成 31(2019)年 2 月 1 日現在、市町村別の数値は 2015 年農林業センサスに基づく、平成 27(2015)年の値である。
- 2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の乳用牛飼養頭数を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
- 3) 東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域内（平成 26(2014)年 4 月 1 日時点の避難指示区域である福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）については、調査を実施できなかったため、2015 年農林業センサス結果には含まれていない。
- 4) 表示した市町村は、各県内で乳用牛の飼養頭数が公表されている市町村で最も多い市町村である。

(2) 肉用牛

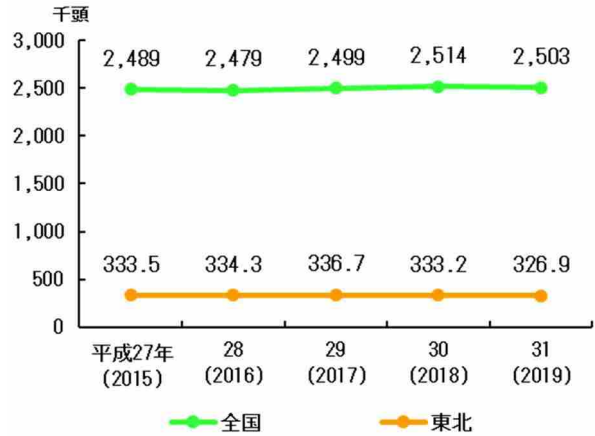
(肉用牛飼養戸数、飼養頭数は、前年より減少)

- 平成31(2019)年の東北における肉用牛の飼養戸数は、前年に比べて5.6%減少し、1万1,800戸となりました(図表参2-47)。
- また、肉用牛の飼養頭数は、前年に比べて1.9%減少し、32万6,900頭となりました(図表参2-48)。
- なお、1戸当たり飼養頭数をみると、東北は27.7頭で前年に比べて1.0頭増加したものの、全国平均54.1頭を大きく下回っています(図表参2-50)。

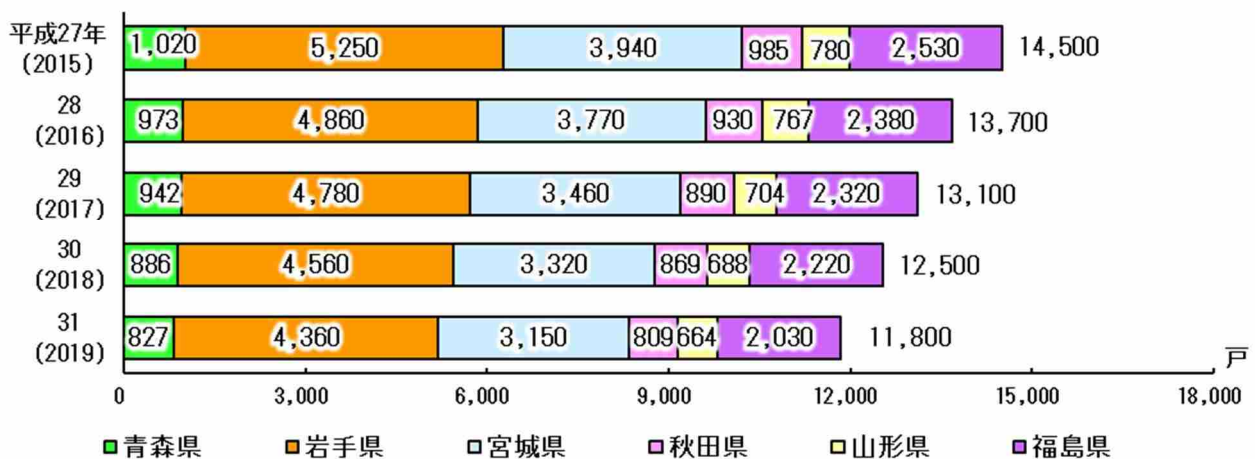
図表 参2-47 肉用牛飼養戸数の推移 (全国・東北)



図表 参2-48 肉用牛飼養頭数の推移 (全国・東北)



図表 参2-49 肉用牛飼養戸数の推移 (県別)



資料：農林水産省「畜産統計」

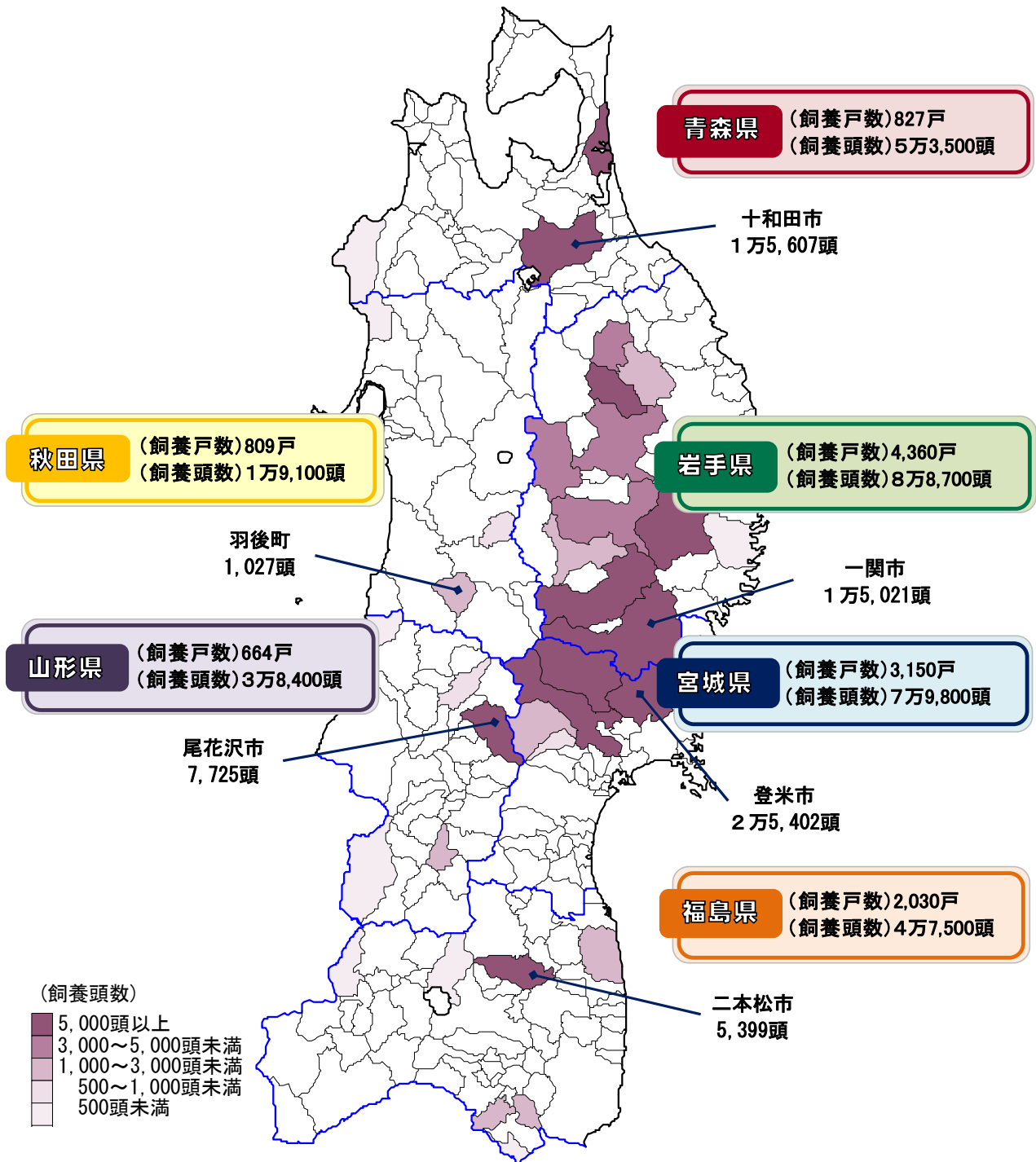
注：1) 各年2月1日現在の値

2) 飼養戸数の推移(全国・東北)の東北の値と飼養戸数の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

図表 参 2-50 肉用牛の飼養頭数（平成 31 (2019) 年 2 月 1 日現在）

（飼養戸数）1万1,800戸
 東北（飼養頭数）32万6,900頭
 （1戸当たり飼養頭数）27.7頭

（飼養戸数）4万6,300戸
 全国（飼養頭数）250万3,000頭
 （1戸当たり飼養頭数）54.1頭



資料：農林水産省「畜産統計」「2015年農林業センサス」

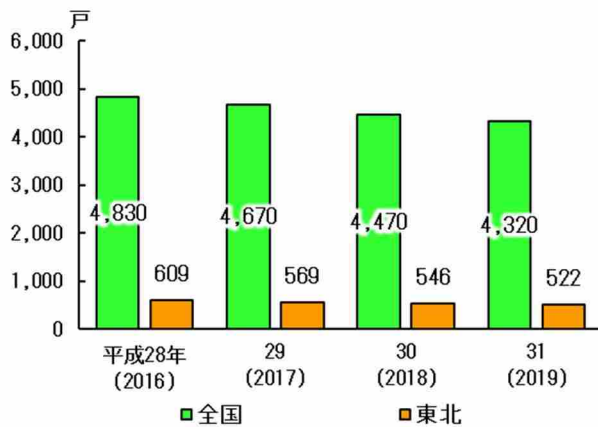
- 注：1）全国、東北、県別の数値は平成 31 (2019) 年 2 月 1 日現在、市町村別の数値は 2015 年農林業センサスに基づく、平成 27 (2015) 年の値である。
- 2）個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の肉用牛飼養頭数を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
- 3）東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域内（平成 26 (2014) 年 4 月 1 日時点の避難指示区域である福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）については、調査を実施できなかったため、2015 年農林業センサス結果には含まれていない。
- 4）表示した市町村は、各県内で肉用牛の飼養頭数が公表されている市町村で最も多い市町村である。

(3) 豚

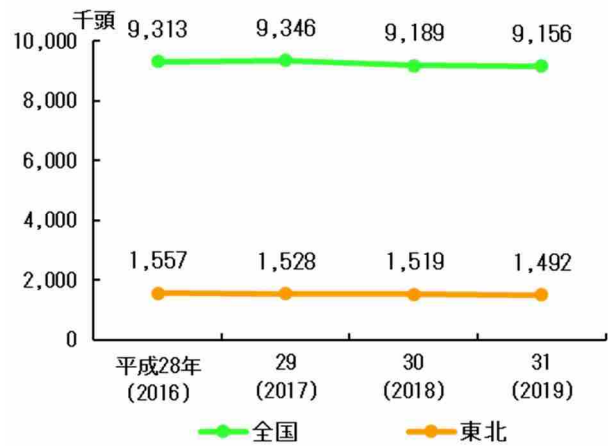
(豚飼養戸数、飼養頭数は、前年より減少)

- 平成31(2019)年の東北における豚の飼養戸数は、前年に比べて4.4%減少し、522戸となりました(図表参2-51)。
- また、豚の飼養頭数は、前年に比べて1.8%減少し、149万2,000頭となりました(図表参2-52)。
- なお、1戸当たり飼養頭数をみると、東北は前年に比べて76.1頭増加し、2,858.2頭で、全国平均2,119.4頭を上回っています(図表参2-54)。

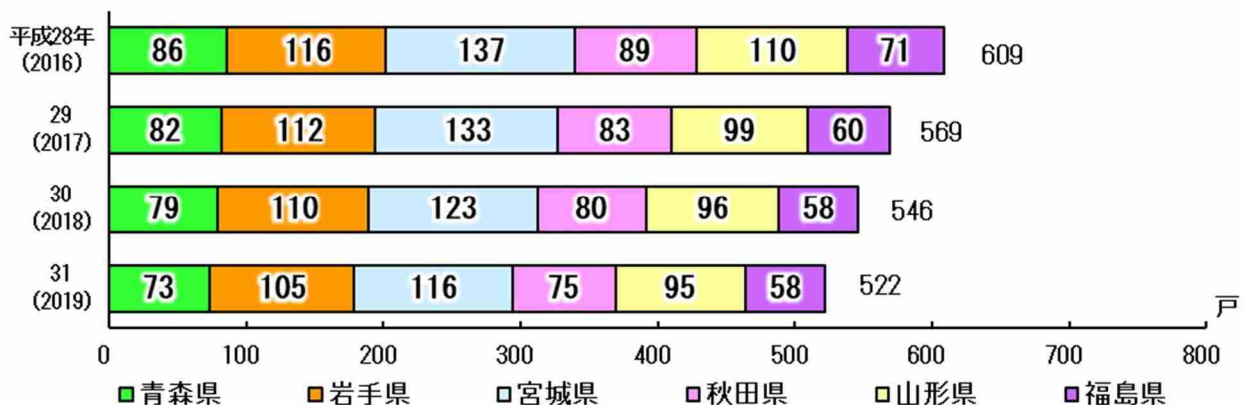
図表 参2-51 豚飼養戸数の推移 (全国・東北)



図表 参2-52 豚飼養頭数の推移 (全国・東北)



図表 参2-53 豚飼養戸数の推移 (県別)



資料：農林水産省「畜産統計」

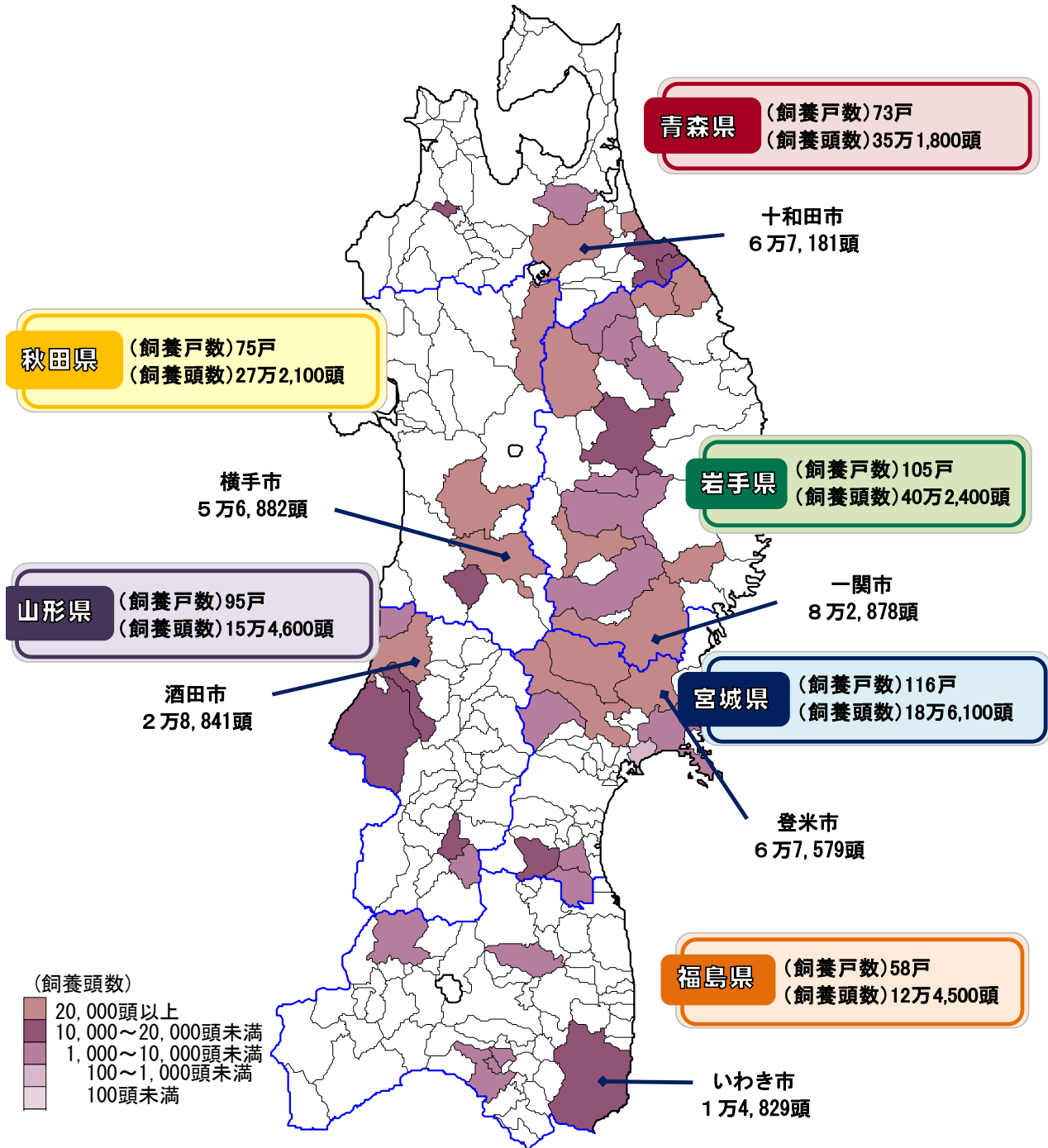
注：1) 各年2月1日現在の値

2) 飼養戸数の推移(全国・東北)の東北の値と飼養戸数の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。

3) 2015年農林業センサス実施年のため、平成27年畜産統計調査は豚の調査を休止

図表 参2-54 豚の飼養頭数（平成31(2019)年2月1日現在）

<p>東北</p> <p>(飼養戸数)522戸</p> <p>(飼養頭数)149万2,000頭</p> <p>(1戸当たり飼養頭数)2,858.2頭</p>	<p>全国</p> <p>(飼養戸数)4,320戸</p> <p>(飼養頭数)915万6,000頭</p> <p>(1戸当たり飼養頭数)2,119.4頭</p>
--	--



資料：農林水産省「畜産統計」「2015年農林業センサス」

注：1) 全国、東北、県別の数値は平成31(2019)年2月1日現在、市町村別の数値は2015年農林業センサスに基づく、平成27(2015)年の値である。

2) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の豚飼養頭数を公表していないことから、当該市町村は白色としている。

3) 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域内（平成26(2014)年4月1日時点の避難指示区域である福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）については、調査を実施できなかったため、2015年農林業センサス結果には含まれていない。

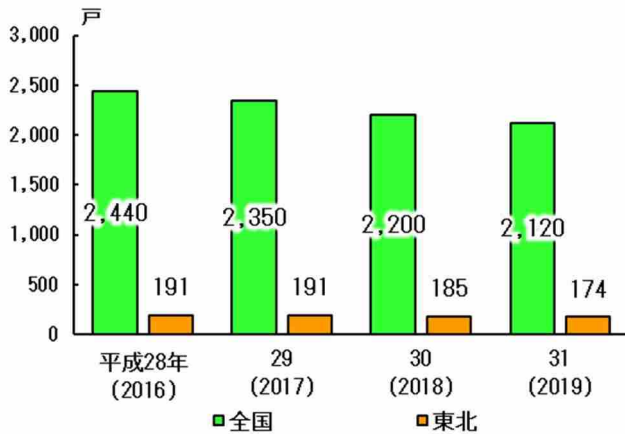
4) 表示した市町村は、各県内で豚の飼養頭数が公表されている市町村で最も多い市町村である。

(4) 採卵鶏

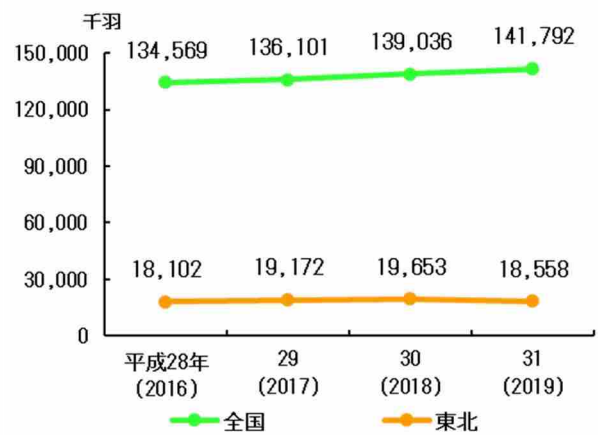
(採卵鶏飼養戸数、飼養羽数は、前年より減少)

- 平成31(2019)年の東北における採卵鶏の飼養戸数については、前年に比べて5.9%減少し、174戸となりました(図表 参2-55)。
- また、採卵鶏の飼養羽数は、前年に比べて5.6%減少し、1,855万8,000羽となりました(図表 参2-56)。
- なお、1戸当たり飼養羽数をみると、東北は前年に比べて500羽増加し、10万6,700羽で、全国平均6万6,900羽を大きく上回っています(図表 参2-58)。

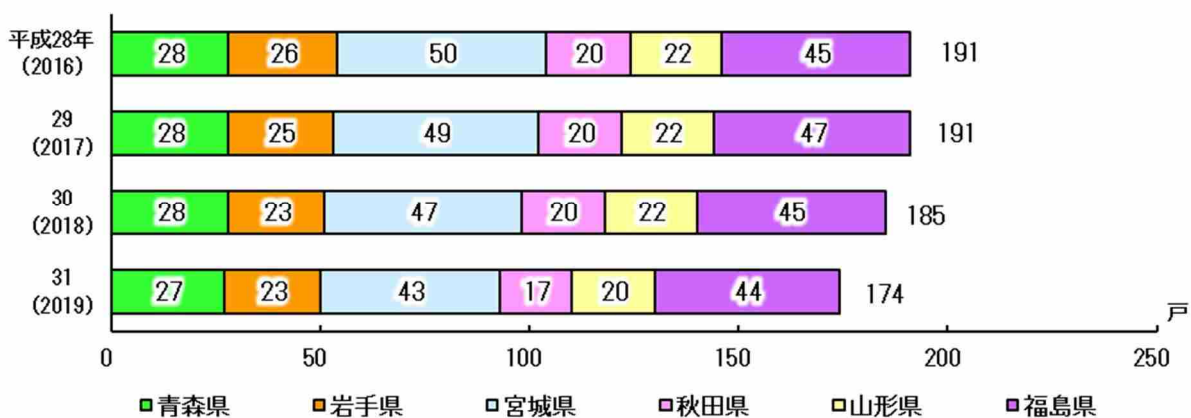
図表 参2-55 採卵鶏飼養戸数の推移 (全国・東北)



図表 参2-56 採卵鶏飼養羽数の推移 (全国・東北)



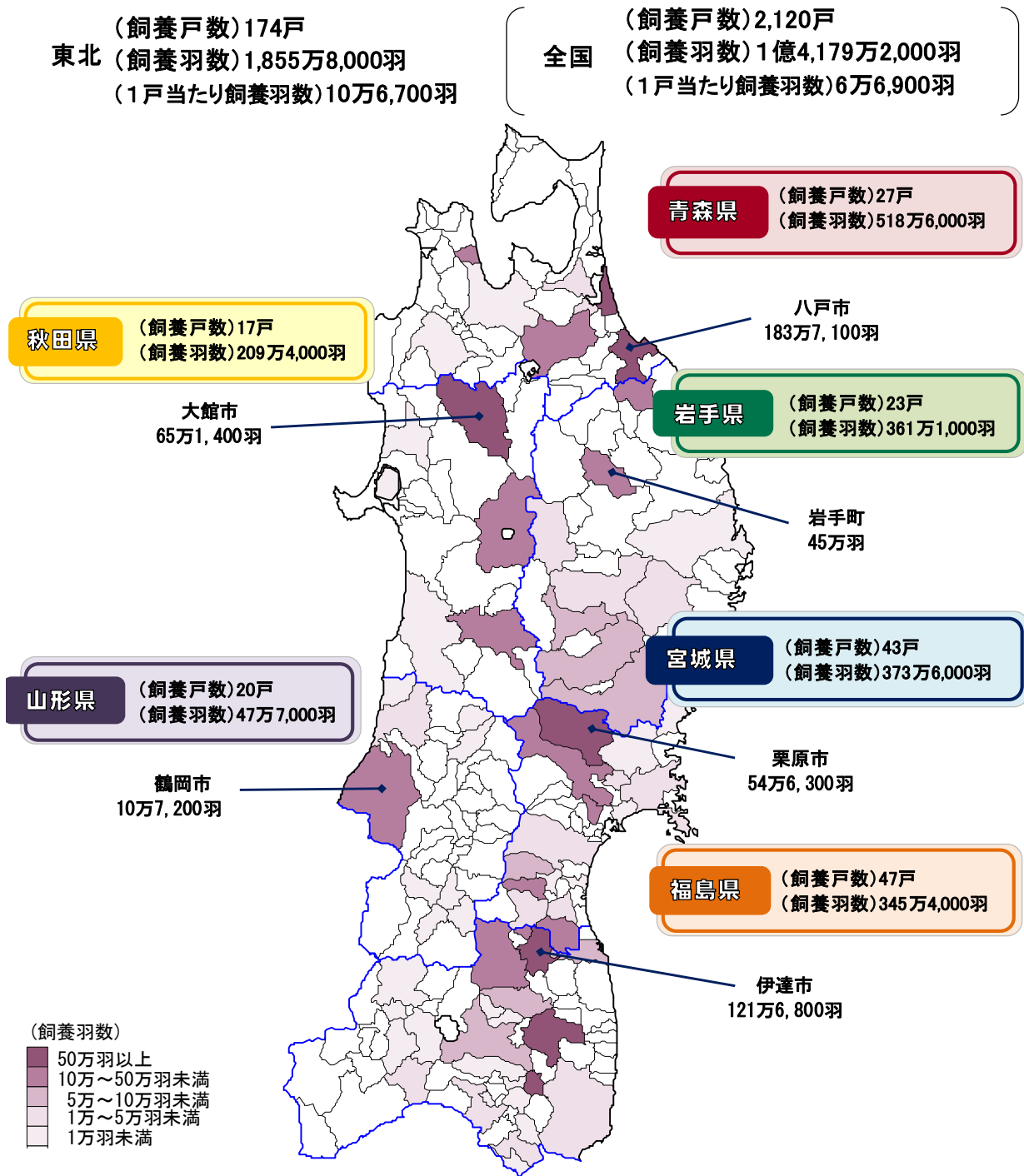
図表 参2-57 採卵鶏飼養戸数の推移 (県別)



資料：農林水産省「畜産統計」

- 注：1) 各年2月1日現在の値
 2) 飼養戸数の推移(全国・東北)の東北の値と飼養戸数の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。
 3) 2015年農林業センサス実施年のため、平成27年畜産統計調査は採卵鶏の調査を休止
 4) 種鶏のみの飼養者及び成鶏めす1,000羽未満の飼養者は、飼養戸数に含まれていない。
 5) 飼養羽数は、成鶏めす6か月以上の羽数

図表 参2-58 採卵鶏の飼養羽数（平成31(2019)年2月1日現在）



資料：農林水産省「畜産統計」「2015年農林業センサス」

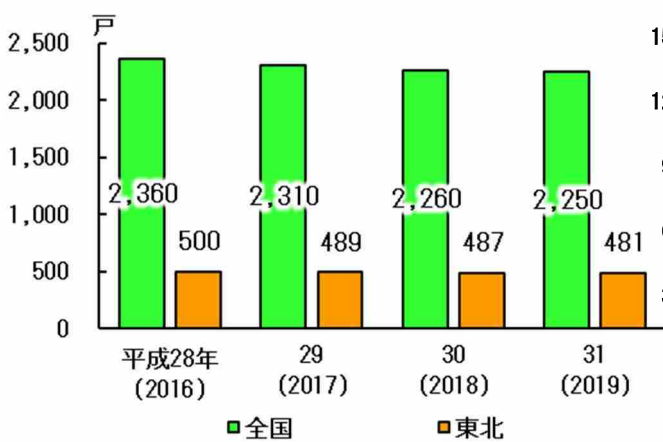
- 注：1) 全国、東北、県別の数値は平成31(2019)年2月1日現在、市町村別の数値は2015年農林業センサスに基づく、平成27(2015)年の値である。
- 2) 東北における飼養羽数は、四捨五入の関係から県別の飼養羽数の和と一致しない場合がある。
- 3) 採卵鶏の飼養戸数には種鶏のみの飼養者及び成鶏めす1,000羽未満の飼養者を含めていない。
- 4) 飼養羽数は、成鶏めす6ヶ月以上の羽数。ただし、市町村別採卵鶏飼養羽数はひなを含む羽数
- 5) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の採卵鶏飼養羽数を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
- 6) 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域内(平成26(2014)年4月1日時点の避難指示区域である福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域)については、調査を実施できなかったため、2015年農林業センサス結果には含まれていない。
- 7) 表示した市町村は、各県内で採卵鶏飼養羽数が公表されている市町村で最も多い市町村である。

(5) ブロイラー

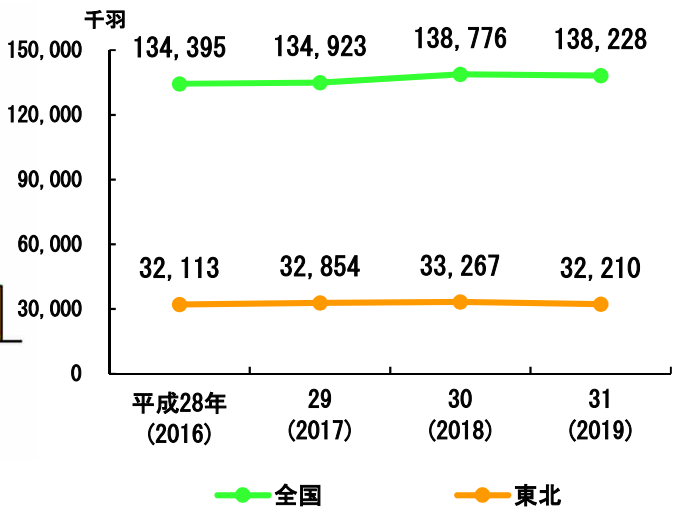
(ブロイラー飼養戸数、飼養羽数は、前年より減少)

- 平成31(2019)年の東北におけるブロイラーの飼養戸数は、前年に比べて1.2%減少し、481戸となりました(図表 参2-59)。
- また、ブロイラーの飼養羽数は、前年に比べて3.2%減少し、3,221万羽となりました(図表 参2-60)。
- なお、1戸当たり飼養羽数をみると、東北は6万7,000羽で、全国平均の6万1,400羽を上回っています(図表 参2-62)。

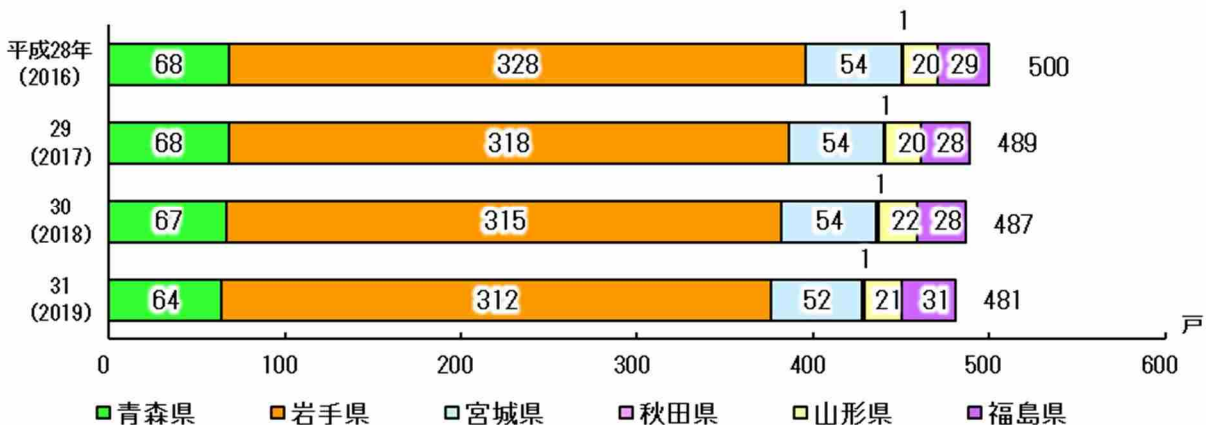
図表 参2-59 ブロイラー飼養戸数の推移 (全国・東北)



図表 参2-60 ブロイラー飼養羽数の推移 (全国・東北)



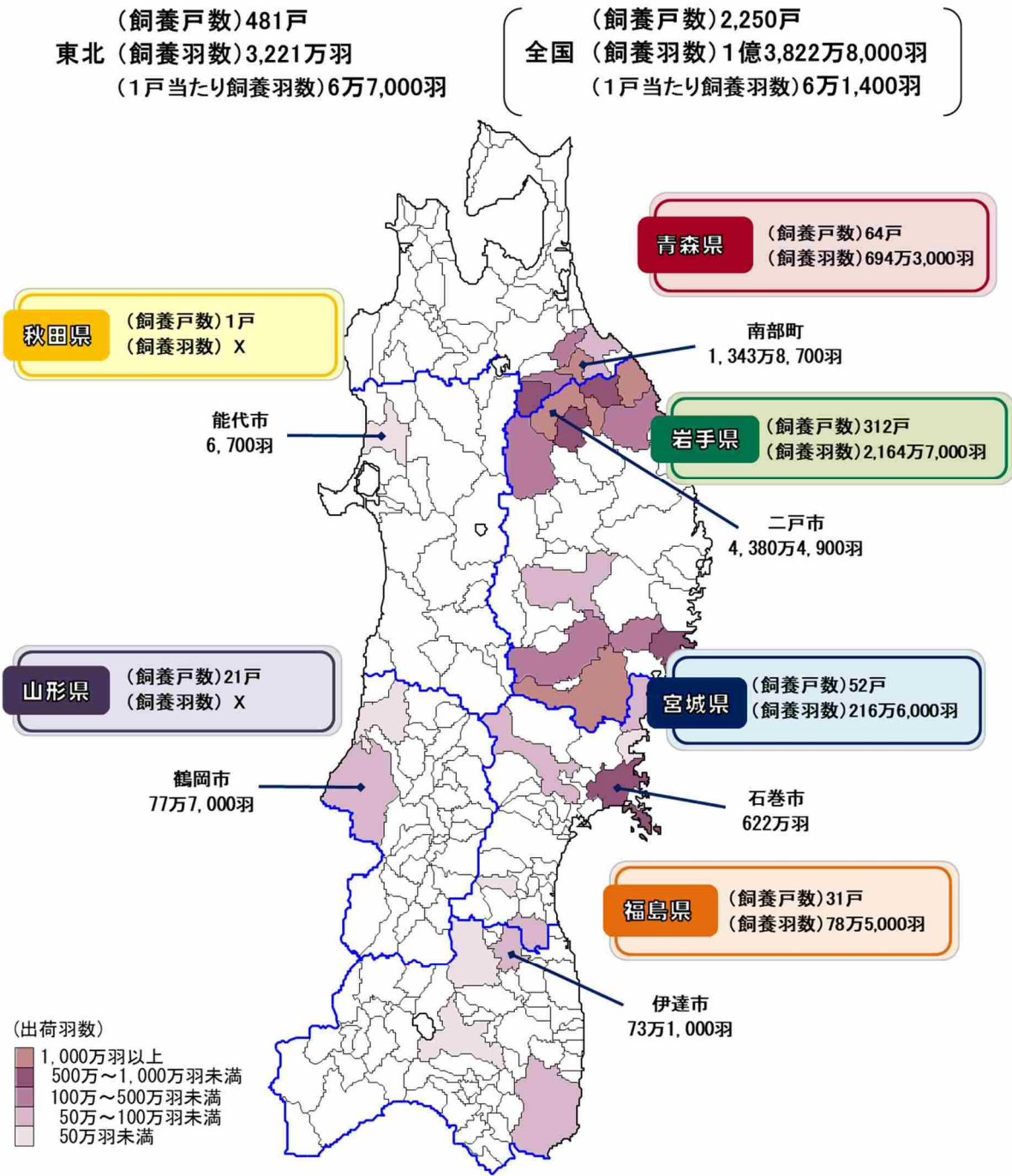
図表 参2-61 ブロイラー飼養戸数の推移 (県別)



資料：農林水産省「畜産統計」

- 注：1) ブロイラーの調査は、平成25(2013)年2月1日現在の調査から実施
- 2) 各年2月1日現在の値
- 3) 飼養戸数の推移(全国・東北)の東北の値と飼養戸数の推移(県別)の各県の値は、データごとに四捨五入するため、一致しない場合がある。
- 4) 2015年農林業センサス実施年のため、平成27年畜産統計調査はブロイラーの調査を休止
- 5) 年間出荷羽数が3,000羽未満の飼養者は、当調査の対象に含まれていない。

図表 参 2-62 ブロイラーの飼養・出荷羽数（平成 31(2019)年 2月 1日現在）



資料：農林水産省「畜産統計」「2015年農林業センサス」

注：1) 全国、東北、県別の数値は平成 31(2019)年 2月 1日現在、市町村別の数値は 2015 年農林業センサスに基づく、平成 27 (2015) 年の値である。

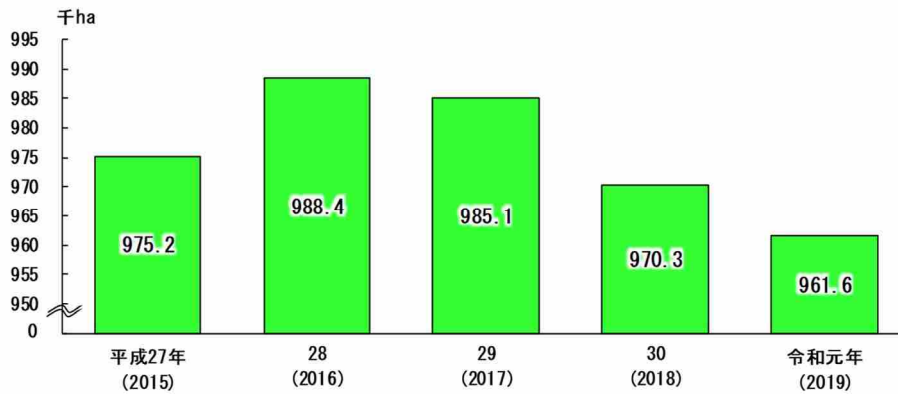
- 2) 市町村別の数値は出荷羽数であるため、各県の飼養羽数を上回っていることに注意が必要
- 3) 飼養戸数には、出荷羽数年間 3,000 羽未満の飼養者を含めていない。
- 4) 飼養羽数は、2月 1日現在で飼養している鶏のうち、年間出荷羽数 3,000 羽以上の飼養者の飼養羽数
- 5) 秋田県及び山形県の飼養羽数の「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表していない。
- 6) 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、一部の市町村の出荷羽数を公表していないことから、当該市町村は白色としている。
- 7) 東京電力福島第 1 原子力発電所の事故による避難指示区域内（平成 26 年(2014)年 4月 1日時点の避難指示区域である福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）については、調査を実施できなかったため、2015 年農林業センサスには含まれていない。
- 8) 表示した市町村は、各県内でブロイラー出荷羽数が公表されている市町村で最も多い市町村である。

(6) 飼料作物の生産動向

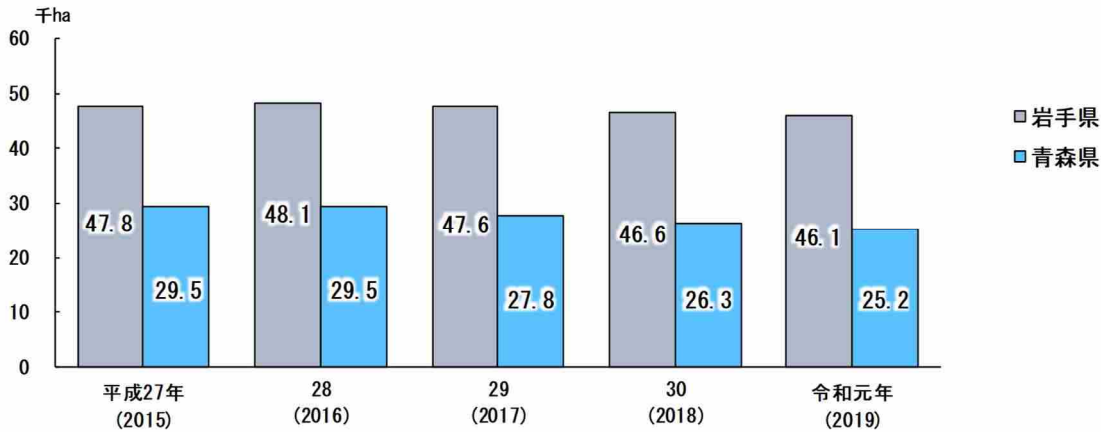
(飼料作物作付面積は、前年より減少)

- 主産県における飼料作物の作付面積は、平成28(2016)年まで増加していましたが、平成29(2017)年から減少傾向に転じています(図表 参2-63、64)。
- 稲WCSと飼料用米の作付面積は、経営所得安定対策等の充実により、作付拡大が図られ、平成28(2016)年までは増加していましたが、平成29(2017)年以降減少傾向となっています(図表 参2-65)。

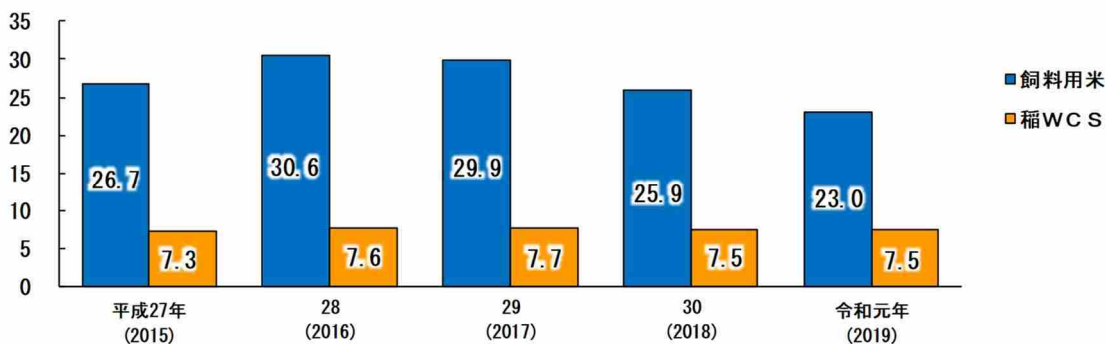
図表 参2-63 飼料作物作付(栽培)面積の推移(全国)



図表 参2-64 飼料作物作付(栽培)面積の推移(主産県)



図表 参2-65 稲WCSと飼料用米作付面積の推移(東北)



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「経営所得安定対策等の加入申請状況について」
 注：令和元(2019)年産の数値は概数値である。

令和元年度
東北食料・農業・農村を巡る情勢

発行 東北農政局
編集 企画調整室

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番地1号（第一合同庁舎）
TEL 局代表 022-263-1111（内線 4535）
URL <http://www.maff.go.jp/tohoku/>